

令和3年度
障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式
調査研究事業
報告書

令和4（2022）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

目 次

序章 事業実施概要	1
1. 事業の実施目的、事業概要	3
(1) 事業の実施目的	3
(2) 事業概要	3
2. 検討の実施体制	6
第Ⅰ部 「令和2年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく 対応状況等に関する調査」 結果の集計、分析	7
1. 調査の概要	9
(1) 調査目的	9
(2) 調査方法	9
2. 結果要旨	11
3. 調査結果（単純集計）	13
(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等	13
(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	25
(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等	38
(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	38
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	40
4. 調査結果（詳細分析）	47
(1) 相談・通報件数に関する分析	47
(2) 養護者虐待事案の詳細分析	53
(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析	65
(4) 施設従事者虐待に関する障害福祉サービス施設・事業所別分析	81
5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査	83
6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査	84
第Ⅱ部 自治体間の障害者虐待対応ばらつき解消（対応の標準化）に向けて（ヒアリング調査結果）	85
1. ヒアリング調査実施概要	87
2. ヒアリング調査実結果考察	91
3. ヒアリング調査結果（詳細）	101
参考資料1 障害者虐待の都道府県別経年比較	145
参考資料2 障害者虐待の経年比較	162
参考資料3 平成28年度～令和2年度の5ヶ年の調査結果を用いた集計	179



序章 事業実施概要

1. 事業の実施目的、事業概要

(1) 事業の実施目的

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」または「障害者虐待防止法」という。)が施行された。「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(平成 12 年 11 月施行)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)(平成 13 年 10 月施行)」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)(平成 18 年 4 月施行)」に次いで成立した同法は、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を背景としつつ、先行する上記虐待の他法と比べ、下記の点をはじめとして、虐待の防止についてより明確な姿勢を打ち出しているとも言えるものである。

- ①障害者に対する虐待行為の禁止を広く規定(法第 3 条)
- ②使用者による障害者虐待(以下「使用者虐待」という。)の防止に関する規定(法第 2 条第 8 項、第 21 条、第 28 条)
- ③就学する障害者等に対する虐待の防止に関する規定(法第 29 条、第 30 条、第 31 条)
- ④正当な理由のない身体拘束を身体的虐待とともに禁止(法第 2 条第 6 項第 1 号イ、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号)
- ⑤市町村虐待防止センター、都道府県権利擁護センターの設置義務(法第 32-39 条)

本事業では、厚生労働省が実施している「令和 2 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」(以下「障害者虐待対応状況調査」という。)等をもとにした分析等により、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向けて、今後有効と思われる取組の視点や留意点等の提案を行うことを目的として実施した。

(2) 事業概要

本事業では、特に令和元年度「障害者虐待対応状況調査」において、「障害者虐待の通報等を受けた場合の事実確認調査の実施や、虐待判断件数について市町村(特別区を含む。以下同じ。)間で生じている対応のばらつき」が明らかになったことを踏まえ、その解消に向けて、以下に記載する一連の内容について、重点的に取り組んだ。

①設問の新設、調査結果の集計、分析

上記の問題意識を踏まえ、特に、障害者虐待の通報等を受けた場合の事実確認調査の実施や、虐待判断の各場面でどのような対応がなされているか、どのような課題が生じているかを把握することを目的に、令和 2 年度「障害者虐待対応状況調査」において、実態や課題等を把握するための設問を設けた。

加えて、「障害者虐待対応状況調査」で継続的に把握し、経年での変化を確認するための設問を設け、養護者による障害者虐待(以下「養護者虐待」という。)、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(以下「施設従事者虐待」という。)を中心に、集計、分析を行った。

なお、本報告書で掲載している調査結果は、令和 4 年 3 月 29 日に厚生労働省より公表された「令和 2 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づ

く対応状況等に関する調査結果報告書」の【参考資料5】と同一の内容である。

②他自治体にとって参考になると考えられる取組や体制等の実績がある自治体等に対するヒアリング調査の実施、分析

上記①令和2年度「障害者虐待対応状況調査」結果からは、市町村が「判断に迷う事例」が多岐にわたっていることを確認した。

特に、『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き』（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、令和2年10月）（以下「国手引き」という。）の記載内容の理解が不十分であることが推測される自由記述からは、「障害者虐待対応防止と対応のポイント」¹に対する再度の理解促進、再周知の必要性とともに、虐待対応～虐待対応終結後の支援への引継ぎや再発防止対応という一連のプロセスにおける組織的対応の必要性を確認した。

そこで、検討委員会で議論を重ね、上記の問題点の解消に向けた示唆を得ることを目的に、ヒアリング調査における仮説の設定を試みた（本報告書 p. 87 参照）。そのうえで、他自治体（市町村、都道府県）にとって参考になると考えられる取組や体制等の実績がある自治体等（市町村、都道府県、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等）から、障害者虐待対応の取組や体制整備等が実現できている背景や要因、工夫等を探り、全国の自治体に展開するための示唆を得ることを目的として、ヒアリング調査を実施した。

③「障害者虐待防止～

自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集～」（報告書別冊）の作成

上記②ヒアリング調査結果からは、いずれのヒアリング調査協力自治体等においても、国手引きに書かれていることを基本として、国手引きの記載内容を一層効果的に実現、達成するために、それぞれの取組や体制整備等に工夫をこらしていること、その根底には「障害者の権利擁護を重視すること」という考え方や組織的対応が徹底されていることを確認できた。

上記①②の結果をもとに、改めて障害者虐待対応における第一義的対応と責任を担う市町村及び市町村への支援を行う都道府県に対し、「障害者虐待対応における基本の徹底」及び「判断に迷う事例においても求められる対応」の周知を目的に、検討委員会で伝えるべき内容について検討を重ね、障害者虐待における考え方や対応を取りまとめた「障害者虐待防止～自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集～」の作成を行った。

④調査研究報告書（最終報告書）の作成

①～③で行った調査の集計・分析及び検討委員会における検討を通じて、障害者虐待の未然防止に向けて有効と考えられる取組の視点や留意点等を記載した調査研究報告書（最終報告書）を作成した。

¹ 『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き』（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、令和2年10月）では「障害者虐待防止と対応のポイント」として「障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。障害者に対する虐待の発生子防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。」と記載されている（p. 18）。

■ 調査研究フロー

昨年度

令和元年度
「障害者虐待対応状況調査」結果

「障害者虐待の通報等を受けた場合の事実確認調査の実施や、虐待判断件数について市町村間で生じている対応のばらつき」に対する問題意識

本年度

市町村間で生じている対応のばらつき解消に向けた検討

検討委員会

令和2年度「障害者虐待対応状況調査」設問の新設、調査結果の集計、分析

- ・令和2年度調査結果を用いた養護者虐待の分析
- ・令和2年度調査結果を用いた施設従事者虐待の分析
- ・平成24年度～令和2年度調査結果を用いた経年比較分析
- ・全データをを用いた詳細クロス集計分析

- ・令和2年度「障害者虐待対応状況調査」調査票の改良検討(市町村間で生じている対応のばらつきが生じている実態や課題等の把握のための設問新設)
- ・特に市町村が「判断に迷う事例」に関する自由記述の整理

他自治体にとって参考になると考えられる取組や体制等の実績がある自治体等に対するヒアリング調査

障害者虐待対応の取組や体制整備等が実現できている背景や要因、工夫等に関する仮説の設定

ヒアリング調査項目の検討・実施

障害者虐待対応の取組や体制整備等が実現できている背景や要因、工夫等に関する分析

- ・データの詳細分析による障害者虐待の発生要因等の分析、検討
- ・ヒアリング調査結果による未然防止等に向けた取組の分析、検討
- ・両調査結果をもとにした、「障害者虐待対応における基本の徹底」及び「判断に迷う事例」について
- ・障害者虐待の未然防止に資するための留意点や虐待防止のあり方等についての検討

調査研究事業報告書
(最終報告書)の作成

「障害者虐待～自治体におけるより良い対応について
みんなで作るための素材集～」の作成

2. 検討の実施体制

本事業では、「令和3年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会を設置し、令和2年度「障害者虐待対応状況調査」結果の集計、分析を行うとともに、自治体間の障害者虐待対応ばらつき解消（対応の標準化）に向けた方策に関する検討を行った。

本事業の委員会メンバー及び開催日程、議題等は以下のとおりである。

令和3年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会 委員

※五十音順、敬称略

氏名	所属
大村 美保	筑波大学 人間系 障害科学域 助教
◎小山 聡子	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授
曾根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）准教授
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
野村 政子	東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 准教授

(◎委員長)

【事務局】

一般財団法人 日本総合研究所

令和3年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会

開催日、議題

開催日	議題
第1回検討委員会 令和3年8月5日	(1) 昨年度調査結果の報告と本年度調査研究の概要について (2) 事実確認調査・虐待の判断に関する課題の解決に向けた検討
第2回検討委員会 令和3年9月14日	(1) 事実確認調査・虐待の判断に関する課題の解決に向けた検討 ①「令和2年度 障害者虐待対応状況調査」調査票改良報告、配布・回収スケジュール（案） ②事実確認調査や虐待の判断に関する自治体間の対応のばらつきの解消（対応の標準化）をめざした方法の検討 ③障害者虐待の防止に資する公表方法の検討
第3回検討委員会 令和3年11月24日	(1) 自治体間の障害者虐待対応ばらつき解消（対応の標準化）に向けたヒアリング調査について (2) 「令和2年度 障害者虐待対応状況調査」に関する経過報告
第4回検討委員会 令和4年1月26日	(1) 「令和2年度 障害者虐待対応状況調査」に関する経過報告 (2) 自治体間の障害者虐待対応ばらつき解消（対応の標準化）に向けたヒアリング調査に関する経過報告 (3) 自治体間の障害者虐待対応ばらつき解消に向けた参考事例集（報告書別冊）の作成の検討
第5回検討委員会 令和4年3月9日	(1) 報告書の全体構成について (2) 「令和2年度障害者虐待対応状況調査」について (3) 自治体間の障害者虐待対応ばらつき解消（対応の標準化）について ①ヒアリング調査結果 ②「みんなで考えるための素材集」（仮）についての検討

第 I 部 「令和 2 年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」

結果の集計、分析

1. 調査の概要

(1) 調査目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)の施行(平成24年10月1日)を受けて、令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、令和2年度中(令和2年4月1日～令和3年3月31日)に相談・通報(本人による届出を含む。以下同じ。)があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
- (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議(初動対応の決定)を行う体制と実績
- (3) 事実確認の状況と結果
- (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- (5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況
- (6) 虐待行為の種類と程度
- (7) 被虐待者等の状況
- (8) 虐待への対応策
- (9) 死亡事例

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
- (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議(初動対応の決定)を行う体制と実績
- (3) 事実確認の状況と結果
- (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- (5) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況
- (6) 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況

3. 使用者による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
- ##### 4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
- (1) 相談・通報件数及び相談内容に該当する機関
- ##### 5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1及び2における具体的内容(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)
虐待があった施設等の種別、虐待行為の種類、被虐待障害者等の状況、行政の対応等
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

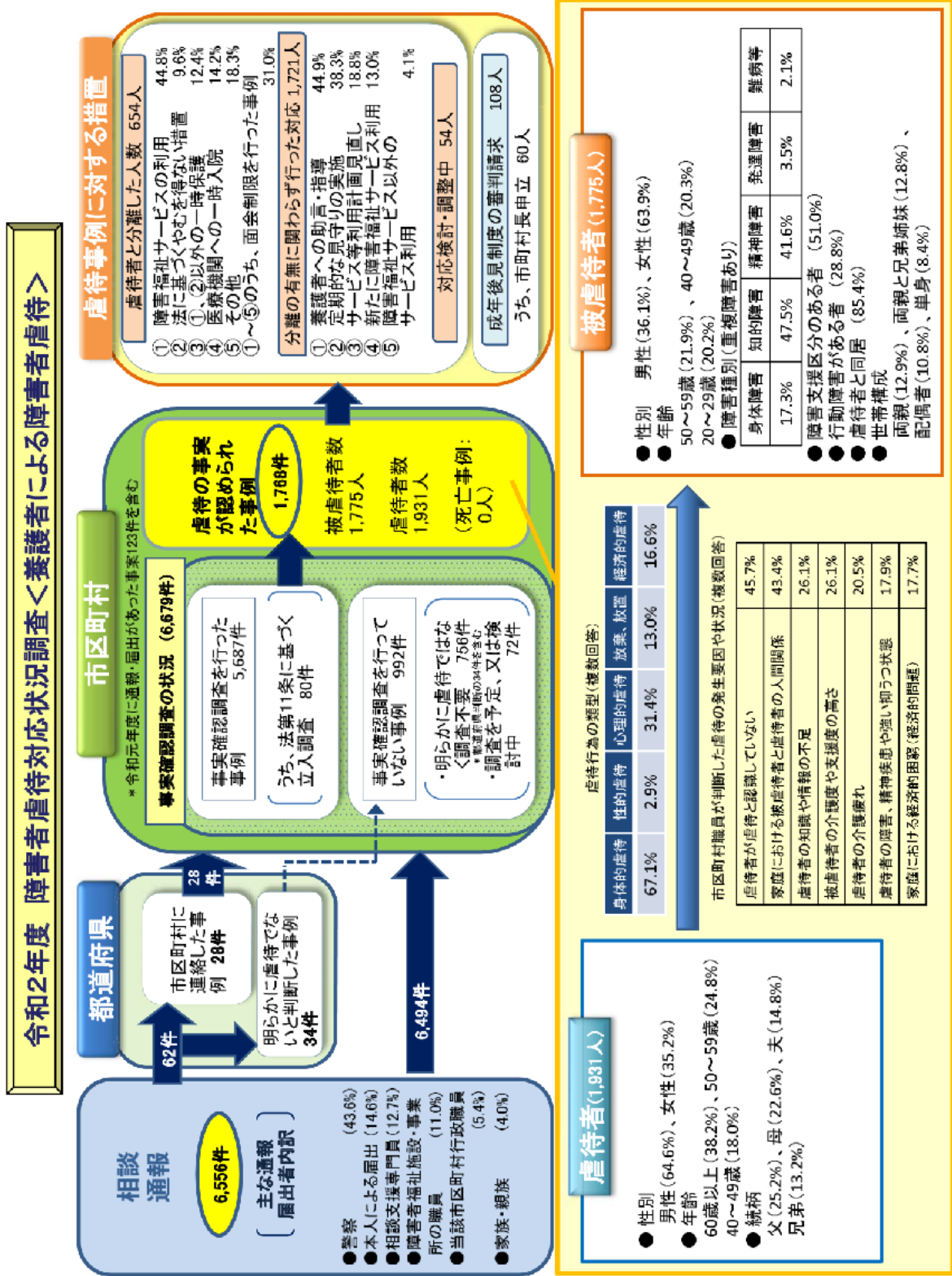
「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

2. 結果概要



虐待事例に対する措置

虐待者と分離した人数 654人

- ①障害福祉サービスの利用 44.8%
- ②法に基づきやむを得ない措置 9.6%
- ③①、②以外の一時保護 12.4%
- ④医療機関への一時入院 14.2%
- ⑤その他 18.3%
- ①～⑤のうち、面会制限を行った事例 31.0%

分離の有無に関わらず行った対応 1,721人

- ①養護者への助言・指導 44.9%
- ②定期的な見守りの実施 38.3%
- ③サービス等利用計画見直し 18.8%
- ④新たに障害福祉サービス利用 13.0%
- ⑤障害福祉サービス以外の
サービス利用 4.1%

対応検討・調整中 54人

成年後見制度の審判請求 108人

うち、市町村長申立 60人

虐待者の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.1%	2.9%	31.4%	13.0%	16.6%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	45.7%
家庭における被害者と虐待者の人間関係	43.4%
虐待者の知識や情報の不足	26.1%
被害者の介護度や支援度の高さ	26.1%
虐待者の介護疲れ	20.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	17.9%
家庭における経済的困難(経済的問題)	17.7%

虐待者(1,931人)

- 性別 男性(64.6%)、女性(35.2%)
- 年齢 60歳以上(38.2%)、50～59歳(24.8%)、40～49歳(18.0%)
- 続柄 父(25.2%)、母(22.6%)、夫(14.8%)、兄弟(13.2%)

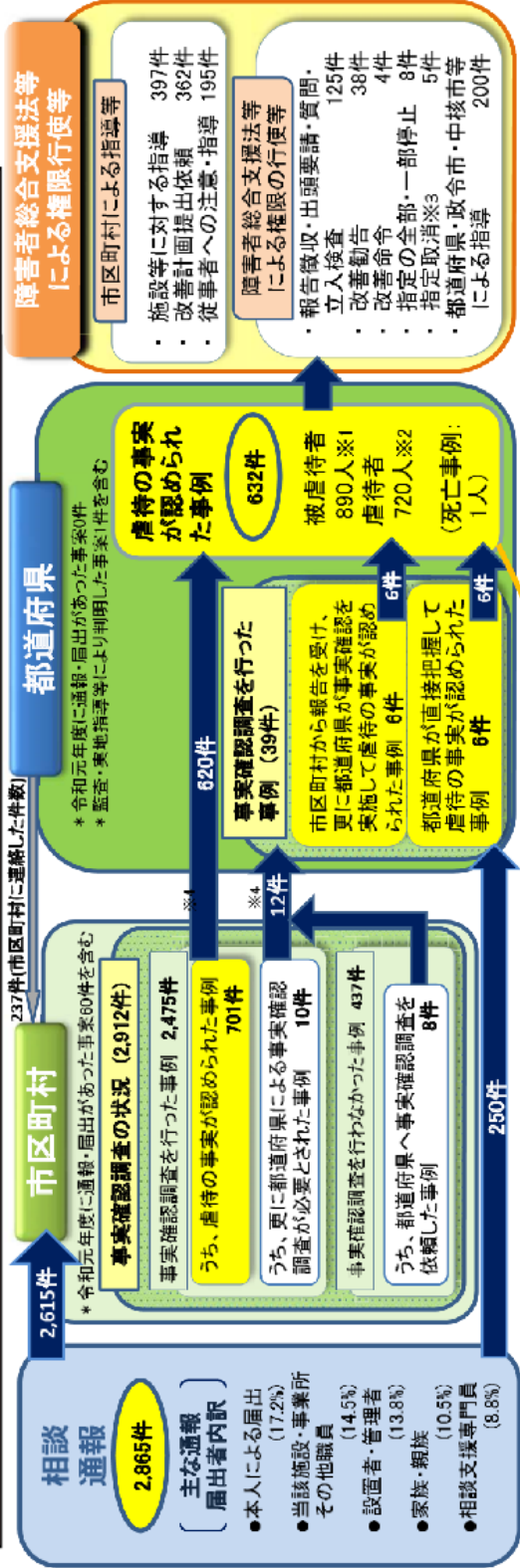
被虐待者(1,775人)

- 性別 男性(36.1%)、女性(63.9%)
- 年齢 50～59歳(21.9%)、40～49歳(20.3%)、20～29歳(20.2%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	17.3%	知的障害	47.5%	精神障害	41.6%	発達障害	3.5%	難病等	2.1%
------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-----	------

- 障害支援区分のある者 (51.0%)
- 行動障害がある者 (28.8%)
- 虐待者と同居 (85.4%)
- 世帯構成 両親(12.9%)、両親と兄弟姉妹(12.8%)、配偶者(10.8%)、単身(8.4%)

令和2年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (720人) ※2

- 性別 男性 (72.1%)、女性 (27.9%)
- 年齢 60歳以上 (21.0%)、40～49歳 (16.1%)、30～39歳 (14.9%)
- 職種 生活支援員 (38.2%)、管理者 (9.7%)、世話人 (9.4%)、その他従事者 (8.5%)、サービス管理責任者 (5.8%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	71.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	56.8%
倫理観や理念の欠如	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	52.8%	性的虐待	16.1%	心理的虐待	42.1%	放棄、放逐	7.4%	経済的虐待	4.7%
-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	131	20.1%
居宅介護	11	1.7%
高齢者介護	11	1.7%
行動支援	3	0.5%
就業介護	29	4.6%
生活介護	79	12.5%
仮泊入所	11	1.7%
自立訓練	1	0.2%
放課後・夏休み支援	3	0.5%
就労継続支援A型	45	7.1%
就労継続支援B型	67	10.6%
自立生活援助事業	1	0.2%
白帯生活援助事業	133	21.0%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	2	0.3%
移動支援	6	0.9%
移動活動支援センター	1	0.2%
児童発達支援	6	0.9%
成長発達支援サービス	97	14.6%
合計	632	100.0%

被害者 (890人) ※1

- 性別 男性 (61.9%)、女性 (38.1%)
- 年齢 20～29歳 (21.2%)、40～49歳 (18.3%)、～19歳 (18.0%)、30～39歳 (14.6%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	18.2%	知的障害	71.6%	精神障害	19.4%	発達障害	5.7%	難病等	0.8%
------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-----	------

- 障害支援区分のある者 (68.3%)
- 行動障害がある者 (30.6%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため施設長等職員が特定できなかった等の7件を除く(55年度実数)
 ※2 施設全体による虐待のための虐待者が特定できなかった21件を除く(61件が対象)
 ※3 施設長等は、虐待行為のほかに人権侵害等違反や不正請求等の違反行為等理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

3. 調査結果（単純集計）

（1）養護者による障害者虐待についての対応状況等

1）相談・通報件数（表1、表2）

令和2年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、6,556件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が6,494件、都道府県が受け付けた件数が62件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	483	東京都	371	滋賀県	135	香川県	35
青森県	42	神奈川県	197	京都府	140	愛媛県	21
岩手県	39	新潟県	153	大阪府	1,404	高知県	20
宮城県	134	富山県	40	兵庫県	427	福岡県	153
秋田県	18	石川県	102	奈良県	38	佐賀県	30
山形県	30	福井県	36	和歌山県	40	長崎県	49
福島県	91	山梨県	39	鳥取県	26	熊本県	94
茨城県	64	長野県	104	島根県	40	大分県	56
栃木県	39	岐阜県	45	岡山県	114	宮崎県	58
群馬県	47	静岡県	99	広島県	109	鹿児島県	70
埼玉県	328	愛知県	475	山口県	33	沖縄県	103
千葉県	300	三重県	65	徳島県	20	合計	6,556

市区町村が受け付けた件数が6,494件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は88.3%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は11.7%であった。

表2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	5,735	759	6,494
構成割合	88.3%	11.7%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた6,494件に対するもの。

2）相談・通報・届出者（表3-1、表3-2）

「警察」が43.6%と最も高く、次いで「本人による届出」が14.6%、「相談支援専門員」が12.7%、「施設・事業所の職員」が11.0%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数6,556件に対する割合を記載している。

表 3-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	956	264	133	13	201	38	835	721	23	2,857
構成割合	14.6%	4.0%	2.0%	0.2%	3.1%	0.6%	12.7%	11.0%	0.4%	43.6%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	357	87	13	232	42	6,772
構成割合	5.4%	1.3%	0.2%	3.5%	0.6%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数6,556件に対するもの

表 3-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	123	220	558	24	1	5	25	956
構成割合	12.9%	23.0%	58.4%	2.5%	0.1%	0.5%	2.6%	100.0%

(注)構成割合は、本人による届出件数956件に対するもの

3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 4)

対応方針（初動対応）を協議した事例件数 6,522 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 94.9%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 79.2%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 13.3%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 8.8%であった。

表 4 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数		6,522	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	6,190	94.9%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	5,165	79.2%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	867	13.3%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	576	8.8%

(注)構成割合は、対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数6,522件に対するもの。

4) 事実確認の状況（表 5、表 6、表 7）

市区町村の対応状況を見ると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 6,556 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 123 件を加えた 6,679 件のうち「事実確認調査を行った」が 5,687 件 (85.1%)、「事実確認調査を行っていない」が 992 件 (14.9%：都道府県において明らかに虐待でない判断した事例 34 件を含む)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は80件(1.4%)であった。

法第11条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が2,389件(42.6%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が3,218件(57.4%)であった。

事実確認を行っていない事例992件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において)相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が756件(76.2%)であった。

表5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	5,687	85.1%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	5,607	(98.6%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,389	[42.6%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	3,218	[57.4%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	80	(1.4%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	26	[32.5%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	54	[67.5%]
事実確認調査を行っていない事例	992	14.9%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	756	(76.2%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	72	(7.3%)
他部署等への引継ぎ	164	(16.5%)
合計	6,679	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数6,556件と、前年度市区町村が検討中とした事例123件を加えた6,679件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日(当日)」が47.8%、「1日(翌日)」が15.0%であった。「2日」までを合わせ48時間以内に事実確認を行った割合は68.3%、一方、事実確認を行うまでに3日以上の日数を要した割合は31.7%であった。

表6 事実確認を行うまでの日数

	0日 (当日)	1日 (翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	2,718	855	312	762	531	198	106	205	5,687
構成割合	47.8%	15.0%	5.5%	13.4%	9.3%	3.5%	1.9%	3.6%	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例5,687件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が13.9%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなれないと考えられる事例」が19.2%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が54.4%、「その他」が15.1%であった。

表7 事実確認調査不要と判断した理由(複数回答)

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	105	13.9%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらなれないと考えられる事例	145	19.2%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	411	54.4%
その他	114	15.1%

(注)構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例756件に対するもの。

5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績 (表 8)

虐待の有無の判断を行った協議件数 5,687 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 81.2%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 68.6%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 13.0%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.6%であった。

表 8 虐待の有無の判断を行う体制と実績 (複数回答)

		件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数		5,687	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	5,295	81.2%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	4,471	68.6%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	850	13.0%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	689	10.6%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例5,687件に対するもの。

6) 事実確認調査の結果 (表 9-1、表 9-2、表 10、表 11)

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、虐待判断事例という。)」の件数は 1,768 件であり、事実確認調査を行った件数の 31.1%を占めた。

表 9-1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,768	31.1%
虐待ではないと判断した事例	2,603	45.8%
虐待の判断に至らなかった事例	1,316	23.1%
合計	5,687	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った件数5,687件に対するもの。

表 9-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	47	東京都	119	滋賀県	67	香川県	8
青森県	14	神奈川県	80	京都府	72	愛媛県	9
岩手県	10	新潟県	52	大阪府	194	高知県	5
宮城県	66	富山県	19	兵庫県	101	福岡県	31
秋田県	3	石川県	33	奈良県	16	佐賀県	12
山形県	10	福井県	7	和歌山県	15	長崎県	28
福島県	42	山梨県	12	鳥取県	8	熊本県	12
茨城県	22	長野県	35	島根県	10	大分県	5
栃木県	20	岐阜県	10	岡山県	47	宮崎県	8
群馬県	14	静岡県	33	広島県	31	鹿児島県	22
埼玉県	88	愛知県	147	山口県	9	沖縄県	38
千葉県	105	三重県	25	徳島県	7	合計	1,768

虐待ではないと判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなると考えられる事例」が 51.0%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 30.4%、「その他」が 19.6%であった。

表 10 虐待ではないと判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	1,328	51.0%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	791	30.4%
その他	509	19.6%

(注)構成割合は、虐待ではないと判断した事例2,603件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が 82.7%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が 7.1%、「その他」が 11.6%であった。

表 11 虐待の判断に至らなかった理由（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	1,088	82.7%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまるか確認できない事例	94	7.1%
その他	153	11.6%

(注)構成割合は、虐待の判断に至らなかった事例1,316件に対するもの。

7) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況 (表 12-1、表 12-2)

表 9-1 「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかった事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 58.9%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が 53.7%と最も高く、次いで「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が 34.3%、「定期的な見守りの実施」が 31.9%であった。

表 12-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	2,309	58.9%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	1,610	41.1%
合計	3,919	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待ではないと判断した事例+虐待の判断に至らなかった事例)3,919件に対するもの。

表 12-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人(相談者)や養護者に対する傾聴・助言	1,239	53.7%
本人(相談者)や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	793	34.3%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	10	0.4%
新たに障害福祉サービスを利用	152	6.6%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	208	9.0%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	73	3.2%
定期的な見守りの実施	737	31.9%
その他	128	5.5%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った2,309件に対するもの。

以下、表 9-1「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）」の 1,768 件を対象に、虐待行為の種類や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

8) 虐待行為の種類と程度

ア. 虐待行為の種類（複数回答）（表 13-1、表 13-2）

虐待行為の種類では、「身体的虐待」が 67.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 31.4%、「経済的虐待」が 16.6%、「放棄、放置」が 13.0%、「性的虐待」が 2.9%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは 21 件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」、「心理的虐待」の割合が高く、逆に男性では「放棄、放置」や「経済的虐待」の割合が高い。

※1 件の事例に対し、複数の虐待行為の種類に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 1,768 件と一致しない。

表 13-1 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,187	51	556	229	293	2,316
構成割合	67.1%	2.9%	31.4%	13.0%	16.6%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,768件に対するもの。

表 13-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の種類（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計	
被虐待者の性別	男性	件数	389	2	187	111	134	823
	構成割合	60.7%	0.3%	29.2%	17.3%	20.9%	-	
女性	件数	798	49	369	118	159	1,493	
	構成割合	70.4%	4.3%	32.5%	10.4%	14.0%	-	

(注)構成割合は、被虐待者数(男性641人、女性1,134人)に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 14）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 58.7%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 30.3%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 11.0%を占めた。

表 14 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,360	58.7%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	702	30.3%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	254	11.0%
合計	2,316	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数2,316件に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容（複数回答）（表 15）

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 71.7%、「その他」が 46.1%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 293 件と一致しない。

表 15 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	210	2	2	135	349
構成割合	71.7%	0.7%	0.7%	46.1%	-

(注)構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数293件に対するもの。

9) 被虐待者の状況

1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,768件に対し被虐待者数は1,775人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表16、表17）

性別では「女性」が63.9%、「男性」が36.1%と、「女性」が全体の6割強を占めていた。年齢階級別では「50～59歳」が21.9%と多く、次いで「40～49歳」が20.3%、「20～29歳」が20.2%であった。

表 16 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	641	1,134	1,775
構成割合	36.1%	63.9%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

表 17 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	142	358	308	361	389	159	55	3	1,775
構成割合	8.0%	20.2%	17.4%	20.3%	21.9%	9.0%	3.1%	0.2%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表18）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が47.5%と最も多く、次いで「精神障害」が41.6%、「身体障害」が17.3%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数1,775人と一致しない。

表 18 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	307	843	739	63	38	1,990
構成割合	17.3%	47.5%	41.6%	3.5%	2.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表19、表20）

被虐待者1,775人のうち、障害支援区分のある者が全体の51.0%、障害支援区分がない者は47.9%であった。区分がある者のうち「区分4」が全体の11.8%、次いで「区分3」が11.4%、「区分2」が11.2%であった。

また、行動障害がある者が全体の28.8%を占めていた。

表 19 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	12	199	202	209	136	148	850	19	1,775
構成割合	0.7%	11.2%	11.4%	11.8%	7.7%	8.3%	47.9%	1.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

表 20 被虐待障害者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	224	40	248	1,173	90	1,775
構成割合	12.6%	2.3%	14.0%	66.1%	5.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上(または障害程度区分3、行動関連項目8点以上)。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)(表 21)

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が58.2%と最も多く、「自立支援医療」が27.9%であった。サービスの利用がない者は25.5%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数1,775人と一致しない。

表 21 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	1,033	26	496	209	34	28	16	84	453	9	2,388
構成割合	58.2%	1.5%	27.9%	11.8%	1.9%	1.6%	0.9%	4.7%	25.5%	0.5%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

オ. 虐待者との同居・別居の状況(表 22)

「虐待者と同居」が85.4%を占めている状況であった。

※虐待者が複数名でかつ同居と別居の1件があるため、合計件数は被虐待者数1,775人と一致しない。

表 22 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,516	237	23	0	1,776
構成割合	85.4%	13.4%	1.3%	0.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成(表 23)

「両親」と同居する者が12.9%、「両親・兄弟姉妹」と同居する者が12.8%、「配偶者」と同居する者が10.8%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の48.8%を占めていた。

表 23 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	149	192	138	229	228	88	42	145
構成割合	8.4%	10.8%	7.8%	12.9%	12.8%	5.0%	2.4%	8.2%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	135	100	68	259	2	1,775
構成割合	7.6%	5.6%	3.8%	14.6%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

10) 虐待者の状況

1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,768件に対し虐待者数は1,931人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢 (表 24、表 25)

虐待者の性別では、「男性」が64.6%、「女性」が35.2%と、「男性」が全体の6割強を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が38.2%と最も多く、次いで「50～59歳」が24.8%、「40～49歳」が18.0%の順であった。50歳以上の虐待者が全体の6割強を占めていた。

表 24 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,248	679	4	1,931
構成割合	64.6%	35.2%	0.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,931人に対するもの。

表 25 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	11	119	185	347	479	738	52	1,931
構成割合	0.6%	6.2%	9.6%	18.0%	24.8%	38.2%	2.7%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,931人に対するもの。

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄 (表 26)

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が25.2%と最も多く、次いで「母」22.6%、「夫」14.8%、「兄弟」13.2%、「その他」9.6%、「姉妹」5.0%、「息子」4.2%の順であった。

表 26 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	487	436	285	43	82	34	0	1
構成割合	25.2%	22.6%	14.8%	2.2%	4.2%	1.8%	0.0%	0.1%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	255	96	8	14	186	4	1,931
構成割合	13.2%	5.0%	0.4%	0.7%	9.6%	0.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,931人に対するもの。

11) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況（複数回答）（表 27-1、表 27-2）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 45.7%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 26.1%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 26.1%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も 15.5%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 43.4%で最も高いが、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も 17.7%を占めている。

表 27-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	364	463	129	307	150	811	318	154
構成割合	20.5%	26.1%	7.3%	17.3%	8.5%	45.7%	17.9%	8.7%

表 27-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	463	276	178	771	314	294	90
構成割合	26.1%	15.5%	10.0%	43.4%	17.7%	16.6%	5.1%

（注）構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 28）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が全体の約 5 割を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は 11.6%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は 23.4%であった。

表 28 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	206	416	900	253	1,775
構成割合	11.6%	23.4%	50.7%	14.3%	100.0%

（注）構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

12) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 29)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は654人(36.8%)であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない)」は793人(44.7%)であった。

表 29 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	654	36.8%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	793	44.7%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	157	8.8%
その他	117	6.6%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	54	3.0%
合計	1,775	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,775人に対するもの。

イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)(表 30)

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が44.9%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が38.3%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が18.8%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が13.0%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が4.1%であった。

表 30 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	772	44.9%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	4	0.2%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	223	13.0%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	324	18.8%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	70	4.1%
再発防止のための定期的な見守りの実施	660	38.3%
その他	118	6.9%
合計	2,171	-

(注)構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数54人を除く1,721人に対するもの。

ウ. 分離を行った事例における対応の内訳(表 31)

イ.のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が44.8%と最も多く、次いで「その他」が18.3%、「医療機関への一時入院」が14.2%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が12.4%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が9.6%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は31.0%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者63人のうち41人(65.1%)に面会制限が行われていた。

表 31 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	293	44.8%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	63	9.6%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	81	12.4%
医療機関への一時入院	93	14.2%
その他	120	18.3%
合計	654	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	203	31.0%

(注)構成割合は、分離を行った被虐待者数654人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が 59 人、「利用手続き中」が 49 人であり、これらを合わせた 108 人のうち、市町村長申立の事例は 60 人（55.6%）を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は 23 人であった。

13) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は 0 件であった。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(2) - 1 市区町村における対応状況等

1) 相談・通報件数 (表 32)

令和2年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、2,865件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が2,615件、都道府県が受け付けた件数が250件であった。

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	108	東京都	307	滋賀県	61	香川県	46
青森県	33	神奈川県	171	京都府	57	愛媛県	14
岩手県	6	新潟県	28	大阪府	322	高知県	11
宮城県	56	富山県	18	兵庫県	126	福岡県	110
秋田県	27	石川県	17	奈良県	26	佐賀県	14
山形県	13	福井県	28	和歌山県	22	長崎県	38
福島県	17	山梨県	31	鳥取県	27	熊本県	44
茨城県	34	長野県	52	島根県	27	大分県	41
栃木県	40	岐阜県	30	岡山県	42	宮崎県	22
群馬県	53	静岡県	60	広島県	30	鹿児島県	58
埼玉県	123	愛知県	200	山口県	31	沖縄県	41
千葉県	134	三重県	52	徳島県	17	合計	2,865

市区町村が受け付けた件数が2,615件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は87.5%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は12.5%であった。

表 33 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	2,289	326	2,615
構成割合	87.5%	12.5%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた2,615件に対するもの。

2) 相談・通報・届出者 (表 34)

「本人による届出」が17.2%と最も多く、次いで「当該施設・事業所_その他の職員」による通報が14.5%、「当該施設・事業所_設置者・管理者」による通報が13.8%、「家族・親族」による通報が10.5%であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は4.3%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数2,865件に対する割合を記載している。

表 34 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	492	302	103	1	41	8	253	396	105	8	10	414
構成割合	17.2%	10.5%	3.6%	0.0%	1.4%	0.3%	8.8%	13.8%	3.7%	0.3%	0.3%	14.5%
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	144	42	1	120	150	32	6	6	14	200	195	3,043
構成割合	5.0%	1.5%	0.0%	4.2%	5.2%	1.1%	0.2%	0.2%	0.5%	7.0%	6.8%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数2,865件に対するもの。

3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 35)

市町村が対応方針（初動対応）を協議した事例件数 2,853 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 92.4%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 76.3%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 9.6%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 8.2%であった。

表 35 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数		2,853	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	2,635	92.4%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	2,176	76.3%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	274	9.6%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	234	8.2%

(注)構成割合は、対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数2,853件に対するもの。

4) 市区町村における事実確認の状況（表 36-1、表 36-2、表 36-3、表 36-4）

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 2,615 件、都道府県から連絡のあった 237 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 60 件の計 2,912 件うち、「事実確認調査を行った」が 2,475 件（85.0%）、「事実確認調査を行っていない」が 437 件（15.0%）であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 701 件（28.3%）である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 899 件（36.3%）、「虐待の判断に至らなかった事例」が 875 件（35.4%）であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 248 件（56.8%）、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 91 件（20.8%）であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 8 件（1.8%）であった。

表 36-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	2,475	85.0%
虐待の事実が認められた事例	701	(28.3%)
虐待の事実が認められなかった事例	899	(36.3%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	875	(35.4%)
事実確認調査を行っていない事例	437	15.0%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	248	(56.8%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	91	(20.8%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	8	(1.8%)
その他	90	(20.6%)
合計	2,912	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数2,615件、都道府県から市区町村へ連絡された件数237件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例60件)の合計2,912件に対するもの。

虐待の事実が認められなかった理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が11.5%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が58.0%、「その他」が31.5%であった。

表 36-2 虐待の事実が認められなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	103	11.5%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	521	58.0%
その他	283	31.5%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められなかった事例899件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が92.3%、「任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)」が1.6%、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が0.6%、「その他」が6.4%であった。

表 36-3 虐待の判断に至らなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	808	92.3%
任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)	14	1.6%
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまるか確認できない事例	5	0.6%
その他	56	6.4%

(注)構成割合は、虐待の事実の判断に至らなかった事例875件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が10.5%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が26.2%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が39.9%、「その他」が30.6%であった。

表 36-4 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	26	10.5%
サービスに対する苦情等と考えられる事例	65	26.2%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	99	39.9%
その他	76	30.6%

(注)構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例248件に対するもの。

5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 37）

虐待の有無の判断を行った協議件数（事実確認調査を行った事例）2,475 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 92.9%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 80.1%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 10.2%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 9.8%であった。

表 37 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数	2,475	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	2,299 92.9%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	1,982 80.1%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	253 10.2%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	243 9.8%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例2,475件に対するもの。

6) 都道府県への報告（表 38）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和 2 年度において、市区町村から都道府県へ 719 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 701 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 18 件であった。

表 38 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	701	97.5%
報告済み	報告済み	680 (97.0%)
	これから報告する	21 (3.0%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	18	2.5%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	10 (55.6%)
	市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	8 (44.4%)
合計	719	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数719件に対するもの。

7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況（表 39-1、表 39-2）

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 43.4%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 65.1%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が 31.3%であった。

表 39-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	304	43.4%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	387	55.2%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	10	1.4%
合計	701	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例701件に対するもの。

表 39-2 追加や見直しを行った支援の内容(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	22	7.2%
サービス等利用計画を見直した	95	31.3%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	2	0.7%
定期的な見守りの実施	198	65.1%
その他の保護(病院への一時入院等)	11	3.6%
その他	32	10.5%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った304件に対するもの。

8) 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況 (表 40-1、表 40-2)

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況としては、「再発防止に向けた支援を行った」事例が 70.8%であった。

再発防止に向けた支援の内容としては、「当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員・利用者の状況等の確認、聞きとり」が 70.0%と最も高く、次いで「当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席」が 23.6%、「当該施設・事業所が開催する検証委員会や虐待防止委員会への自治体関係者の同席、開催結果報告・記録の提出」が 23.0%であった。

表 40-1 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況

	件数	構成割合
虐待があった施設・事業所への再発防止に向けた支援を行った	496	70.8%
支援までは行っていない	192	27.4%
支援の必要性や支援内容等を検討中	13	1.9%
合計	701	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例701件に対するもの。

表 40-2 再発防止に向けた支援の内容(複数回答)

	件数	構成割合
虐待の発生要因の改善に向けたコンサルテーションの実施または専門機関等の派遣	24	4.8%
当該施設・事業所が開催する検証委員会や虐待防止委員会への自治体関係者の同席、開催結果報告・記録の提出	114	23.0%
当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員・利用者の状況等の確認、聞きとり	347	70.0%
当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席	117	23.6%
他の施設・事業所の取組紹介や情報提供、他の施設等との交流、自立支援協議会への参加等のつなぎ・情報提供	26	5.2%
その他	90	18.1%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った496件に対するもの。

(2) - 2 都道府県における対応状況等

1) 市区町村からの報告事例 (表 41)

市区町村から都道府県に対して報告された事案件数 (表 38) には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 632 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 620 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 12 件であった。

表 41 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	620	98.1%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	12	1.9%
合計	632	100.0%

(注) 構成割合は、都道府県が報告を受けた事案件数 632 件に対するもの。

なお、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等を除いたため、表 38 と一致しない。

2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例 (表 42)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 12 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中の事例 4 件の計 16 件のうち、13 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 6 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 7 件であった。

表 42 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	6	37.5%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	0	0.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	7	43.8%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む)	3	18.8%
合計	16	100.0%

(注) 構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事案件数 12 件に、前年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む) で、該当年度に事実確認を行った事例 4 件を加えた 16 件に対するもの。

3) 都道府県が直接把握した事例 (表 43)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 251 件のうち、202 件が市区町村に連絡されていた (1 件の事例に対し複数の支給決定を行った市町村に連絡する必要があるため市町村が連絡を受けた件数としては 237)。残り 49 件のうち 26 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 6 件、「虐待ではないと判断した事例」が 7 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 13 件であった。

表 43 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	250	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	0	-
	監査・実地指導等により判明した事例	1	-
	計	251	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		202	80.5%
都道府県が対応した件数		49	19.5%
内訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	6	(12.2%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	7	(14.3%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	13	(26.5%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	2	(4.1%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	21	(42.9%)

(注)構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例250件、監査・実地指導等により判明した事例1件の計251件に対するもの。

4) 虐待の事実が認められた事案件数(表 44-1、表 44-2)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が620件(表 41)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が6件(表 42)、都道府県が直接把握した事例が6件(表 43)であり、これらを合わせた総数は、632件(表 44-1)であった。これを都道府県別にみると表 44-2 のとおりである。

表 44-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事案件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	620	6	6	632

表 44-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	24	東京都	58	滋賀県	14	香川県	4
青森県	16	神奈川県	44	京都府	13	愛媛県	2
岩手県	2	新潟県	3	大阪府	70	高知県	1
宮城県	8	富山県	1	兵庫県	28	福岡県	15
秋田県	5	石川県	7	奈良県	9	佐賀県	2
山形県	3	福井県	13	和歌山県	4	長崎県	11
福島県	2	山梨県	7	鳥取県	5	熊本県	12
茨城県	11	長野県	12	島根県	7	大分県	4
栃木県	7	岐阜県	5	岡山県	3	宮崎県	2
群馬県	8	静岡県	13	広島県	6	鹿児島県	11
埼玉県	32	愛知県	51	山口県	7	沖縄県	4
千葉県	40	三重県	18	徳島県	8	合計	632

(2) - 3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 632 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の種類、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況 (表 45、表 46)

「共同生活援助」が 21.0%と最も多く、「障害者支援施設」が 20.7%、次いで、「放課後等デイサービス」が 14.6%、「生活介護」が 12.5%の順であった。

表 45 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	131	20.7%
居宅介護	11	1.7%
重度訪問介護	11	1.7%
同行援護	0	0.0%
行動援護	3	0.5%
療養介護	29	4.6%
生活介護	79	12.5%
短期入所	11	1.7%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	1	0.2%
就労移行支援	3	0.5%
就労継続支援A型	45	7.1%
就労継続支援B型	67	10.6%
自立生活援助事業	1	0.2%
就労定着支援事業	0	0.0%
共同生活援助	133	21.0%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	2	0.3%
移動支援	6	0.9%
地域活動支援センター	1	0.2%
福祉ホーム	0	0.0%
児童発達支援	6	0.9%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	92	14.6%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援	0	0.0%
合計	632	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数632件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

632 施設・事業所のうち、障害者虐待防止法施行（平成 24 年 10 月）以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出」があった施設・事業所は 208、「虐待の事実が認められた事例」があった施設・事業所は 194、「改善勧告等の措置」があった施設・事業所は 23 であった。

表 46 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	208	32.9%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	194	30.7%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	23	3.6%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数632件に対するもの。

2) 虐待行為の種類と生命・身体・生活への影響の程度 (表 47、表 48)

ア. 虐待行為の種類 (複数回答) (表 47)

虐待行為の種類 (複数回答) は、「身体的虐待」が 52.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42.1%、「性的虐待」が 16.1%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは 29 件であった。

表 47 虐待行為の種類 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	334	102	266	47	30	779
構成割合	52.8%	16.1%	42.1%	7.4%	4.7%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数632件に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度 (表 48)

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度 (『生命・身体・生活への影響』に相当する行為)」が 66.5%、「中度 (『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為)」が 24.3%、「重度 (『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為)」が 9.2%であった。

表 48 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度(「生命・身体・生活への影響」に相当する行為)	518	66.5%
中度(「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為)	189	24.3%
重度(「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為)	72	9.2%
合計	779	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の 7 件を除く 625 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、625 件の事例に対し被虐待者数は 890 人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢 (表 49、表 50)

性別については、「男性」が 61.9%、「女性」が 38.1%と、全体の 6 割強が「男性」であった。

年齢については、「20～29 歳」が 21.2%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 18.3%、「～19 歳」が 18.0%、「30～39 歳」が 14.6%、「50～59 歳」が 14.2%であった。

表 49 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	551	339	890
構成割合	61.9%	38.1%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった7件を除く625件の事例を集計。

表 50 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	160	189	130	163	126	40	54	28	890
構成割合	18.0%	21.2%	14.6%	18.3%	14.2%	4.5%	6.1%	3.1%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった7件を除く625件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 51）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 71.6%と最も多く、次いで「精神障害」が 19.4%、「身体障害」が 18.2%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 890 人と一致しない。

表 51 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	162	637	173	51	7	14	1,044
構成割合	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%	1.6%	-

（注）被虐待者が特定できなかった7件を除く625件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者890人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 52、表 53）

被虐待者 890 人のうち、障害支援区分のある者が 68.3%を占めていた。「区分 6」が全体の 26.6%と最も多く、次いで「区分 4」が 11.8%、「区分 5」が 11.2%であった。また、行動障害がある者が全体の 30.6%を占めていた。

表 52 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	6	72	88	105	100	237	201	81	890
構成割合	0.7%	8.1%	9.9%	11.8%	11.2%	26.6%	22.6%	9.1%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった7件を除く625件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者890人に対するもの。

表 53 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	179	15	78	255	363	890
構成割合	20.1%	1.7%	8.8%	28.7%	40.8%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった7件を除く625件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者890人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった 21 件を除く 611 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、611 件の事例に対し虐待者数は 720 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 54、表 55）

「男性」が 72.1%、「女性」が 27.9%であった。年齢については、「60 歳以上」が 21.0%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 16.1%、「30～39 歳」が 14.9%であった。

表 54 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	519	201	720
構成割合	72.1%	27.9%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった21件を除く611件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者720人に対するもの。

表 55 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	56	107	116	102	151	188	720
構成割合	7.8%	14.9%	16.1%	14.2%	21.0%	26.1%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった21件を除く611件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者720人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態 (表 56、表 57)

「生活支援員」が38.2%、「管理者」が9.7%、「世話人」が9.4%、「その他従事者」が8.5%、「サービス管理責任者」が5.8%であった。

雇用形態は、「正規職員」が51.4%、「非正規職員」が15.3%、「不明」が33.3%であった。

表 56 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	42	5.8%
管理者	70	9.7%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	37	5.1%
看護職員	17	2.4%
生活支援員	275	38.2%
理学療法士	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	26	3.6%
就労支援員	14	1.9%
地域生活支援員(自立生活援助)	0	0.0%
就労定着支援員(就労定着支援)	0	0.0%
サービス提供責任者	3	0.4%
世話人	68	9.4%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	1	0.1%

	件数	構成割合
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	16	2.2%
保育士	12	1.7%
児童発達支援管理責任者	17	2.4%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	32	4.4%
栄養士	1	0.1%
調理員	1	0.1%
訪問支援員	2	0.3%
居宅介護従業者	3	0.4%
重度訪問介護従業者	9	1.3%
行動援護従業者	4	0.6%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	61	8.5%
不明	9	1.3%
合計	720	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった21件を除く611件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者720人に対するもの。

表 57 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	370	51.4%
非正規職員	110	15.3%
不明	240	33.3%
合計	720	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった21件を除く611件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者720人に対するもの。

5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 58）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が71.0%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が56.8%、「倫理観や理念の欠如」が56.1%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も2割超となっている。

表 58 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	434	71.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	347	56.8%
倫理観や理念の欠如	343	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	138	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	148	24.2%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった21件を除く611件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 59）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が53.5%、「通報義務の履行」割合が36.4%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が32.0%、「虐待防止委員会の設置」割合が27.1%であった。

表 59 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	202	32.0%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	338	53.5%
虐待防止委員会の設置	171	27.1%
通報義務の履行	230	36.4%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数632件に対するもの。

6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 60-1、表 60-2、表 60-3）

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例632件のうち、行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が397件、「改善計画の提出依頼」が362件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が195件であった。

表 60-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	397
	改善計画の提出依頼	362
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	195

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が125件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が38件、「指定の効力の全部又は一部停止」が8件、「指定取消」が5件であった。その他都道府県等による一般指導は200件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 60-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	125
	改善勧告	38
	改善勧告に従わない場合の公表	5
	改善命令	4
	指定の効力の全部又は一部停止	8
	指定取消	5
	合計	185
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	200

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が482件、「勧告・命令等への対応」が28件であった。

表 60-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	482
	勧告・命令等への対応	28

(注)「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出(341件)以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数(141件)も含まれる。

7) 虐待等による死亡事例

施設従事者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は1件報告された。

施設・事業所は「共同生活援助」であり、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「45～49歳」、障害種別は「精神障害（発達障害を除く）」の方であった。虐待者は1人、性別は「男性」、職名又は職種は「サービス管理責任者」であった。

(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和2年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は564件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が364件、都道府県が受け付けた件数が200件であった。

2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表61）

「本人による届出」が45.7%、「相談支援専門員」による通報が9.6%、「家族・親族」による通報が8.9%、「障害者福祉施設従事者等」による通報が6.7%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数564件に対する割合を記載している。

表61 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	258	50	18	0	4	0	54	38	12
構成割合	45.7%	8.9%	3.2%	0.0%	0.7%	0.0%	9.6%	6.7%	2.1%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業者等	その他	不明	合計
件数	26	5	5	29	0	88	43	630
構成割合	4.6%	0.9%	0.9%	5.1%	0.0%	15.6%	7.6%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数564件に対するもの。

(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和2年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は434件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が272件、都道府県が受け付けた件数が162件であった。

2) 相談内容に該当する機関（表62）

1)の相談内容に該当する機関は「医療機関」が22.4%、「官公署等」が15.7%、「学校」が7.1%であった。

表62 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
学校	31	7.1%
保育所等	2	0.5%
医療機関	97	22.4%
官公署等	68	15.7%
その他	205	47.2%
不明	31	7.1%
合計	434	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数434件に対するもの。

3) 相談の対応状況 (表 63)

1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 139 件であった。このうち、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 43 件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 16 件、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 15 件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例が 264 件であった。このうち「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」では、引き継がなかった 53 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 13 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断したため」が 31 件であった。また、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引き継がなかった 140 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 44 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断したため」が 92 件であった。

表 63 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	139	34.5%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	16	(11.5%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	43	(30.9%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	15	(10.8%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	65	(46.8%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	264	65.5%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	15	(5.7%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	4	(26.7%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	2	(13.3%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	9	(60.0%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	2	(0.8%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	2	(100.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	0	(0.0%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	54	(20.5%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	27	(50.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	17	(31.5%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	3	(5.6%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	7	(13.0%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	53	(20.1%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	13	(24.5%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	31	(58.5%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	1	(1.9%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	8	(15.1%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	140	(53.0%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	44	(31.4%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	92	(65.7%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	4	(2.9%)
合計	403	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数434件から該当機関が不明の31件を除いた403件に対するもの。()内は各内訳での構成割合。

(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和2年度末の状況を調査した。

1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況 (表 64)

障害者虐待防止センター(法32条)については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約8割、委託のみで行っている市区町村は約1割であった。

表 64 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について (令和2年度末)

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,345
		構成割合	77.4%
	委託のみ	市区町村数	196
		構成割合	11.3%
	直営と委託の両方	市区町村数	196
		構成割合	11.3%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 65-1~表 65-3)

令和2年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 65-1 に示す。

表 65-1 市区町村における体制整備等に関する状況（令和2年度末）

		実施済み	未実施		
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,387	350		
	構成割合	79.9%	20.1%		
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,176	561		
	構成割合	67.7%	32.3%		
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	1,319	418		
	構成割合	75.9%	24.1%		
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,153	584		
	構成割合	66.4%	33.6%		
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	744	993		
	構成割合	42.8%	57.2%		
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	861	876		
	構成割合	49.6%	50.4%		
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	661	1,076		
	構成割合	38.1%	61.9%		
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	1,018	719		
	構成割合	58.6%	41.4%		
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	576	442		
	構成割合	56.6%	43.4%		
	うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	304	714
		構成割合	29.9%	70.1%	
		高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	446	572
		構成割合	43.8%	56.2%	
		配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	238	780
構成割合		23.4%	76.6%		
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	265	753		
構成割合	26.0%	74.0%			
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	549	469		
構成割合	53.9%	46.1%			
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	1,032	705		
	構成割合	59.4%	40.6%		
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	823	914	
	構成割合	47.4%	52.6%		
専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	582	1,155		
	構成割合	33.5%	66.5%		
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	476	1,261		
	構成割合	27.4%	72.6%		
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	683	1,054		
	構成割合	39.3%	60.7%		
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数	795	942		
	構成割合	45.8%	54.2%		
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	680	1,057	
	構成割合	39.1%	60.9%		
	業務指針の作成	市区町村数	419	1,318	
	構成割合	24.1%	75.9%		
対応フロー図の作成	市区町村数	745	992		
構成割合	42.9%	57.1%			
事例集の作成	市区町村数	105	1,632		
構成割合	6.0%	94.0%			
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	850	887		
	構成割合	48.9%	51.1%		
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	531	1,206	
	構成割合	30.6%	69.4%		
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	530	1,207	
	構成割合	30.5%	69.5%		
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	407	1,330		
構成割合	23.4%	76.6%			
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	401	1,336		
構成割合	23.1%	76.9%			
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	474	1,263		
	構成割合	27.3%	72.7%		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している市区町村は777自治体、「SNSによる受付」を運用している市区町村は11自治体、その他「ホームページでの自由投稿や投書箱」などを行っている市区町村は30自治体であった。

表 65-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	市区町村数	777	960
	構成割合	44.7%	55.3%
SNSによる受付	市区町村数	11	1,726
	構成割合	0.6%	99.4%
その他	市区町村数	30	1,707
	構成割合	1.7%	98.3%
その他具体例	ホームページ上の問い合わせ受付システム		
	町HPの「町民の声箱」でも可		
	「市代表メール」や「市長への手紙」等においても受付を行っている		
	市民の声受付サービス(スマイルメール)での受付		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,319自治体（表 65-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、社会福祉士が921自治体（53.0%）、「保健師」が834自治体（48.0%）と多かった。

表 65-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	834	903
	構成割合	48.0%	52.0%
社会福祉士	市区町村数	921	816
	構成割合	53.0%	47.0%
精神保健福祉士	市区町村数	571	1,166
	構成割合	32.9%	67.1%
介護福祉士	市区町村数	259	1,478
	構成割合	14.9%	85.1%
社会福祉主事	市区町村数	471	1,266
	構成割合	27.1%	72.9%
相談支援専門員(上記資格者以外)	市区町村数	312	1,425
	構成割合	18.0%	82.0%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	65	1,672
	構成割合	3.7%	96.3%
その他	市区町村数	102	1,635
	構成割合	5.9%	94.1%
その他具体例	看護師、介護支援専門員、保育士、児童福祉司、教諭、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、		
	公認臨床心理士、臨床心理士、手話通訳士、児童指導任用資格、消費生活相談員、		
	産業カウンセラー、弁護士、学識者、管理栄養士		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 66)

障害者権利擁護センター (法 36 条) については、都道府県の担当部局のみが直接担当している

表 66 障害者権利擁護センターの設置状況について (令和 2 年度末)

		該当	
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	11
		構成割合	23.4%
	直営と委託の両方	都道府県数	6
		構成割合	12.8%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 67-1~表 67-3)

令和 2 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 67-1 に示す。

表 67-1 都道府県における体制整備等に関する状況 (令和2年度末)

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	47	0	
	構成割合	100.0%	0.0%	
住民への通報義務の周知	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	35	12	
	構成割合	74.5%	25.5%	
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	45	2	
	構成割合	95.7%	4.3%	
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数	5	42
	構成割合	10.6%	89.4%	
未受講者への受講勧奨	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%	
伝達研修実施状況の把握	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数	16	31
	構成割合	34.0%	66.0%	
伝達研修実施状況の把握	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数	13	34
	構成割合	27.7%	72.3%	
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	33	14	
	構成割合	70.2%	29.8%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	1	
	構成割合	97.9%	2.1%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	7	40	
	構成割合	14.9%	85.1%	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	29	18	
	構成割合	61.7%	38.3%	
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	19	
	構成割合	59.6%	40.4%	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	38	9	
	構成割合	80.9%	19.1%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	15	32	
	構成割合	31.9%	68.1%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施	都道府県数	44	3	
	構成割合	93.6%	6.4%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施	都道府県数	47	0	
	構成割合	100.0%	0.0%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	39	8	
	構成割合	83.0%	17.0%	
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	2	45	
	構成割合	4.3%	95.7%	
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	22	25
	構成割合	46.8%	53.2%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	17	30
	構成割合	36.2%	63.8%	
マニュアルの作成	都道府県数	25	22	
	構成割合	53.2%	46.8%	
業務指針の作成	都道府県数	16	31	
	構成割合	34.0%	66.0%	
対応フロー図の作成	都道府県数	28	19	
	構成割合	59.6%	40.4%	
事例集の作成	都道府県数	16	31	
	構成割合	34.0%	66.0%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	30	17	
	構成割合	63.8%	36.2%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%	
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%	
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%	
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%	

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

市区町村と同様に、障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している都道府県は38自治体、「SNSによる受付」を運用している都道府県はなかった。

表 67-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	都道府県数	38	9
	構成割合	80.9%	19.1%
SNSによる受付	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%
その他	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は35自治体（表 67-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が22都道府県（46.8%）、「障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等」が13自治体（27.7%）と多かった。

表 67-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	8	39
	構成割合	17.0%	83.0%
社会福祉士	都道府県数	22	25
	構成割合	46.8%	53.2%
精神保健福祉士	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%
介護福祉士	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
社会福祉主事	都道府県数	12	35
	構成割合	25.5%	74.5%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	2	45
	構成割合	4.3%	95.7%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	13	34
	構成割合	27.7%	72.3%
その他	都道府県数	7	40
	構成割合	14.9%	85.1%
その他具体例	保育士、弁護士、医師(精神科)、手話通訳士、公認心理師、看護師		

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

4. 調査結果（詳細分析）

（1）相談・通報件数に関する分析

1）相談・通報件数0件の状況

平成24年度から令和2年度までの調査結果から、市区町村窓口への障害者虐待の相談・通報件数の有無を都道府県別に整理した。

養護者による障害者虐待に関してみると、平成24年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、半数は相談・通報件数0件である。9か年（実質は8年半）を通して1件も相談・通報件数がない市区町村は18.7%（324自治体）であった。（表4-3）

施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数の有無をみると、例年相談・通報が寄せられている割合は20～30%であり、70%程度の自治体には相談・通報は寄せられていない。9か年を通してみれば、1件も相談・通報がない市区町村は30.9%（536自治体）であった。（表4-4）

使用者による障害者虐待についてみると、市区町村に相談・通報が寄せられた割合は10～15%にとどまっている。9年間で相談・通報が1件もない市区町村は57.5%（998自治体）となっている。（表4-5）

令和2年度「障害者虐待対応状況調査」結果を用いて人口規模別に相談・通報件数のない市区町村数をみると、小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数が0件の割合が高い。（表4-1）

なお、9年間で相談・通報が1件もない市区町村は、人口2万人未満の市区町村に集中していることがわかる。（表4-2）

表4-1 障害者虐待に関する相談・通報件数0件の市区町村数（令和2年度 人口規模別）

人口規模	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者 虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
5千人未満	256	240	93.8%	248	96.9%	252	98.4%
5千人～1万人未満	246	211	85.8%	230	93.5%	245	99.6%
1万人～2万人未満	289	194	67.1%	234	81.0%	278	96.2%
2万人～3万人未満	157	93	59.2%	122	77.7%	151	96.2%
3万人～4万人未満	143	57	39.9%	100	69.9%	132	92.3%
4万人～5万人未満	102	34	33.3%	52	51.0%	94	92.2%
5万人～10万人未満	258	58	22.5%	98	38.0%	221	85.7%
10万人～30万人未満	202	17	8.4%	31	15.3%	135	66.8%
30万人以上	84	0	0.0%	1	1.2%	35	41.7%
計	1,737	904	52.0%	1,116	64.2%	1,543	88.8%

表 4-2 障害者虐待に関する相談・通報件数 0 件の市区町村数（平成 24～令和 2 年度 人口規模別）

人口規模	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者 虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
5千人未満	256	169	66.0%	213	83.2%	238	93.0%
5千人～1万人未満	246	87	35.4%	149	60.6%	213	86.6%
1万人～2万人未満	289	54	18.7%	104	36.0%	225	77.9%
2万人～3万人未満	157	11	7.0%	35	22.3%	102	65.0%
3万人～4万人未満	143	2	1.4%	21	14.7%	76	53.1%
4万人～5万人未満	102	0	0.0%	5	4.9%	46	45.1%
5万人～10万人未満	258	1	0.4%	8	3.1%	83	32.2%
10万人～30万人未満	202	0	0.0%	1	0.5%	15	7.4%
30万人以上	84	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	1,737	324	18.7%	536	30.9%	998	57.5%

表 4-3 養護者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治 体数	通報0件自治体数										割合(通報0件自治体数/自治体数)								H24～R02通算	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	通報0件 自治体数	割合
北海道	179	146	135	128	131	134	142	140	139	136	82%	75%	72%	73%	75%	79%	78%	78%	76%	66	36.9%
青森県	40	31	30	30	32	33	25	30	26	24	78%	75%	75%	80%	83%	63%	75%	65%	60%	10	25.0%
岩手県	33	26	21	21	22	25	23	26	24	21	79%	64%	64%	67%	76%	70%	79%	73%	64%	8	24.2%
宮城県	35	18	14	22	22	20	22	18	15	16	51%	40%	63%	63%	57%	63%	51%	43%	46%	3	8.6%
秋田県	25	17	18	18	19	15	20	17	17	17	68%	72%	72%	76%	60%	80%	68%	68%	68%	7	28.0%
山形県	35	25	26	25	26	26	26	23	27	21	71%	74%	71%	74%	74%	74%	66%	77%	60%	10	28.6%
福島県	59	43	44	40	44	41	39	47	41	35	73%	75%	68%	75%	69%	66%	80%	69%	59%	13	22.0%
茨城県	44	24	21	23	22	19	24	26	21	25	55%	48%	52%	50%	43%	55%	59%	48%	57%	3	6.8%
栃木県	25	14	16	14	14	11	12	17	11	12	54%	62%	56%	56%	44%	48%	68%	44%	48%	4	16.0%
群馬県	35	25	26	21	22	27	28	23	26	24	71%	74%	60%	63%	77%	80%	66%	74%	69%	15	42.9%
埼玉県	63	30	26	22	26	24	25	23	23	19	48%	41%	35%	41%	38%	40%	37%	37%	30%	5	7.9%
千葉県	54	25	23	22	21	22	18	18	22	21	46%	43%	41%	39%	41%	33%	33%	41%	39%	4	7.4%
東京都	62	15	16	17	14	20	16	18	18	18	24%	26%	27%	23%	32%	26%	29%	29%	29%	7	11.3%
神奈川県	33	11	9	14	9	11	10	10	9	10	33%	27%	42%	27%	33%	30%	30%	27%	30%	1	3.0%
新潟県	30	13	12	15	11	14	12	14	11	9	43%	40%	50%	37%	47%	40%	47%	37%	30%	4	13.3%
富山県	15	3	6	7	7	10	6	9	5	6	20%	40%	47%	47%	67%	40%	60%	33%	40%	2	13.3%
石川県	19	8	5	7	7	7	7	9	7	2	42%	26%	37%	37%	37%	37%	47%	37%	11%	0	0.0%
福井県	17	13	8	10	8	8	11	12	8	8	76%	47%	59%	47%	47%	65%	71%	47%	47%	2	11.8%
山梨県	27	12	16	16	17	16	18	20	14	14	44%	59%	59%	63%	59%	67%	74%	52%	52%	5	18.5%
長野県	77	58	52	60	55	58	52	51	50	52	75%	68%	78%	71%	75%	68%	66%	65%	68%	28	36.4%
岐阜県	42	27	31	28	30	31	29	24	21	24	64%	74%	67%	71%	74%	69%	57%	50%	57%	12	28.6%
静岡県	35	15	17	16	19	15	18	18	14	19	43%	49%	46%	54%	43%	51%	51%	40%	54%	7	20.0%
愛知県	54	22	23	18	14	9	12	7	7	9	41%	43%	33%	26%	17%	22%	13%	13%	17%	3	5.6%
三重県	29	16	10	12	17	17	17	16	16	13	55%	34%	41%	59%	59%	59%	55%	55%	45%	4	13.8%
滋賀県	19	9	3	5	5	4	3	4	3	7	47%	16%	26%	26%	21%	16%	21%	16%	37%	0	0.0%
京都府	26	11	9	8	12	14	15	11	8	9	42%	35%	31%	46%	54%	58%	42%	31%	35%	3	11.5%
大阪府	43	8	8	4	1	7	5	6	6	7	19%	19%	9%	2%	16%	12%	14%	14%	16%	0	0.0%
兵庫県	41	12	13	14	15	18	10	15	9	13	29%	32%	34%	37%	44%	24%	37%	22%	32%	0	0.0%
奈良県	39	30	28	30	31	28	28	31	27	29	77%	72%	77%	79%	72%	72%	79%	69%	74%	16	41.0%
和歌山県	30	22	18	23	23	24	23	22	20	21	73%	60%	77%	77%	80%	77%	73%	67%	70%	8	26.7%
鳥取県	19	10	7	8	10	10	9	10	13	10	53%	37%	42%	53%	53%	47%	53%	68%	53%	2	10.5%
島根県	19	14	10	11	13	17	10	12	11	12	74%	53%	58%	68%	89%	53%	63%	58%	63%	5	26.3%
岡山県	27	16	13	15	17	16	17	17	13	12	59%	48%	56%	63%	59%	63%	63%	48%	44%	7	25.9%
広島県	23	10	10	3	8	6	9	9	7	6	43%	43%	13%	35%	26%	39%	39%	30%	26%	0	0.0%
山口県	19	8	5	7	7	7	9	6	9	6	42%	26%	37%	37%	37%	47%	32%	47%	32%	1	5.3%
徳島県	24	15	12	12	14	12	18	15	14	14	63%	50%	50%	58%	50%	75%	63%	58%	58%	3	12.5%
香川県	17	12	6	9	9	6	9	4	9	6	71%	35%	53%	53%	35%	53%	24%	53%	35%	2	11.8%
愛媛県	20	9	10	8	6	7	9	7	11	11	45%	50%	40%	30%	35%	45%	35%	55%	55%	1	5.0%
高知県	30	21	25	23	19	19	21	21	23	23	70%	83%	77%	63%	63%	70%	70%	77%	77%	7	23.3%
福岡県	60	33	27	33	32	28	35	29	28	34	55%	45%	55%	53%	47%	58%	48%	47%	57%	6	10.0%
佐賀県	20	12	8	11	7	7	8	8	10	13	60%	40%	55%	35%	35%	40%	40%	50%	65%	0	0.0%
長崎県	21	8	10	10	8	12	12	13	9	11	38%	48%	48%	38%	57%	57%	62%	43%	52%	1	4.8%
熊本県	45	33	30	30	26	30	29	35	31	30	73%	67%	67%	58%	67%	64%	78%	69%	67%	8	17.8%
大分県	18	13	8	9	11	13	10	11	11	8	72%	44%	50%	61%	72%	56%	61%	61%	44%	3	16.7%
宮崎県	26	15	13	14	15	16	18	12	16	14	58%	50%	54%	58%	62%	69%	46%	62%	54%	3	11.5%
鹿児島県	43	27	24	25	32	33	33	34	31	31	63%	56%	58%	74%	77%	77%	79%	72%	72%	11	25.6%
沖縄県	41	28	22	25	24	27	25	22	22	22	68%	54%	61%	59%	66%	61%	54%	54%	54%	14	34.1%
計	1,737	1,013	924	943	954	974	977	970	913	904	58%	53%	54%	55%	56%	56%	56%	53%	52%	324	18.7%

表 4-4 施設従事者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治体数	通報0件自治体数										割合(通報0件自治体数/自治体数)								H24～R02通算	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	通報0件自治体数	割合
北海道	179	171	152	156	153	152	153	143	156	154	96%	85%	87%	85%	85%	85%	80%	87%	86%	97	54.2%
青森県	40	33	31	33	32	32	35	35	30	24	83%	78%	83%	80%	80%	88%	88%	75%	60%	15	37.5%
岩手県	33	31	24	33	28	28	27	29	29	30	94%	73%	100%	85%	85%	82%	88%	88%	91%	15	45.5%
宮城県	35	30	32	25	26	31	27	29	25	23	86%	91%	71%	74%	89%	77%	83%	71%	66%	8	22.9%
秋田県	25	21	23	20	17	18	23	23	15	16	84%	92%	80%	68%	72%	92%	92%	60%	64%	5	20.0%
山形県	35	33	32	28	31	29	32	30	29	29	94%	91%	80%	89%	83%	91%	86%	83%	83%	19	54.3%
福島県	59	56	55	55	53	52	51	51	51	51	95%	93%	93%	90%	88%	86%	86%	86%	86%	32	54.2%
茨城県	44	36	37	33	34	32	35	34	29	27	82%	84%	75%	77%	73%	80%	77%	66%	61%	14	31.8%
栃木県	25	20	22	21	17	16	18	19	13	10	77%	85%	84%	68%	64%	72%	76%	52%	40%	1	4.0%
群馬県	35	27	30	28	26	29	26	26	23	23	77%	86%	80%	74%	83%	74%	74%	66%	66%	15	42.9%
埼玉県	63	52	49	44	48	33	39	29	22	32	83%	78%	70%	76%	52%	62%	46%	35%	51%	6	9.5%
千葉県	54	39	31	34	33	23	27	23	21	23	72%	57%	63%	61%	43%	50%	43%	39%	43%	7	13.0%
東京都	62	27	21	23	19	23	19	20	16	15	44%	34%	37%	31%	37%	31%	32%	26%	24%	10	16.1%
神奈川県	33	19	16	17	15	15	16	16	17	13	58%	48%	52%	45%	45%	48%	48%	52%	39%	5	15.2%
新潟県	30	28	28	27	24	23	25	24	20	21	93%	93%	90%	80%	77%	83%	80%	67%	70%	12	40.0%
富山県	15	13	13	12	13	13	11	11	11	6	87%	87%	80%	87%	87%	73%	73%	73%	40%	4	26.7%
石川県	19	16	13	12	10	11	11	13	11	12	84%	68%	63%	53%	58%	58%	68%	58%	63%	4	21.1%
福井県	17	13	11	12	6	11	8	10	7	11	76%	65%	71%	35%	65%	47%	59%	41%	65%	1	5.9%
山梨県	27	22	18	21	22	18	23	20	17	19	81%	67%	78%	81%	67%	85%	74%	63%	70%	10	37.0%
長野県	77	68	69	61	63	58	54	57	55	58	88%	90%	79%	82%	75%	70%	74%	71%	75%	30	39.0%
岐阜県	42	37	38	36	33	34	31	29	27	33	88%	90%	86%	79%	81%	74%	69%	64%	79%	15	35.7%
静岡県	35	26	23	23	24	24	19	22	19	21	74%	66%	66%	69%	69%	54%	63%	54%	60%	8	22.9%
愛知県	54	39	28	29	26	28	28	26	24	15	72%	52%	54%	48%	52%	52%	48%	44%	28%	5	9.3%
三重県	29	22	17	22	18	21	22	16	15	16	76%	59%	76%	62%	72%	76%	55%	52%	55%	8	27.6%
滋賀県	19	13	8	9	6	8	9	7	7	8	68%	42%	47%	32%	42%	47%	37%	37%	42%	1	5.3%
京都府	26	20	18	15	14	14	12	13	16	14	77%	69%	58%	54%	54%	46%	50%	62%	54%	4	15.4%
大阪府	43	22	17	17	14	10	11	12	14	12	51%	40%	40%	33%	23%	26%	28%	33%	28%	3	7.0%
兵庫県	41	25	21	15	24	21	20	17	18	21	61%	51%	37%	59%	51%	49%	41%	44%	51%	8	19.5%
奈良県	39	37	32	31	35	34	29	34	28	29	95%	82%	79%	90%	87%	74%	87%	72%	74%	21	53.8%
和歌山県	30	24	28	25	24	22	27	24	24	23	80%	93%	83%	80%	73%	90%	80%	80%	77%	12	40.0%
鳥取県	19	17	15	15	15	12	11	14	12	13	89%	79%	79%	79%	63%	58%	74%	63%	68%	6	31.6%
島根県	19	16	16	12	12	15	11	11	15	13	84%	84%	63%	63%	79%	58%	58%	79%	68%	6	31.6%
岡山県	27	22	20	19	14	17	17	21	21	19	81%	74%	70%	52%	63%	63%	78%	78%	70%	7	25.9%
広島県	23	17	12	12	9	13	13	13	11	14	74%	52%	52%	39%	57%	57%	57%	48%	61%	2	8.7%
山口県	19	14	13	16	13	9	8	10	7	9	74%	68%	84%	68%	47%	42%	53%	37%	47%	4	21.1%
徳島県	24	20	19	16	21	19	14	20	17	16	83%	79%	67%	88%	79%	58%	83%	71%	67%	8	33.3%
香川県	17	12	12	13	12	9	10	11	12	11	71%	71%	76%	71%	53%	59%	65%	71%	65%	4	23.5%
愛媛県	20	15	12	15	11	15	12	13	12	15	75%	60%	75%	55%	75%	60%	65%	60%	75%	4	20.0%
高知県	30	27	28	28	24	25	25	23	25	28	90%	93%	93%	80%	83%	83%	77%	83%	93%	16	53.3%
福岡県	60	51	41	40	40	46	37	39	37	38	85%	68%	67%	67%	77%	62%	65%	62%	63%	13	21.7%
佐賀県	20	15	11	12	15	17	14	16	16	17	75%	55%	60%	75%	85%	70%	80%	80%	85%	4	20.0%
長崎県	21	12	12	12	11	12	11	12	9	11	57%	57%	57%	52%	57%	52%	57%	43%	52%	1	4.8%
熊本県	45	36	34	37	37	41	34	34	34	32	80%	76%	82%	82%	91%	76%	76%	76%	71%	17	37.8%
大分県	18	14	13	14	9	8	14	9	12	11	78%	72%	78%	50%	44%	78%	50%	67%	61%	2	11.1%
宮崎県	26	22	17	19	18	19	18	18	13	17	85%	65%	73%	69%	73%	69%	69%	50%	65%	8	30.8%
鹿児島県	43	40	38	33	32	34	34	35	34	35	93%	88%	77%	74%	79%	79%	81%	79%	81%	21	48.8%
沖縄県	41	38	33	32	31	32	29	24	27	28	93%	80%	78%	76%	78%	71%	59%	66%	68%	18	43.9%
計	1,737	1,408	1,283	1,262	1,212	1,206	1,180	1,165	1,103	1,116	81%	74%	73%	70%	69%	68%	67%	64%	64%	536	30.9%

表 4-5 使用者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

	自治体数	通報0件自治体数										割合(通報0件自治体数/自治体数)								H24～R02通算	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	通報0件自治体数	割合
北海道	179	171	173	165	171	175	165	171	173	168	96%	97%	92%	96%	98%	92%	96%	97%	94%	136	76.0%
青森県	40	38	39	38	38	38	39	40	37	37	95%	98%	95%	95%	95%	98%	100%	93%	93%	31	77.5%
岩手県	33	31	29	31	31	30	29	32	33	31	94%	88%	94%	94%	91%	88%	97%	100%	94%	21	63.6%
宮城県	35	34	33	30	31	30	32	31	29	34	97%	94%	86%	89%	86%	91%	89%	83%	97%	19	54.3%
秋田県	25	24	25	24	24	24	24	24	24	24	96%	100%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	20	80.0%
山形県	35	34	35	34	34	31	34	35	34	34	97%	100%	97%	97%	89%	97%	100%	97%	97%	28	80.0%
福島県	59	55	55	57	57	56	57	59	59	57	93%	93%	97%	97%	95%	97%	100%	100%	97%	49	83.1%
茨城県	44	38	38	41	40	42	41	41	43	41	86%	86%	93%	91%	95%	93%	93%	98%	93%	27	61.4%
栃木県	25	23	25	24	25	24	25	24	25	21	92%	100%	96%	100%	96%	100%	96%	100%	84%	17	68.0%
群馬県	35	32	31	33	30	32	32	29	29	31	91%	89%	94%	86%	91%	91%	83%	83%	89%	23	65.7%
埼玉県	63	61	52	55	58	56	59	53	51	52	97%	83%	87%	92%	89%	94%	84%	81%	83%	29	46.0%
千葉県	54	44	46	45	42	43	44	40	44	38	81%	85%	83%	78%	80%	81%	74%	81%	70%	20	37.0%
東京都	62	37	37	38	41	36	45	41	40	41	60%	60%	61%	66%	58%	73%	66%	65%	66%	13	21.0%
神奈川県	33	22	21	23	18	29	24	27	29	28	67%	64%	70%	55%	88%	73%	82%	88%	85%	12	36.4%
新潟県	30	29	27	28	29	26	27	27	26	28	97%	90%	93%	97%	87%	90%	90%	87%	93%	20	66.7%
富山県	15	15	14	14	14	13	13	15	13	12	100%	93%	93%	93%	87%	87%	100%	87%	80%	7	46.7%
石川県	19	15	17	17	15	14	14	14	16	16	79%	89%	89%	79%	74%	74%	74%	84%	84%	6	31.6%
福井県	17	14	13	14	12	16	13	12	12	15	82%	76%	82%	71%	94%	76%	71%	71%	88%	3	17.6%
山梨県	27	26	26	22	23	22	23	25	27	24	96%	96%	81%	85%	81%	85%	93%	100%	89%	16	59.3%
長野県	77	73	72	73	72	76	69	71	71	72	95%	94%	95%	94%	99%	90%	92%	92%	94%	48	62.3%
岐阜県	42	40	38	39	38	39	38	40	37	41	95%	90%	93%	90%	93%	90%	95%	88%	98%	29	69.0%
静岡県	35	33	27	31	27	28	28	31	30	30	94%	77%	89%	77%	80%	80%	89%	86%	86%	17	48.6%
愛知県	54	48	43	39	33	41	40	43	38	42	89%	80%	72%	61%	76%	74%	80%	70%	78%	18	33.3%
三重県	29	25	23	25	26	25	25	23	25	24	86%	79%	86%	90%	86%	86%	79%	86%	83%	16	55.2%
滋賀県	19	17	18	15	14	16	15	14	15	17	89%	95%	79%	74%	84%	79%	74%	79%	89%	7	36.8%
京都府	26	25	24	20	22	23	20	22	22	24	96%	92%	77%	85%	88%	77%	85%	85%	92%	12	46.2%
大阪府	43	37	25	30	22	22	26	19	27	32	86%	58%	70%	51%	51%	60%	44%	63%	74%	5	11.6%
兵庫県	41	33	30	33	34	32	31	33	35	33	80%	73%	80%	83%	78%	76%	80%	85%	80%	19	46.3%
奈良県	39	39	37	37	38	36	37	36	36	37	100%	95%	95%	97%	92%	95%	92%	92%	95%	29	74.4%
和歌山県	30	30	30	28	29	26	29	30	29	29	100%	100%	93%	97%	87%	97%	100%	97%	97%	22	73.3%
鳥取県	19	17	15	17	16	17	18	17	17	14	89%	79%	89%	84%	89%	95%	89%	89%	74%	11	57.9%
島根県	19	15	17	19	17	19	16	18	18	16	79%	89%	100%	89%	100%	84%	95%	95%	84%	10	52.6%
岡山県	27	23	24	24	23	22	20	24	24	23	85%	89%	89%	85%	81%	74%	89%	89%	85%	12	44.4%
広島県	23	20	19	20	16	16	18	17	20	19	87%	83%	87%	70%	70%	78%	74%	87%	83%	10	43.5%
山口県	19	16	18	18	17	14	13	17	19	19	84%	95%	95%	89%	74%	68%	89%	100%	100%	11	57.9%
徳島県	24	21	21	20	23	22	19	23	21	23	88%	88%	83%	96%	92%	79%	96%	88%	96%	14	58.3%
香川県	17	17	15	16	15	14	14	15	13	15	100%	88%	94%	88%	82%	82%	88%	76%	88%	5	29.4%
愛媛県	20	17	19	18	12	19	20	19	20	20	85%	95%	90%	60%	95%	100%	95%	100%	100%	11	55.0%
高知県	30	29	29	29	28	29	30	29	29	30	97%	97%	97%	93%	97%	100%	97%	97%	100%	25	83.3%
福岡県	60	57	51	57	48	53	54	52	51	54	95%	85%	95%	80%	88%	90%	87%	85%	90%	31	51.7%
佐賀県	20	17	18	19	19	19	20	18	20	20	85%	90%	95%	95%	95%	100%	90%	100%	100%	13	65.0%
長崎県	21	20	20	16	18	21	18	17	17	19	95%	95%	76%	86%	100%	86%	81%	81%	90%	12	57.1%
熊本県	45	41	43	40	41	42	42	39	40	42	91%	96%	89%	91%	93%	93%	87%	89%	93%	26	57.8%
大分県	18	16	16	14	16	16	17	16	16	14	89%	89%	78%	89%	89%	94%	89%	89%	78%	9	50.0%
宮崎県	26	23	21	24	25	21	22	23	23	23	88%	81%	92%	96%	81%	85%	88%	88%	88%	17	65.4%
鹿児島県	43	41	38	39	40	38	40	39	42	40	95%	88%	91%	93%	88%	93%	91%	98%	93%	31	72.1%
沖縄県	41	41	39	39	37	39	40	37	38	39	100%	95%	95%	90%	95%	98%	90%	93%	95%	31	75.6%
計	1,737	1,574	1,526	1,532	1,499	1,522	1,519	1,522	1,537	1,543	91%	88%	88%	86%	88%	87%	88%	88%	89%	998	57.5%

2) 養護者虐待における警察からの通報の状況

表 3-1 に示すとおり、令和 2 年度「障害者虐待対応状況調査」結果において、相談・通報・届出者で最も多いのは「警察」であり、43.6%を占めている。

平成 24 年度から令和 2 年度の養護者における相談・通報・届出者は表 4-6 のとおりである。平成 24 年度の「警察」は相談・通報件数の 10.9%であったが、令和 2 年度では 43.6%まで構成割合は高まっており、警察との連携がより重要になると考えられる。

表 4-6 養護者虐待における相談・通報・届出者

養護者虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数											構成割合										
	平成(年度)								令和(年度)		差 R01- R02	平成(年度)								令和(年度)		差 R01- R02
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	24		25	26	27	28	29	30	元	2			
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	913	956	43	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	17.1%	15.9%	14.6%	-1.3%		
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	259	264	5	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	4.0%	4.5%	4.0%	-0.5%		
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	134	133	-1	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	2.3%	2.0%	-0.3%		
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	24	13	-11	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	0.2%	-0.2%		
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	198	201	3	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	3.6%	3.4%	3.1%	-0.4%		
教職員	31	51	40	43	42	38	41	41	38	-3	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	-0.1%		
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-	-	-	-	-		
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	843	835	-8	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	15.4%	14.6%	12.7%	-1.9%		
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	863	721	-142	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	15.6%	15.0%	11.0%	-4.0%		
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	17	23	6	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.1%		
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	1,964	2,857	893	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	31.8%	34.1%	43.6%	9.5%		
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	350	357	7	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	6.5%	6.1%	5.4%	-0.6%		
介護保険法に基づく居宅サー ビス事業等従事者等	-	-	121	132	116	134	110	103	87	-16	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	2.1%	1.8%	1.3%	-0.5%		
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	16	13	-3	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	-0.1%		
その他	212	315	230	178	216	216	186	232	232	0	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.5%	4.0%	3.5%	-0.5%		
不明	80	90	51	40	61	34	29	47	42	-5	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	0.5%	0.8%	0.6%	-0.2%		
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	6,004	6,772	768	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
相談・通報件数	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	798	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

(2) 養護者虐待事案の詳細分析

令和2年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による虐待判断事例の件数は1,768件であり、被虐待者数は1,775人であった。ここでは、被虐待者別に収集された個票データを用いて、養護者による虐待判断事例について詳細分析を行った。

※本項では被虐待者の人数を母数とする構成割合を表記しているため、前節（「3. 調査結果（単純集計）」の構成比とは一致していない。

1) 被虐待者の基本属性別分析

①虐待の類型（複数回答）

全体で見れば、身体的虐待が66.9%、性的虐待が2.9%、心理的虐待が31.3%、放棄、放置（ネグレクト）が12.9%、経済的虐待が16.5%の割合である。

ア. 身体的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性が身体的虐待被害に遭った割合が高い（男性60.7%、女性70.4%）。（表4-7）
 - ・年代別では、中学生以下が81.0%と高い。（表4-7）
 - ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に低い（知的障害あり59.7%、なし73.4%）。逆に、精神障害のある被虐待者はそうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に高い（精神障害あり74.0%、なし61.8%）。なお、身体障害や発達障害の有無では有意差はみられない。（表4-8）
 - ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-9）
- ☞ 身体的虐待に遭いやすい属性等：女性、中学生以下、精神障害がある

イ. 性的虐待

- ・性別にみると、男性に比べ女性が性的虐待に遭った割合が高い（男性0.3%、女性は4.3%）。（表4-7）
 - ・性的虐待の被害に遭っている年代は、15～19歳が多いものの、有意差はみられなかった。（表4-7）
 - ・障害種別でみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-8）
 - ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-9）
- ☞ 性的虐待に遭いやすい属性等：女性

ウ. 心理的虐待

- ・心理的虐待の性別にみても、心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-7）
- ・年代別にみても、心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-8）
- ・障害種別にみると、精神障害のある被虐待者や発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けている割合が有意に高い（精神障害あり34.6%、なし29.0%、発達障害あり46.0%、なし30.8%）。なお、身体障害や知的障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。（表4-8）

- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が心理的虐待を受けた割合が低い傾向がみられた。(表 4-9)

㊦ 心理的虐待に遭いやすい属性等：精神障害（発達障害を除く）や発達障害がある、行動障害がない

エ. 放棄、放置（ネグレクト）

- ・女性に比べ、男性が放棄、放置（ネグレクト）の被害に遭っている割合が高い（男性 17.3%、女性 10.4%）。(表 4-7)
- ・年代別にみても、放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が有意に高い（知的障害あり 17.0%、なし 9.2%）。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 8.1%、なし 16.3%）。なお、難病等でも、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が高くなっているものの、有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が高い傾向がみられた。(表 4-9)

㊦ 放棄、放置（ネグレクト）に遭いやすい属性等：男性、知的障害がある、行動障害がある

オ. 経済的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、女性に比べ男性が経済的虐待に遭った割合が高い（男性 20.9%、女性 14.0%）。(表 4-7)
- ・年代別では、20 歳代や 50 歳代以上は 20%前後の割合を占めているものの、有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合が有意に高い（知的障害あり 21.9%、なし 11.6%）。逆に、精神障害のある被虐待者や発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 12.2%、なし 19.6%、発達障害あり 3.2%、なし 17.0%）。なお、身体障害や難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ・行動障害の有無別にみても経済的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-9)

㊦ 経済的虐待に遭いやすい属性等：男性、知的障害がある

②虐待者の続柄

全体で見れば、虐待者の割合は父親 27.4%、母親 24.6%、夫 16.1%、兄弟 14.4%、その他 10.5%が上位を占めている。

ア. 被虐待者の性別にみた虐待者

- ・被虐待者が男性の場合、虐待者は父親 34.9%、母親 28.7%、兄弟 18.9%が主な虐待者である。一方、被虐待者が女性の場合には父親 23.2%、母親 22.2%、夫 24.5%となる。(表 4-7)

イ. 被虐待者の年代別にみた虐待者

- ・被虐待者が未成年～20歳代までの虐待者は母親や父親が中心である。被虐待者の年齢が高くなるに従って兄弟、夫の割合が高まり、50歳代以上になると兄弟や夫のほかに息子の割合も高くなっている。(表 4-7)

ウ. 障害種別にみた虐待者

- ・身体障害のある被虐待者では、虐待者が妻や息子である割合は有意に高い(妻：身体障害あり 4.9%、なし 1.9%、息子：身体障害あり 9.1%、なし 3.7%)。
- ・知的障害のある被虐待者では、知的障害のない被虐待者に比べ父親や母親、姉妹から虐待を受けている割合が高い(被虐待者の年齢層が関係)。
- ・精神障害のある被虐待者では、父親や母親から虐待を受けた割合は有意に低く、夫や息子、娘から虐待を受けた割合が高まっている。
- ・発達障害のある被虐待者では、兄弟から虐待を受けた割合は有意に低い。(表 4-7)

エ. 行動障害の有無別にみた虐待者

- ・被虐待者に行動障害がある(認定あり・なし)場合には、父親や母親、夫が虐待者となる割合が高い。(表 4-9)

③虐待の発生要因

全体で見れば、虐待の発生要因としては「虐待者が虐待と認識していない」の46.1%が最も多く、次いで「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」38.3%、「虐待者の知識や情報の不足」23.4%等が上位を占めている。

ア. 被虐待者の性別・年代別にみた虐待発生要因

- ・「被虐待者の行動障害」において、被虐待者が女性よりも男性の場合で有意に高くなっていた。逆に、「虐待者が過去に虐待を行ったことがある」において、被虐待者が男性よりも女性の場合で有意に高くなっていた。(表 4-7)
- ・年代別では有意差はみられなかった。(表 4-7)

イ. 障害種別にみた虐待発生要因

- ・身体障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が高く、「被虐待者の行動障害」の要因は有意に低い。(表 4-7)
- ・知的障害のある被虐待者では、「虐待者が虐待と認識していない」や「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」等の割合が有意に高くなっており、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」は有意に低かった。(表 4-8)
- ・精神障害のある被虐待者では、「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」や「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の割合が有意に高く、「被虐待者の行動障害」や「家庭における経済的困窮（経済的問題）」の割合が有意に低い。(表 4-8)

ウ. 行動障害の有無別にみた虐待発生要因

- ・被虐待者に行動障害がある（認定あり・なし）場合、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の行動障害」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」の割合が有意に高い。(表 4-9)

表 4-7 被虐待者の基本属性別有意差分析（その1 性別・年齢別）

	全体	性別			年齢								有意差
		男性	女性	有意差	中学生以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上		
全体	1,775 100%	641 100%	1,134 100%		21 100%	121 100%	358 100%	308 100%	361 100%	389 100%	214 100%		
虐待の種類	身体的虐待	1,187 66.9%	389 60.7%	798 70.4%	***	17 81.0%	72 59.5%	219 61.2%	218 70.8%	240 66.5%	274 70.4%	146 68.2%	*
	性的虐待	51 2.9%	2 0.3%	49 4.3%	***	0 0.0%	15 12.4%	15 4.2%	9 2.9%	7 1.9%	2 0.5%	3 1.4%	3 (***)
	心理的虐待	556 31.3%	187 29.2%	369 32.5%		4 19.0%	44 36.4%	113 31.6%	97 31.5%	115 31.9%	108 27.8%	74 34.6%	
	放棄、放置(ネグレクト)	229 12.9%	111 17.3%	118 10.4%	***	4 19.0%	18 14.9%	54 15.1%	35 11.4%	53 14.7%	45 11.6%	20 9.3%	
	経済的虐待	293 16.5%	134 20.9%	159 14.0%	***	0 0.0%	9 7.4%	74 20.7%	44 14.3%	50 13.9%	72 18.5%	43 20.1%	43 (**)
虐待者の続柄	父	487 27.4%	224 34.9%	263 23.2%	***	7 33.3%	62 51.2%	152 42.5%	107 34.7%	92 25.5%	60 15.4%	7 3.3%	7 (***)
	母	436 24.6%	184 28.7%	252 22.2%	**	12 57.1%	61 50.4%	155 43.3%	84 27.3%	65 18.0%	51 13.1%	8 3.7%	8 (***)
	夫	285 16.1%	7 1.1%	278 24.5%		0 0.0%	1 0.8%	19 5.3%	53 17.2%	80 22.2%	76 19.5%	55 25.7%	55 (***)
	妻	43 2.4%	41 6.4%	2 0.2%		0 0.0%	0 0.0%	2 0.6%	3 1.0%	8 2.2%	15 3.9%	15 7.0%	15 (***)
	息子	82 4.6%	17 2.7%	65 5.7%	**	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 2.8%	40 10.3%	32 15.0%	32 (***)
	娘	34 1.9%	4 0.6%	30 2.6%	**	0 0.0%	0 0.0%	2 0.6%	3 1.0%	3 0.8%	15 3.9%	11 5.1%	11 (***)
	息子の配偶者(嫁)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
	娘の配偶者(婿)	1 0.1%	1 0.2%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	1
	兄弟	255 14.4%	121 18.9%	130 11.5%	***	0 0.0%	4 3.3%	21 5.9%	38 12.3%	58 16.1%	82 21.1%	48 22.4%	48 (***)
	姉妹	96 5.4%	35 5.5%	59 5.2%		0 0.0%	0 0.0%	6 1.7%	15 4.9%	27 7.5%	33 8.5%	13 6.1%	13 (***)
	祖父	8 0.5%	2 0.3%	6 0.5%		0 0.0%	0 0.0%	7 2.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 (***)
	祖母	14 0.8%	4 0.6%	10 0.9%		1 4.8%	4 3.3%	8 2.2%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 (***)
	その他	186 10.5%	62 9.7%	123 10.8%		1 4.8%	6 5.0%	27 7.5%	37 12.0%	44 12.2%	38 9.8%	30 14.0%	30 (*)
	不明	4 0.23%	2 0.31%	2 0.18%		0 0.00%	0 0.00%	3 0.84%	0 0.00%	0 0.00%	1 0.26%	0 0.00%	0
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	364 20.5%	132 20.6%	229 20.2%		4 19.0%	22 18.2%	68 19.0%	61 19.8%	68 18.8%	96 24.7%	41 19.2%	
	虐待者の知識や情報の不足	463 26.1%	169 26.4%	291 25.7%		4 19.0%	35 28.9%	102 28.5%	68 22.1%	95 26.3%	109 28.0%	47 22.0%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	129 7.3%	35 5.5%	90 7.9%		0 0.0%	7 5.8%	26 7.3%	17 5.5%	22 6.1%	34 8.7%	19 8.9%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	307 17.3%	108 16.8%	195 17.2%		5 23.8%	22 18.2%	62 17.3%	48 15.6%	51 14.1%	67 17.2%	48 22.4%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	150 8.5%	40 6.2%	110 9.7%	*	1 4.8%	17 14.0%	28 7.8%	26 8.4%	23 6.4%	38 9.8%	17 7.9%	
	虐待者が虐待と認識していない	811 45.7%	289 45.1%	511 45.1%		5 23.8%	49 40.5%	166 46.4%	146 47.4%	179 49.6%	161 41.4%	92 43.0%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	318 17.9%	103 16.1%	214 18.9%		5 23.8%	29 24.0%	51 14.2%	52 16.9%	71 19.7%	65 16.7%	44 20.6%	
	虐待者側のその他の要因	154 8.7%	52 8.1%	102 9.0%		3 14.3%	9 7.4%	26 7.3%	21 6.8%	32 8.9%	41 10.5%	21 9.8%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	463 26.1%	169 26.4%	293 25.8%		9 42.9%	24 19.8%	89 24.9%	74 24.0%	98 27.1%	115 29.6%	52 24.3%	
	被虐待者の行動障害	276 15.5%	132 20.6%	143 12.6%	***	4 19.0%	29 24.0%	70 19.6%	55 17.9%	48 13.3%	42 10.8%	26 12.1%	26 (**)
	被虐待者側のその他の要因	178 10.0%	56 8.7%	122 10.8%		2 9.5%	12 9.9%	31 8.7%	27 8.8%	43 11.9%	41 10.5%	22 10.3%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	771 43.4%	259 40.4%	508 44.8%		6 28.6%	44 36.4%	160 44.7%	139 45.1%	157 43.5%	181 46.5%	78 36.4%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	314 17.7%	115 17.9%	193 17.0%		1 4.8%	21 17.4%	65 18.2%	52 16.9%	53 14.7%	67 17.2%	48 22.4%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	294 16.6%	116 18.1%	175 15.4%		5 23.8%	27 22.3%	47 13.1%	51 16.6%	57 15.8%	72 18.5%	32 15.0%	
	家庭におけるその他の要因	90 5.1%	34 5.3%	56 4.9%		1 4.8%	13 10.7%	22 6.1%	9 2.9%	20 5.5%	20 5.1%	5 2.3%	5 (*)

有意差検定
***: p<0.001
** : p<0.01
* : p<0.05

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

表 4-8 被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）

	全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
		該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体	1,775 100%	307 100%	1,468 100%		843 100%	932 100%		739 100%	1,036 100%		63 100%	1,712 100%		22 100%	1,753 100%	
虐待の種類	身体的虐待	1,187 66.9%	218 71.0%	969 66.0%		503 59.7%	684 73.4%	***	547 74.0%	640 61.8%	***	40 63.5%	1,147 67.0%	10 45.5%	1,177 67.1%	(*)
	性的虐待	51 2.9%	6 2.0%	45 3.1%		31 3.7%	20 2.1%		15 2.0%	36 3.5%		3 4.8%	48 2.8%	0 0.0%	51 2.9%	
	心理的虐待	556 31.3%	85 27.7%	471 32.1%		249 29.5%	307 32.9%		256 34.6%	300 29.0%	*	29 46.0%	527 30.8%	10 45.5%	546 31.1%	
	放棄、放置(ネグレクト)	229 12.9%	46 15.0%	183 12.5%		143 17.0%	86 9.2%	***	60 8.1%	169 16.3%	***	4 6.3%	225 13.1%	7 31.8%	222 12.7%	(**)
	経済的虐待	293 16.5%	43 14.0%	250 17.0%		185 21.9%	108 11.6%	***	90 12.2%	203 19.6%	***	2 3.2%	291 17.0%	2 9.1%	291 16.6%	
虐待者の続柄	父	487 27.4%	62 20.2%	425 29.0%	**	298 35.3%	189 20.3%	***	163 22.1%	324 31.3%	***	22 34.9%	465 27.2%	3 13.6%	484 27.6%	
	母	436 24.6%	75 24.4%	361 24.6%		284 33.7%	152 16.3%	***	121 16.4%	315 30.4%	***	21 33.3%	415 24.2%	8 36.4%	428 24.4%	
	夫	285 16.1%	60 19.5%	225 15.3%		42 5.0%	243 26.1%	***	194 26.3%	91 8.8%	***	6 9.5%	279 16.3%	6 27.3%	279 15.9%	
	妻	43 2.4%	15 4.9%	28 1.9%	**	4 0.5%	39 4.2%	***	24 3.2%	19 1.8%		1 1.6%	42 2.5%	0 0.0%	43 2.5%	
	息子	82 4.6%	28 9.1%	54 3.7%	***	10 1.2%	72 7.7%	***	45 6.1%	37 3.6%	*	0 0.0%	82 4.8%	2 9.1%	80 4.6%	
	娘	34 1.9%	9 2.9%	25 1.7%		8 0.9%	26 2.8%	**	21 2.8%	13 1.3%	*	0 0.0%	34 2.0%	0 0.0%	34 1.9%	
	息子の配偶者(嫁)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	娘の配偶者(婿)	1 0.1%	1 0.3%	0 0.0%	(*)	0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	
	兄弟	255 14.4%	42 13.7%	213 14.5%		122 14.5%	133 14.3%		105 14.2%	150 14.5%		3 4.8%	252 14.7%	0 0.0%	255 14.5%	
	姉妹	96 5.4%	15 4.9%	81 5.5%		59 7.0%	37 4.0%	**	27 3.7%	69 6.7%	**	2 3.2%	94 5.5%	2 9.1%	94 5.4%	
	祖父	8 0.5%	0 0.0%	8 0.5%		3 0.4%	5 0.5%		3 0.4%	5 0.5%		2 3.2%	6 0.4%	1 4.5%	7 0.4%	(**)
	祖母	14 0.8%	3 1.0%	11 0.7%		10 1.2%	4 0.4%		3 0.4%	11 1.1%		1 1.6%	13 0.8%	0 0.0%	14 0.8%	
	その他	186 10.5%	23 7.5%	163 11.1%		96 11.4%	90 9.7%		75 10.1%	111 10.7%		6 9.5%	180 10.5%	2 9.1%	184 10.5%	
	不明	4 0.23%	1 0.33%	3 0.20%		3 0.36%	1 0.11%		0 0.00%	4 0.39%		0 0.00%	4 0.23%	0 0.00%	4 0.23%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	364 20.5%	82 26.7%	282 19.2%	**	177 21.0%	187 20.1%		148 20.0%	216 20.8%		9 14.3%	355 20.7%	6 27.3%	358 20.4%	
	虐待者の知識や情報の不足	463 26.1%	74 24.1%	389 26.5%		236 28.0%	227 24.4%		192 26.0%	271 26.2%		21 33.3%	442 25.8%	2 9.1%	461 26.3%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	129 7.3%	21 6.8%	108 7.4%		54 6.4%	75 8.0%		60 8.1%	69 6.7%		1 1.6%	128 7.5%	0 0.0%	129 7.4%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	307 17.3%	62 20.2%	245 16.7%		152 18.0%	155 16.6%		121 16.4%	186 18.0%		16 25.4%	291 17.0%	6 27.3%	301 17.2%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	150 8.5%	24 7.8%	126 8.6%		71 8.4%	79 8.5%		72 9.7%	78 7.5%		7 11.1%	143 8.4%	1 4.5%	149 8.5%	
	虐待者が虐待と認識していない	811 45.7%	133 43.3%	678 46.2%		408 48.4%	403 43.2%	*	321 43.4%	490 47.3%		22 34.9%	789 46.1%	9 40.9%	802 45.8%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	318 17.9%	47 15.3%	271 18.5%		144 17.1%	174 18.7%		154 20.8%	164 15.8%	**	16 25.4%	302 17.6%	6 27.3%	312 17.8%	
	虐待者側のその他の要因	154 8.7%	28 9.1%	126 8.6%		74 8.8%	80 8.6%		62 8.4%	92 8.9%		3 4.8%	151 8.8%	3 13.6%	151 8.6%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	463 26.1%	104 33.9%	359 24.5%	***	232 27.5%	231 24.8%		181 24.5%	282 27.2%		16 25.4%	447 26.1%	8 36.4%	455 26.0%	
	被虐待者の行動障害	276 15.5%	35 11.4%	241 16.4%	*	167 19.8%	109 11.7%	***	89 12.0%	187 18.1%	***	18 28.6%	258 15.1%	2 9.1%	274 15.6%	
	被虐待者側のその他の要因	178 10.0%	20 6.5%	158 10.8%	*	61 7.2%	117 12.6%	***	100 13.5%	78 7.5%	***	8 12.7%	170 9.9%	2 9.1%	176 10.0%	
	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	771 43.4%	123 40.1%	648 44.1%		317 37.6%	454 48.7%	***	355 48.0%	416 40.2%	***	39 61.9%	732 42.8%	9 40.9%	762 43.5%	
家庭環境	家庭における経済的困窮(経済的問題)	314 17.7%	58 18.9%	256 17.4%		169 20.0%	145 15.6%	*	114 15.4%	200 19.3%	*	7 11.1%	307 17.9%	6 27.3%	308 17.6%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	294 16.6%	49 16.0%	245 16.7%		156 18.5%	138 14.8%	*	117 15.8%	177 17.1%		12 19.0%	282 16.5%	6 27.3%	288 16.4%	
	家庭におけるその他の要因	90 5.1%	14 4.6%	76 5.2%		51 6.0%	39 4.2%		32 4.3%	58 5.6%		3 4.8%	87 5.1%	3 13.6%	87 5.0%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

表 4-9 被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）

	全体	行動障害						有意差
		強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいるが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明		
全体	1,775 100%	224 100%	40 100%	248 100%	1,173 100%	90 100%		
虐待の種類	身体的虐待	1,187 66.9%	147 65.6%	26 65.0%	176 71.0%	779 66.4%	59 65.6%	
	性的虐待	51 2.9%	5 2.2%	1 2.5%	8 3.2%	33 2.8%	4 4.4%	
	心理的虐待	556 31.3%	45 20.1%	11 27.5%	74 29.8%	396 33.8%	30 33.3% **	
	放棄、放置(ネグレクト)	229 12.9%	47 21.0%	11 27.5%	34 13.7%	130 11.1%	7 7.8% ***	
	経済的虐待	293 16.5%	28 12.5%	6 15.0%	36 14.5%	209 17.8%	14 15.6%	
虐待者の続柄	父	487 27.4%	90 40.2%	14 35.0%	74 29.8%	288 24.6%	21 23.3% ***	
	母	436 24.6%	82 36.6%	12 30.0%	75 30.2%	255 21.7%	12 13.3% ***	
	夫	285 16.1%	11 4.9%	5 12.5%	26 10.5%	214 18.2%	29 32.2% ***	
	妻	43 2.4%	3 1.3%	1 2.5%	3 1.2%	34 2.9%	2 2.2%	
	息子	82 4.6%	6 2.7%	2 5.0%	9 3.6%	61 5.2%	4 4.4%	
	娘	34 1.9%	2 0.9%	1 2.5%	6 2.4%	21 1.8%	4 4.4%	
	息子の配偶者(嫁)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	娘の配偶者(婿)	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	
	兄弟	255 14.4%	29 12.9%	8 20.0%	35 14.1%	171 14.6%	8 8.9%	
	姉妹	96 5.4%	13 5.8%	0 0.0%	12 4.8%	66 5.6%	3 3.3%	
	祖父	8 0.5%	1 0.4%	0 0.0%	4 1.6%	3 0.3%	0 0.0%	
	祖母	14 0.8%	3 1.3%	0 0.0%	2 0.8%	8 0.7%	1 1.1%	
	その他	186 10.5%	6 2.7%	2 5.0%	26 10.5%	144 12.3%	7 7.8% (***)	
	不明	4 0.23%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	4 0.34%	0 0.00%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	364 20.5%	79 35.3%	16 40.0%	70 28.2%	185 15.8%	11 12.2% ***	
	虐待者の知識や情報の不足	463 26.1%	62 27.7%	12 30.0%	74 29.8%	282 24.0%	30 33.3% (***)	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	129 7.3%	8 3.6%	1 2.5%	8 3.2%	105 9.0%	3 3.3% (***)	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	307 17.3%	65 29.0%	8 20.0%	49 19.8%	173 14.7%	8 8.9% ***	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	150 8.5%	22 9.8%	3 7.5%	23 9.3%	98 8.4%	4 4.4%	
	虐待者が虐待と認識していない	811 45.7%	100 44.6%	13 32.5%	121 48.8%	526 44.8%	40 44.4%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	318 17.9%	37 16.5%	5 12.5%	44 17.7%	219 18.7%	12 13.3%	
	虐待者側のその他の要因	154 8.7%	16 7.1%	2 5.0%	18 7.3%	109 9.3%	9 10.0%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	463 26.1%	101 45.1%	17 42.5%	65 26.2%	267 22.8%	12 13.3% ***	
	被虐待者の行動障害	276 15.5%	118 52.7%	20 50.0%	90 36.3%	46 3.9%	1 1.1% ***	
	被虐待者側のその他の要因	178 10.0%	7 3.1%	1 2.5%	15 6.0%	145 12.4%	10 11.1% ***	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	771 43.4%	91 40.6%	17 42.5%	114 46.0%	517 44.1%	28 31.1%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	314 17.7%	35 15.6%	11 27.5%	33 13.3%	221 18.8%	8 8.9% *	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	294 16.6%	49 21.9%	8 20.0%	46 18.5%	184 15.7%	4 4.4% **	
	家庭におけるその他の要因	90 5.1%	9 4.0%	4 10.0%	15 6.0%	55 4.7%	7 7.8%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

2) 重篤ケースの分析

虐待が重篤化した場合、死亡事故につながるおそれもある。令和2年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待で発生した死亡事故は0件であったが、それ以外でも重篤と考えられるケースが少なからず発生していると考えられる。そのようなケースの特徴や発生要因等を探ることで、早期の発見や適切な被虐待者への支援とともに養護者支援につなげていくことが必要である。

ここでは、令和2年度の養護者による障害者虐待として挙げられた個票データからいくつかの指標を用いて重篤ケースにおける特徴や発生要因の分析を試みた。

なお、重篤ケースに該当するものとして、本分析では下記の該当ケースを想定した。

- ① やむを得ない事由による措置を適用されたケース
- ② 成年後見制度市区町村長申立てがなされたケース
- ③ 虐待の程度が“重度”とされたケース（判断は市区町村担当職員や管理職）

① 虐待類型

- ・ やむを得ない事由による措置が適用されたケースは身体的虐待ケースの割合が最も高いものの、非適用ケースと比較すると放棄、放置（ネグレクト）と判断されたケースでのやむを得ない事由による措置適用割合が有意に高くなっていた。
- ・ 成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは経済的虐待と判断されたケースが多い。また、放棄、放置（ネグレクト）と経済的虐待の割合は有意に高く、身体的虐待は有意に低くなっている。
- ・ 虐待程度が重度のケースは身体的虐待が多い。重度のケースと中軽度ケースの割合と比較すると、性的虐待や放棄、放置（ネグレクト）、経済的虐待ケースにおいて重度と判定された割合が有意に高くなっていた。逆に、身体的虐待ケースは有意に低くなっている。

表 4-10 重篤ケースの分析（虐待類型）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	63	1,712		60	1,715		206	1,569	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体的虐待	件数	36	1,151		13	1,174	***	102	1,085	***
	構成比	57.1%	67.2%		21.7%	68.5%		52.0%	73.9%	
性的虐待	件数	4	47		2	49		14	37	***
	構成比	6.3%	2.7%		3.3%	2.9%		7.1%	2.5%	
心理的虐待	件数	21	535		9	547	**	68	488	
	構成比	33.3%	31.3%		15.0%	31.9%		34.7%	33.2%	
放棄、放置（ネグレクト）	件数	15	214	**	23	206	***	64	165	***
	構成比	23.8%	12.5%		38.3%	12.0%		32.7%	11.2%	
経済的虐待	件数	14	279		40	253	***	64	229	***
	構成比	22.2%	16.3%		66.7%	14.8%		32.7%	15.6%	
虐待程度が重度	件数	24	172	***	21	175	***			
	構成比	38.1%	10.0%		35.0%	10.2%				

*有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

②障害種別

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースと比べて知的障害のある被虐待者の割合が有意に高くなっていた。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでも知的障害のある被虐待者の割合が73.3%を占めており、非適用ケースに比べて有意に高く、精神障害のある被虐待者は有意に低くなっていた。
- ・虐待程度が重度のケースと中軽度のケースでは障害種別による有意差はみられなかった。

表 4-11 重篤ケースの分析（障害種別）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	63	1,712		60	1,715		206	1,569	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
身体障害	件数	11	296		10	297		39	268	
	構成比	17.5%	17.3%		16.7%	17.3%		19.9%	18.3%	
知的障害	件数	42	801	**	44	799	***	104	739	
	構成比	66.7%	46.8%		73.3%	46.6%		53.1%	50.3%	
精神障害(発達障害を除く)	件数	19	720		16	723	*	75	664	
	構成比	30.2%	42.1%		26.7%	42.2%		38.3%	45.2%	
発達障害	件数	4	59		0	63		4	59	
	構成比	6.3%	3.4%		0.0%	3.7%		2.0%	4.0%	
難病	件数	1	21		2	20		6	16	(*)
	構成比	1.6%	1.2%		3.3%	1.2%		3.1%	1.1%	
その他	件数	0	16		0	16		2	14	
	構成比	0.0%	0.9%		0.0%	0.9%		1.0%	1.0%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

③障害支援区分

- ・市町村長申立てで、区分4~6で適用ケースが高くなる傾向にあるものの、やむを得ない事由による措置や虐待の程度とともに、統計的な有意差は確認できなかった。

表 4-12 重篤ケースの分析（障害支援区分）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	63	1,712		60	1,715		206	1,569	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
区分1	件数	0	12		0	12		2	10	
	構成比	0.0%	0.7%		0.0%	0.7%		1.0%	0.7%	
区分2	件数	6	193		5	194		30	169	
	構成比	9.5%	11.3%		8.3%	11.3%		15.3%	11.5%	
区分3	件数	9	193		6	196		23	179	
	構成比	14.3%	11.3%		10.0%	11.4%		11.7%	12.2%	
区分4	件数	10	199	(*)	13	196	(***)	24	185	(*)
	構成比	15.9%	11.6%		21.7%	11.4%		12.2%	12.6%	
区分5	件数	9	127		12	124		21	115	
	構成比	14.3%	7.4%		20.0%	7.2%		10.7%	7.8%	
区分6	件数	10	138		8	140		26	122	
	構成比	15.9%	8.1%		13.3%	8.2%		13.3%	8.3%	
なし	件数	18	832		15	835		78	772	
	構成比	28.6%	48.6%		25.0%	48.7%		39.8%	52.6%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

④行動障害の有無

- ・市区町村長申立てでは、非適用ケースと比較すると、強い行動障害がある被虐待者の割合が高いものの、やむを得ない事由による措置や虐待の程度とともに、統計的な有意差はみられなかった。

表 4-13 重篤ケースの分析（行動障害の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	63 100%	1,712 100%		60 100%	1,715 100%		206 100%	1,569 100%	
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目10点以上)	件数 構成比	16 25.4%	208 12.1%		15 25.0%	209 12.2%		28 14.3%	196 13.4%	
認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	件数 構成比	4 6.3%	36 2.1%		0 0.0%	40 2.3%		10 5.1%	30 2.0%	
行動障害がある	件数 構成比	12 19.0%	236 13.8%	(***)	11 18.3%	237 13.8%	(**)	27 13.8%	221 15.1%	(*)
行動障害がない	件数 構成比	30 47.6%	1,143 66.8%		34 56.7%	1,139 66.4%		125 63.8%	1,048 71.4%	
行動障害の有無不明	件数 構成比	1 1.6%	89 5.2%		0 0.0%	90 5.2%		16 8.2%	74 5.0%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑤虐待者の続柄

- ・市区町村長申立て適用ケースでは、非適用ケースと比較すると、夫の割合が有意に低く、兄弟の割合は有意に高くなっている。虐待の程度では、中軽度と比較すると、母や兄弟の重度の割合が有意に高く、夫は優位に低かった。
- ・やむを得ない事由による措置については統計的な有意差はみられなかった。

表 4-14 重篤ケースの分析（虐待者の続柄）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	63 100%	1,712 100%		60 100%	1,715 100%		206 100%	1,569 100%	
父	件数 構成比	16 25.4%	471 27.5%		15 25.0%	472 27.5%		46 23.5%	441 30.0%	
母	件数 構成比	18 28.6%	418 24.4%		12 20.0%	424 24.7%		72 36.7%	364 24.8%	***
夫	件数 構成比	8 12.7%	277 16.2%		1 1.7%	284 16.6%	**	21 10.7%	264 18.0%	*
妻	件数 構成比	2 3.2%	41 2.4%		2 3.3%	41 2.4%		3 1.5%	40 2.7%	
息子	件数 構成比	1 1.6%	81 4.7%		1 1.7%	81 4.7%		14 7.1%	68 4.6%	
娘	件数 構成比	2 3.2%	32 1.9%		0 0.0%	34 2.0%		2 1.0%	32 2.2%	
息子の配偶者(嫁)	件数 構成比	0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	
娘の配偶者(婿)	件数 構成比	0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%		0 0.0%	1 0.1%	
兄弟	件数 構成比	13 20.6%	242 14.1%		16 26.7%	239 13.9%	**	43 21.9%	208 14.2%	**
姉妹	件数 構成比	2 3.2%	94 5.5%		10 16.7%	86 5.0%	(***)	16 8.2%	78 5.3%	
祖父	件数 構成比	0 0.0%	8 0.5%		0 0.0%	8 0.5%		0 0.0%	8 0.5%	
祖母	件数 構成比	0 0.0%	14 0.8%		1 1.7%	13 0.8%		1 0.5%	13 0.9%	
その他	件数 構成比	8 12.7%	178 10.4%		8 13.3%	178 10.4%		17 8.7%	168 11.4%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑥虐待の発生要因

- ・回答割合として、市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて、「虐待者が虐待と認識していない」の割合が共通して高くなっており、統計的な有意差もみられた。
- ・その他にも、やむを得ない事由による措置では「被虐待者の行動障害」の割合が有意に高く、市区町村長申立てが適用されたケースでは、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」の割合が、虐待程度が重度のケースでは「虐待者の知識や情報の不足」や「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」が有意に高くなっていった。

表 4-15 重篤ケースの分析（虐待の発生要因）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	63	1,712		60	1,715		206	1,569	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	件数	18	346	9	355		41	320	
	構成比	28.6%	20.2%		15.0%	20.7%		20.9%	21.8%	
	虐待者の知識や情報の不足	件数	15	448	17	446		67	393	*
	構成比	23.8%	26.2%		28.3%	26.0%		34.2%	26.8%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	件数	5	124	2	127		10	115	
	構成比	7.9%	7.2%		3.3%	7.4%		5.1%	7.8%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	件数	11	296	5	302		33	270	
	構成比	17.5%	17.3%		8.3%	17.6%		16.8%	18.4%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	件数	8	142	5	145		18	132	
	構成比	12.7%	8.3%		8.3%	8.5%		9.2%	9.0%	
虐待者が虐待と認識していない	件数	35	776	38	773	**	111	689	**	
構成比	55.6%	45.3%		63.3%	45.1%		56.6%	46.9%		
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	件数	16	302	14	304		48	269	*	
構成比	25.4%	17.6%		23.3%	17.7%		24.5%	18.3%		
虐待者側のその他の要因	件数	3	151	13	141	***	24	130		
構成比	4.8%	8.8%		21.7%	8.2%		12.2%	8.9%		
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	件数	18	445	21	442		71	391	**
	構成比	28.6%	26.0%		35.0%	25.8%		36.2%	26.6%	
	被虐待者の行動障害	件数	20	256	9	267	***	25	250	
構成比	31.7%	15.0%		15.0%	15.6%		12.8%	17.0%		
被虐待者側のその他の要因	件数	7	171	8	170		17	161		
構成比	11.1%	10.0%		13.3%	9.9%		8.7%	11.0%		
家庭環境要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	件数	33	738	19	752		90	677	
	構成比	52.4%	43.1%		31.7%	43.8%		45.9%	46.1%	
	家庭における経済的困窮（経済的問題）	件数	14	300	24	290	***	44	264	
	構成比	22.2%	17.5%		40.0%	16.9%		22.4%	18.0%	
家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	件数	12	282	9	285		50	241	**	
構成比	19.0%	16.5%		15.0%	16.6%		25.5%	16.4%		
家庭におけるその他の要因	件数	5	85	2	88		14	76		
構成比	7.9%	5.0%		3.3%	5.1%		7.1%	5.2%		

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

⑦過去の虐待の有無

- ・回答割合として、やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて、「過去に虐待認定されていた」や「虐待兆候の把握があった」の割合が共通して高くなっており、市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、統計的な有意差もみられた。

表 4-16 重篤ケースの分析（過去の虐待の有無）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数	63	1,712		60	1,715		206	1,569	
	構成比	100%	100%		100%	100%		100%	100%	
過去に虐待認定されていた	件数	10	196		7	199		29	177	
	構成比	15.9%	11.4%		11.7%	11.6%		14.8%	12.1%	
虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	件数	22	394		24	392		66	350	
	構成比	34.9%	23.0%		40.0%	22.9%	**	33.7%	23.8%	**
虐待兆候は把握されていないかつ	件数	26	874		17	883		86	814	
	構成比	41.3%	51.1%		28.3%	51.5%		43.9%	55.4%	
不明	件数	5	248		12	241		25	228	
	構成比	7.9%	14.5%		20.0%	14.1%		12.8%	15.5%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案の分析

令和2年度「障害者虐待対応状況調査」では、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例は632件であり、被虐待者数は890人^{*}であった。ここでは、虐待が発生した施設・事業所種別、虐待行為の類型別、被虐待者の障害種類別に被虐待者や虐待を行った職員の属性、虐待発生要因等の把握を行った。

※不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の7件を除く625件が対象。

1) 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

虐待の事実が認められた事例が最も多いのは共同生活援助の133件であり、そのうち心理的虐待が54件(40.6%)、身体的虐待が50件(37.6%)を占めた。次いで、障害者支援施設で虐待の事実が認められた事例97件のうち、身体的虐待は97件(74.0%)であった。

生活介護では虐待の事実が認められた事例は79件であり、身体的虐待が59件(74.7%)であった。

表 4-17 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

	虐待件数	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	632件 100.0%	334件 52.8%	102件 16.1%	266件 42.1%	47件 7.4%	30件 4.7%
障害者支援施設	131件 100.0%	97件 74.0%	15件 11.5%	41件 31.3%	10件 7.6%	1件 0.8%
居宅介護	11件 100.0%	6件 54.5%	0件 0.0%	3件 27.3%	2件 18.2%	2件 18.2%
重度訪問介護	11件 100.0%	7件 63.6%	1件 9.1%	3件 27.3%	3件 27.3%	0件 0.0%
行動援護	3件 100.0%	2件 66.7%	1件 33.3%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
療養介護	29件 100.0%	18件 62.1%	2件 6.9%	14件 48.3%	3件 10.3%	0件 0.0%
生活介護	79件 100.0%	59件 74.7%	11件 13.9%	29件 36.7%	3件 3.8%	0件 0.0%
短期入所	11件 100.0%	7件 63.6%	3件 27.3%	5件 45.5%	0件 0.0%	0件 0.0%
自立訓練	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労移行支援	3件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	2件 66.7%	1件 33.3%	0件 0.0%
就労継続支援A型	45件 100.0%	9件 20.0%	11件 24.4%	27件 60.0%	2件 4.4%	3件 6.7%
就労継続支援B型	67件 100.0%	16件 23.9%	13件 19.4%	41件 61.2%	5件 7.5%	2件 3.0%
自立生活援助事業	1件 100.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
共同生活援助	133件 100.0%	50件 37.6%	31件 23.3%	54件 40.6%	11件 8.3%	22件 16.5%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	2件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
移動支援事業	6件 100.0%	5件 83.3%	1件 16.7%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
地域活動支援センターを経 営する事業	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	1件 100.0%
児童発達支援	6件 100.0%	5件 83.3%	1件 16.7%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
放課後等デイサービス	92件 100.0%	55件 59.8%	14件 15.2%	44件 47.8%	9件 9.8%	0件 0.0%

【参考 被虐待者の障害種別でみた施設従事者による虐待の事実が認められた件数】

被虐待者の障害種別でどのような虐待を受けているか傾向をみるため、被虐待者数と虐待類型別件数を整理した。

なお、障害者虐待では、1件につき複数の被虐待者がいる場合もあるため、被虐待者数と虐待の事実が認められた件数とは一致していない。また、障害種別及び虐待類型はともに重複する場合があるため正確な分析が困難な面があることから、ここでは傾向の確認のみを行った。

身体障害のある被虐待者は162人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が84件、心理的虐待が62件である。

知的障害のある被虐待者は637人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が280件、心理的虐待が187件である。

精神障害のある被虐待者は173人であり、虐待行為の件数は心理的虐待が62件、身体的虐待が29件である。

経済的虐待の多くは知的障害のある被虐待者であることが窺える。

参考表 被虐待者の障害種別人数と、施設従事者による虐待行為の類型別虐待の事実が認められた件数

	被虐待者数	虐待件数(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	890人	334件	102件	266件	47件	30件
身体障害	162人	84件	16件	62件	15件	8件
知的障害	637人	280件	85件	187件	33件	25件
精神障害(発達障害を除く)	173人	29件	21件	62件	12件	8件
発達障害	51人	22件	3件	25件	2件	0件
難病等	7人	5件	1件	3件	1件	1件
不明	14人	7件	2件	4件	1件	1件

※障害種別、虐待行為の類型ともに重複カウントしているため、合計には一致しない。

2) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を受けた被虐待者の属性

①性別、年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

共同生活援助では 246 人の被虐待者がおり、うち男性は 56.9%、女性は 43.1%であった。被虐待者の年代は 20 歳代から 50 歳代を中心に幅広い。

また、障害者支援施設の被虐待者 175 人のうち、男性は 73.1%、女性は 26.9%であった。年代は 20 歳代から 60 歳以上を中心に幅広い。

放課後等デイサービスの被虐待者 131 人のうち、男性は 67.9%、女性は 32.1%であった。

生活介護では被虐待者 91 人のうち、男性は 56.0%、女性は 44.0%であった。年代は 20 歳代から 40 歳代が高い。

表 4-18 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	890	551	339	134	26	189	130	163	126	94	28
	100.0%	61.9%	38.1%	15.1%	2.9%	21.2%	14.6%	18.3%	14.2%	10.6%	3.1%
障害者支援施設	175	128	47	2	0	25	36	33	34	35	10
	100.0%	73.1%	26.9%	1.1%	0.0%	14.3%	20.6%	18.9%	19.4%	20.0%	5.7%
居宅介護	11	8	3	0	0	3	1	5	0	2	0
	100.0%	72.7%	27.3%	0.0%	0.0%	27.3%	9.1%	45.5%	0.0%	18.2%	0.0%
重度訪問介護	11	7	4	0	0	3	5	2	0	1	0
	100.0%	63.6%	36.4%	0.0%	0.0%	27.3%	45.5%	18.2%	0.0%	9.1%	0.0%
行動援護	3	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	38	24	14	0	0	6	6	8	12	4	2
	100.0%	63.2%	36.8%	0.0%	0.0%	15.8%	15.8%	21.1%	31.6%	10.5%	5.3%
生活介護	91	51	40	0	8	43	12	14	3	8	3
	100.0%	56.0%	44.0%	0.0%	8.8%	47.3%	13.2%	15.4%	3.3%	8.8%	3.3%
短期入所	12	9	3	3	0	4	3	0	1	0	1
	100.0%	75.0%	25.0%	25.0%	0.0%	33.3%	25.0%	0.0%	8.3%	0.0%	8.3%
自立訓練	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	3	1	2	0	1	2	0	0	0	0	0
	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	67	36	31	0	2	15	20	14	9	2	5
	100.0%	53.7%	46.3%	0.0%	3.0%	22.4%	29.9%	20.9%	13.4%	3.0%	7.5%
就労継続支援B型	91	45	46	1	3	33	8	27	13	5	1
	100.0%	49.5%	50.5%	1.1%	3.3%	36.3%	8.8%	29.7%	14.3%	5.5%	1.1%
自立生活援助事業	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助	246	140	106	0	8	50	39	57	51	36	5
	100.0%	56.9%	43.1%	0.0%	3.3%	20.3%	15.9%	23.2%	20.7%	14.6%	2.0%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	6	3	3	0	0	4	0	2	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを経 営する事業	3	2	1	0	0	0	0	0	1	2	0
	100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%
児童発達支援	8	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	131	89	42	126	4	0	0	0	0	0	1
	100.0%	67.9%	32.1%	96.2%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%

イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待の被虐待者は、男性割合が 74.1%と高く、年齢が高くなるにつれて割合は減少。

性的虐待では、女性の被虐待者が 74.8%を占めており、年齢は 17 歳以下から 40 歳代までと幅広い。

心理的虐待の被虐待者は男性 67.1%、女性 32.9%。年齢は 17 歳以下から 60 歳以上まで幅広い。

放棄・放置（ネグレクト）は男性が 63.4%と高く、年齢は 17 歳以下から 60 歳以上まで幅広い。

経済的虐待は男性 63.6%、女性 36.4%。年齢が高くなるにつれて割合は増加。

表 4-19 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	890 100.0%	551 61.9%	339 38.1%	134 15.1%	26 2.9%	189 21.2%	130 14.6%	163 18.3%	126 14.2%	94 10.6%	28 3.1%
身体的虐待	440 100.0%	326 74.1%	114 25.9%	87 19.8%	10 2.3%	94 21.4%	63 14.3%	76 17.3%	55 12.5%	43 9.8%	12 2.7%
性的虐待	131 100.0%	33 25.2%	98 74.8%	29 22.1%	8 6.1%	36 27.5%	22 16.8%	18 13.7%	7 5.3%	8 6.1%	3 2.3%
心理的虐待	383 100.0%	257 67.1%	126 32.9%	66 17.2%	10 2.6%	76 19.8%	42 11.0%	79 20.6%	52 13.6%	50 13.1%	8 2.1%
放棄・放置(ネグレクト)	82 100.0%	52 63.4%	30 36.6%	13 15.9%	2 2.4%	16 19.5%	14 17.1%	14 17.1%	12 14.6%	10 12.2%	1 1.2%
経済的虐待	129 100.0%	82 63.6%	47 36.4%	0 0.0%	2 1.6%	21 16.3%	20 15.5%	25 19.4%	30 23.3%	26 20.2%	5 3.9%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

性別の特徴をみると、全ての障害種別で被虐待者は男性の割合が高くなっていった。

年齢的な特徴では、身体障害や精神障害のある被虐待者は 40 歳代から 50 歳代が中心、知的障害のある被虐待者は比較的分散している。なお、発達障害のある被虐待者は 84.2%が 17 歳以下であった。

表 4-20 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	890 100.0%	551 61.9%	339 38.1%	134 15.1%	26 2.9%	189 21.2%	130 14.6%	163 18.3%	126 14.2%	94 10.6%	28 3.1%
身体障害	276 100.0%	169 61.2%	107 38.8%	20 7.2%	5 1.8%	42 15.2%	47 17.0%	55 19.9%	56 20.3%	42 15.2%	9 3.3%
知的障害	739 100.0%	459 62.1%	280 37.9%	99 13.4%	25 3.4%	171 23.1%	108 14.6%	145 19.6%	102 13.8%	72 9.7%	17 2.3%
精神障害(発達障害を除く)	231 100.0%	128 55.4%	103 44.6%	12 5.2%	2 0.9%	41 17.7%	39 16.9%	53 22.9%	47 20.3%	28 12.1%	9 3.9%
発達障害	57 100.0%	41 71.9%	16 28.1%	48 84.2%	0 0.0%	4 7.0%	1 1.8%	2 3.5%	2 3.5%	0 0.0%	0 0.0%
難病等	7 100.0%	4 57.1%	3 42.9%	4 57.1%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%
不明	23 100.0%	16 69.6%	7 30.4%	9 39.1%	0 0.0%	2 8.7%	1 4.3%	1 4.3%	3 13.0%	0 0.0%	7 30.4%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②障害支援区分

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

被虐待者全体では、「区分6」が26.6%を占めているが、「区分4」「区分5」もそれぞれ11.8%、11.2%である。

共同生活援助では、被虐待者246人のうち「区分2」～「区分6」が中心となっている。

一方、障害者支援施設の被虐待者175人では、「区分6」が116人(66.3%)、「区分5」が28人(16.0%)である。

表4-21 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位:人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	890 100.0%	6 0.7%	72 8.1%	88 9.9%	105 11.8%	100 11.2%	237 26.6%	201 22.6%	81 9.1%
障害者支援施設	175 100.0%	0 0.0%	1 0.6%	1 0.6%	16 9.1%	28 16.0%	116 66.3%	5 2.9%	8 4.6%
居宅介護	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%	8 72.7%	1 9.1%	0 0.0%
重度訪問介護	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	8 72.7%	0 0.0%	2 18.2%
行動援護	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	38 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 10.5%	28 73.7%	1 2.6%	5 13.2%
生活介護	91 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 7.7%	18 19.8%	26 28.6%	32 35.2%	2 2.2%	6 6.6%
短期入所	12 100.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	5 41.7%	2 16.7%	3 25.0%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
就労移行支援	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%
就労継続支援A型	67 100.0%	0 0.0%	13 19.4%	6 9.0%	2 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	37 55.2%	9 13.4%
就労継続支援B型	91 100.0%	0 0.0%	18 19.8%	12 13.2%	17 18.7%	2 2.2%	0 0.0%	29 31.9%	13 14.3%
自立生活援助事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	246 100.0%	4 1.6%	38 15.4%	58 23.6%	50 20.3%	37 15.0%	33 13.4%	18 7.3%	8 3.3%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%
移動支援事業	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	3 100.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%
児童発達支援	8 100.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 62.5%	1 12.5%
放課後等デイサービス	131 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 2.3%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	104 79.4%	23 17.6%

イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に被虐待者の障害支援区分認定状況の特徴をみると、身体的虐待を受けた被虐待者は「区分6」が41.4%を占めており、分布が偏っている。放棄・放置（ネグレクト）も同様に「区分6」が36.6%を占めている。

性的虐待や心理的虐待では「なし」の割合が共に25～28%を占めている。

経済的虐待は、「区分2」や「区分3」が20%超を占めている。

表 4-22 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位:人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	890 100.0%	6 0.7%	72 8.1%	88 9.9%	105 11.8%	100 11.2%	237 26.6%	201 22.6%	81 9.1%
身体的虐待	440 100.0%	0 0.0%	7 1.6%	20 4.5%	45 10.2%	66 15.0%	182 41.4%	81 18.4%	39 8.9%
性的虐待	131 100.0%	4 3.1%	12 9.2%	16 12.2%	21 16.0%	10 7.6%	17 13.0%	33 25.2%	18 13.7%
心理的虐待	383 100.0%	1 0.3%	27 7.0%	36 9.4%	52 13.6%	52 13.6%	69 18.0%	108 28.2%	38 9.9%
放棄・放置(ネグレクト)	82 100.0%	0 0.0%	5 6.1%	6 7.3%	7 8.5%	9 11.0%	30 36.6%	18 22.0%	7 8.5%
経済的虐待	129 100.0%	2 1.6%	29 22.5%	31 24.0%	20 15.5%	8 6.2%	14 10.9%	21 16.3%	4 3.1%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者は、「区分6」が35.1%を占めている。

知的障害のある被虐待者も「区分6」の割合が最も高いものの、「なし」の割合も19.8%を占めている。

精神障害のある被虐待者では、「なし」が29.0%で最も高いが、他の障害種別に比べて「区分2」や「区分3」の割合も高くなっている。

表 4-23 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位:人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	890 100.0%	6 0.7%	72 8.1%	88 9.9%	105 11.8%	100 11.2%	237 26.6%	201 22.6%	81 9.1%
身体障害	276 100.0%	1 0.4%	30 10.9%	34 12.3%	34 12.3%	25 9.1%	97 35.1%	38 13.8%	17 6.2%
知的障害	739 100.0%	5 0.7%	60 8.1%	74 10.0%	98 13.3%	93 12.6%	213 28.8%	146 19.8%	50 6.8%
精神障害(発達障害を除く)	231 100.0%	2 0.9%	40 17.3%	45 19.5%	27 11.7%	19 8.2%	8 3.5%	67 29.0%	23 10.0%
発達障害	57 100.0%	0 0.0%	1 1.8%	1 1.8%	1 1.8%	1 1.8%	3 5.3%	45 78.9%	5 8.8%
難病等	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	5 71.4%	1 14.3%
不明	23 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	2 8.7%	0 0.0%	1 4.3%	2 8.7%	17 73.9%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③障害種別

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

施設従事者による障害者虐待では、知的障害のある被虐待者が 71.6%を占めており、障害者支援施設や共同生活援助、生活介護でも同様の傾向がみられる。障害者支援施設や生活介護では、知的障害のある被虐待者が 90%前後を占めていた。

放課後等デイサービスでは、知的障害のある被虐待者が 64.1%を占めているが、発達障害のある被虐待者も 32.1%であった。

表 4-24 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位：人

	計	障害の種類(重複あり)						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	890 100.0%	162 18.2%	637 71.6%	173 19.4%	51 5.7%	1 0.1%	6 0.7%	14 1.6%
障害者支援施設	175 100.0%	40 22.9%	152 86.9%	11 6.3%	2 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	5 2.9%
居宅介護	11 100.0%	5 45.5%	6 54.5%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%
重度訪問介護	11 100.0%	7 63.6%	8 72.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	3 100.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	38 100.0%	32 84.2%	22 57.9%	1 2.6%	1 2.6%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%
生活介護	91 100.0%	18 19.8%	84 92.3%	6 6.6%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 3.3%
短期入所	12 100.0%	3 25.0%	11 91.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	3 100.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	67 100.0%	8 11.9%	37 55.2%	28 41.8%	2 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援B型	91 100.0%	12 13.2%	59 64.8%	36 39.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%
自立生活援助事業	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	246 100.0%	25 10.2%	167 67.9%	77 31.3%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.8%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	6 100.0%	1 16.7%	5 83.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	8 100.0%	2 25.0%	5 62.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%
放課後等デイサービス	131 100.0%	12 9.2%	84 64.1%	7 5.3%	42 32.1%	0 0.0%	3 2.3%	3 2.3%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 22.7%、知的障害のある被虐待者は 80.9%、精神障害のある被虐待者は 8.0%であった。

また、性的虐待を受けた被虐待者のうち、身体障害のある被虐待者は 13.0%、知的障害のある被虐待者は 84.0%、精神障害のある被虐待者は 16.0%を占めていた。

心理的虐待を受けた被虐待者では、身体障害のある被虐待者は 18.0%、知的障害のある被虐待者は 66.1%、精神障害のある被虐待者は 22.2%を占めていた。

放棄・放置（ネグレクト）では、身体障害のある被虐待者は 26.8%、知的障害のある被虐待者は 62.2%、精神障害のある被虐待者は 23.27%を占めていた。

経済的虐待では、知的障害のある被虐待者は 58.1%、精神障害のある被虐待者は 38.8%を占めていた。

表 4-25 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位:人

	計	障害種別(重複あり)						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除外)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	890 100.0%	162 18.2%	637 71.6%	173 19.4%	51 5.7%	1 0.1%	6 0.7%	14 1.6%
身体的虐待	440 100.0%	100 22.7%	356 80.9%	35 8.0%	29 6.6%	0 0.0%	5 1.1%	9 2.0%
性的虐待	131 100.0%	17 13.0%	110 84.0%	21 16.0%	3 2.3%	0 0.0%	1 0.8%	2 1.5%
心理的虐待	383 100.0%	69 18.0%	253 66.1%	85 22.2%	31 8.1%	0 0.0%	3 0.8%	4 1.0%
放棄・放置(ネグレクト)	82 100.0%	22 26.8%	51 62.2%	19 23.2%	2 2.4%	1 1.2%	0 0.0%	1 1.2%
経済的虐待	129 100.0%	11 8.5%	75 58.1%	50 38.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	2 1.6%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

3) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を行った虐待者の属性

①性別・年代

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者福祉施設・事業所において虐待を行った従事者等の性別は男性が70%超であり、この傾向は障害者虐待判断件数の多い共同生活援助、障害者支援施設、生活介護、放課後等デイサービスいずれも同様である。

虐待を行った従事者の年代は、全体では比較的均等に分布している。

表 4-26 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	720	519	201	56	107	116	102	151	188
	100.0%	72.1%	27.9%	7.8%	14.9%	16.1%	14.2%	21.0%	26.1%
障害者支援施設	149	118	31	24	31	22	18	29	25
	100.0%	79.2%	20.8%	16.1%	20.8%	14.8%	12.1%	19.5%	16.8%
居宅介護	13	9	4	3	2	5	2	0	1
	100.0%	69.2%	30.8%	23.1%	15.4%	38.5%	15.4%	0.0%	7.7%
重度訪問介護	11	6	5	0	2	1	3	0	5
	100.0%	54.5%	45.5%	0.0%	18.2%	9.1%	27.3%	0.0%	45.5%
行動援護	3	3	0	0	0	0	0	0	3
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
療養介護	28	15	13	2	12	5	2	1	6
	100.0%	53.6%	46.4%	7.1%	42.9%	17.9%	7.1%	3.6%	21.4%
生活介護	87	67	20	5	14	11	17	21	19
	100.0%	77.0%	23.0%	5.7%	16.1%	12.6%	19.5%	24.1%	21.8%
短期入所	11	9	2	0	2	3	0	3	3
	100.0%	81.8%	18.2%	0.0%	18.2%	27.3%	0.0%	27.3%	27.3%
自立訓練	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
就労移行支援	4	3	1	0	0	0	0	0	4
	100.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
就労継続支援A型	51	38	13	2	5	11	10	9	14
	100.0%	74.5%	25.5%	3.9%	9.8%	21.6%	19.6%	17.6%	27.5%
就労継続支援B型	77	52	25	2	6	8	17	20	24
	100.0%	67.5%	32.5%	2.6%	7.8%	10.4%	22.1%	26.0%	31.2%
自立生活援助事業	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
共同生活援助	172	111	61	5	13	29	18	52	55
	100.0%	64.5%	35.5%	2.9%	7.6%	16.9%	10.5%	30.2%	32.0%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2	2	0	0	0	1	1	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	6	2	4	0	0	0	0	3	3
	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	3	3	0	0	3	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	6	3	3	0	3	1	2	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	111	82	29	13	17	19	13	22	27
	100.0%	73.9%	26.1%	11.7%	15.3%	17.1%	11.7%	19.8%	24.3%

イ. 虐待行為の類型別

すべての虐待行為の類型で虐待者は男性の割合が高くなっていた。

虐待者の年齢層はすべての年代に分布している。性的虐待では60歳以上が33.0%占めていた。

表 4-27 虐待類型別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	720 100.0%	519 72.1%	201 27.9%	56 7.8%	107 14.9%	116 16.1%	102 14.2%	151 21.0%	188 26.1%
身体的虐待	377 100.0%	284 75.3%	93 24.7%	34 9.0%	57 15.1%	60 15.9%	51 13.5%	73 19.4%	102 27.1%
性的虐待	112 100.0%	104 92.9%	8 7.1%	11 9.8%	15 13.4%	20 17.9%	17 15.2%	37 33.0%	12 10.7%
心理的虐待	327 100.0%	212 64.8%	115 35.2%	16 4.9%	41 12.5%	49 15.0%	53 16.2%	64 19.6%	104 31.8%
放棄・放置(ネグレクト)	82 100.0%	47 57.3%	35 42.7%	5 6.1%	9 11.0%	13 15.9%	10 12.2%	17 20.7%	28 34.1%
経済的虐待	35 100.0%	22 62.9%	13 37.1%	5 14.3%	10 28.6%	5 14.3%	4 11.4%	4 11.4%	7 20.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害や知的障害、精神障害のある被虐待者に虐待を行った職員は男性が7割前後を占めていた。

虐待者の年齢層は比較的すべての年代に均等に分布している。精神障害や発達障害では、60歳以上の虐待者の割合が25～30%を占めていた。

表 4-28 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	720 100.0%	519 72.1%	201 27.9%	56 7.8%	107 14.9%	116 16.1%	102 14.2%	151 21.0%	188 26.1%
身体障害	160 100.0%	107 66.9%	53 33.1%	16 10.0%	29 18.1%	18 11.3%	26 16.3%	32 20.0%	39 24.4%
知的障害	562 100.0%	409 72.8%	153 27.2%	50 8.9%	82 14.6%	93 16.5%	84 14.9%	117 20.8%	136 24.2%
精神障害(発達障害を除く)	137 100.0%	89 65.0%	48 35.0%	3 2.2%	19 13.9%	21 15.3%	19 13.9%	35 25.5%	40 29.2%
発達障害	54 100.0%	43 79.6%	11 20.4%	5 9.3%	6 11.1%	9 16.7%	6 11.1%	16 29.6%	12 22.2%
難病等	7 100.0%	4 57.1%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	1 14.3%
不明	13 100.0%	9 69.2%	4 30.8%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%	3 23.1%	8 61.5%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

②職種・職位

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待を行った職員の職種・職位は、障害者福祉施設・事業所の種類により違いがある。共同生活援助では「世話人」が41.3%、「生活支援員」が22.7%を占めていた。

障害者支援施設や生活介護では「生活支援員」の割合が高く、それぞれ88.6%、70.1%を占めていた。

放課後等デイサービスでは「児童指導員」、「管理者」、「児童発達支援管理責任者」の割合が高い。

表 4-29 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その1）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)										
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員	指導員
全体	720	42	70	37	17	275	26	14	3	68	1	16
	100.0%	5.8%	9.7%	5.1%	2.4%	38.2%	3.6%	1.9%	0.4%	9.4%	0.1%	2.2%
障害者支援施設	149	0	1	0	2	132	0	1	0	1	0	1
	100.0%	0.0%	0.7%	0.0%	1.3%	88.6%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%
居宅介護	13	1	1	1	0	3	1	0	2	0	0	0
	100.0%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	23.1%	7.7%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%
重度訪問介護	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
行動援護	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	28	0	0	0	14	3	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	10.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
生活介護	87	3	9	1	0	61	0	0	0	1	0	3
	100.0%	3.4%	10.3%	1.1%	0.0%	70.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	3.4%
短期入所	11	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%
自立訓練	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	4	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
	100.0%	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	51	6	6	5	0	7	14	7	0	0	0	0
	100.0%	11.8%	11.8%	9.8%	0.0%	13.7%	27.5%	13.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援B型	77	10	14	8	0	13	11	6	0	0	0	2
	100.0%	13.0%	18.2%	10.4%	0.0%	16.9%	14.3%	7.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
自立生活援助事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助	172	17	21	11	0	39	0	0	1	71	0	0
	100.0%	9.9%	12.2%	6.4%	0.0%	22.7%	0.0%	0.0%	0.6%	41.3%	0.0%	0.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
移動支援事業	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	111	4	18	9	1	4	0	0	0	0	0	11
	100.0%	3.6%	16.2%	8.1%	0.9%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.9%

表 4-29 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その2）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)										
		保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	栄養士	調理員	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	行動援護 従業者	その他従 事者	不明
全体	720	12	17	32	1	1	2	3	9	4	61	9
	100.0%	1.7%	2.4%	4.4%	0.1%	0.1%	0.3%	0.4%	1.3%	0.6%	8.5%	1.3%
障害者支援施設	149	0	0	2	0	0	0	0	0	0	8	1
	100.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	0.7%
居宅介護	13	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
重度訪問介護	11	0	0	0	0	0	0	0	9	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.8%	0.0%	9.1%	0.0%
行動援護	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
療養介護	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
	100.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.7%	0.0%
生活介護	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	3.4%
短期入所	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%
自立訓練	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	51	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%	2.0%
就労継続支援B型	77	0	0	0	0	1	0	0	0	0	12	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.6%	0.0%
自立生活援助事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助	172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%	1.7%
一般相談支援事業所及び 特定相談支援事業所	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	6	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%	0.0%
地域活動支援センターを 経営する事業	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	6	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	33.3%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	111	9	17	29	0	0	0	0	0	0	8	1
	100.0%	8.1%	15.3%	26.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.2%	0.9%

イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待や性的虐待、心理的虐待では、虐待者は「生活支援員」の割合が最も高い。その他の職種・職位をみると、身体的虐待では「管理者」や「その他従事者」、性的虐待では「その他従事者」や「世話人」、心理的虐待では「世話人」や「その他従事者」の割合が多い。

放棄・放置（ネグレクト）においても「生活支援員」の割合が25.6%と最も高いものの、「管理者」は15.9%、「世話人」は11.0%を占めている。

経済的虐待においても「生活支援員」の割合が31.4%と最も高いものの、「世話人」は22.9%、「管理者」は17.1%を占めている。

表 4-30 虐待行為の類型別にみた虐待者の属性（職種・職位）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)										
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員	指導員
全体	720 100.0%	42 5.8%	70 9.7%	37 5.1%	17 2.4%	275 38.2%	26 3.6%	14 1.9%	3 0.4%	68 9.4%	1 0.1%	16 2.2%
身体的虐待	377 100.0%	12 3.2%	35 9.3%	10 2.7%	12 3.2%	177 46.9%	7 1.9%	1 0.3%	2 0.5%	27 7.2%	0 0.0%	12 3.2%
性的虐待	112 100.0%	5 4.5%	7 6.3%	2 1.8%	0 0.0%	39 34.8%	5 4.5%	4 3.6%	0 0.0%	16 14.3%	0 0.0%	3 2.7%
心理的虐待	327 100.0%	24 7.3%	34 10.4%	24 7.3%	11 3.4%	107 32.7%	15 4.6%	10 3.1%	1 0.3%	33 10.1%	1 0.3%	3 0.9%
放棄・放置(ネグレクト)	82 100.0%	8 9.8%	13 15.9%	9 11.0%	3 3.7%	21 25.6%	2 2.4%	0 0.0%	1 1.2%	9 11.0%	0 0.0%	1 1.2%
経済的虐待	35 100.0%	3 8.6%	6 17.1%	2 5.7%	0 0.0%	11 31.4%	0 0.0%	2 5.7%	0 0.0%	8 22.9%	0 0.0%	1 2.9%

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)										
		保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	栄養士	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	その他従事者	不明
全体	720 100.0%	12 1.7%	17 2.4%	32 4.4%	1 0.1%	1 0.1%	2 0.3%	3 0.4%	9 1.3%	4 0.6%	61 8.5%	9 1.3%
身体的虐待	377 100.0%	8 2.1%	10 2.7%	18 4.8%	0 0.0%	1 0.3%	2 0.5%	1 0.3%	5 1.3%	3 0.8%	28 7.4%	6 1.6%
性的虐待	112 100.0%	1 0.9%	2 1.8%	5 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	1 0.9%	20 17.9%	1 0.9%
心理的虐待	327 100.0%	3 0.9%	11 3.4%	15 4.6%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.3%	0 0.0%	29 8.9%	3 0.9%
放棄・放置(ネグレクト)	82 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 9.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.4%	0 0.0%	4 4.9%	1 1.2%
経済的虐待	35 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が40.6%、「その他従事者」が11.9%、「管理者」が10.0%となっている。

知的障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が42.3%、「世話人」が10.3%、「管理者」が9.4%となっている。

精神障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員も「生活支援員」が19.0%で最も高いが、「世話人」や「サービス管理責任者」、「管理者」の割合も高い。

表 4-31 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（職種・職位）

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)										
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	サービス提供責任者	世話人	相談支援専門員	指導員
全体	720 100.0%	42 5.8%	70 9.7%	37 5.1%	17 2.4%	275 38.2%	26 3.6%	14 1.9%	3 0.4%	68 9.4%	1 0.1%	16 2.2%
身体障害	160 100.0%	8 5.0%	16 10.0%	5 3.1%	12 7.5%	65 40.6%	3 1.9%	1 0.6%	2 1.3%	11 6.9%	0 0.0%	5 3.1%
知的障害	562 100.0%	23 4.1%	53 9.4%	22 3.9%	10 1.8%	238 42.3%	17 3.0%	11 2.0%	0 0.0%	58 10.3%	1 0.2%	17 3.0%
精神障害(発達障害を除く)	137 100.0%	20 14.6%	20 14.6%	15 10.9%	0 0.0%	26 19.0%	12 8.8%	2 1.5%	2 1.5%	19 13.9%	0 0.0%	1 0.7%
発達障害	54 100.0%	1 1.9%	8 14.8%	7 13.0%	0 0.0%	7 13.0%	1 1.9%	1 1.9%	0 0.0%	2 3.7%	0 0.0%	2 3.7%
難病等	14 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	7 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%
不明	171 100.0%	6 3.5%	14 8.2%	0 0.0%	2 1.2%	97 56.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	24 14.0%	0 0.0%	4 2.3%

単位：人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)										
		保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	栄養士	調理員	訪問支援員	居宅介護従事者	重度訪問介護従事者	行動援護従事者	その他従事者	不明
全体	720 100.0%	12 1.7%	17 2.4%	32 4.4%	1 0.1%	1 0.1%	2 0.3%	3 0.4%	9 1.3%	4 0.6%	61 8.5%	9 1.3%
身体障害	160 100.0%	2 1.3%	2 1.3%	3 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.6%	5 3.1%	0 0.0%	19 11.9%	0 0.0%
知的障害	562 100.0%	10 1.8%	13 2.3%	19 3.4%	1 0.2%	0 0.0%	2 0.4%	1 0.2%	7 1.2%	4 0.7%	48 8.5%	7 1.2%
精神障害(発達障害を除く)	137 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 10.9%	3 2.2%
発達障害	54 100.0%	1 1.9%	5 9.3%	12 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 13.0%	0 0.0%
難病等	14 100.0%	0 0.0%	1 7.1%	3 21.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	0 0.0%
不明	171 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.6%	5 2.9%	1 0.6%	15 8.8%	1 0.6%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

③虐待の発生要因

ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」などが挙げられている。

共同生活援助や障害者支援施設、生活介護、放課後デイサービスにおいても、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」となっている。

表 4-32 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	720 100.0%	434 60.3%	347 48.2%	343 47.6%	138 19.2%	148 20.6%
障害者支援施設	162 100.0%	91 56.2%	95 58.6%	59 36.4%	20 12.3%	36 22.2%
居宅介護	13 100.0%	7 53.8%	4 30.8%	3 23.1%	0 0.0%	3 23.1%
重度訪問介護	11 100.0%	3 27.3%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%	0 0.0%
行動援護	3 100.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	28 100.0%	15 53.6%	17 60.7%	14 50.0%	6 21.4%	7 25.0%
生活介護	87 100.0%	55 63.2%	49 56.3%	41 47.1%	21 24.1%	17 19.5%
短期入所	11 100.0%	9 81.8%	6 54.5%	6 54.5%	3 27.3%	5 45.5%
自立訓練	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	4 100.0%	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	51 100.0%	37 72.5%	23 45.1%	28 54.9%	9 17.6%	6 11.8%
就労継続支援B型	77 100.0%	45 58.4%	30 39.0%	35 45.5%	18 23.4%	8 10.4%
自立生活援助事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	172 100.0%	87 50.6%	60 34.9%	87 50.6%	32 18.6%	37 21.5%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%
移動支援事業	6 100.0%	5 83.3%	3 50.0%	3 50.0%	2 33.3%	2 33.3%
地域活動支援センターを 経営する事業	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%
児童発達支援	6 100.0%	4 66.7%	4 66.7%	4 66.7%	0 0.0%	1 16.7%
放課後等デイサービス	111 100.0%	74 66.7%	50 45.0%	53 47.7%	23 20.7%	27 24.3%

イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に発生要因をみると、身体的虐待や心理的虐待では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いが、性的虐待や放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられていた。

表 4-33 虐待行為の類型別にみた虐待の発生要因

単位：人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	720 100.0%	434 60.3%	347 48.2%	343 47.6%	138 19.2%	148 20.6%
身体的虐待	377 100.0%	241 63.9%	223 59.2%	156 41.4%	68 18.0%	84 22.3%
性的虐待	112 100.0%	55 49.1%	42 37.5%	86 76.8%	19 17.0%	20 17.9%
心理的虐待	327 100.0%	200 61.2%	148 45.3%	151 46.2%	70 21.4%	62 19.0%
放棄・放置(ネグレクト)	82 100.0%	32 39.0%	25 30.5%	34 41.5%	19 23.2%	23 28.0%
経済的虐待	35 100.0%	14 40.0%	2 5.7%	23 65.7%	4 11.4%	4 11.4%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害、知的障害、精神障害とも、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」が高くなっている。

表 4-34 被虐待者の障害種別でみた虐待の発生要因

単位：人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	720 100.0%	434 60.3%	347 48.2%	343 47.6%	138 19.2%	148 20.6%
身体障害	160 100.0%	92 57.5%	83 51.9%	73 45.6%	29 18.1%	39 24.4%
知的障害	562 100.0%	344 61.2%	270 48.0%	270 48.0%	108 19.2%	123 21.9%
精神障害(発達障害を除く)	137 100.0%	70 51.1%	48 35.0%	61 44.5%	28 20.4%	24 17.5%
発達障害	54 100.0%	31 57.4%	22 40.7%	24 44.4%	8 14.8%	7 13.0%
難病等	7 0.0%	2 28.6%	4 57.1%	6 85.7%	0 0.0%	1 14.3%
不明	13 100.0%	9 69.2%	8 61.5%	6 46.2%	4 30.8%	4 30.8%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

(4) 施設従事者虐待に関する障害福祉サービス施設・事業所別分析

ここでは、平成28年度から令和2年度までの5ヶ年の障害者福祉施設従事者等による虐待事案を対象に、障害福祉サービス施設・事業所別の傾向把握を行った。

平成28年度から令和2年度までの5ヶ年で虐待の事実が認められた件数が最も多いのは「障害者支援施設」の642件であり、次いで「共同生活援助」の475件、「生活介護」の355件、「放課後等デイサービス」の325件となっている(表4-35)。

表4-35 施設・事業所別虐待の事実が認められた事例及び施設数・事業所数

障害福祉サービス 施設・事業所		①虐待の事実が認められた件数					①合計 (H28～R02計)
		H28	H29	H30	R01	R02	
01	障害者支援施設	99	116	136	160	131	642
02	居宅介護	10	14	16	16	11	67
03	重度訪問介護	4	6	6	11	11	38
04	同行援護	0	0	0	1	0	1
05	行動援護	1	0	1	2	3	7
06	療養介護	3	17	15	14	29	78
07	生活介護	48	54	106	68	79	355
08	短期入所	9	14	17	20	11	71
09	重度障害者等包括支援	0	0	0	1	0	1
10	自立訓練	2	4	2	1	1	10
11	就労移行支援	7	7	4	5	3	26
12	就労継続支援A型	26	33	37	22	45	163
13	就労継続支援B型	52	43	74	47	67	283
14	自立生活援助					1	1
15	就労定着支援					0	0
16	共同生活援助	76	87	89	90	133	475
17	一般相談支援及び特定相談支援	2	0	2	5	2	11
18	移動支援	8	3	4	8	6	29
19	地域活動支援センター	6	7	7	5	1	26
20	福祉ホーム	0	0	1	1	0	2
21	児童発達支援	4	2	4	5	6	21
22	医療型児童発達支援	2	0	0	0	0	2
23	放課後等デイサービス	42	57	70	64	92	325
24	保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
25	障害児相談支援	0	0	1	1	0	2

平成28年から令和2年の各年10月1日時点の施設数・事業所数は表4-36のとおりである。

表4-36 施設・事業所数の推移(H28～R02、各年10月1日現在)

障害福祉サービス 施設・事業所		②施設数・事業所数 (『社会福祉施設等調査の概況(厚生労働省)』より)					②合計 (H28～R02計)	年平均伸び率 (H28～R02計)
		H28	H29	H30	R01	R02		
01	障害者支援施設	2,550	2,549	2,544	2,561	2,570	12,774	0.20%
02	居宅介護	22,943	23,074	22,936	23,098	23,741	115,792	0.86%
03	重度訪問介護	21,050	20,952	20,793	20,789	21,327	104,911	0.33%
04	同行援護	10,263	10,356	9,084	8,523	8,413	46,639	-4.85%
05	行動援護	2,472	2,495	2,483	2,563	2,628	12,641	1.54%
06	療養介護	221	222	224	228	235	1,130	1.55%
07	生活介護	6,933	7,275	7,630	8,268	8,637	38,743	5.65%
08	短期入所	5,099	5,333	5,621	6,000	6,489	28,542	6.21%
09	重度障害者等包括支援	38	29	23	19	21	130	-13.78%
10	自立訓練	2,013	2,027	1,967	2,053	2,079	10,139	0.81%
11	就労移行支援	3,323	3,471	3,503	3,399	3,301	16,997	-0.17%
12	就労継続支援A型	3,455	3,776	3,839	3,860	3,929	18,859	3.27%
13	就労継続支援B型	10,214	11,041	11,835	12,497	13,355	58,942	6.93%
14	自立生活援助			116	266	326	708	
15	就労定着支援			308	1,251	1,421	2,980	
16	共同生活援助	7,219	7,590	8,087	8,643	9,659	41,198	7.55%
17	一般相談支援及び特定相談支援	15,105	15,708	16,398	16,930	17,609	81,750	3.91%
18	移動支援							
19	地域活動支援センター	3,082	3,038	2,935	2,935	2,849	14,839	-1.95%
20	福祉ホーム	146	147	140	140	137	710	-1.58%
21	児童発達支援	4,984	5,981	6,756	7,653	8,849	34,223	15.43%
22	医療型児童発達支援							
23	放課後等デイサービス	9,385	11,301	12,734	13,980	15,519	62,919	13.40%
24	保育所等訪問支援	858	969	1,149	1,335	1,582	5,893	16.53%
25	障害児相談支援	5,755	6,134	6,582	7,254	7,772	33,497	7.80%

各年の虐待の事実が認められた件数を施設数・事業所数で除したものと及びそれぞれの5ヶ年合計値で除したものが表4-37である。

平成28年度から令和2年度までの5ヶ年合計で虐待の事実が認められた件数が多い「障害者支援施設」では、施設・事業所数あたり5.0%、「共同生活援助」では1.2%、「生活介護」では0.9%、「放課後等デイサービス」では0.5%であった。

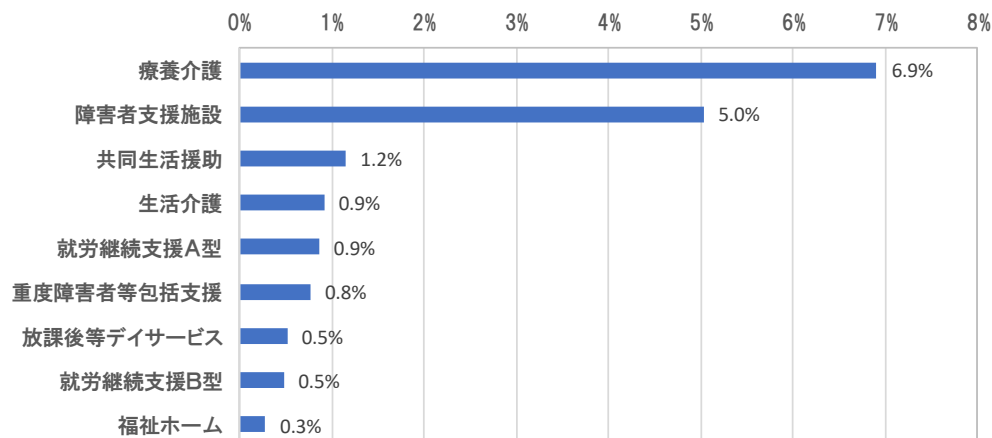
一方、療養介護は、平成28年度から令和2年度までの5ヶ年で虐待の事実が認められた件数が78件と少ないものの、施設数・事業所数も少ないため、施設・事業所あたりで見ると、6.9%と最も高くなっている。

以上から、「共同生活援助」「障害者支援施設」「療養介護」といった、宿泊を伴う障害福祉サービスにおいて、虐待の未然防止のための取組について特段の注意を払って行なうことが求められるものと考えられる。

表4-37 ①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数で算出した割合

障害福祉サービス 施設・事業所	①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数					③合計 (①／②)
	H28	H29	H30	R01	R02	
01 障害者支援施設	3.9%	4.6%	5.3%	6.2%	5.1%	5.0%
02 居宅介護	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%
03 重度訪問介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
04 同行援護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
05 行動援護	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
06 療養介護	1.4%	7.7%	6.7%	6.1%	12.3%	6.9%
07 生活介護	0.7%	0.7%	1.4%	0.8%	0.9%	0.9%
08 短期入所	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%
09 重度障害者等包括支援	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.8%
10 自立訓練	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
11 就労移行支援	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%
12 就労継続支援A型	0.8%	0.9%	1.0%	0.6%	1.1%	0.9%
13 就労継続支援B型	0.5%	0.4%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%
14 自立生活援助					0.3%	
15 就労定着支援					0.0%	
16 共同生活援助	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.4%	1.2%
17 一般相談支援及び特定相談支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18 移動支援						
19 地域活動支援センター	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%
20 福祉ホーム	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%	0.0%	0.3%
21 児童発達支援	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
22 医療型児童発達支援						
23 放課後等デイサービス	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%
24 保育所等訪問支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25 障害児相談支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数(降順) ※H28～R02の合計値で計算



5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査

(1) 調査実施概要

障害者のセルフネグレクトに関する実態や対応状況を把握するため、平成 29 年度より「障害者虐待対応状況調査」の調査票に特別調査票を追加し調査を行っている。なお、セルフネグレクトの定義はまだ固まったものがないため、各部署でセルフネグレクトに該当すると判断した事例を調査対象とした。

(2) 調査結果

令和 2 年度中に、障害者のセルフネグレクトに関する相談を受け付けた市区町村は 50 自治体、相談件数は 195 件であった。

また、相談件数 195 件のうち、相談を受け付けた部署で対応した件数（関係部署・機関と連携した対応も含む）は 160 件であり、相談件数のほとんどを担当部署で対応（関係部署・機関と連携した対応も含む）している。

表 5-1 障害者のセルフネグレクトに関する相談件数と対応状況

		件数	構成割合
回答市区町村数		50	-
障害者のセルフネグレクトに関連する相談件数		195	100%
対 応 状 況	貴部署または障害者虐待防止センターで対応した件数 （関係部署・機関と連携して対応した事例も含む）	160	82%
	他部署・他機関に引き継いだ件数	32	16%
	その他	3	2%

<事例の抜粋（架空事例）>

- ・女性（50代／精神障害の疑いあり）。母親と2人暮らし。本人はひきこもりであり、生活は全て母親が担っていたが、母親が交通事故に遭い、治療のために入院。当初は2週間程度での退院予定であったが、治療とリハビリが長引き、1か月が経過した段階でMSWに「単身生活困難な娘がいる」と相談。MSWから連絡を受け対象者宅を訪問。本人に会うことができ、昼夜逆転の生活、食事は1日1食（レトルトやカップラーメン）とのこと。室内はゴミが散乱し、衣類は着替えていない。関係機関と協力し、室内の清掃、フードバンクによる食糧支援等を開始。障害サービスの区分認定調査を予定。
- ・男性（40代／単身／統合失調症）。ホームヘルパーより「通院を拒否している」と連絡を受け、保健師が訪問。新型コロナウイルスに対する不安、また妄想もあり、受診を拒否。ヘルパーによると数カ月外出しておらず、体重も減少とのこと。頻回に訪問し、つらい気持ちの傾聴、受診の必要性の説得を重ねる。1カ月後、以前通院していたクリニックでの受診を承諾。医師からも通院の必要性を話してもらい、その後、月1回の受診同行を開始。内服継続により妄想は軽減。食欲も改善をみせている。

6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査

例年、障害者虐待における死亡事例や傷害事件となったような重篤な事例（以下「重篤事例」という。）の未然防止、再発防止に向けて、効果的な取組や体制等、現状における課題を聞き取り、今後必要な対応策を検討することを目的に、当該年度の「障害者虐待対応状況調査」で養護者虐待及び施設従事者虐待に関して障害事件等となった事例等を計上した自治体（施設従事者虐待の場合は法人・事業所）に対して、事例概要、虐待発生後の対応、その後の再発防止に向けた取組等に関するヒアリング調査を実施している。

本年度も令和2年度「障害者虐待対応状況調査」において、施設従事者虐待1件の死亡事例が計上され、上記目的の実現のためにヒアリング調査の実施を試みたが、以下の状況であることが確認され、検討委員会、厚生労働省担当部署との協議のうえ、ヒアリング調査の実施を見送った。

あわせて、次年度「障害者虐待対応状況調査」で計上された重篤事例とともに、ヒアリング調査の実施について、再度検討を行うことを確認した。

<施設従事者虐待1件の死亡事例に対するヒアリング調査の実施を見送った理由>

- ・ヒアリング調査への協力依頼を開始しようとした令和4年1月、死亡事例が発生した施設・事業所において、新型コロナウイルス（オミクロン株）が発生し、収束時期が見通せないこと
- ・当該施設・事業所の指定、指導を所管する部署も新型コロナウイルス対応の各部署に応援に入り、部署自体の人員が少ない状況で、ヒアリング調査に応じることは難しいこと



第Ⅱ部 自治体間の障害者虐待対応ばらつき解消（対応の標準化）

に向けて

（ヒアリング調査結果）

1. ヒアリング調査実施概要

(1) ヒアリング調査目的

令和2年度「障害者虐待対応状況調査」結果からは、市町村が「判断に迷う事例」が多岐にわたっていることを確認した。

特に、「国手引き」の記載内容の理解が不十分であることが推測される自由記述からは、「障害者虐待対応防止と対応のポイント」²に対する再度の理解促進、再周知の必要性とともに、虐待対応～虐待対応終結後の支援への引継ぎや再発防止対応という一連のプロセスにおける組織的対応の必要性の提示を確認した。

そこで、検討委員会で議論を重ね、上記の問題点の解消に向けた示唆を得ることを目的に、ヒアリング調査における仮説の設定を試みた（下記）。そのうえで、他自治体（市町村、都道府県）にとって参考になると考えられる取組や体制等の実績がある自治体等（以下、本調査に協力いただいた市町村、都道府県、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等を総称し、「ヒアリング調査協力自治体等」という。）から、障害者虐待対応の取組や体制整備等が実現できている背景や要因、工夫等を探り、全国の自治体に展開するための示唆を得ることを目的として、ヒアリング調査を実施した。

【市町村間で生じている対応のばらつきの解消（対応の標準化）に向けて効果的（他自治体にとって参考になる）と考えられる取組や体制整備に関する仮説】

<虐待対応の目的の理解>

- ・養護者虐待、施設従事者虐待ともに、虐待対応の目的の理解
- ・住民、虐待防止ネットワーク関係者（警察を含む）、施設関係者への、虐待対応の目的や相談・通報窓口に関する周知

<人材育成、体制整備>

- ・庁内外関係部署・機関と調整、連携できる体制整備条件の整理
 - －特に、力量をもつ人材や専門職の機能、役割の整理
 - －人材配置や確保に関する計画や要綱の整備
- ・外部の専門職の関与の仕組み構築（基幹相談支援センター、（自立支援）協議会、学識者等）

<知識・技術・ツール等>

- ・相談・通報受理時や事実確認調査時の聞きとり項目や聞き取り（面接）技術、記録の付け方等の整理（知識や技術の向上を目的とした支援）
- ・総合的に虐待の判断を行う分析（アセスメント）技術や体制の整備（養護者支援を含む）

² 『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き』（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、令和2年10月）では「障害者虐待防止と対応のポイント」として「障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。障害者に対する虐待の発生子防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を 基本に置いた 切れ目ない支援体制 を構築することが必要です。」と記載されている（p.18）。（再掲）

(2) ヒアリング調査対象

ヒアリング調査協力自治体等は、委員からの意見も参考にして、選定、抽出した（下記表参照）。

- ・市町村³：6市
- ・市町村支援を行っている機関（指定都市⁴、都道府県、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー）（5）

<ヒアリング調査協力自治体等>

①市町村（6市）（人口規模順）

調査対象	人口 (R3.3.31)	【養護者虐待】		虐待防止 センター
		①事実確認調査割合	②①事実確認調査件数の うち、訪問調査実施件数の 割合	
千葉県富津市	42,628人	81.8%(9件/11件)	88.8%(8件/9件)	直営+委託
香川県三豊市	61,468人	100.0%(31件/31件)	87.1%(27件/31件)	直営
滋賀県甲賀市	90,150人	84.8%(56件/66件)	94.6%(53件/56件)	直営
愛知県半田市	119,238人	100.0%(61件/61件)	98.4%(60件/61件)	直営
千葉県浦安市	170,372人	73.6%(128件/174件)	79.0%(10件/128件)	直営
静岡県富士市	250,969人	100.0%(50件/50件)	100.0%(50件/50件)	直営

※【養護者虐待】①事実確認調査割合：平成27年度から令和元年度の5か年の第3票（養護者虐待）合計値をもちいて、「問5①事実確認調査を行った事例/問5③合計」で割合を計算。なお、問5③合計は、「問1 相談・通報・届出件数」「問2 都道府県が受け付け市町村に連絡した件数」「問3 昨年度からの繰越件数」の合計値。

※【養護者虐待】②訪問立入調査割合：平成27年から令和元年度の5か年の第3票（養護者虐待）合計値をもちいて、「(問5①-1-a 訪問調査により事実確認を行った事例+問5①-2 法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例) / 問5①事実確認調査を行った事例」で割合を計算。

※【養護者虐待】第3票では、「事実確認調査」を実施していない選択肢として、以下を例示している。

- ・相談・通報・届出を受理した時点で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例
- ・相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を実施している又は事実確認調査要否を検討中の事例
- ・他部署等への引継ぎ

³ 市町村：虐待の相談・通報を受け、実際に訪問により事実確認調査を行っている態勢が組み立てられているかが重要であると判断し、平成27年度から令和元年度の5か年の「障害者虐待対応状況調査」結果のうち、養護者虐待について訪問による事実確認調査の実施割合が高い市町村を選定した。一方、以下の指標は、以下の各理由から参考指標として用いないこととした。

- ・養護者虐待における虐待判断割合（相談通報件数に対する虐待判断件数の割合）：実際に虐待の事実が確認されたかどうかは、市町村の訪問による事実確認調査の実施とは直接的な関係がないため。
- ・施設従事者虐待における訪問調査の割合：事実確認調査実施自治体は支給決定自治体と同一でない可能性もあるため。
- ・施設従事者虐待における虐待判断割合（相談通報件数に対する虐待判断件数の割合）：同上。

⁴ 指定都市：養護者虐待対応を区が行っており、区に対する支援内容が他自治体にとって参考になると考えられることから、都道府県、基幹相談支援センターと同じく「市町村支援」の役割を担う区分けとして本報告書では整理する。

②市町村支援を行っている機関（指定都市、都道府県、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等）（5）

調査対象	人口（R3.3.31）	備考
大阪府大阪市	2,728,981人	虐待防止センター：直営＋委託
千葉県	6,284,300人	権利擁護センター直営
大阪府	8,823,303人	権利擁護センター直営
埼玉北地区自立支援協議会 （埼玉北地区基幹相談支援センター）	241,511人	（3市2町人口の合計。R3.4.1）
半田市障がい者相談支援センター （圏域アドバイザー） （基幹相談支援センター）	633,867人 119,238人	愛知県から委託（5市5町人口の合計。 R2.3.31） 半田市から委託（R3.3.31）

【留意事項：「障害」の「害」の平仮名表記について】

ヒアリング調査協力自治体等により、部署名、事業名等で「障害」の「害」の字を平仮名表記している自治体等もあった。本報告書では、各ヒアリング調査協力自治体等の表記に合わせ、各ページで平仮名表記をしている。一方、法律、引用等については「害」を用いており、同一自治体等のページ内で表記が混在している場合もある。

（3）実施時期と実施方法

- ・実施時期：令和4年1月
- ・ヒアリング調査時間：1件あたり60～90分
- ・（1）で記載した仮説を基に主な聞き取り内容（下記参照）を整理し、事前に質問項目を送付の上で、事務局調査員2名及び厚生労働省担当部署1～2名がオンライン形式で聞き取りを行った。先方の了解を得たうえで録音をした。

①市町村（6市）

- ・障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等
（担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無、人事ローテーション等）
- ・障害者虐待対応で重視していること、虐待対応における工夫等
 - －障害者虐待対応の目的の理解、虐待対応体制
 - －ツール（マニュアル、フロー図、様式）、研修や勉強会等
 - －外部専門職（基幹相談支援センター、（自立支援）協議会、学識者等）との関係構築、役割の位置付け、活用等

②市町村支援を行っている機関（指定都市、都道府県、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等）（5）

- ・障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等
（担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無等）
- ・市町村支援を行ううえで重視していること
 - －虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等
 - －研修等

(4) 分析方法

(3) で実施したヒアリング時の記録を逐語録とし、当日の記録と合わせて、質問項目ごとに聞き取り内容を分類し、そこから汲み取れる主要なポイントを次頁の８点にまとめた(次頁参照)。上記作業を踏まえて整理した調査結果をもとに、委員会で検討を加えて考察とした。

(5) 倫理的配慮

ヒアリング調査協力自治体へのヒアリング調査依頼状に以下の内容を記載し、承諾を得たうえで、ヒアリング調査及び報告書原稿作成を行った。

- ・ヒアリング調査時、正確な記録のために、メモ及び音声データを取らせていただくこと。
- ・記録の共有範囲は、本事業検討委員会、厚生労働省担当部署、事務局の範囲内であり、外部に公開するものではないこと。
- ・ヒアリング調査時の記録をもとに、今年度末に作成する本事業報告書等を作成すること。
- ・年度末、本事業報告書等に掲載する原稿案をお送りし、内容についてご確認・修正等をご依頼したうえで、承諾を得られたものについてのみ、掲載させていただくこと。

2. ヒアリング調査結果及び考察

(1) ヒアリング調査結果

本ヒアリング調査は、「障害者虐待の通報等を受けた場合の事実確認調査の実施や、虐待判断件数について自治体間で生じている対応のばらつき」解消に向けて、他自治体（市町村・都道府県）にとって参考となる取組や仕組み等を構築している自治体、機関から聞き取りを行った。

今回のヒアリング調査を通じて、いずれのヒアリング調査協力自治体等においても、国手引きに書かれていることを基本として、国手引きの記載内容を一層効果的に実現、達成するために、それぞれの取組や体制整備等に工夫をこらしていること、その根底には「障害者の権利擁護を重視すること」という考え方や組織的対応が徹底されていること等を確認できた。加えて、ヒアリング調査対象6市の聞き取りからは、上記の考え方や取組、体制整備等の構築や運用には人口規模や保健福祉専門職の配置状況等は関係ないことも推測できた。

ここでは、ヒアリング調査結果から得られた、障害者虐待対応の取組や体制整備等が実現できている背景や要因、工夫等について、全国の自治体にとって参考になると考えられるポイントを整理する。

＜市町村間で生じている対応のばらつきの解消（対応の標準化）に向けて効果的（他自治体にとって参考になる）と考えられるポイント＞

- ①障害者虐待対応に当たり「障害者の権利擁護を重視する」という考え方の徹底
- ②組織的対応の徹底（決裁権者の役割の明確化、関係部署・機関間での認識の共有、新任職員や事務職が対応することの想定、職員のバーンアウト防止、市町村としてのリスクマネジメント等）
- ③保健福祉専門職の配置、関与
- ④「事実確認調査は『訪問』、『目視』を基本」「障害者の安全確保の最優先」の徹底
- ⑤障害者虐待対応におけるツールの活用（マニュアル、フロー図、様式等）と、研修や勉強会等を通じた理解促進のための説明や活用機会の設定
- ⑥障害者本人や家族の困りごとの解消や養護者支援を行うための、モニタリングと進行管理、地域資源の把握やネットワークの構築
- ⑦外部の専門職（基幹相談支援センター、（自立支援）協議会、圏域アドバイザー等）の役割の整理役割の活用
- ⑧指定都市、都道府県や基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等による市町村支援

(2) 考察

①障害者虐待対応に当たり「障害者の権利擁護を重視する」という考え方の徹底

事実確認調査の実施割合が高い市は、障害者虐待の一連の対応に当たり、「障害者の権利擁護を重視している」という姿勢が確認された。(以下、発言の紹介。内容については、趣旨を変えない程度に要約・整理の上記載している。以下同じ。)

<ヒアリング調査対象市：6市>

- ・虐待対応を重視しているのは、権利擁護を重視しているため。法律より幅広いが、サービスを利用できないことも含め、障害者虐待も、最低限の権利が守られなくてはいけないという認識で対応する必要があると考えている。
- ・8050世代やひきこもり等の相談や通報を受けることもある。その場合、本人なり家族なりが困っているという事実に着目して対応する。法の定義に当てはまるかどうかは関係なく、困りごとの延長線上に虐待があるかどうかという観点から、困りごとの解消が重要であるとする。
- ・養護者に該当するかいなかではなく、困っているケースであれば受け止めて、解決に向けて一緒に考えるというスタンスでいる。

市町村を支援する指定都市・都道府県・機関からも、国手引きの記載に沿って、本人の意思の尊重や困りごとの解消、身体・生命の安全第一を重視した助言を市町村に行ったり、研修プログラムを組み立てる際に重視していることが確認された。

<市町村を支援する指定都市・都道府県・機関：5>

- ・国手引きに書かれている基本の徹底が重要と考えている。障害者の安全確保の最優先、虐待の自覚は問わない、自宅を訪問しての事実確認調査の実施等の重要性を繰り返し伝えている。
- ・市町村から相談を受けた際、客観的な判断と問題解決に向けた対応の重要性という観点から、情報収集や支援方針の検討等を行うよう助言している。
- ・圏域アドバイザーとして関わって、自治体間の虐待対応のばらつきの大きさを痛感していたため、対応の底上げ、標準化を図りたいと考えている。良い方に変化する自治体は、よいやり方を学び、真似をして取り入れたり、変化に対応できる柔軟性があり、行政職員と基幹相談支援センターと一緒に研修に参加している。

②組織的対応の徹底（決裁権者の役割の明確化、関係部署・機関間での認識の共有、新任職員や事務職が対応することの想定、職員のバーンアウト防止、市町村としてのリスクマネジメント等）

障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等について、事実確認調査の実施割合が高い市は、障害者虐待の相談・通報の受理、事実確認調査、虐待の判断、分離・保護の措置等の一連のプ

ロセスにおいて、「担当者個人に任せず組織的に対応する」ことをマニュアル等に明記し、組織として共有していた。

たとえば、虐待判断や分離・保護の措置といった重要な区切りにおける決裁権者の役割を明確化し、それを自治体独自のマニュアルに明記し、担当者全員にマニュアルに記載された意図を共有している事例があった。

＜ヒアリング調査対象市：6市＞

- ・決定権者を部長に一本化かつ明確化している。障害分野はライフステージが多岐に渡るため部内での連携が必要となる事案も多い。虐待事案の対応については、課長ではなく部長が方向性を示すことと明確化することで、担当職員1人に背負わせない。ただし、マニュアルをつくっただけでは意味がない。なぜそれを作成する必要性があったのか、その価値を説明していくことが重要と考えている。
- ・平成29（2017）年度に作成した「権利擁護対応マニュアル」では、各帳票で管理職の決裁区分を明記している。こうしたことを明記することで、開始と終結という区切りの部分はきちんと部次長まで共有すること、実際の支援の流れは課長級への報告というように、対応のレベルについて全員が同じ認識を共有できている。
- ・会議までに担当レベルで方針と支援の案を考え、会議に臨む。課長に期待している役割は経過の把握と意思決定。

障害者虐待事案は虐待の判断や分離・保護の措置の判断を求められる等、被虐待者の安全確保を最優先に考え、本人や家族の自覚を問わない対応をとる必要がある場合に加え、障害分野はライフステージが多岐にわたることから、関係部署・機関と連携する必要性が高い。このような背景を踏まえ、独自のマニュアルを整備している市では「異動したばかりの職員でも、事務職員であっても対応が可能となる」ことを目的に、担当部署の職員だけでなく関係部署・機関と認識の共有を図るためにマニュアルを活用していること、マニュアル作成の意図を繰り返し説明し、職員間で共有していることを確認できた。

さらに、障害者虐待対応においては、被虐待者の身体・生命・財産を守ることに加え、市町村として、「担当職員のバーンアウト防止」、「市町村としての責任、リスクマネジメント」という観点からも組織的対応が重要である。その観点から、市町村支援を行う指定都市、都道府県では管理職を対象とした研修を実施したり、事実確認調査の実施割合が高い市でも、管理職が研修に参加するようにしたりしていることも明らかとなった。

＜市町村を支援する指定都市・都道府県・機関：5＞

- ・課長級を対象とした研修（年1回、弁護士会から推薦された講師から、区における法的リスクの観点から説明（分離保護、後見申立て等における対応））
- ・管理職向け研修
 - －対象：課長級、課長補佐級
 - －内容：国の動向、障害者虐待防止法の理解、市町村の責務、虐待対応におけるリスクマネジメント、職員のバーンアウトへの配慮等

<ヒアリング調査対象市：6市>

- ・虐待対応は一步間違えたら命や財産にかかわる大きな判断が必要なこと。そのため、担当者だけの判断では危険なため、(中略)管理職には虐待対応の基本を理解してもらう必要があり、県が実施する研修に参加してもらっている。虐待対応の流れや緊急性の判断等、管理職が基本を理解してくれていないと、現場と管理職の判断の食い違いが生じ、組織的対応ができなくなる恐れがある。

③保健福祉専門職の配置、関与

事実確認調査の実施割合が高い市の多くは、障害者虐待担当部署に社会福祉士を配置したり、非常勤職員や再雇用職員として社会福祉士が関与していた。

各市とも、相談や障害福祉サービスの支給等も行っていたり、その業務を専門に行う部署で、障害者虐待対応も業務として担うことが共通している一方で、相談内容の複雑化、多岐にわたる近年の傾向をふまえ、権利擁護を重視するという自治体の方針により、障害者虐待担当部署への社会福祉士等の配置や人員増をしていることがうかがえた。

また、障害者虐待担当部署への保健師の配置は6市中2市だったが、担当部署内もしくは保健センター等に配置されている保健師に、必要に応じて事実確認調査への同行や虐待判断に関する助言を得る体制が構築されていることも確認された。

保健師が障害者虐待対応に関わる効果として、アセスメントにより根拠に基づいた見立てを行い、計画を立てるという点であることを指摘した市もあった。

<ヒアリング調査対象市：6市における保健福祉専門職の配置、関与の状況>

- ・障害者虐待対応担当部署に保健福祉専門職が配置されている市の数(行政職として採用された社会福祉士有資格者、非常勤職員や再雇用職員を含む。部課長級の管理職を除く。複数の資格保有者の場合でも、各資格に計上。)(ヒアリング調査対象市：6市)
 - －社会福祉士：5市
 - －精神保健福祉士：2市
 - －保健師：2市
 - －その他：公認心理士1市、専任手話通訳士1市
- ・社会福祉士有資格者(行政職として採用された社会福祉士有資格者を含む)は、児童、高齢、生活保護、生活困窮、障害等の部署・機関を1～5年程度のスパンで異動していること、その期間は一律ではないことを確認した(相談や障害福祉サービスの支給等を専門に行う部署も含む)。

④「事実確認調査は『訪問』、『目視』を基本」「障害者の安全確保の最優先」の徹底

訪問による事実確認調査を行うことについて、ヒアリング対象の全市は、「事実確認調査は『訪問』、『目視』を基本」と考えていた。障害者虐待対応において、訪問調査を行う意義について、担当職員に認識・共有されていると推測された。

<ヒアリング調査対象市：6市>

- ・ 障害者本人の権利が侵害されていないか、本人も家族も困り事がないか。を確認する。
- ・ 管理職が会議で判断したり、今後の対応方針に沿った他部署・機関への協力依頼の根拠となる基礎情報の収集、整理は、行政職員が行う。
- ・ 目視して確認した情報をもとにアセスメントを行い、支援方針を立てる。
- ・ 目視して確認した情報をもとに作成した支援方針に沿って、障害者本人や家族等に対し説明をする。

訪問調査により得られた情報から、当初の相談・通報からはわからなかった事実を確認し、虐待の判断や養護者支援に繋がる端緒が得られることがうかがえる。「通報（伝聞情報）だけではわからない」、「現場を訪問し、本人に会えなくても、家の様子や玄関にどんなものが置いてあるか等、本人や家族の様子をうかがえる多くの情報は現場に行ってみないとわからない。」という聞き取りをすることができた。

また、今回のヒアリング調査で「管理職が会議で判断したり、今後の対応方針に沿った他部署・機関への協力依頼の根拠となる基礎情報の収集、整理は、行政職員が行う」ことを明確に確認できた市は6市中5市であり、『管理職が会議で判断する』ための根拠情報を自ら収集し、案を作成して会議に臨む」ことが一連の虐待対応として徹底されていることも明確になった。

さらに、事実確認調査の実施割合が高い市すべてが「本人や家族の困りごとの解消」を重視していることから、虐待の有無にかかわらず、「障害者本人や家族の困りごと」を解消するために必要な支援方策を検討することを目的に、訪問、目視による事実の確認を基本的な対応としていることを確認した。事実確認調査の実施割合が高い市すべてにとって、国手引きにおける「その他の障害者支援」(p.73)の記載内容は通常対応として徹底されていることも確認できた。

⑤障害者虐待対応におけるツールの活用（マニュアル、フロー図、様式等）と、研修や勉強会等を通じた理解促進のための説明や活用機会の設定

今回のヒアリング調査協力自治体等のすべてが国手引きをもとに（参考に）したマニュアル、フロー図、様式等を作成（使用）していることを確認した（国手引きそのものを活用している市は1自治体、独自に加工又は作成している市は5自治体（ヒアリング調査対象市：6市））。

その上で、マニュアル・フローなどの業務ツールを効果的に活用するためには、記載内容を周知するだけではなく、作成した目的（考え方）やその利活用方法について具体的・丁寧な説明が必要である。地方自治体では人事異動により数年で担当者が入れ替わることから、作成するだけではなくそれを利活用するために事例検討を通じたノウハウの継承や指定都市、都道府県、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等からの助言やマニュアル、研修等の機会が効果を持つことが確認された。

<ヒアリング調査対象市：6市における、マニュアル、フロー図、様式等のポイント>

- ・マニュアルに管理職が虐待の判断や緊急性の判断、終結の判断で関与することや、管理職に書類を提出することを明記。
- ・虐待対応担当部署と支援の担当部署・機関が複数に分かれることから、各部署・機関が担う役割の理解を目的とした研修、マニュアル、様式等を作成した。
- ・人事異動、他の部署・機関と連携することを前提としたツールとして、作成することが重要。ただし、マニュアルをつくっただけでは意味がない。なぜそれをつくる必要性があったのか、その価値を説明していくことが重要と考えている。
- ・2、3か月に1回、現在虐待対応をしているケースのモニタリングを実施。圏域アドバイザーの協力により、終結や継続の判断をしている。定期的な状況把握、そのための記録様式やルールの整備、相談支援事業所に対するモニタリングの協力依頼と再発防止時の対応の指示ができていて、虐待対応終結の判断も可能となる。

<市町村を支援する指定都市・都道府県・機関：5>

- ・さまざまな対象別の研修の実施（初任者、課長級研修、現任者研修）（養護者虐待を対象）
- ・市町村から、複数自治体に関係する施設従事者虐待の場合、どの自治体が中心になればいいのかという声を多く寄せられていたので、その整理を行い、県独自のマニュアルとして改定した。
- ・ほんの些細な事柄に気付ける感覚を醸成すること。少ない情報から何を読み取れるか、次にどう対応したらよいかを考えることが重要。そのため、行政職員を対象に、相談受理票が徐々に埋まる過程を通じて、各時点で自分たちが行うことは何かをシミュレーションする研修を実施している（相談・通報受理時点で聞き取れる情報、周囲の関係者からの聞き取りにより確認できた情報、事実確認調査により確認できた情報……）。こうした取組を継続することで、事例が蓄積されて、次の動きをシミュレーションできるようになり、相談スキルの向上につながった。だが、どんなに研修を重ね、小さい事例を埋もれさせない感覚を培ったとしても、行政職員は人事異動があるそのため、毎年、定例的な研修を行うことの重要性を感じる。

⑥障害者本人や家族の困りごとの解消や養護者支援を行うための、モニタリングと進行管理、地域資源の把握やネットワークの構築

今回のヒアリング調査協力自治体等では、障害者本人や家族の困りごとの解消や養護者支援を行うために、モニタリングと進行管理、チームとして地域の関係機関と連携しながら対応していることを聞きとることができた。

特に重要な示唆が得られたのは、以下である。

＜ヒアリング調査対象市：6市における、モニタリングと進行管理、
地域資源の把握やネットワークの構築のポイント＞

- ・ 障害者虐待担当部署が、虐待対応が必要な事例（障害者本人や家族の困りごとは相談やサービスの調整で対応できるか否か）の整理をできる力を養うこと
- ・ 仮に、障害者本人や家族の困りごとは相談やサービスの調整で対応できるとしたら、どのような地域資源を活用できるか、地域資源の役割を把握していること
- ・ 地域資源に引き継げるかどうかを見極められるモニタリングと進行管理
- ・ 地域資源に引き継いだとしても、問題の再発、もしくは別の困難が生じた場合の可能性も想定した引継ぎを行うこと（引継ぎ先に丸投げしない）

今回のヒアリング調査では、地域生活支援拠点等の機能も担っている基幹相談支援センターから、相談支援事業所のネットワークに加え、入所施設の空き状況等もリアルタイムで把握できているため、緊急時の支援の幅が広がるという意見も聞かれた。

こうした地域資源が担っている役割や機能を最大限に理解し、柔軟な対応ができるよう、市町村によるモニタリングと進行管理を行う重要性が再確認された。

⑦外部の専門職（基幹相談支援センター、（自立支援）協議会、圏域アドバイザー等）の活用

今回のヒアリング対象のほとんどの市が、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等から助言等の支援を受けており、連携して虐待対応を行っている。また、（自立支援）協議会等を活用し、障害者虐待対応の事例を基に対応のふりかえりを行い、行政の外部からの指摘を受けることで、自分たちが行った対応の改善事項や職員の資質向上に資する取組を行っていることを確認した（なお、外部関係者を交えた事例検討においては、資料は個人情報に配慮して作成されている）。

複数の市町村の虐待対応に関する助言等を行っている基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等への聞き取りでは、「行政と基幹相談支援センターは一緒に対応を行い、日頃から認識のすり合わせをしておく」ことの重要性が指摘されている。

また、（自立支援）協議会等を活用して外部の関係者の目で障害者虐待のふりかえりを行うことで、行政と関係者の間で緊張感を持った議論が期待できること、行政が行った虐待対応を客観的に振り返り、今後の対応方針を自分たちで考える必要性が示唆された。

一方で、外部の専門職に一定の役割を担っていただくには、リアルタイムで対応している事例への助言をいただくか、対応が終了した事例を報告するか、助言をいただくポイントをどうするかを悩んでいる複数の市町村職員の意見も聞かれた。

こうしたことから、上記6と同じく、市町村職員による、障害者虐待対応における市町村及び関係部署・機関による役割認識、共有をベースとしたうえで、外部専門職の役割の整理や明確化が重要であることが示唆された。

＜ヒアリング調査対象市：6市における、外部の専門職（基幹相談支援センター、
（自立支援）協議会等）の活用のポイント＞

- ・（自立支援）協議会の権利擁護部会、あるいは権利擁護・虐待対応の専門会議を立ち上げて、事例を取り上げて対応の経過や支援の方針、現在の状況について行政から報告し、外部委員とふりかえりを行っている。こうした会議は行政の意識次第で、単純な報告会にもなるが、行政にとっては自分たちの対応を振り返り、今後どうしていくのかを自ら考え、宣言する場、本当に深刻な事例が起こった場合に備えて協力関係づくりの場と位置付けることもできる。
- ・委員にそれぞれの役割（早期発見や個別支援、虐待の判断や対応等）を設定、わかりやすく図式化して依頼している。
 - －早期発見、個別支援：区長、病院、学校、事業所等
 - －虐待の判断や対応：警察、保健所、弁護士、学識者等
- ・親会議、実務者会議（担当者レベル）ともに、年3回。協議事項としては、計画や統計の報告に要する時間が大半を占めていた。また、すでに対応が終了した事例を報告していた（検証会議のイメージ）のだが、新しく改選、選任された委員からは、もっと今現在対応中で困っている事例があったら一緒に考えたいという意見をいただき、どのように進めるか思案しているとのことである。
- ・当会議では、半年間のなかで委員に報告する事例を事務局でピックアップし、意見をいただくかたちで事例を報告している。終了した事例を報告するが、行政職員にはない観点から助言をいただき、その後の事例対応を検討するうえで役立たせていただいている（例：感染症への対応、リスクマネジメント等）。我々にとっては、準備を含め、非常に緊張感の高い会議である。

⑧指定都市、都道府県や基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等による市町村支援

今回のヒアリング調査対象の指定都市、都道府県や複数市町村の支援に当たっている基幹相談支援センター、圏域アドバイザーへの聞き取りからは、市町村間で虐待対応の件数や対応の内容に差が生じていることを把握していることを確認した。地方自治体は、人事異動によってそれまでの蓄積がリセットされ、次年度もまたゼロからスタートしなければならない場合があることから、ばらつきの解消や対応力の底上げに向けて、市町村支援を行う指定都市、都道府県や基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等はさまざまな工夫を行っていることを確認できた。

特に、共通していたのは、以下3点である。

- ア. 意図的に市町村の困りごとを把握する機会を設けていること（相談を待っていたり、研修を開催したりするだけではない）
- イ. アを通じて、市町村の困りごとの共通点を把握、整理、要因分析をしていること
- ウ. イを通じて、それぞれの立場で、課題解消に向けて工夫を凝らしていること

さらに、上記イについては「i. 困り事を言語化できる市町村」と「ii. 困り事を言語化できない、もしくは困り事を認識していない市町村」別に課題やアプローチ方法も工夫を重ねていることも確認した（下記参照）。

上記からは、障害者虐待防止法第 36 条第 1 項で規定されている都道府県の役割について、大きな示唆を得ることができた。

＜市町村を支援する指定都市・都道府県、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー等が把握している、困り事を言語化している市町村が抱える共通の困り事：5＞

- ・ケースに関わる関係機関が多く、役割分担が難しい事例
- ・分離保護を行って養護者からクレームを言われている事例
- ・事実確認調査で情報収集が難しい事例
- ・自分達が行った対応や終結の判断が適切だったかの相談
- ・繰り返し発生する事案への対応に関する相談
- ・複数自治体に関係する施設従事者虐待の場合、どの自治体が中心になればいいのかあまい事例 等

＜市町村を支援する指定都市・都道府県等が認識している困り事を言語化できない、もしくは困り事を認識していない市町村が抱える共通の困り事：3＞

- ・そもそも相談・通報がないと言っている
- ・研修への参加が少ない
- ・心理的虐待（暴言）に対する認識が不十分 等

＜市町村を支援する指定都市・都道府県：3＞

- ・虐待防止や対応について、市町村からこれでよかったのかと悩まれる声を多く聞いている。その悩みを共有し、解消する場の提供が、都道府県の役割と考えている。
- ・多くの市町村が判断に迷う事例をテーマとして、研修会や事例報告の機会を設け、自分たちで行った虐待対応を振り返る機会と位置付け、外部の専門職からの助言を受けている。他自治体の職員は、具体的な事例に基づいた議論を見ることで学びの機会となっている。
- ・国手引きには「重篤事例に関する検証が必要」と書かれているが、市町村が自ら検証を行うことは難しい。そのため、指定都市、都道府県が、各市町村が行った対応の検証を、他の市町村が参考にするという位置づけの場を設けている。
- ・研修や障害者虐待防止の部会への参加の呼び掛け、自立支援給付支給事務等における市町村指導の実施の機会の利用、国の障害者虐待対応状況調査とは別に、管内市町村の障害者虐待に関する体制や取組状況を把握するための都道府県独自の調査の実施等を通じて、個別の市町村の状況に応じた働きかけを行っている。
- ・市町村から、複数自治体に関係する施設従事者虐待の場合、どの自治体が中心になればいいのかという声を多く寄せられていたので、その整理を行い、県独自のマニュアルとして改定した。（再掲）
- ・虐待対応における第一義的対応を行うのは市町村であることから、研修では市町村間でお互いに質問、議論ができるような関係の構築を重視している。

一方、基幹相談支援センター、圏域アドバイザーは、虐待対応を担う市町村に対する責任や役割の認識の不十分さ、関係市町村間の虐待対応経験の少なさとともに、相談・通報段階で寄せられた情報をもとに虐待ではないと判断していることを問題視しており、相談スキルを上げることや、市町村職員と基幹相談支援センター、地域資源との関係構築の重要性に関する側面支援を行っていることを確認できた。

＜市町村を支援する基幹相談支援センター、圏域アドバイザー：2＞

- ・基幹相談支援センターとしては、専門性がないからといって丸投げにならないよう、「虐待対応や支給決定自治体としての責任者は市町村」、「周囲の事業者はサポート」と位置づけ、言語して伝えている。
- ・行政職員から相談が寄せられる事例は、虐待以前の日常的な関わりのなかでの迷いや困り事が多いと感じる（ご本人の希望が明確に表出されない、家族との関係がうまくいかない等）。こうした相談を通じた気づきが、虐待よりずっと前の段階の小さい事例に気付ける感覚を培ったり、違和感をもった事例を口に出せる関係性や地域のスキルアップにつながると考えている。
- ・「相談者や通報者が虐待と言わないし、よくある家族内のもめごとだよ」と窓口で処理されていたり、受理会議を開催していない。担当職員とその上司だけで、立ち話での受理会議を行っていることが問題。

3. ヒアリング調査結果（詳細）

3-1. 市町村

3-1-1. 千葉県富津市（人口 42,628 人（R3.3.31 時点））

【留意事項：「障害」の「害」の平仮名表記について】

富津市では「障害」の「害」を平仮名表記していることから、本報告書でも富津市が用いている部署（機関）名、事業名等について平仮名表記をする。一方、法律、引用等については「害」を用いている。

（1）障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等

（担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無、人事ローテーション等）

■虐待対応担当部署：富津市役所健康福祉部福祉の窓口課

- ・ 家庭相談係：初動対応担当：相談受理～「コアメンバー会議による協議」での虐待有無の判断まで。係長含め 3 名で対応。
- ・ 障害福祉係：虐待対応に関係なく、サービス全般、通常の支援（ケースワーク）を担当。係長含め常勤職員 7 名。
- ・ 令和元（2019）年度、「市DV・虐待防止計画」を作成した。その後、令和元（2019）年度、家庭相談係で DV、児童、高齢、障害の通報相談窓口を家庭相談係で受け付けるかたちに一本化した。家庭相談係で事例をスクリーニング後、各担当部署に支援を引き継ぐ流れを、庁内で整えた。（後述）

■保健福祉専門職の配置

- ・ 家庭相談係の係長が精神保健福祉士、公認心理士の有資格者。他に係員で社会福祉士の有資格者も在籍している。
- ・ 家庭相談係の係長は、障害者虐待防止法施行前、精神保健福祉士として専門職採用された。以降、福祉部内での異動のみ。
- ・ 精神保健福祉士は庁内で 1 名のみ。家庭相談係長が該当。

■人事ローテーション

- ・ 各関係機関・部署の役割を整理したマニュアル（後述）をみれば、異動したばかりの職員でも、事務職員でも対応は可能となる。一方、事務職員は異動が前提のため、この大変な虐待対応の必要性は理解していても、モチベーションを維持し続けることは難しいと思う。そのため、ずっと専門職配置の重要性を上司に主張している。最低限として、係員でも 2 人。そうすることで、専門職が 1 人異動しても、虐待対応で重視することや、どうしてそう考えてきたのか等ポイントを理解し、引き継ぐことができると思う。
- ・ 現在、人事ローテーションはできていないが、めざしている。

(2) 障害者虐待対応で重視していること、虐待対応における工夫等

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制

■権利擁護の考え方の重視

- ・ 虐待対応を重視しているのは、権利擁護を重視しているため。法律より幅広いが、サービスを利用できないことも含め、障害者虐待も、最低限の権利が守らなくてはいけないという認識で対応する必要があると考えている。

■組織的対応。決定権者を部長に一本化かつ明確化し、担当職員1人に背負わせないこと。

- ・ 虐待やDVの担当は辛い。これまで、虐待やDVの担当部署では、次々と担当職員が休職していった。それは自分たちも辛く、もうそんな流れは止めたかった。そこで、障害者虐待防止法施行を機に、部長がコアメンバー会議に入り、指示を一本化することや、窓口を一本化することとした。(後述)
- ・ 障害分野はライフステージ全部に関わるため、各部署との連携なくしては支援ができない。障害者虐待防止法施行前から、各部署との連携が必要と考えていた。
- ・ また、庁内全体で対応する必要があることを、上司と話し合える、共有できる環境であることも重要と思う。

■部長の関与の明確化

- ・ コアメンバー会議に部長が関与することとしている。市独自のフロー図内にも記載。
 - －時期：障害者虐待防止法施行時に作成した市独自のマニュアル、フロー図から。
 - －理由：部長が関わることで、福祉部門の指示命令系統が明確になる。
 - －効果①：担当部署同士だと後回しにされる話も、部長が関わることで業務として対応せざるを得なくなる。後回しにされない。
 - －効果②：部署として対応できる体制となったため、職員の精神的負担の軽減になった。休日、電話でも相談できるのは安心感が大きい。

■事実確認調査は「訪問」、「目視」を基本

- ・ 「疑いがあればすべて受理」「訪問による事実確認調査」が基本方針。虐待かどうかというより、権利侵害が起きていないかを考えた場合、その後の権利が守られることが重要と考える。
- ・ 障がい福祉関係部署での相談対応やケースワーク等により、継続した関りがある方が頻回に電話等をしてくる場合には、市職員や支援機関等からの情報によりその方の安全確認ができていれば、訪問等による調査までは行わない場合がある。

■案を作成してコアメンバー会議に臨む

- ・ 訪問による事実確認調査については、中核地域生活支援センター⁵等、委託先が事実確認調査をしてくれていても、行政職員も現場に行って確認している。それは、部長がコアメンバー会議で判断するため。その材料集めと、その後の対応方針を、自分達で整理、他部署に提示する案をつくるために、自分達が訪問調査をして、目視で確認している。
- ・ 事実確認調査を行っても情報入手が難しい場合、今後の対応方針を検討するための会議としても、コアメンバー会議を位置付けている。

⁵ 後述(「3-2-2.千葉県」参照)

■計画的な進行管理

- ・ 「初動対応の評価会議」：障害者虐待防止法施行時から設置している。初動対応の評価をする場。コアメンバー会議までは部長が入るが、コアメンバー会議以降、部長は同席しない。進行管理を曖昧にさせないため、フロー図に明記している。あわせて、コアメンバー会議の時点で次の予定を決めている。

②ツール（マニュアル、フロー図、様式）、研修や勉強会等

■マニュアル

- ・ 障害者虐待防止法施行時から、市独自で障害者虐待対応マニュアル、フロー図、様式を作成。
- ・ 令和元（2019）年度、「市DV・虐待防止計画」の作成し、DV、児童、高齢、障害の通報相談窓口を家庭相談係に一本化したことで、各支援担当部署が活用できるマニュアルが必要と考え、各部署が担う役割の理解を目的とした研修、マニュアル、様式等を作成した（当計画にも、マニュアル作成を記載）。
- ・ 障害者虐待、高齢者虐待のマニュアルを一本化して作成したのは法律が類似しているため。一方で、当市の場合、初動対応と支援の部署が異なったり、委託先も高齢と障害とで異なるため、関係者全員が同じ理解ができることが必要と考え、各部署・機関の役割を整理し、一覧表として掲載した（後述）。
- ・ マニュアルの整備は非常に重要と考えている。それぞれの部署・機関や関係者の役割が明確にされていれば、事務職でも対応できる（後述）。
- ・ ただし、マニュアルをつくっただけでは意味がない。なぜそれをつくる必要性があったのか、その価値を説明していくことが重要と考えている。

■係内での勉強会の積み重ね（障害者虐待対応の基礎的理解+他分野の理解）

- ・ 年1回、事務職は、国、県が実施している研修を受講している。
- ・ 上記研修に加え、係内研修も実施（年5回程度）。内容は、法律、マニュアル、対応方法等の理解等。マニュアルに則って説明し、各部署の役割、各部署・関係機関との連携方法等についての理解を深めることを目的としている。係内研修の位置づけは、最低限基礎的な理解の徹底としている。基礎的な理解の講義以降は、各職員がそれぞれの立場で迷った事例を自由に言い合えるようにしている。
- ・ 研修以外でも、日常的に、事例対応の際、係内で相談したり、家庭相談係長からスーパーバイズを受けられる環境にある。
- ・ 他の分野の部署に引き継ぐ場合、その分野に関する法律や仕組み、支援方法等についても理解をしていないと引継ぐための案は作れない。そのため、他部署・他分野に対する理解は必須。それ故、勉強会は必須。

■部署を超えた勉強会の積み重ね（相互理解の促進）

- ・ 虐待防止センター（委託先）、地域包括支援センター（委託先）、児童家庭支援センター等、それぞれの部署にとって関係の深いところとは、定例で協議をする場を設けたり、勉強会を実施している。こうした、他分野の関係機関と勉強会をすることで、それぞれの役割や認識、連携の重要性や難しさ等をお互いが認識できる。

③外部専門職との関係構築等

■外部専門職からの意見、批判を受け入れる関係構築

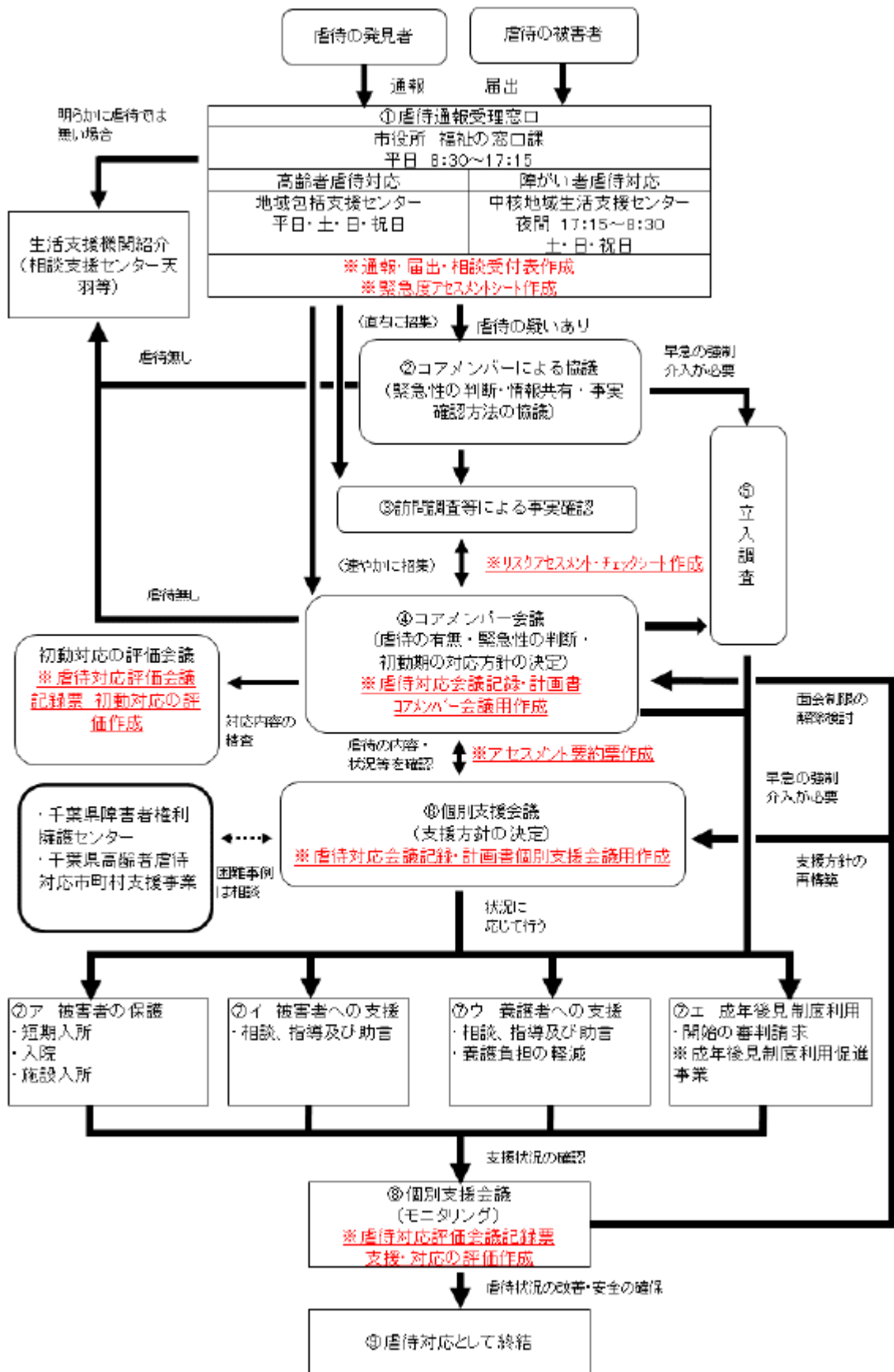
- ・ 富津市障害者総合支援協議会の所管事項、構成メンバー等は p.107 参照。
- ・ その方たちと日常的に連携できていることで、行政や当部署の対応等に疑問や意見があったらいつでも、批判してくれと言える関係性ができている。
- ・ なぜ外部の人と緊張感をもった関係が重要と考えるかという、内部の人間だけでは自分達に甘くなるのがわかっているから。そのため、批判してくれる人は貴重だと考えている。また、自分達とは異なる意見も聞きたいと考えている。

(3) 課題

■保健福祉専門職の確保・配置

- ・ 現時点では、人事ローテーションで各部署を異動するほど保健福祉専門職はいないのだが、権利擁護の必要性や重要性を認識した組織的対応を行う、かつ外部の専門職からも批判を受ける関係を継続して維持するには、やはり、保健福祉専門職の確保・配置は必要と考える。そのため、継続して必要性を唱えていきたい。

＜富津市高齢者虐待・障がい者虐待委託事業所連携対応マニュアル＞



出典：富津市提供資料「富津市高齢者虐待・障がい者虐待委託事業所連携対応マニュアル」

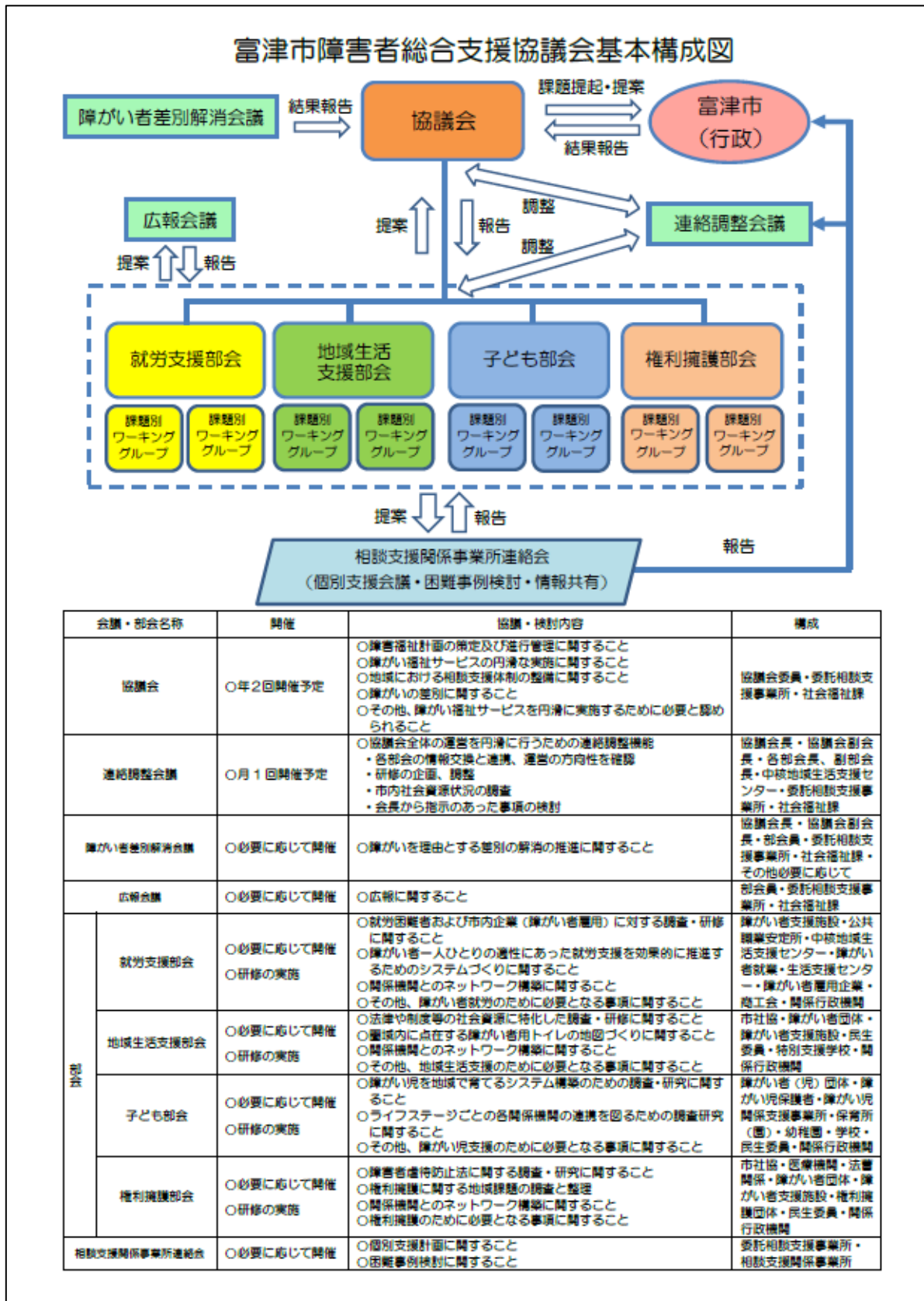
＜養護者による高齢者虐待及び障がい者虐待対応の各機関の役割＞

対応項目		高齢者虐待			障害者虐待	
		福祉の 窓口課	介護 福祉課	地域包括 支援 センター	福祉の 窓口課	中核地 域生活 支援セ ンター
①虐待通報受 理	・通報、届出、相談の受付	○	△	◎	昼◎	夜◎
	・相談への対応	△	○	◎	昼◎	夜◎
	・通報・届出・相談受付票の作成	○	△	◎	昼◎	夜◎
	・緊急度アセスメントシートの作成	○	△	◎	昼◎	夜◎
②コアメンバ ーによる協議	・虐待情報共有・協議票の作成	◎	○	△	昼◎	△
③訪問調査等 による事実確 認	・関係機関からの情報収集	○	△	◎	昼◎	夜◎
	・訪問調査	○	△	◎	昼◎	夜◎
	・リスクアセスメントチェックシートの作成	○	△	◎	昼◎	夜◎
④コアメンバ ー会議	・コアメンバー会議の開催（開催機関の招集）	◎	○	△	昼◎	夜○
	・虐待対応会議録計画書～コアメンバー会議用～作成	◎	△	—	昼◎	—
⑤立入調査	・虐待事案に関する援助依頼書の作成	◎	—	—	昼◎	—
	・立入調査	◎	○	△	昼◎	夜△
⑥個別支援会 議（支援方針 の決定）	・個別支援会議の開催（開催機関の招集）	△	◎	○	昼◎	夜○
	・支援方針等の決定	△	◎	○	昼◎	夜○
	・虐待対応会議録計画書～個別支援会議用～作成	△	◎	○	昼◎	夜○
⑦被虐待者及 び養護者の支 援	・アセスメント要約票の作成	△	○	◎	昼◎	夜◎
	・やむを得ない事由による措置の実施	△	◎	△	昼◎	夜△
	・面会制限決定通知書及び解除通知書の作成	—	◎	—	◎	—
	・市長による成年後見制度利用開始の審判の請求	△	◎	△	◎	△
	・養護者支援のためのショートステイ居室の確保	△	◎	○	◎	○
⑧個別支援会 議（評価会 議）	・支援の実施後の評価会議の実施	△	◎	○	◎	○
	・虐待対応会議録計画書～初動対応評価～作成	△	◎	○	◎	○
	・虐待対応会議録計画書～支援対応の評価～作成	△	◎	○	◎	○
その他	・虐待防止ネットワークの構築	◎	○	○	◎	○
	・虐待に関する知識・理解の啓発	◎	○	○	◎	○
	・知識や支援方法の周知、啓発	◎	○	○	◎	○
	・相談窓口、虐待対応協力者の周知	◎	○	○	◎	○
	・庁内関係部署との連携	◎	○	△	◎	△

◎：中心的な役割を担う ○：連携して対応を行う △：必要に応じてバックアップする
 ※中核地域生活支援センターは、夜間休日委託対応は「夜」として記載それ以外の中核地域支援センターとして対応

出典：富津市提供資料「富津市高齢者虐待・障がい者虐待委託事業所連携対応マニュアル」

＜富津市障害者総合支援協議会基本構成図＞



出典：富津市 HP＞富津市障害者総合支援協議会基本構成図

<https://www.city.futtsu.lg.jp/cmsfiles/contents/0000003/3238/kouseizu.pdf>

3-1-2. 香川県三豊市（人口 61,468 人（R3.3.31 時点））

(1) 障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等

（担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無、人事ローテーション等）

<p>■虐待対応担当部署：健康福祉部 福祉事務所 福祉課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障害者の担当部署としては障害福祉サービス、自立支援医療等を含め、9名で担当している。課長、グループリーダー、保健師2名、社会福祉士2名。・ 虐待対応は社会福祉士と保健師が主担当で行っている。当市は平成18（2006）年1月、7町で合併し、旧町単位の3町、4町でそれぞれ保健師・社会福祉士1名ずつという分担である。 <p>■保健福祉専門職の配置</p> <ul style="list-style-type: none">・ もともとは保健師しか配属されていなかったが、障害者虐待防止法施行時、福祉課に社会福祉士が1名配属された（1名は当時から現在まで在籍）。・ 今年度、社会福祉士が1名増員となり、社会福祉士2名、保健師2名体制となった。・ 今年度、社会福祉士が1名増員されたのは、3年ほど前から、ひきこもり、自殺予防、依存症の問題等、ここ10年で急増して福祉課で抱える課題が多様になり、3名体制では大変になってきた状況に、上司が人事担当部署に相談してくれてやっと実現したため。

(2) 障害者虐待対応で重視していること

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

<p>■本人の意思や生活を可能な限り尊重</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本人や家族が困っていて、今、どう思っているのか、今後どうしたいかを重視している。すべてをかなえられるわけではないが、それを阻害している要因が虐待なのであれば、それを除去するのが虐待対応と考えている。 <p>■国手引きに基づいて対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基本的に、自分達が行った対応の根拠とするために、国手引きに沿った対応を行っている。特に、養護者が納得いかない介入をする場合（経済的虐待で成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度利用の支援をしようとする場合等）「なぜそんなことをするのか」と言われるため、「国の方針に沿って対応している」と説明できる。 <p>■早期発見、早期対応、直接「訪問」、「目視」を基本</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童虐待に準じて、なるべく即日、遅くとも48時間以内には、自宅等を訪問し、目視することを基本としている。・ 直接「訪問」、「目視」を基本とするのは、通報だけでは事実がわからないため。現場を訪問し、本人に会えなくても、家の様子や玄関にどんなものが置いてあるか等、本人や家族の様子をうかがえる多くの情報は現場に行ってみないとわからない。・ 結果的に虐待でなくてもかまわないので、とりあえず何かあったら確認にいくというのを基本スタンスとしている。
--

■組織的対応、管理職の関与

- ・ 虐待対応は一步間違えたら命や財産にかかわる大きな判断が必要なこと。そのため、保健師・社会福祉士による担当者だけの判断では危険なため、課長、グループリーダーに大まかな流れを説明して状況を把握してもらったり、最終的な虐待判断の有無や緊急性の判断の有無は、課長、グループリーダーが入ったコアメンバー会議で実施している。
- ・ そのため、管理職には虐待対応の基本を理解してもらうため、県が実施する研修に参加してもらっている。虐待対応の流れや緊急性の判断等、管理職が基本を理解してくれていないと、現場と管理職の判断の食い違いが生じ、組織的対応ができなくなる恐れがある。例えば、現場は緊急性が高いと思っているのに、管理職が「様子を見てもいいのでは」と言われるのは、現場としてはしんどい。
- ・ 国手引きでも、管理職は、コアメンバー会議の必須メンバーとなっている。
- ・ また、夜間休日、対応できる人が対応するという事としてしているため、コアメンバー全職員が全事例を共有している。

■案を作成して上司に経過報告をする

- ・ 訪問による事実確認調査を経て、メンバーが集まれる場合はコアメンバー会議を開催するが、難しい場合でも、課長またはグループリーダーに状況報告と今後の対応案をもって相談する。「事実確認をしたが、情報が不十分なので、自分ではこのような方法で情報収集しようと考えている」等。管理職の承認を得たうえで、次の行動に移すことを基本としている。

■相談支援事業所との役割分担による虐待対応

- ・ 虐待対応をすることで、それまでの利用者や家族と相談員との関係が難しくなる場合もある。そのため、市が虐待対応を担い、サービスとは切り分けて対応するようにする事例もある。

■近隣複数自治体と連携した施設従事者虐待での事実確認調査

- ・ 施設従事者虐待の場合、そもそも対応件数が少ない。通報者や虐待を受けたと疑われる利用者がさらなる被害を受けないためにも、大人数への聞き取り調査の負担を軽減するためにも、近隣複数自治体とがお互いに協力し、一斉に事実確認調査を行う配慮をしている。

具体的には、支給決定自治体（A市）が施設所在地自治体（B市）に協力を依頼し、施設所在地自治体（B市）が施設（C）に連絡をとり、その施設に入所している複数の自治体（D市、E市、F市）も含めて聞き取り調査に同行し、利用者、職員に同じ質問をするため、通報者も虐待を受けたと疑われる利用者も明らかにならないようにしている。

②ツール（マニュアル、フロー図、様式）、研修や勉強会等

■マニュアル、様式

- ・ 国手引きをそのまま活用している（前述）。
- ・ 様式は、社会福祉士会作成のものを事例に応じて活用している。

■県が実施する事務職、管理職向け研修に出席

- ・ 年1回、事務職、管理職が、県が実施している研修を受講している。通報は、窓口の誰が受け付けるかわからないので、全員が聞き取りをできたり、虐待対応全体の流れを理解できるようにすることが基本と考えている（前述）。

③外部専門職との関係構築等

■県社会福祉士会を通じた弁護士、社会福祉士への相談の仕組みを活用

- ・ 当市では、高齢者虐待、障害者虐待ともに、県社会福祉士会に、虐待防止推進事業業務を委託している。そのため、経済的虐待が疑われるケースで成年後見制度市長申立てをしたほうがいいのか、家族にどのようなスタンスで説明するか等、判断に迷う事例について相談している。
- ・ 相談事例は、社会福祉士会に相談してから3日以内をめどに返信いただけている。県社会福祉士会と県弁護士会が連携しており、社会福祉士や弁護士による来所相談や出張相談を受けられる体制をつくっている。

(3) 課題

■夜間や休日の対応

- ・ 当市では夜間や休日は、宿直者や日直者が電話対応を行う。基本的には、市としての緊急対応の流れに沿って福祉課に連絡する流れになっているが、宿直者等は虐待対応の経験がない職員が多いため、福祉課に連絡する必要があるかを判断させるのは難しい面がある。それは課題と感じている。

3-1-3. 滋賀県甲賀市（人口 90,150 人（R3.3.31 時点））

【留意事項：「障害」の「害」の平仮名表記について】

甲賀市では「障害」の「害」を平仮名表記していることから、本報告書でも甲賀市が用いている部署（機関）名、事業名等について平仮名表記をする。一方、法律、引用等については「害」を用いている。

（1）障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等

（担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無、人事ローテーション等）

■虐待対応担当部署：甲賀市役所障がい福祉課

- ・ 自立支援係：虐待対応。係長（事務職）社会福祉士 2 名、事務職 2 名 専任手話通訳者 2 名。
- ・ 相談支援係：虐待対応に関係なく、サービス全般、通常の支援（ケースワーク）を担当。係長（保健師、課長補佐が兼務）、保健師 2 名、社会福祉士 1 名、事務職 2 名

■保健福祉専門職の配置

- ・ 相談支援係に保健師（計 3 名）が配置されている。医療的判断が必要な場合、事実確認調査に同行を依頼する。

■人事ローテーション

- ・ 昨年度までは通常の相談支援と併せて相談支援係で対応していたが、令和 3（2021）年度から通常の相談支援とは分けて対応を行うようになった。
近年、障害者相談支援事業を委託しているが、市にも相談が入る。そのため、市としても相談体制や他部署・機関との連携強化を考えて専門職の増員に至った。
- ・ もともと当市では、障害者虐待防止法施行後、高齢担当部署や地域包括支援センター経験者を障害者虐待の部署に配置している。このような人事配置がなされることで、別の部署のやり方を参考にできたり、他法他施策を理解して支援の視野やネットワークが広がる効果があると実感している。
- ・ 実際には 1 年で異動する者や 4、5 年在籍する者がおり、在籍期間に関する何年で異動というルール等はない。

（2）障害者虐待対応で重視していること

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

■早期発見・早期対応

- ・ ほとんどの事例は事実確認をしなければ虐待かどうか分からないため、疑わしい事例も虐待疑いの通報として受理する。
- ・ 虐待の重度化防止のため、グレーの段階で相談をしてもらえることを心掛けている。

■事実確認調査は「訪問」、「目視」、「できることをすべて行う」ことが基本

- ・ 間接的な情報や電話の情報だけでは、正しい情報かわからない。本人や家族の状況や思いは、直接見たり聞いたりすることで、初めてわかることがある。そのため、職員が訪問し、本人に会ったり聞き取りを通じて確認することを基本としている。

■組織的対応。管理職に虐待対応や現状を理解してもらうこと。

- ・ 当市では、相談通報受理後、誰がどの機関からどのような情報を収集するか、どのような事実確認調査を実施するか等を検討する「初動対応会議」を実施している。当会議での結果を基に情報収集を行い、コアメンバー会議で虐待の判断や緊急性の判断を行う。
- ・ 初動対応会議、コアメンバー会議ともに、課長、課長補佐（自立支援担当）、係長（自立支援係）、係員が出席することを明確化している。
- ・ 両会議に管理職が出席するのは、最初から事例概要や判断に至った経緯を理解してもらうことを重視しているため。

■保健師（医療的観点）からの学び

- ・ 平成 16（2004）年 10 月、当市は 5 町で合併した。合併当初から在勤している保健師も多く、社会福祉士は合併以降の採用であるため、保健師から地域包括支援センターや障がい福祉担当部署で、虐待対応の考え方を学んでいるところが多い。具体的には、アセスメントにより根拠に基づく見立てを行い、計画を立てるということ。虐待対応もケースワークが必要であるため、非常に勉強になっている。

■地域資源との連携協力、チーム支援の重視

- ・ 虐待の解消に向けた支援は、市だけではできない。そのため、相談支援員、事業所とも虐待対応や対応終了後の支援方針や役割を共有、理解していただき、チームとして対応することを重視している。

■客観的な判断ができるよう、外部専門職から意見をもらう機会の設置、活用

- ・ 行政職員だけでは気付けない部分を、虐待対応検討会議（後述）に關与していただく機会を設けている。

② ツール（マニュアル、フロー図、様式）、研修や勉強会等

■マニュアル、フロー図、様式

- ・ マニュアル：基本的に国の手引きをベースに、ところどころ市独自の部分を当てはめたマニュアルを作成し、活用している。
- ・ 様式：日本社会福祉士会が作成したものを加工して活用している。

■県が実施する事務職、管理職向け研修に出席

- ・ 年 1 回、新たに担当となった事務職、管理職が、県が実施している研修を受講している。通報は、窓口の誰が受け付けるかわからないので、全員が聞き取りを行い、虐待対応全体の流れを理解できるようにすることが基本と考えている。

③ 外部専門職との関係構築等

■障害者虐待対応検討会議を活用した虐待対応の進行管理、助言

- ・ 甲賀市障害者虐待対応検討会議の所管事項、構成メンバー等は p.115 参照。
- ・ この会議はコアメンバー会議以降の虐待と判断した事例について、対応後のモニタリングと支援計画、虐待対応終結の判断について助言をいただく機会と位置付けている。
- ・ すべてのケースのモニタリングではなく、年 4 回、会議開催時に対応に悩んでいるケースについて助言をいただいている。例えば、養護者との関係構築、経済的虐待かどうか判断に迷うケース等。

- ・ また、別の目的として、地域の関係者に委員として参画いただき、市が行っている虐待対応に対する理解促進や早期発見・早期通報の意識を高めていただくということもある。2年に1回の改選のため、できる限り多くの法人に関わっていただくようにしている。

(3) 課題

■外部専門職から助言をもらう事例の選定、説明

- ・ 障害者虐待対応検討会議では、現在対応中の事例について、助言をいただいている。だが、1ケースに30～40分と時間がかかってしまい、長い経過をどう端的に説明するか、どの部分の意見をいただくかという絞り込みが難しい事例がある。

■介入の難しさ

- ・ 養護者虐待の場合、関係者の協力を得ながら、「ご家族の様子をきかせてください」というかたちで訪問できたとしても、訪問の目的と確認したい内容が異なるため、目的を伏せて訪問する技術的な難しさを感じている。

<甲賀市障害者虐待防止対策事業実施要綱>

2021/11/15 15:37

甲賀市障害者虐待防止対策事業実施要綱

○甲賀市障害者虐待防止対策事業実施要綱

平成24年10月1日

告示第61号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 障害者虐待防止センター(第5条・第6条)
- 第3章 通報又は届出時の対応(第7条—第9条)
- 第4章 障害者虐待対応検討会議(第10条—第13条)
- 第5章 障害者虐待防止ネットワーク協議会(第14条—第18条)
- 第6章 福祉施設、使用者、学校、医療機関等への周知又は啓発(第19条)
- 第7章 守秘義務、事業報告等(第20条—第23条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「法」という。)に規定されるもののほか、障害者虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援並びに関係機関又は民間団体との連携協力体制の整備について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、甲賀市とする。ただし、第9条に規定する事業のほか、この事業の一部を市長が適当と認める事業者等に委託することができる。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は次のとおりとする。

(1) 障害者虐待防止の体制整備

- ア 障害者虐待に関する相談窓口の設置、相談又は通報の受理並びに障害者の安全確認及び事実確認
- イ 養護者による障害者虐待を受けた障害者について、虐待の防止及び保護を図るための緊急一時保護の実施(居室確保を含む)
- ウ 立入調査の実施及び立入調査の際の関係機関への援助要請
- エ 障害者又は養護者に対する援助、支援方針等の決定、実施及び再評価
- オ 虐待を受けた知的障害者、精神障害者等に対する成年後見制度の利用支援及び成年後見制度の開始に関する審判の請求
- カ 事案に応じた専門機関との連携及び協力体制の整備

(2) 障害者虐待防止ネットワークの構築

第14条の規定により設置する協議会において、障害者虐待の防止、早期発見から個別支援に至る各段階で多面的な支援を行うための障害者虐待防止ネットワーク構築に関する協議を行う。

(3) 保健、福祉又は医療関係機関の従事者に対する研修会

障害者虐待の防止及び早期発見、障害者及び養護者に対する支援等に必要と認められる研修会を行う。

(4) 障害者虐待に関する知識及び理解の普及啓発

障害者虐待に関する知識を深めるため、市民を対象とした研修会を行う。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第2章 障害者虐待防止センター

(障害者虐待防止センターの機能)

第5条 障害者虐待を防止し、併せて障害者を養護する者に対する支援等を実施するため、障がい福祉課が障害者虐待防止センターの機能を果たす。

2 センターの名称は、甲賀市障害者虐待防止センター(以下「センター」という。)とする。

(センターの所掌事務)

第6条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
- (2) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- (3) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報及び啓発
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

出典：甲賀市 HP > 甲賀市障害者虐待防止対策事業実施要綱

http://reiki.city.koka.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r055RG00001211.html

第3章 通報又は届出時の対応

(通報又は届出時の対応)

第7条 法第7条第1項、第9条第1項、第16条第1項及び第2項、[第22条第1項](#)及び[第2項](#)による通報又は届出を受けた場合は、速やかに相談・通報・届出受付票([別記様式](#))へ記録するとともに、対応の緊急度を判定するものとする。

2 対応の緊急度は、障害者虐待対応コアメンバー会議(以下「コア会議」という。)により判定する。

3 コア会議は障がい福祉課長が招集し、メンバーは次のとおりとする。

- (1) 障がい福祉課長
- (2) 障がい福祉課職員
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(緊急一時保護)

第8条 法第9条第1項による通報又は届出のうち、[前条](#)の規定に基づき緊急性が認められた場合には、速やかに緊急一時保護を実施する。

2 緊急一時保護の実施に当たっては、当該障害者の福祉サービスの受給状況に関わらず、法第9条第2項による措置を適用する。

(緊急一時保護の居室確保)

第9条 [前条](#)の緊急一時保護を円滑に実施するため、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等へ協力依頼又は委託することにより、居室を確保するための措置を講ずる。

第4章 障害者虐待対応検討会議

(障害者虐待対応検討会議)

第10条 虐待を受けた障害者及び養護者に対する効果的な支援、虐待の早期発見、防止対策等の検討を行うために、甲賀市障害者虐待対応検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

(検討会議の所掌事項)

第11条 検討会議は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 通報により確認した事例についての援助方針、介入方法、支援内容の検討及び関係機関との連携に関すること。
- (2) 虐待の早期発見及び防止対策の検討に関すること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、検討会議が必要と認める事項に関すること。

(検討会議の組織)

第12条 検討会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、[次の各号](#)に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉事業所関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 権利擁護関係者
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会議の会議)

第13条 検討会議の会議は、障がい福祉課長が招集する。

2 検討会議は、必要があるときは、委員以外のものを会議に出席させ意見を聴き、その他必要な協力を求めることができる。

3 会議及び会議資料は非公開とする。

第5章 障害者虐待防止ネットワーク協議会

(障害者虐待防止ネットワーク協議会)

第14条 地域における障害者虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者や養護者に対する支援等を協議するため、甲賀市障害者虐待防止ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の所掌事項)

第15条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 虐待に関する予防、早期発見、早期対応及び再発防止に関すること。
- (2) 虐待相談に対する支援及び関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 虐待防止に関する啓発、研修及び情報に関すること。
- (4) その他虐待防止に関すること。

(協議会の組織)

第16条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、[次の各号](#)に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員協議会
- (2) 社会福祉協議会

- (3) 人権擁護委員
 (4) 福祉関係者
 (5) 医療機関
 (6) 警察関係機関
 (7) 学識経験者
 (8) 関係行政機関
 (9) 大津地方法務局甲賀支局
 (10) 法律関係者
 (11) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 (会長及び副会長)
- 第17条 協議会に会長及び副会長を置く。
 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
 3 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。
 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 (協議会の会議)
- 第18条 協議会は、必要に応じ会長が召集する。
 2 協議会は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
 3 会議又は会議の資料は非公開とする。
- 第6章 福祉施設、使用者、学校、医療機関等への周知又は啓発
 (障害者虐待防止法の周知又は啓発)
- 第19条 市長は、次に掲げる[各号](#)の事業者等に対し、障害者虐待防止法の周知及び障害者の虐待防止にかかる啓発を行う。
 (1) 福祉施設
 (2) 使用者
 (3) 学校、医療機関等
- 第7章 守秘義務、事業報告等
 (守秘義務)
- 第20条 委員及び関係者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 (事業報告)
- 第21条 [この告示](#)に規定する各事業について、[第3条ただし書](#)に基づき、その庶務を担当する者は、年度終了後速やかに市長へ事業報告書を提出しなければならない。
 (庶務)
- 第22条 [この告示](#)に掲げられる事業の庶務は、[第3条ただし書](#)により委託した事業を除き、健康福祉部障がい福祉課において処理する。
 (その他)
- 第23条 [この告示](#)において定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。
- 付 則
 (施行期日)
- 1 [この告示](#)は、平成24年10月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 [この告示](#)の施行後最初に委嘱される[第16条第2項](#)の委員の任期は、[第16条第3項](#)の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
 (甲賀市障害者虐待対応検討会議設置要綱の廃止)
- 3 甲賀市障害者虐待対応検討会議設置要綱(平成22年甲賀市告示56号)は、廃止する。
 付 則(平成25年告示第64号)
 この告示は、平成25年10月15日から施行する。
 付 則(平成27年告示第18号)
 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- [別記様式\(第7条関係\)](#)

出典：甲賀市 HP > 甲賀市障害者虐待防止対策事業実施要綱

http://reiki.city.koka.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r055RG00001211.html

3-1-4. 愛知県半田市（人口 119,238 人（R3.3.31 時点））

（1）障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等

（担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無、人事ローテーション等）

■虐待対応担当部署

- ・ 地域福祉課障がい者援護担当：障害福祉サービスを担当する部署。課長、援護担当係長、事務職 9 名（計 11 名）。
- ・ 援護担当内で、障害者虐待も担当している。
- ・ もともと長く虐待対応をしていた職員が再雇用で働いている。こうした長年の経験があり、基幹相談支援センターをはじめ関係部署・機関とのつながりが深い職員がいることで、市としての虐待対応の水準を維持、向上させることにつながっている。

■保健福祉専門職の配置

- ・ 援護担当内に保健師、社会福祉士は配属されていない。
- ・ 虐待対応医療職の判断が必要な場合、保健センター保健師に同行を依頼する。

（2）障害者虐待対応で重視していること

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

■家族関係の再構築をめざす

- ・ 基幹相談支援センターとも方針を共有しているのは、虐待対応の目的は家族関係の再構築で、家族を壊すことではないということ。そのため、家族間の困りごとを解決するというスタンスで訪問したり、話を聞かせてほしいとお伝えしている。

■全件事実確認調査。「訪問」、「目視」を基本

- ・ どんな相談・通報でも訪問による事実確認調査を基本としている。

■早期発見、早期対応、管理職が入った虐待有無の判断

- ・ 「『相談』や『疑い』のレベルでよいので通報を受理するように」と周知するとともに、必ず 72 時間以内に受理会議をすることをルール化した。
- ・ 当市では課長も同席できる 8:30 から会議（コアメンバー会議（受理会議）、虐待対応判断会議）を実施している。大事なことは明確な方針を立てること、最終決断できる人が参加すること。加えて、基幹相談支援センター（伴走車）が一緒にいる。担当職員の目の前で方針が決められてその方針に則って対応しているため、職員も 1 人で対応しているという感覚にならない。

■計画的な進行管理、地域資源への協力依頼

- ・ 2、3か月に 1 回、現在虐待対応をしているケースのモニタリングを実施。圏域アドバイザーの協力により、終結や継続の判断をしている。
- ・ 定期的な状況把握、そのための記録様式やルールの整備、相談支援事業所に対するモニタリングの協力依頼と再発防止時の対応の指示ができていて、虐待対応終結の判断も可能となる。

■サービス向上と関連付けた市内全事業所、障害者の意識啓発

- ・平成 27 (2015) 年度から、基幹相談支援センターと市で市内全事業所を訪問し、研修を開始した。その後、障害者本人の意識も高めようと、対象を拡大していった。
- ・その結果、特に相談・通報件数が増加した。特に多いのが施設職員による利用者に対する身体的特徴を捉えた暴言、心理的虐待。施設職員からも「あの職員のあの言動は気になっていた」という通報が寄せられるようになった。
- ・施設職員からあだ名で呼ばれるのが嫌だという、本人からの通報もあった。障害者虐待に該当するかどうかよりも、本人がそこで生活を継続するうえで嫌なことがあるのであれば、それを改善するという立場で対応する。

■統一した聞き取り表の作成、活用により、事業所の隠れた課題を洗い出す

- ・大きな施設で大勢の職員や利用者に関き取りするにあたり、パート従業員も含めた職員の方が、この事業所が営業停止になってしまうのではないかと心配して発言を控えてしまうことがあった。そのため、事業所への聞き取りの目的や法的根拠、発言により不利益を被らないことや、誰が発言したかも公表されないこと等を、どの職員が対応しても同じことを伝えられるようにする目的で作成した。
- ・また、聞きとりのポイントとして、研修の受講歴や仕事での不安や困り事、施設や職員の言動で気になること等、表面化していない問題点を抽出できるような質問項目も挿入した。
- ・この聞き取り表は、施設や職員を糾弾する目的ではなく、課題の洗い出しを通じた再発防止、サービス向上につなげることを目的としている。

■住民の意識啓発、地域力の底上げを通じた早期発見

- ・家の中で起こっていることはどうしても潜在化しやすい。そのため、虐待とはどういうものか、相談でもいいので困っていたら相談してほしい、気になる家のことがあったらお知らせしてほしいという思いを込めて、平成 29 (2017) 年度から、住民向けの研修を開始した。
- ・住民向けには敷居が低い劇がよいのではないかと考え、行政職員が 2 年くらいかけて脚本をつくり、基幹相談支援センター職員の協力も得て、市民の前で演じたり、DVD で配布したりしている。

■外部専門職を活用した虐待対応のふりかえり、助言

- ・半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会は行政の意識次第で、単純な報告会にもなるが、行政にとっては自分たちの対応を振り返り、今後どうしていくのかを自ら考え、宣言する場、本当に深刻な事例が起こった場合に備えて協力関係づくりの場と位置付けることもできる。

②ツール（マニュアル、フロー図、様式）、研修や勉強会等

■マニュアル、フロー図、様式

- ・県のマニュアルと、市独自の簡潔なマニュアルを作成、活用している。
- ・フロー図も、同じく簡潔にまとめた流れを作成、活用している。
- ・様式は、受理票、事実確認票、会議の内容の記録表、今後の支援計画表を作成、活用している。

■外部専門職の協力による多数の研修機会の設定、

- ・ 年1回、事務職は、国、県が実施している研修を受講している。
- ・ 圏域の成年後見センターが実施している権利養護研修。
 - －対象：5市5町の行政職員、相談支援事業所、サービス事業所、一般市民
 - －研修内容：成年後見センターが5市5町の実事例を支援しているため、その実事例をもとにした研修。
- ・ 知多圏域アドバイザー主催「虐待防止研修」（詳細は p.142）
 - －対象：5市5町の行政職員と基幹相談支援センター職員
 - －研修内容：事例を提示し、各自治体でどのような判断や対応をするか、行政職員と基幹相談支援センター職員とで考え、講師から助言を得る。

③外部専門職との関係構築等

■高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を活用した虐待対応のふりかえり、助言

- ・ 半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会の所管事項、構成メンバー等は p.120～122 参照。
- ・ この会議は、もともと高齢者虐待防止連絡協議会として設置されていたものに、平成24（2012）年、障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待も加えた。また、平成31（2019）年4月、障害者差別に関する協議も追加している。
- ・ 年2回の開催のため、高齢者虐待及び障害者虐待の相談件数の報告や各部署の取組内容等の報告を主な議題としている。行政の意識次第で、単純な報告会にもなるが、行政にとっては自分たちの対応を振り返り、今後どうしていくのかを自ら考え、宣言する場、本当に深刻な事例が起こった場合に備えて協力関係づくりの場と位置付けることもできる。（再掲）
- ・ 委員にそれぞれの役割を設定、わかりやすく図式化して依頼している。
 - －早期発見、個別支援：民生・児童委員、病院、学校、事業所等
 - －虐待の判断や対応：警察、保健所、弁護士、学識者等

<半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱>

半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定に基づき、保健、医療、福祉等の関係機関が高齢者・障がい者虐待の早期発見、早期対応及び発生防止の体制作り並びに障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために、半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者・障がい者の虐待防止及び早期発見を円滑に実施するための関係機関とのネットワークの形成に関すること。
- (2) 高齢者・障がい者虐待に関する事例検討、実態把握及び情報収集に関すること。
- (3) 被虐待高齢者・障がい者の発見から支援までのシステムの構築及び実践に関すること。
- (4) 高齢者・障がい者虐待に関する理解を深めるための啓発活動に関すること。
- (5) 障がいを理由とする差別に関する相談事案の共有及び協議に関すること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消に関する取組の共有及び協議に関すること。
- (7) その他高齢者・障がい者の虐待防止及び障がいを理由とする差別の解消に関し必要事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係機関の代表者
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者
- (4) 老人福祉施設の代表者
- (5) 障がい者支援施設の代表者
- (6) 民生・児童委員の代表者
- (7) 警察関係機関の代表者
- (8) 保健関係機関の代表者
- (9) 福祉関係機関の代表者

出典：半田市 HP > 半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱

https://www.city.handa.lg.jp/somu/shise/documents/h310401_handashikoureisha_shougaiishagyakutaiboushirenrakukyougikaisettiyokou.pdf

(10) 就労支援関係機関の代表者

(11) 地域の代表者

(12) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期満了後においても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

2 委員は再任することができる。

3 任期の途中で委員の交代があった場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、第2条に掲げる所掌事務について具体的な検討を行わせるため、関係機関の実務者で構成する高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会担当者会議（以下「担当者会議」という。）を設置することができる。

(担当者会議)

第7条 担当者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 高齢者・障がい者虐待及び障がい者差別に関する情報交換及び研修に関すること。

(2) 高齢者・障がい者虐待及び障がい者差別の実態把握に関すること。

(3) 高齢者・障がい者虐待の早期発見及び防止対策並びに障がい者差別の解消を推進するための啓発活動に関すること。

(4) その他担当者会議の設置目的を達成するために必要な事項。

(関係者の出席)

第8条 協議会及び担当者会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 協議会及び担当者会議の構成員は、活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

(庶務)

出典：半田市 HP > 半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱

https://www.city.handa.lg.jp/somu/shise/documents/h310401_handashikoureisha_shougaiishagyak_utaiboushirenrakukyougikaisettiyoukou.pdf

第10条 協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

出典：半田市HP>半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会設置要綱
https://www.city.handa.lg.jp/somu/shise/documents/h310401_handashikoureisha_shougaiishagyak_utaiboushirenrakukyougikaisettiyokou.pdf

3-1-5. 千葉県浦安市（人口 170,372 人（R3.3.31 時点））

【留意事項：「障害」の「害」の平仮名表記について】

浦安市では「障害」の「害」を平仮名表記していることから、本報告書でも浦安市が用いている部署（機関）名、事業名等について平仮名表記をする。一方、法律、引用等については「害」を用いている。

（1）障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等

（担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無、人事ローテーション等）

<p>■虐待対応担当部署</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障がい事業課：障がい者権利擁護センターを所管している（所管差別解消と障害者虐待）。障がい者権利擁護センターとして虐待対応を担当しているのは3名（正規1名、非常勤2名）で対応。 <p>■保健福祉専門職の配置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障がい者権利擁護センターの非常勤2名は社会福祉士有資格者。専任で配置。・ 障がい者権利擁護センターの正規1名は行政職員として採用後、社会福祉士を取得。当部署の前は生活保護担当部署に在籍。・ 現在、当課では、課長、課長補佐、係長が福祉職採用されている社会福祉士有資格者（後述）。 <p>■人事ローテーション</p> <ul style="list-style-type: none">・ 明確な人事ローテーションがあるわけではないが、現在の担当者は、障がい者権利擁護センターの前は生活保護担当部署に在籍していた。

（2）障害者虐待対応で重視していること

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

<p>■安全を第一に考えて行動すること。その人の気持ちを受け止める。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通報受理後、法の定義に当てはまらないかもしれないと感じても、まずは当部署で受け止めて、その人が困らないように、庁内外を問わず、いろいろな機関につなぐ、案内することは、福祉の対応の基本と考えている。法の定義に当てはまらない相談や通報にも対応していることから、事実確認調査割合は7割程度となっている。 <p>■管理職の関与の明確化</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平成29（2017）年度に作成した「権利擁護対応マニュアル（内規）」（後述）では、各帳票で管理職の決裁区分を明記している（以下は記載例）。こうしたことを明記することで、「虐待対応の判断と終結という区切りの部分は部長決裁」「その他の支援の流れは課長決裁」と、全員が同じ認識で対応のレベルを共有できている。<ul style="list-style-type: none">－コアメンバーは、課長、課長補佐、係長、担当で開催。－（虐待の判断と終結の判断）会議後、（中略）ケースファイルに添付して部次長まで決裁をもらう。

■案を作成してコアメンバー会議に臨む

- ・ 当市の場合、コアメンバー会議の必須メンバーは課長のみ。都合が悪い場合を除いて係員全員が出席するが、課長抜きで会議を開催することはない。
　とはいえ、課長に考えを委ねているのではなく、会議までに担当レベルで方針と支援の案を考え、会議に臨む。課長に期待している役割は経過の把握と意思決定。

■計画的な進行管理、初動の時点で事例をスクリーニング、振り分ける

- ・ 数年前まで2、3年と長期的に関わっている事例数が多かった。虐待がある程度落ち着いたとはいえ、虐待が完全になくなったわけではないので、終結せずに見守り体制をとっている事例が多くあった。
　一方で、新規事例は間断なく対応する必要がある。そうすると、特に大きな問題がない事例への対応はまた後回しになり、「目立った動きがないまま抱えている事例」が生じる課題があった。マンパワーが限られる中で業務が逼迫する原因となっていたため、「権利擁護対応マニュアル」に定めた「コアメンバーによる3か月ごとの定期モニタリング」にて、ある程度落ち着いてきた事例については、各機関に見守りを依頼したり、再発した場合の対応を共有して終結する方針とした。
- ・ さらに現在は、最初の相談・通報受理時点で課題の分析とどの程度介入が必要な人かを見極め、引き継ぎ先との調整を行うというように、初動対応に注力するようにシフトした。その結果、継続ケースの割合は当初の4分の1～5分の1程度に減少し、権利擁護センターとして対応が必要な事例に力を注げるようになった。

■地域資源とのネットワークの重視

- ・ 初動の時点で事例の引継ぎや、基幹相談支援センターにセルフネグレクトの方との信頼関係構築を依頼できること等は、権利擁護センター職員が地域資源とのネットワークを重視しているからと考えている。それは、こちらからの一方的なお願いで成立せず、各部署・機関の役割を把握していることと、各部署・機関から連絡を受けたらこちらでもできることを迅速に対応するという基本ルールとしているからと考えている。

②ツール（マニュアル、フロー図、様式）、研修や勉強会等

■マニュアル、フロー図、様式

- ・ 平成24（2012）年度、障がい者虐待防止センター設置。平成28（2016）年度、障害者差別解消も施行され、虐待対応と差別解消に一体的に取り組むこととなり、「障がい者権利擁護センター」に改組された。その流れを受けて、平成29（2017）年度、他自治体の虐待対応マニュアルを参考に「権利擁護対応マニュアル」、フロー図、様式を作成した。
- ・ 当センターでは専任相談員を2名配置しているが、担当職員の人事異動があることを前提に組織的な対応をすることを考えると、こうしたマニュアル等の整備が必要と感じて作成したと聞いている。
- ・ 「権利擁護対応マニュアル」には対応フローごとに決裁区分を明記している（前述）とともに、「モニタリング」の項を設け、「3か月に1度、全ケースの支援計画のモニタリングをコアメンバーで行う。」ことを明記して、計画的な進行管理を行っている。
- ・ それまで日本社会福祉士会が作成したものをベースにした様式を使用していたが、令和3（2021）年度から、千葉県が配布した様式を活用している。

③外部専門職との関係構築等

■浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会への相談

- ・ 浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会の所管事項等は p.126 参照（委員名簿は個人名が掲載されているため、本報告書では非掲載）。
- ・ 親会議、実務者会議（担当者レベル）ともに、年3回。協議事項としては、計画や統計の報告に要する時間が大半を占めていた。また、すでに対応が終了した事例を報告していた（検証会議のイメージ）のだが、新しく改選、選任された委員からは、もっと今現在対応中で困っている事例があったら一緒に考えたいという意見をいただき、どのように進めるか思案しているところである。

(3) 課題

■セルフネグレクトへの対応

- ・ 庁内に、生活困窮者自立支援法に規定する「調整会議」の枠組みを活用して各部署に関連する事例を取り上げる会議が立ち上がった。そのなかで、セルフネグレクトの事例を取り上げている。障害者虐待防止法ではセルフネグレクトは定義されていないが、国手引きでは関係機関と連携して対応することと記載されている。セルフネグレクトの事例は所管課がはっきりしない点があるが、対象者を捕捉して会議にあげた機関が情報を集約する役割を担っている。

セルフネグレクトの事例は信頼関係を構築するまでにかかなり時間を要することもあり、本市では障がい分野のセルフネグレクト対象者の場合、信頼関係構築の部分を基幹相談支援センターに担ってもらい、経過報告を受け、台帳に落とすという対応をしている。

■日中一時支援事業における虐待に類する行為への対応

- ・ 日中一時支援事業は障害者虐待防止法に規定されていないが、国手引きでは処分権限を持つ部門へ適切に引き継ぐように記載されている。本市では「引き継ぐ」というよりも処分権限を持つ部門と権利擁護センターが「連携・協働」して対応を行っているが、他の自治体はどのように判断、対応しているのか、状況がわかるとよい。

■自治体を超える事例への対応

- ・ 令和2（2020）年度、県が、施設従事者虐待の支給決定自治体と施設所在地が異なる場合の対応について、整理した手引きを作成、配布してくれた。それによって整理がなされ、お互いに「どちらがやるのか」ということがなくなったのでありがたいと感じた。

＜浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会設置要綱＞

附属機関等の概要

(令和2年4月1日現在)

附属機関等の名称	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会
設置根拠	浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会設置要綱
設置の趣旨、必要性等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年条例第16号）及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、早期発見と迅速かつ適切な保護及び支援について、障がいを理由とする差別の解消について及び成年後見制度の利用の促進についての取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等との連携協力体制を図ることを目的として、浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
設置年月日	平成28年4月1日
所管事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、早期発見と迅速かつ適切な保護及び支援について並びに障がいを理由とする差別の解消（以下「虐待防止等」という。）についての情報交換及び状況把握に関すること。 (2) 虐待防止等を円滑に実施するための関係機関等の連携に関すること。 (3) 虐待防止等に関する啓発活動に関すること。 (4) 障がい者差別解消推進計画の策定に関すること。 (5) 成年後見制度の利用促進に関すること。 (6) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に係る取組との連携に関すること。 (7) 実務者会議に関すること。 (8) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
公開、非公開の別	原則非公開
非公開とする理由	虐待や差別を受けている高齢者や障がい者に関する事項を審議する会議であり、その内容を公開すると、審査に係るプライバシーを著しく侵害することとなるため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当
委員の人数・任期	24名 任期2年
委員の報酬	会長 9,500円/回 委員9,000円/回 (指定管理者、委託事業者、社会福祉法人を除く)
所管部署	福祉部 社会福祉課、障がい事業課、高齢者包括支援課、中央地域包括支援センター 電話 047-351-1111 内線 15306
備考	

出典：浦安市HP＞浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会設置要綱

https://www.city.urayasu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/014/857/gaiyou202.0.2.pdf

3-1-6. 静岡県富士市（人口 250,969 人（R3.3.31 時点））

（1）障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等

（担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無、人事ローテーション等）

※静岡県東部の特徴：指定特定相談支援事業所が少ないため、基幹相談支援センターの委託先を見つけることが難しい。

■虐待対応担当部署

- ・ 障害福祉課：障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センターを直営で実施。支給決定事務、認定調査：統括主幹を含め 8 名で対応。

■保健福祉専門職の配置

- ・ 障害福祉課に精神保健福祉士 1 名、保健師 1 名（保健師は主幹）の 2 名が配置されている。

■人事ローテーション

- ・ 現在、相談支援事業所（2 箇所）、障害児入所施設（1 箇所）が直営。また昨年度までは就労移行、就労継続支援 B 型、自立訓練の事業所も直営だった（令和 2（2020）年度に指定管理に移行）。そのため、そのような人材が人事ローテーションで配置されることが定着している。

（2）障害者虐待対応で重視していること

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

■虐待かどうかにかかわらず、相談支援、再発防止の必要性に着目して関与する

- ・ 基本的に虐待の疑いがあるから訪問するというより、相談支援業務のなかで気になることがあれば訪問して確認するという一環として行っている。

虐待の場合、繰り返し起こる虐待の防止、つまり、養護者虐待の場合はすでに関わっている家族への支援として成立しているか、施設従事者虐待の場合、再発防止に重点を置いている。養護者虐待の場合、そもそも養護者としての能力がある人なのか、公的サービスかどうかはともかく、その方自身に何らかの支援が必要ではないかと感じる人が多い。

同様に、施設従事者虐待の場合でも、職員への知識や技術の教育が難しい施設が多く、職員の退職率が高い、経験年数の短い職員による虐待の割合が高いと感じる。

■管理職が入った虐待有無の判断

- ・ 最終的な虐待判断の有無や緊急性の判断の有無は、課長が入ったコアメンバー会議で実施している。

■相談業務を通じて、市内全事業所との関係構築

- ・ 年 1 回、市内全事業所に対して虐待防止研修を実施している。その際に、通報義務や困ったことがあったら相談してくださいと伝えているが、それよりも相談業務・支給決定事務で全事業所ともっと頻回に顔を合わせる機会があるため、困ったことがあったら相談してくれたり、事実確認調査を受け入れてくれる関係ができあがっていると思う。

②ツール（マニュアル、フロー図、様式）、研修や勉強会等

■マニュアル、様式

- ・ 国手引きをもとにした簡単なマニュアルを作成、活用している。
- ・ 様式は、社会福祉士会作成のものを事例に応じて活用している。

③外部専門職との関係構築等

■富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会からの意見活用

- ・ 富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会の所管事項、構成メンバー等は p.129～130 参照。
- ・ 当会議では、半年間のなかで委員に報告する事例を事務局でピックアップし、意見をいただくかたちで事例を報告している。終了した事例を報告するが、行政職員では用いない観点から助言をいただき、その後の事例対応を検討するうえで役立たせていただいている（例：感染症への対応、リスクマネジメント等）。我々にとっては、準備を含め、非常に緊張感の高い会議である。

(3) 課題

■施設従事者虐待：身体拘束の記録の具体例の提示

- ・ 身体拘束の記録として求められるものが具体的に例示されると、現場の職員もしなくてはいけないこと、記録に残す必要があることの理解が進むと思う。

＜富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要領＞

富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要領

(設置)

第1条 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第2条に規定する高齢者をいう。以下同じ。）及び障害者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）の虐待の早期発見及びその適切な支援を図るため、高齢者虐待防止法第16条及び障害者虐待防止法第35条の規定に基づき、富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者及び障害者虐待の防止、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うこと。
- (2) 高齢者及び障害者虐待の防止、高齢者の養護者及び障害者の養護者に対する支援等に関する協議を行うこと。
- (3) その他富士市の高齢者及び障害者虐待防止に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員は、別表に掲げる関係機関等において選出された者を市長が委嘱し、又は任命する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(個人情報の保護)

第7条 高齢者虐待防止法第8条及び障害者虐待防止法第8条の規定により委員会が委員以外の者に対して協力を求める場合に当たっては、委員会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健部高齢者支援課及び福祉子ども部障害福祉課において処理する。

出典：富士市提供資料「富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要領」

<富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要領>

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月11日から施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日より施行する。

附 則

1 平成22年11月1日に委嘱され又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。

2 この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

関係機関等
富士警察署 (生活安全課)
静岡県富士健康福祉センター (保健所)
富士市医師会
富士市民生委員児童委員協議会
富士市地区福祉推進会
富士市社会福祉協議会
富士市介護保険事業者連絡協議会
富士市介護支援専門員連絡協議会
静岡県弁護士会
静岡県司法書士会
静岡県社会福祉士会
富士市地区人権擁護委員協議会
富士市障害者自立支援協議会
富士市障害者等相談支援事業委託事業所
市

出典：富士市提供資料「富士市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要領」

3-2. 市町村支援を行っている機関（指定都市、都道府県、基幹相談支援センター、圏域アドバイザー）

3-2-1. 大阪府大阪市

【留意事項：「障害」の「害」の平仮名表記について】

大阪市では「障害」の「害」を平仮名表記していることから、本報告書でも大阪市が用いている部署（機関）名、事業名等について平仮名表記をする。一方、法律、引用等については「害」を用いている。

(1) 障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等

（担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無等）

■ 障害者虐待担当部署

- ・ 養護者虐待：区保健福祉センター＋区障がい者基幹相談支援センター
- ・ 施設従事者虐待：大阪市福祉局障がい福祉課（事実確認調査は複数部署で対応）
- ・ 使用者虐待：大阪市福祉局地域福祉課

※担当部署は、令和4（2022）年度から変更の可能性あり。

(2) 市町村支援を行ううえで重視していること

① 虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

■ 国手引きに基づいて基本の徹底を重視

- ・ 国手引きに書かれている基本の徹底が重要と考えている。特に、養護者虐待について、現場で対応している区職員、区障がい者基幹相談支援センター職員等は養護者や関係者の意見に左右される状況に置かれることが多いと推測できるため、障害者の安全確保の最優先、虐待の自覚は問わない、自宅を訪問しての事実確認調査の実施等の重要性を繰り返し伝えている。

② 研修等

■ 研修実施主体：市（初任者、課長級研修、中堅期（現任者）研修）（養護者虐待を対象）

- ・ 初任者研修（年1回、虐待の種類、法律の理解、虐待が発生する背景、チェックシート、コアメンバー会議）
- ・ 課長級を対象とした研修（年1回、大阪弁護士会から推薦された講師から、区における法的リスクの観点から説明（分離保護、後見申立て等における対応））
- ・ 現任者研修（年1回、区保健福祉センターで実務を行っている職員及び区障がい者基幹相談支援センター職員を対象。事例を用いて、グループワークで討議。社会福祉士から助言をいただく形式）

②研修等

■市が主催の検証会議の開催（養護者虐待、区が対象、年1回）

- ・開始年：平成 24（2012）年度から。
- ・目的：
 - －区によって対応件数にばらつきがあるため、各区が自分たちで行った虐待対応をふりかえる機会を設定している。実際に虐待対応を行った区の対応を、他の区も参加して、専門職からの助言を受け、自分の区をイメージしながら学んでいる。
 - －国手引きでは深刻な事例に関して、自分達で事例検証会議をするようにと書かれているが、実際には、自分たち（区）で検証会議を行うのは難しい。
- ・事例の選定：各区から市に対して提出することとなっている障害者虐待相談受理簿に記載されている事例や、市や専門相談（後述）に寄せられた事例を中心に、市が事例を抽出して、当該事例対応区に対して検証会議での報告を依頼している。
（例：関係機関が多くケースに関わった事例、分離保護を行って養護者からクレームを言われている事例、事実確認調査で情報収集が難しい事例等。）
- ・参加者の感想
 - －区：自分たちが関わっている事例と同様の事例の話を知ることができて、参考になった。
 - －障がい者基幹相談支援センター：事例によって関わる／関わらない場合があるため、どのような事例で自分たちが関わるか、虐待対応における自分たちの役割を理解できた。等

※専門相談（地域福祉課）：大阪弁護士会と大阪社会福祉士会と契約をして、各区に出向いて助言をしていただく。地域福祉課はオブザーバーとして参加。

- ・開始年：平成 24（2012）年度から。
- ・目的：各区における支援困難ケース等に対して、より適切な対応を行うことが可能となるよう、支援の方法や判断を行うポイント等について、専門的見地からの助言を得る。
- ・頻度：月 1 回程度
- ・相談が寄せられる事例：今の状況で分離保護できるか。虐待の判断が正しかったのか等。

③その他

(特になし)

(3) 課題

(特になし)

3-2-2. 千葉県

(1) 障害者虐待に関する庁内の体制、連携状況等

(担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無等)

■障害者虐待担当部署

- ・ 障害福祉事業課：身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者の施設指導・施設整備・在宅福祉・地域生活支援
上記のなかに虐待防止対策班が置かれ、主に3名で虐待対応を担っている。

(2) 市町村支援を行ううえで重視していること

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

■市町村間の関係構築、情報交換を重視

- ・ 研修では、市町村の実際の対応に沿ったもの、困りごとの解決を重視してテーマ設定している。そのため、県が前面に出て一方通行の講義だけで終わらせるのではなく、市町村間でお互いに質問したり、教え合ったりできるような関係づくりを重視している。

■市町村による施設従事者虐待の対応力の向上

- ・ 当県では、養護者虐待と同様、施設従事者虐待対応も、基本的に支給決定自治体による対応を基本としている。それは、現場で事実確認した職員が改善の必要性や内容を一番理解していると考えため。また、利用者のことを理解しているのも支給決定自治体と考えているため。こうした考えに基づき、県としては、虐待の任意の指導や、改善計画の提出依頼も市町村の役割としている（障害者総合支援法や社会福祉法に基づく権限行使は除く）。
- ・ そのため、県に相談があった場合、以下の対応を行っている。
 - －他市町村の類似の対応について情報提供している。
 - －令和4(2022)年1月、国手引きをベースとした県の虐待対応手引きを改定し、複数自治体に関係する施設従事者虐待の場合の対応を整理（後述）。

②研修等

■市町村等行政職員対象（主に実務担当者を対象、年3～5回を予定）

- ・ 1回目：障害者虐待防止法やフロー図の理解等
- ・ 2回目：国の伝達研修
- ・ 3回目：障害者虐待対応状況調査の結果報告

③その他

■国手引きをベースとした県の虐待対応手引きを作成（改訂）、市町村に配布

- ・ 令和4(2022)年1月、国手引きをベースとした県の虐待対応手引きを作成（改定）、市町村に配布予定。
- ・ 市町村から、複数自治体に関係する施設従事者虐待の場合、どの自治体を中心にすればいいのかという声を多く寄せられていたので、その整理を行ったのが、今回の改訂のポイントといえる。

- ・ 県の手引きを最初に作成したのは令和 2（2020）年度。よくある質問への回答を整理したというつくりになっている。

■ 中核地域生活支援センターによる市町村支援の仕組みを活用（健康福祉指導課）

- ・ 当県では、対象者横断的な施策展開を図る健康福祉千葉方式を推進している。その一環として、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護等の機能を併せもち、24 時間 365 日体制で行う「中核地域生活支援センター」を、健康福祉センターの所管区域ごとに設置している。
- ・ 市町村支援の取組としては、市町村からの緊急相談に応じていただいたり、夜間、休日でも対応できることをいかして、市町村単独では難しい部分にかかわっていただいている。

(3) 課題

■ 対応経験の少ない自治体の判断はグレーの部分がある

- ・ 県としては、グレーの事例も虐待として対応するように伝えている。
- ・ 対応件数の少ない自治体は、県としては心理的虐待と思われる事例でも「そのようなことが虐待に該当するのか。普通のことだと思う。」と言われることがある。
- ・ 幸い、令和 2（2020）年 10 月に改定された国手引きで虐待の類型を広めていただいたので、そのページを見せて「こういうことも虐待に該当しますよ」とお伝えして、「それに対応してみます」と返していただける場合もあるが、最終的にはわからない。

■ 対象別、圏域別研修の実施

- ・ 虐待対応は経験を積まないと難しいため、自治体による対応差が大きいのは仕方ないことと受け止めている。そのため、地域別、圏域別での研修の実施を通じて、積極的に取り組んでいる自治体に質問ができるような関係づくりができるとよいと考えている。

■ 都道府県を超える自治体との関係構築

- ・ 先日、他県の方から質問を受けてお話する機会があった。都道府県レベル、市町村レベルで、都道府県を超える自治体と情報交換できるような関係ができるといいと感じている。各自治体にとってそのような相手が多いと、自分たちの取組を振り返ったり、見直したりする機会を増やせると思う。

3-2-3. 大阪府

【留意事項：「障害」の「害」の平仮名表記について】

大阪府では「障害」の「害」を平仮名表記していることから、本報告書でも大阪府が用いている部署（機関）名、事業名等について平仮名表記をする。一方、法律、引用等については「害」を用いている。

(1) 障がい者虐待に関する庁内の体制、連携状況等

(担当部署の分担、人員体制、障害者虐待に関する保健福祉専門職の配置の有無等)

■障がい虐待担当部署

- ・ 障がい福祉室障がい福祉企画課：障害者虐待防止に関する企画・調整、養護者虐待を行う市町村の後方支援
使用者虐待
- ・ 障がい福祉室生活基盤推進課：施設従事者虐待
- ・ 保健福祉専門職の配置：各課に各2名ずつ社会福祉士等が配属されている。

(2) 市町村支援を行ううえで重視していること

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

■虐待対応にあたっての府の方針の明確化、道筋を提示する

- ・ 市町村から相談を受けた際、客観的な判断と問題解決に向けた対応の重要性という観点から、情報収集や支援方針の検討等を行うよう助言している。
- ・ 当府としては、市町村向け、住民向け、事業所向けと多くの資料の作成、配布、公表を行っている。特に、市町村向けに様式やレビューシートの提供を通じて、情報収集と虐待発生に関する背景の理解、そして進捗管理による支援の実施という道筋を提示していると考えている。

■さまざまな機会や手段を活用した、市町村が抱える困りごとの把握、当府の方針の伝達

- ・ 虐待防止や対応について、市町村からこれでよかったのかと悩まれる声を多く聞いている。その悩みを共有し、解消するための場の提供が、都道府県の役割と考えている。なかでも、虐待防止ネットワークについて、市町村間でばらつきがみられるため、ネットワークの強化を通じて虐待の未然防止、早期発見につなげたいと考えている。
- ・ 上記した当府の方針は、研修や虐待防止推進部会（後述）等、さまざまな機会を活用して市町村に伝えている。
- ・ 当部会では、管内市町村に対し、順番にオブザーバーとしての出席を呼び掛けたり、各市町村の取組を報告いただき、各市町村の虐待対応の検討につなげてほしい旨を伝えている。
- ・ 他にも、自立支援給付支給事務等における市町村指導の実施の機会を利用して、障がい者虐待対応における市町村が抱える困りごとに関する意見交換とともに、対応状況を確認している。2年で管内全市町村を訪問するスケジュールである。
- ・ また、国の障害者虐待対応状況調査とは別に、管内市町村の障がい者虐待に関する体制や取組状況を把握するための府独自の調査を3年に1回実施している。

■市町村ごとの個別の状況に応じた働きかけ

- 管内全市町村のなかでも、相談・通報件数が少なかったり、研修に不参加の市町村がある。そのため、今年度の研修等に際して、改めて市町村ごとの個別の相談に応じることを伝えたところ、市町村の問い合わせ件数が、昨年度比で倍増した。

②研修等

■市町村・虐待防止センター職員コース（基礎研修・現任研修）

- 基礎研修（新任者向け：書面開催）
 - 講義：障害者虐待防止法に基づく対応等について、弁護士、大阪労働局等による講義資料を提供
 - 演習：養護者による虐待の事例を用いた初動期対応に関する個人ワークを実施
- 現任研修（管理職及び現任者向け）演習はオンライン会議システム(Zoom)
 - 講義：現任者向け研修は動画配信(YouTube)。職階に応じてより専門的な知識の習得を目標とする
 - 演習：従事者等による虐待の事例を用いた対応のグループワーク、虐待対応に関する意見交換を実施
- 管理職向け研修（補足）
 - 対象：課長級、課長補佐級
 - 内容：国の動向、障害者虐待防止法の理解、市町村の責務、虐待対応におけるリスクマネジメント、職員のバーンアウトへの配慮等。

<令和3年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取り組み>⁶

令和3年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取り組み		資料1
目的	主な取り組み内容	
1. 市町村の虐待対応力の向上	<p>①市町村職員向け虐待対応研修の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎研修（新任者向け：書面開催） 講義：障害者虐待防止法に基づく対応等について、弁護士、大阪労働局等による講義資料を提供 演習：養護者による虐待の事例を用いた初動期対応に関する個人ワークを実施 現任研修（管理職及び現任者向け）演習はオンライン会議システム(Zoom) 講義：現任者向け研修は動画配信(YouTube)。職階に応じてより専門的な知識の習得を目標とする 演習：従事者等による虐待の事例を用いた対応のグループワーク、虐待対応に関する意見交換を実施 <p>②障がい者虐待対応市町村検討会にて作成した研修テキストの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村/虐待防止センター職員が、障害者虐待防止法及び法に基づく対応等、基礎的知識や対応のポイントを事例を通じて学べるよう、平成30年度～令和2年度に自主的研修テキストを作成 ⇒研修等の機会を通じて積極的な活用を喚起 <p>③専門性強化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の虐待対応における困難事例について、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会より専門職を派遣し、助言及び情報提供を受ける ⇒令和3年度実績：2件 市町村独自契約の専門職派遣に同席：1件 <p>④自立支援給付支給事務等における市町村指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が障がい者虐待の対応を適切に行えるよう、市町村の課題等を把握し、必要な事務等手続きの周知徹底とともに、助言及び調整等を行う (府が策定する市町村指導実施計画に基づき、実地にて実施) ⇒令和3年度実績：10市3区 	
(1) 通報受理から終結に至るまでの虐待対応		
(2) 虐待の早期発見、未然防止		
(3) 虐待防止ネットワークの整備		
2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止	<p>⑤事業所職員向け虐待防止研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に管理者や責任者を対象とし、オンライン実施 講義：動画配信(YouTube) 演習：オンライン会議システム(Zoom) 弁護士、学識、団体関係者等に加え、平成28年度より民間施設長を府研修の講師として起用 <p>⑥事業所に対する実地指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 全事業者を対象とした集団指導・・・行政処分案の周知や虐待防止に関する講義等を実施 個々の事業者に対する計画的な実地指導・・・人権に関わる研修や虐待認定後の改善状況の確認 	

⁶ 「資料1 令和3年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取り組み」（令和4年2月21日、令和3年度第1回障がい者虐待防止推進部会、p.1）（https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1203/00421552/04_shiryoul.pdf）

③その他

■虐待防止推進部会を市町村による虐待対応の検証会議等の参考として位置づけ

- ・ 障害者虐待防止法施行前から、自立支援協議会等において、障がい者虐待に関する取組強化の検討を行っており、その流れを継続して現在に至っている。
- ・ 開催頻度：年1～2回。
- ・ 取り上げているテーマ：主に、当府で取り組んでいる障がい者虐待に関する取組状況や障害者虐待対応状況調査の結果報告、情報共有等。
- ・ 構成メンバー：司法関係者、福祉関係者、学識者、警察、当事者団体、当事者家族等。
- ・ 令和2（2020）年度から、当部会にて、実際に虐待対応や検証等を行った市町村に報告いただく場と位置付け、他の市町村にとっても学びの場としている。
 - －目的、背景：国手引きでも深刻な事例に関して、自分達で事例検証をするようにと書かれているため、他の自治体の取組を参考に、検証を進める自治体が増えたら、と考えている。また、それまでは単純な都道府県からの報告の場だったことに違和感を持ち、当部会で検討することはなにかを再検討した結果、このような取組を導入した。
 - －根拠：障害者虐待防止法第39条に基づき、都道府県の責務である連携協力体制の整備を図る。
 - －この部会で報告を依頼している内容：虐待件数の実績や傾向等といった表面的なものではない。他の自治体でも同じように悩むと思われる事例や取組みの報告を依頼している（具体的な対応と、悩んだ場面、なぜそのような判断をしたのか、反省点、今後の取組の方針等）。
 - －対象：養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待すべてである。
 - －事務局としての準備：事前に、全委員を対象に、この報告の意義を説明している。けっして市町村の対応を糾弾するものではないこと。今後管内で同じことが起こることがないように努めるが、起こった場合を想定し、府全域で虐待防止の取組を進めるための共有の機会とすること等。

■弁護士会、社会福祉士会による専門職チーム派遣による、虐待対応力強化の支援⁷

- ・ 大阪弁護士会、大阪社会福祉士会と契約し、市町村における障がい者虐待対応を検討する場に、弁護士、社会福祉士の専門職チームを派遣し、より適切な助言等を行う事業を実施。
- ・ 大阪府でも派遣調整を行っているが、専門職チームと独自に契約している市町村もある。後者の独自契約市町村の対応検討の場に、当府の同席を調整することもある。
- ・ 専門職チームに依頼がなされるタイミングはさまざま。コアメンバー会議後の情報収集に関する内容や役割分担、自分達が行った対応や終結の判断が適切だったかの相談、繰り返し発生する事案への対応に関する相談等。
- ・ 当府でこれまでに集約している市町村の困りごとに関する内容だけでは参考になる事例を提供できないこともあるため、専門職チームに直接相談することが、市町村にとって有効な面もあると考えている。

⁷ 前掲6 p.6

■「障がい者虐待対応市町村検討会」による、市町村職員に向けた虐待対応テキストの作成⁸、配布

- ・ 背景：障害者虐待防止法施行前から、自立支援協議会等のなかで、虐待対応の基本の理解と徹底が必要という問題意識があり、形をかえながら、市町村の参画も得ながら取組を進めている。
- ・ 経過：
 - －平成 28（2016）～平成 29（2017）年度：参画市町村による虐待対応最終事例の検証を実施。その結果、府内全市町村による自主的な虐待対応力向上のためのツールが必要ということを確認する。
 - －平成 30（2018）～令和 2（2020）年度：市町村職員に向けた虐待対応テキストの作成。
 - －養護者・施設従事者等・使用者、それぞれの虐待対応における研修テキストを全3編構成として完成。管内市町村へ配布し、積極的な活用等を研修等の機会を通じて呼びかけている。

＜令和3年度 大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み＞

専門性強化事業

◆障がい者虐待の対応に悩む市町村障がい者虐待担当課に対し、府は弁護士、社会福祉士の専門職チームを派遣し、市町村の虐待対応方針検討の場において、対応のポイントや組織決定に関する助言、情報提供を受けることができる

事業概要

○府は大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約し、市町村における障がい者虐待対応のために、弁護士、社会福祉士の専門職チームの派遣事業を実施
 ○障がい者虐待対応を検討する場に、弁護士・社会福祉士の専門職チームを派遣し、より適切な対応の検討を行う
 ○支援の方法や判断のポイント等について、専門的視点からの助言及び情報提供を得ることが目的

派遣の流れ

- ①府障がい者権利擁護センターへ連絡
- ②府へ専門相談依頼書に相談内容等を記入して送付
- ③日程調整後、府より弁護士会、社会福祉士会へ依頼
- ④担当の弁護士、社会福祉士が決定、府から市町村へ報告
- ⑤派遣の実施
- ⑥終了後、府へ会議録（概要）を提出

※大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約していない市町村が対象（詳細は大阪府障がい者虐待対応マニュアル参照）

実施後市町村より

- ◎情報の整理ができ、不足している情報は何かわかった
- ◎ケースの全体像を把握し、客観視することができた
- ◎虐待認定の法的根拠を確認することができた
- ◎組織決定した対応方針の見直し、共有ができた
- ◎最終に向けての道筋が整理できた
- ◎判断や対応のポイント、ノウハウの蓄積につながった

そんな時は

専門職派遣活用を検討を!!

問合せ先

大阪府 福祉部 障がい福祉室
障がい福祉企画課 権利擁護グループ
電話:06-6944-6271

市町村だけで悩まず、気軽にご相談ください。

障がい者虐待対応市町村検討会 <実績>

◆政令2市及び府域の各圏域から1市町村ずつに参画を依頼し、大阪府を事務局として構成
 ◆市町村における虐待対応力向上と虐待防止の取組推進のため、年度ごとにテーマを制定し運営

事業経過

■平成28～29年度
市町村における虐待対応最終事例の検証を実施

【成果】参画市の虐待対応力向上
 【課題】検証で得た内容の全市町村への還元
 ⇒府全域の市町村が自主的に対応力向上に取り組むための研修ツールが必要!!

■平成30～令和2年度
市町村職員に向けた虐待対応テキストの作成


参画市町村での対応事例、ポイント等を研修テキストにまとめる

【成果】平成30年度：養護者による虐待
 令和元年度：施設従事者等による虐待
 令和2年度：使用者による虐待

平成30～令和2年度 3か年の成果

■養護者・施設従事者等・使用者、それぞれの虐待対応における研修テキストを全3編構成として完成
 ⇒府内全市町村へ研修テキストを周知し、対応力向上に向けて積極的な活用を呼びかけるとともに、市町村職員向け研修等において研修テキストの具体的な活用方法を伝達するなど検討中

府が作成した研修テキスト



※活用してください!!
 <市町村職員向け現任研修スライドより>

市町村の声

- ◎虐待対応のノウハウを積み上げたい
- ◎他の市町村の虐待対応、取組を知りたい
- ◎活用できる地域資源等を共有したい

※R2年度体制整備調査や研修、市町村指導等の他、個別問合せ時に聞き取り

⇒市町村担当者間の意見交換の場づくりを継続

⁸ 前掲6 p.6、p.7

3-2-4. 埼玉北地区自立支援協議会（埼玉北地区基幹相談支援センター）

（1）対象としている圏域の概要

- ・ 3市2町：総人口241,511人（R3.4.1）
（蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町）

（2）法人・事業所概要

- ・ 受託法人：埼玉北地区基幹相談支援センター共同企業体（社会福祉法人みぬま福祉会・社会福祉法人じりつ・社会福祉法人平野の里）
- ・ 受託内容：基幹相談支援センター事業、自立支援協議会事務局、市町村虐待防止センター、地域生活支援拠点事業
- ・ 平成30（2018）年度に3市2町の広域型の基幹相談支援センター創設にあたり、自立支援協議会の事務局機能を基幹相談支援センターに位置付けた。

（3）市町村支援を行ううえで重視していること

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

■市町村行政が虐待対応の責任者であることの意識付け

- ・ 基幹相談支援センターは、虐待防止センターの業務を担っているので、実質的に事例をマネジメントしているといえるが、市町村行政が、「専門性がないから」と言って丸投げすることがないよう、「虐待対応や支給決定自治体としての責任者は市町村」、「周囲の事業者はサポート」という共通の認識を意識付けている。

■ほんの些細な事柄に気付ける感覚の醸成や、違和感を口に出せる関係性、地域づくり

- ・ 行政や相談支援事業所の職員を対象にスーパービジョン研修を行っているが、行政職員から寄せられる相談事例は、虐待以前の日常的な関わりのなかでの迷いや困り事が多いと感じる（ご本人の希望が明確に表出されない、家族との関係がうまくいかない等）。
- ・ こうした相談を通して、ほんの些細な事柄に気付ける感覚を養ったり、違和感をもったことを口に出せる関係性をつくっておくことが、地域全体のスキルアップにつながると考えている。

②研修等

■行政職員、相談支援事業所職員向け新任研修

- ・ 開始年：平成 30（2018）年度から。
- ・ 新任の行政職員、相談支援事業所職員を対象に虐待相談の窓口対応研修を実施。
- ・ 内容：グループワークを用いて通報受理とアセスメントの方法を学ぶ演習を実施。
- ・ 毎年、各市町が持ち回りで研修の企画を担当している。自分で企画、実施することで、より事例概要や対応の重要性を理解できる。
- ・ 昨年度、新型コロナの影響により研修自体を中止したところ、その年の新任職員はいきなり実践を踏むことになり、苦労することになった。

■自立支援協議会運営会議での各市町からの虐待相談ケースの報告（月 1 回）

- ・ 開始年：平成 30（2018）年度から。
- ・ 毎月、各市町に寄せられた虐待相談ケースを報告し、意見交換を行っている。
- ・ 自立支援協議会を設置当初、各市町の虐待の状況については、一律に「ない」という回答であった。話を聞いてみると、緊急搬送されるような事例や、たった一度の通報で通報受理票が埋まるような事例を「虐待」と認識していることがわかった。
- ・ 毎月報告を行うことで、虐待対応の重要性の理解が深まった。
- ・ こうした取組を継続することで、事例が蓄積されて、次の動きをシミュレーションできるようになり、相談スキルの向上につながった。

③その他

■地域生活支援拠点等としてのサービス事業所も含めたネットワークづくり

- ・ 基幹相談支援センターは相談支援事業所を中心としたネットワークづくりの調整役を担っているが、地域生活支援拠点が加わると、サービス事業所も含めた重層的なネットワークを構築できるようになる。
- ・ 日常的に入所施設の状況を把握している拠点のコーディネーターが関わることで、緊急的な虐待対応にも応じられるし、地域としての支援の厚みが増した。

(3) 課題

■人事異動を前提とした研修の組み立てや実施

- ・ どんなに研修を重ね、小さい事例を埋もれさせない感覚を培ったとしても、行政職員は人事異動があるそのため、毎年、定例的な研修を行うことの重要性を感じる。

3-2-5. 半田市障がい者相談支援センター（圏域アドバイザー・基幹相談支援センター）

【留意事項：「障害」の「害」の平仮名表記について】

当該機関では「障害」の「害」を平仮名表記していることから、本報告書でも当該機関が用いている部署（機関）名、事業名等について平仮名表記をする。一方、法律、引用等については「害」を用いている。

（1）対象としている圏域の概要

- ・ 圏域アドバイザー 知多半島 5 市 5 町：総人口 633,867 人（R2.3.31）⁹
（半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町）
- ・ 基幹相談支援センター 半田市（119,238 人）（R3.3.31）

（2）法人・事業所概要

- ・ 受託法人：半田市社会福祉協議会
- ・ 受託内容：障害者相談支援事業、基幹型相談支援センター事業
- ・ 平成 20（2008）年度～障がい者相談支援センターを受託、平成 24（2012）年度～基幹型相談支援事業所を受託。
- ・ 令和 2（2020）年度から圏域アドバイザー事業を受託。

（3）市町村支援を行ううえで重視していること

①虐待対応の目的の理解、虐待対応体制、虐待対応における工夫等

■ 5 市 5 町の虐待対応のばらつき解消

- ・ 圏域アドバイザーとして関わって、自治体間の虐待対応のばらつきの大きさを痛感していたため、対応の底上げ、標準化を図りたいと考えている。
- ・ 良い方に変化する自治体は、よいやり方を学び、真似をして取り入れたり、変化に対応できる柔軟性があること。行政職員と基幹相談支援センターと一緒に研修に参加すること。特に問題と感じた場面は以下。

相談窓口で虐待ではないと判断してしまうこと

「相談者や通報者が虐待と言わないし、よくある家族内のもめごとだよ」と窓口で処理されていた。

虐待の判断の場面（何を根拠に、支援方針）

コアメンバー会議（受理会議）を開催していない。担当職員とその上司だけで、立ち話でのコアメンバー会議（受理会議）を行っている。

虐待対応のモニタリング体制（誰がいつまでモニタリングするか）、虐待対応終了の判断（何を根拠に、誰に引き継ぐか）

記録もメモ程度、誰がいつまでモニタリングするか、何を根拠に誰に引き継ぐか等支援方針や支援計画を立てられていなかった。

⁹ 「令和 2 年版知多半島の統計」より (<http://www.city.tokoname.aichi.jp/shisei/guide/1001281/1001296/1005242.html>)

■管理職が入った虐待有無の判断への協力

- ・ 半田市では課長も同席できる 8 : 30 から会議（コアメンバー会議（受理会議）、虐待対応判断会議）を実施している。大事なことは明確な方針を立てること、最終決断できる人が参加すること。加えて、基幹相談支援センター（伴走車）が一緒にいる。担当職員の前で方針が決められてその方針に則って対応しているため、職員も 1 人で対応しているという感覚にならない。

②研修等

■知多圏域アドバイザー主催「虐待防止研修」の実施

- ・ 開始年：令和 2（2020）年度から。
- ・ 目的：5 市 5 町の虐待対応のばらつき解消。虐待対応力の底上げ。
- ・ 対象：5 市 5 町の行政職員、基幹相談支援センター職員
- ・ 研修内容：事例を提示し、各自治体でどのような判断や対応をするか、行政職員と基幹相談支援センター職員とで考え、講師から助言を得る。
特に課題が大きいと考えられる内容、場面は以下。
ア. 相談窓口で虐待ではないと判断してしまうこと
イ. 虐待の判断の場面（何を根拠に、支援方針）
ウ. 虐待対応のモニタリング体制（誰がいつまでモニタリングするか）、虐待対応終結の判断（何を根拠に、誰に引き継ぐか）

□ア. 相談窓口で虐待ではないと判断してしまうこと

- ・ 研修で指摘したところ、翌年度から相談件数が増加し、記録に残せるようになった。

□イ. 虐待の判断の場面（何を根拠に、支援方針）

- ・ 必ず管理職が参加する会議（受理会議、判断会議）を実施する自治体の取組を紹介し、真似てみた自治体は会議の出席者、会議の位置付け、記録の必要性、モニタリングの意味を理解できるようになる。

□ウ. 虐待対応のモニタリング体制（誰がいつまでモニタリングするか）、虐待対応終結の判断（何を根拠に、誰に引き継ぐか）

- ・ 定期的な状況把握、そのための記録様式やルールの整備、相談支援事業所に対するモニタリングの協力依頼と再発防止時の対応の指示ができていて、虐待対応終結の判断も可能となる。



③その他

■計画的な進行管理、地域資源への協力依頼、地域住民への意識啓発

- ・ 2、3か月に 1 回、半田市では、現在虐待対応をしているケースのモニタリングを実施することをルール化した。
- ・ また、家の中で起こっている虐待に気付く、通報につなげていただくことを目的に、平成 29（2017）年度、住民向けの研修を開始した。
- ・ いずれも、チームや地域で障害者を支えるという観点で取組を進めている。

(3) 課題

(特になし)



参 考 资 料

参考資料 1 障害者虐待の都道府県別経年比較

1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較

1-1 養護者による障害者虐待

(1) 「相談通報件数（繰越件数含む）」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「養護者による障害者虐待」を対象に、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 ヶ年の「相談・通報件数（繰越件数含む）」と「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数（繰越件数含む）」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1) + 昨年度からの繰越件数
 ②: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数(表9-2)

	①相談・通報件数＋繰越件数							②虐待判断事例件数							②/①						
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値	
北海道	333	286	300	350	484	1,753	350.6	70	78	84	51	47	330	66.0	21%	27%	28%	15%	10%	19%	☆
青森県	30	45	45	27	42	189	37.8	9	10	20	7	14	60	12.0	30%	22%	44%	26%	33%	32%	
岩手県	16	16	10	21	41	104	20.8	4	6	2	4	10	26	5.2	25%	38%	20%	19%	24%	25%	
宮城県	54	47	91	110	136	438	87.6	25	18	28	53	66	190	38.0	46%	38%	31%	48%	49%	43%	
秋田県	20	17	33	21	18	109	21.8	5	11	9	8	3	36	7.2	25%	65%	27%	38%	17%	33%	
山形県	27	22	34	22	30	135	27.0	8	9	13	9	10	49	9.8	30%	41%	38%	41%	33%	36%	
福島県	65	70	40	60	91	326	65.2	27	29	16	29	42	143	28.6	42%	41%	40%	48%	46%	44%	※
茨城県	61	54	60	71	67	313	62.6	19	16	12	21	22	90	18.0	31%	30%	20%	30%	33%	29%	
栃木県	25	35	26	37	40	163	32.6	11	16	11	15	20	73	14.6	44%	46%	42%	41%	50%	45%	※
群馬県	45	54	65	49	47	260	52.0	9	14	15	12	14	64	12.8	20%	26%	23%	24%	30%	25%	☆
埼玉県	201	191	246	269	332	1,239	247.8	91	69	76	85	88	409	81.8	45%	36%	31%	32%	27%	33%	
千葉県	229	290	288	297	312	1,416	283.2	92	133	109	110	105	549	109.8	40%	46%	38%	37%	34%	33%	
東京都	317	352	353	355	374	1,751	350.2	101	106	84	117	119	527	105.4	32%	30%	24%	33%	32%	30%	
神奈川県	206	173	180	222	198	979	195.8	99	93	100	97	80	469	93.8	48%	54%	56%	44%	40%	48%	※
新潟県	78	100	124	147	157	606	121.2	28	39	38	28	52	185	37.0	36%	39%	31%	19%	33%	31%	
富山県	37	36	34	52	40	199	39.8	14	13	8	18	19	72	14.4	38%	36%	24%	35%	48%	36%	
石川県	50	43	40	59	102	294	58.8	19	17	13	26	33	108	21.6	38%	40%	33%	44%	32%	37%	
福井県	28	26	34	58	38	184	36.8	9	7	14	16	7	53	10.6	32%	27%	41%	28%	18%	29%	
山梨県	22	19	22	32	39	134	26.8	9	6	5	11	12	43	8.6	41%	32%	23%	34%	31%	32%	
長野県	75	79	90	94	106	444	88.8	21	36	33	44	35	169	33.8	28%	46%	37%	47%	33%	38%	
岐阜県	31	31	40	62	45	209	41.8	10	6	12	15	10	53	10.6	32%	19%	30%	24%	22%	25%	
静岡県	91	98	108	129	99	525	105.0	29	34	54	55	33	205	41.0	32%	35%	50%	43%	33%	39%	
愛知県	303	346	424	455	475	2,003	400.6	113	147	181	119	147	707	141.4	37%	42%	43%	26%	31%	35%	
三重県	64	55	70	58	65	312	62.4	22	20	26	23	25	116	23.2	34%	36%	37%	40%	38%	37%	
滋賀県	125	147	150	153	163	738	147.6	69	72	71	65	67	344	68.8	55%	49%	47%	42%	41%	47%	※
京都府	56	63	68	84	142	413	82.6	35	40	36	40	72	223	44.6	63%	63%	53%	48%	51%	54%	※
大阪府	909	1,011	1,221	1,242	1,424	5,807	1,161.4	201	188	166	188	194	937	187.4	22%	19%	14%	15%	14%	16%	☆
兵庫県	187	180	234	249	429	1,279	255.8	48	55	83	72	101	359	71.8	26%	31%	35%	29%	24%	28%	
奈良県	46	34	35	39	41	195	39.0	16	16	10	13	16	71	14.2	35%	47%	29%	33%	39%	36%	
和歌山県	28	31	32	31	40	162	32.4	13	10	10	10	15	58	11.6	46%	32%	31%	32%	38%	36%	
鳥取県	22	21	34	34	26	137	27.4	13	6	6	13	8	46	9.2	59%	29%	18%	38%	31%	34%	
島根県	26	34	36	26	40	162	32.4	14	12	10	8	10	54	10.8	54%	35%	28%	31%	25%	33%	
岡山県	58	50	63	99	125	395	79.0	23	19	12	36	47	137	27.4	40%	38%	19%	36%	38%	35%	
広島県	94	95	95	123	110	517	103.4	21	23	26	28	31	129	25.8	22%	24%	27%	23%	28%	25%	
山口県	64	34	51	27	33	209	41.8	11	10	20	8	9	58	11.6	17%	29%	39%	30%	27%	28%	
徳島県	33	9	20	13	23	98	19.6	9	3	4	3	7	26	5.2	27%	33%	20%	23%	30%	27%	
香川県	52	68	80	49	35	284	56.8	18	15	25	13	8	79	15.8	35%	22%	31%	27%	23%	28%	
愛媛県	64	46	49	35	22	216	43.2	28	24	17	6	9	84	16.8	44%	52%	35%	17%	41%	39%	
高知県	30	22	21	26	20	119	23.8	6	4	8	4	5	27	5.4	20%	18%	38%	15%	25%	23%	☆
福岡県	203	131	158	172	153	817	163.4	51	38	42	42	31	204	40.8	25%	29%	27%	24%	20%	25%	
佐賀県	45	22	52	22	31	172	34.4	17	8	9	9	12	55	11.0	38%	36%	17%	41%	39%	32%	
長崎県	41	30	39	66	57	233	46.6	27	8	10	25	28	98	19.6	66%	27%	26%	38%	49%	42%	
熊本県	61	54	35	63	95	308	61.6	24	16	14	15	12	81	16.2	39%	30%	40%	24%	13%	26%	
大分県	34	31	45	48	57	215	43.0	5	5	2	4	5	21	4.2	15%	16%	4%	8%	9%	10%	☆
宮崎県	51	41	64	39	58	253	50.6	15	13	20	10	8	66	13.2	29%	32%	31%	26%	14%	26%	☆
鹿児島県	21	32	21	43	71	188	37.6	5	10	7	20	22	64	12.8	24%	31%	33%	47%	31%	34%	
沖縄県	78	75	83	124	106	466	93.2	25	29	41	50	38	183	36.6	32%	39%	49%	40%	36%	39%	
合計	4,736	4,746	5,443	5,864	6,679	27,468	5,493.6	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	8,130	1,626.0	32%	33%	30%	28%	26%	30%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

(2) 「相談通報件数（繰越件数含む）」と「虐待判断事例件数」、「人口（10万人）比」の整理

・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数（繰越件数含む）」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数（繰越件数含む）」に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数（繰越件数含む）」、「虐待判断件数」を都道府県別に整理。（※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の平成29年1月1日時点～令和3年1月1日時点までの5ヶ年の平均値）

	【再掲】			③人口※ (10万人) 5ヶ年平均値 (H28～R02)	人口(10万人)比		人口 データ (10万人)	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 平均値 (H28～ R02)
	①相談・通報 件数+繰越件数 5ヶ年平均値 (H28～R02)	②虐待判断 事例件数 5ヶ年平均値 (H28～R02)	②/①		①/③	②/③		平成29年 1月1日 時点	平成30年 1月1日 時点	平成31年 1月1日 時点	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	
北海道	350.6	66.0	19%	☆	53.0	6.6	※	1.2					53.0
青森県	37.8	12.0	32%		12.9	2.9		0.9					12.9
岩手県	20.8	5.2	25%		12.5	1.7	☆	0.4	☆				12.5
宮城県	87.6	38.0	43%		23.0	3.8		1.7					23.0
秋田県	21.8	7.2	33%		10.0	2.2		0.7					10.0
山形県	27.0	9.8	36%		10.9	2.5		0.9					10.9
福島県	65.2	28.6	44%	※	19.0	3.4		1.5					19.0
茨城県	62.6	18.0	29%		29.4	2.1	☆	0.6	☆				29.4
栃木県	32.6	14.6	45%	※	19.7	1.7	☆	0.7					19.7
群馬県	52.0	12.8	25%	☆	19.8	2.6		0.6	☆				19.8
埼玉県	247.8	81.8	33%		73.7	3.4		1.1					73.7
千葉県	283.2	109.8	39%		63.1	4.5		1.7					63.1
東京都	350.2	105.4	30%		137.2	2.6		0.8					137.2
神奈川県	195.8	93.8	48%	※	91.9	2.1	☆	1.0					91.9
新潟県	121.2	37.0	31%		22.6	5.4		1.6					22.6
富山県	39.8	14.4	36%		10.6	3.7		1.4					10.6
石川県	58.8	21.6	37%		11.4	5.1		1.9	※				11.4
福井県	36.8	10.6	29%		7.9	4.7		1.3					7.9
山梨県	26.8	8.6	32%		8.3	3.2		1.0					8.3
長野県	88.8	33.8	38%		21.0	4.2		1.6					21.0
岐阜県	41.8	10.6	25%		20.4	2.0	☆	0.5	☆				20.4
静岡県	105.0	41.0	39%		37.2	2.8		1.1					37.2
愛知県	400.6	141.4	35%		75.6	5.3		1.9	※				75.6
三重県	62.4	23.2	37%		18.2	3.4		1.3					18.2
滋賀県	147.6	68.8	47%	※	14.2	10.4	※	4.8	※				14.2
京都府	82.6	44.6	54%	※	25.5	3.2		1.7					25.5
大阪府	1,161.4	187.4	16%	☆	88.5	13.1	※	2.1	※				88.5
兵庫県	255.8	71.8	28%		55.7	4.6		1.3					55.7
奈良県	39.0	14.2	36%		13.6	2.9		1.0					13.6
和歌山県	32.4	11.6	36%		9.6	3.4		1.2					9.6
鳥取県	27.4	9.2	34%		5.7	4.8		1.6					5.7
島根県	32.4	10.8	33%		6.9	4.7		1.6					6.9
岡山県	79.0	27.4	35%		19.1	4.1		1.4					19.1
広島県	103.4	25.8	25%		28.4	3.6		0.9					28.4
山口県	41.8	11.6	28%		13.8	3.0		0.8					13.8
徳島県	19.6	5.2	27%		7.5	2.6		0.7					7.5
香川県	56.8	15.8	28%		9.9	5.8	※	1.6					9.9
愛媛県	43.2	16.8	39%		13.8	3.1		1.2					13.8
高知県	23.8	5.4	23%	☆	7.2	3.3		0.8					7.2
福岡県	163.4	40.8	25%		51.3	3.2		0.8					51.3
佐賀県	34.4	11.0	32%		8.3	4.2		1.3					8.3
長崎県	46.6	19.6	42%		13.6	3.4		1.4					13.6
熊本県	61.6	16.2	26%		17.8	3.5		0.9					17.8
大分県	43.0	4.2	10%	☆	11.6	3.7		0.4	☆				11.6
宮崎県	50.6	13.2	26%		11.0	4.6		1.2					11.0
鹿児島県	37.6	12.8	34%		16.4	2.3		0.8					16.4
沖縄県	93.2	36.6	39%		14.8	6.3	※	2.5	※				14.8
合計	5,493.6	1,626.0	30%		1,273.7	4.3		1.3					1,273.7

凡例 上位5位 ※ 上位5位 ※
下位5位 ☆ 下位5位 ☆

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 「相談通報件数（繰越件数・監査等での判明事例含む）」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を対象に、平成28年度から令和2年度までの5ヶ年の「相談・通報件数（繰越件数・監査等での判明事例含む）」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数（繰越件数・監査等での判明事例含む）」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)
 + 昨年度からの繰越件数+監査・実地指導等により判明した事例

②：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数(表44-2)

	①相談・通報件数+繰越件数+監査等での判明事例							②虐待判断事例件数							②/①					
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値
北海道	127	131	119	124	111	612	122.4	23	12	20	27	24	106	21.2	18%	9%	17%	22%	22%	17%
青森県	28	29	30	27	34	148	29.6	2	3	10	10	16	41	8.2	7%	10%	33%	37%	47%	28% ※
岩手県	10	8	10	7	6	41	8.2	0	1	6	0	2	9	1.8	0%	13%	60%	0%	33%	22%
宮城県	23	26	31	74	56	210	42.0	3	5	3	6	8	25	5.0	13%	19%	10%	8%	14%	12% ☆
秋田県	8	4	6	26	27	71	14.2	1	1	0	10	5	17	3.4	13%	25%	0%	38%	19%	24%
山形県	11	7	7	14	13	52	10.4	1	1	3	5	3	13	2.6	9%	14%	43%	36%	23%	25%
福島県	17	15	14	17	17	80	16.0	2	6	5	8	2	23	4.6	12%	40%	36%	47%	12%	29% ※
茨城県	21	34	22	26	34	137	27.4	2	3	0	1	11	17	3.4	10%	9%	0%	4%	32%	12% ☆
栃木県	25	22	20	40	40	147	29.4	6	2	7	15	7	37	7.4	24%	9%	35%	38%	18%	25%
群馬県	27	43	49	57	54	230	46.0	7	5	14	12	8	46	9.2	26%	12%	29%	21%	15%	20%
埼玉県	100	127	133	121	126	607	121.4	25	30	30	22	32	139	27.8	25%	24%	23%	18%	25%	23%
千葉県	135	164	186	154	141	780	156.0	30	36	33	34	40	173	34.6	22%	22%	18%	22%	28%	22%
東京都	171	232	286	279	315	1,283	256.6	21	25	45	37	58	186	37.2	12%	11%	16%	13%	18%	14%
神奈川県	110	113	121	133	171	648	129.6	26	32	25	32	44	159	31.8	24%	28%	21%	24%	26%	25%
新潟県	18	16	22	34	28	118	23.6	4	1	4	7	3	19	3.8	22%	6%	18%	21%	11%	16%
富山県	12	18	24	16	18	88	17.6	0	5	4	2	1	12	2.4	0%	28%	17%	13%	6%	14%
石川県	24	39	26	39	17	145	29.0	4	3	5	7	7	26	5.2	17%	8%	19%	18%	41%	18%
福井県	25	21	23	25	28	122	24.4	8	5	5	5	13	36	7.2	32%	24%	22%	20%	46%	30% ※
山梨県	22	12	17	21	31	103	20.6	2	1	3	2	7	15	3.0	9%	8%	18%	10%	23%	15%
長野県	55	64	60	65	53	297	59.4	6	17	15	7	12	57	11.4	11%	27%	25%	11%	23%	19%
岐阜県	29	33	42	35	30	169	33.8	0	3	4	1	5	13	2.6	0%	9%	10%	3%	17%	8% ☆
静岡県	46	39	46	59	60	250	50.0	12	13	11	8	13	57	11.4	26%	33%	24%	14%	22%	23%
愛知県	105	108	158	154	200	725	145.0	31	32	48	23	51	185	37.0	30%	30%	30%	15%	26%	26%
三重県	41	43	80	75	54	293	58.6	3	12	21	19	18	73	14.6	7%	28%	26%	25%	33%	25%
滋賀県	49	52	61	83	61	306	61.2	5	11	21	16	14	67	13.4	10%	21%	34%	19%	23%	22%
京都府	42	63	65	37	58	265	53.0	10	7	18	5	13	53	10.6	24%	11%	28%	14%	22%	20%
大阪府	254	275	282	338	344	1,493	298.6	53	59	61	76	70	319	63.8	21%	21%	22%	22%	20%	21%
兵庫県	126	117	139	121	126	629	125.8	17	31	40	25	28	141	28.2	13%	26%	29%	21%	22%	22%
奈良県	27	22	34	39	26	148	29.6	1	6	7	10	9	33	6.6	4%	27%	21%	26%	35%	22%
和歌山県	14	6	15	12	22	69	13.8	0	1	4	0	4	9	1.8	0%	17%	27%	0%	18%	13%
鳥取県	19	24	18	32	27	120	24.0	3	4	2	2	5	16	3.2	16%	17%	11%	6%	19%	13%
島根県	15	15	18	19	27	94	18.8	3	4	8	3	7	25	5.0	20%	27%	44%	16%	26%	27%
岡山県	28	26	34	30	43	161	32.2	7	5	5	2	3	22	4.4	25%	19%	15%	7%	7%	14%
広島県	50	34	36	39	31	190	38.0	13	8	5	4	6	36	7.2	26%	24%	14%	10%	19%	19%
山口県	36	41	39	31	31	178	35.6	8	4	6	4	7	29	5.8	22%	10%	15%	13%	23%	16%
徳島県	12	21	8	15	17	73	14.6	0	4	2	3	8	17	3.4	0%	19%	25%	20%	47%	23%
香川県	19	35	38	46	46	184	36.8	5	6	6	1	4	22	4.4	26%	17%	16%	2%	9%	12% ☆
愛媛県	9	20	16	16	14	75	15.0	3	5	5	3	2	18	3.6	33%	25%	31%	19%	14%	24%
高知県	33	18	24	10	11	96	19.2	7	5	7	1	1	21	4.2	21%	28%	29%	10%	9%	22%
福岡県	80	106	88	98	112	484	96.8	8	14	17	14	15	68	13.6	10%	13%	19%	14%	13%	14%
佐賀県	18	17	21	19	14	89	17.8	2	1	6	2	2	13	2.6	11%	6%	29%	11%	14%	15%
長崎県	29	36	48	48	38	199	39.8	5	8	16	18	11	58	11.6	17%	22%	33%	38%	29%	29% ※
熊本県	32	47	50	41	46	216	43.2	6	12	12	7	12	49	9.8	19%	26%	24%	17%	26%	23%
大分県	39	26	38	27	42	172	34.4	5	1	5	3	4	18	3.6	13%	4%	13%	11%	10%	10% ☆
宮崎県	24	27	42	52	23	168	33.6	10	5	6	27	2	50	10.0	42%	19%	14%	52%	9%	30% ※
鹿児島県	34	29	31	31	60	185	37.0	5	6	4	7	11	33	6.6	15%	21%	13%	23%	18%	18%
沖縄県	25	37	28	47	42	179	35.8	6	3	8	14	4	35	7.0	24%	8%	29%	30%	10%	20%
合計	2,204	2,442	2,705	2,853	2,925	13,129	2,625.8	401	464	592	547	632	2,636	527.2	18%	19%	22%	19%	22%	20%

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

(2)「相談通報件数(繰越件数・監査等での判明事例含む)」と「虐待判断事例件数」、「人口(10万人)比」の整理

・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数(繰越件数・監査等での判明事例含む)」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数(繰越件数・監査等での判明事例含む)に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数(繰越件数・監査等での判明事例含む)」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の平成29年1月1日時点～令和3年1月1日時点までの5ヶ年の平均値(前頁と同じ))

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比	
	①相談・通報件数+繰越件数+監査等での判明事例	②虐待判断事例件数	②/①		①/③	②/③
北海道	122.4	21.2	17%	53.0	2.3	0.4
青森県	29.6	8.2	28%	12.9	2.3	0.6
岩手県	8.2	1.8	22%	12.5	0.7	0.1
宮城県	42.0	5.0	12%	23.0	1.8	0.2
秋田県	14.2	3.4	24%	10.0	1.4	0.3
山形県	10.4	2.6	25%	10.9	1.0	0.2
福島県	16.0	4.6	29%	19.0	0.8	0.2
茨城県	27.4	3.4	12%	29.4	0.9	0.1
栃木県	29.4	7.4	25%	19.7	1.5	0.4
群馬県	46.0	9.2	20%	19.8	2.3	0.5
埼玉県	121.4	27.8	23%	73.7	1.6	0.4
千葉県	156.0	34.6	22%	63.1	2.5	0.5
東京都	256.6	37.2	14%	137.2	1.9	0.3
神奈川県	129.6	31.8	25%	91.9	1.4	0.3
新潟県	23.6	3.8	16%	22.6	1.0	0.2
富山県	17.6	2.4	14%	10.6	1.7	0.2
石川県	29.0	5.2	18%	11.4	2.5	0.5
福井県	24.4	7.2	30%	7.9	3.1	0.9
山梨県	20.6	3.0	15%	8.3	2.5	0.4
長野県	59.4	11.4	19%	21.0	2.8	0.5
岐阜県	33.8	2.6	8%	20.4	1.7	0.1
静岡県	50.0	11.4	23%	37.2	1.3	0.3
愛知県	145.0	37.0	26%	75.6	1.9	0.5
三重県	58.6	14.6	25%	18.2	3.2	0.8
滋賀県	61.2	13.4	22%	14.2	4.3	0.9
京都府	53.0	10.6	20%	25.5	2.1	0.4
大阪府	298.6	63.8	21%	88.5	3.4	0.7
兵庫県	125.8	28.2	22%	55.7	2.3	0.5
奈良県	29.6	6.6	22%	13.6	2.2	0.5
和歌山県	13.8	1.8	13%	9.6	1.4	0.2
鳥取県	24.0	3.2	13%	5.7	4.2	0.6
島根県	18.8	5.0	27%	6.9	2.7	0.7
岡山県	32.2	4.4	14%	19.1	1.7	0.2
広島県	38.0	7.2	19%	28.4	1.3	0.3
山口県	35.6	5.8	16%	13.8	2.6	0.4
徳島県	14.6	3.4	23%	7.5	1.9	0.5
香川県	36.8	4.4	12%	9.9	3.7	0.4
愛媛県	15.0	3.6	24%	13.8	1.1	0.3
高知県	19.2	4.2	22%	7.2	2.7	0.6
福岡県	96.8	13.6	14%	51.3	1.9	0.3
佐賀県	17.8	2.6	15%	8.3	2.1	0.3
長崎県	39.8	11.6	29%	13.6	2.9	0.8
熊本県	43.2	9.8	23%	17.8	2.4	0.6
大分県	34.4	3.6	10%	11.6	3.0	0.3
宮崎県	33.6	10.0	30%	11.0	3.0	0.9
鹿児島県	37.0	6.6	18%	16.4	2.3	0.4
沖縄県	35.8	7.0	20%	14.8	2.4	0.5
合計	2,625.8	527.2	20%	1,273.7	2.1	0.4

凡例 上位5位 ※ 下位5位 ☆

人口データ (10万人)	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値 (H28~R02)
	平成29年 1月1日 時点	平成30年 1月1日 時点	平成31年 1月1日 時点	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	
北海道	53.7	53.4	53.0	52.7	52.3	53.0
青森県	13.2	13.1	12.9	12.8	12.6	12.9
岩手県	12.8	12.6	12.5	12.4	12.2	12.5
宮城県	23.2	23.1	23.0	22.9	22.8	23.0
秋田県	10.3	10.2	10.0	9.9	9.7	10.0
山形県	11.2	11.1	11.0	10.8	10.7	10.9
福島県	19.4	19.2	19.0	18.8	18.6	19.0
茨城県	29.6	29.5	29.4	29.2	29.1	29.4
栃木県	19.9	19.9	19.8	19.7	19.6	19.7
群馬県	20.0	19.9	19.8	19.7	19.6	19.8
埼玉県	73.4	73.6	73.8	73.9	73.9	73.7
千葉県	62.8	63.0	63.1	63.2	63.2	63.1
東京都	135.3	136.4	137.4	138.3	138.4	137.2
神奈川県	91.6	91.7	91.9	92.1	92.2	91.9
新潟県	23.0	22.8	22.6	22.4	22.1	22.6
富山県	10.7	10.7	10.6	10.6	10.5	10.6
石川県	11.5	11.5	11.5	11.4	11.3	11.4
福井県	7.9	7.9	7.9	7.8	7.7	7.9
山梨県	8.4	8.4	8.3	8.3	8.2	8.3
長野県	21.3	21.1	21.0	20.9	20.7	21.0
岐阜県	20.7	20.5	20.4	20.3	20.2	20.4
静岡県	37.6	37.4	37.3	37.1	36.9	37.2
愛知県	75.3	75.5	75.7	75.8	75.6	75.6
三重県	18.4	18.3	18.2	18.1	18.0	18.2
滋賀県	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2
京都府	25.7	25.6	25.6	25.5	25.3	25.5
大阪府	88.6	88.6	88.5	88.5	88.4	88.5
兵庫県	56.1	55.9	55.7	55.5	55.2	55.7
奈良県	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.6
和歌山県	9.8	9.8	9.6	9.5	9.4	9.6
鳥取県	5.8	5.7	5.7	5.6	5.6	5.7
島根県	7.0	6.9	6.9	6.8	6.7	6.9
岡山県	19.3	19.2	19.1	19.0	18.9	19.1
広島県	28.6	28.5	28.4	28.3	28.1	28.4
山口県	14.1	14.0	13.8	13.7	13.6	13.8
徳島県	7.6	7.6	7.5	7.4	7.4	7.5
香川県	10.0	9.9	9.9	9.8	9.7	9.9
愛媛県	14.1	13.9	13.8	13.7	13.6	13.8
高知県	7.3	7.3	7.2	7.1	7.0	7.2
福岡県	51.3	51.3	51.3	51.3	51.2	51.3
佐賀県	8.4	8.3	8.3	8.2	8.2	8.3
長崎県	13.9	13.8	13.7	13.5	13.4	13.6
熊本県	18.0	17.9	17.8	17.7	17.6	17.8
大分県	11.8	11.7	11.6	11.5	11.4	11.6
宮崎県	11.2	11.1	11.0	11.0	10.9	11.0
鹿児島県	16.7	16.6	16.4	16.3	16.2	16.4
沖縄県	14.7	14.7	14.8	14.8	14.9	14.8
合計	1,279.1	1,277.1	1,274.4	1,271.4	1,266.5	1,273.7

出典:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）

2-1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表5）

（1）事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：【事実確認の実施状況（表5）】養護者虐待における対象事例の合計（相談・通報件数＋昨年度からの繰越件数）

②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数＋繰越件数							②事実確認調査件数							②/①					
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値
北海道	333	286	300	350	484	1,753	350.6	282	240	272	311	431	1,536	307.2	85%	84%	91%	89%	89%	88%
青森県	30	45	45	27	42	189	37.8	23	33	36	21	39	152	30.4	77%	73%	80%	78%	93%	80%
岩手県	16	16	10	21	41	104	20.8	12	14	9	15	36	86	17.2	75%	88%	90%	71%	88%	83%
宮城県	54	47	91	110	136	438	87.6	48	42	85	91	113	379	75.8	89%	89%	93%	83%	83%	87%
秋田県	20	17	33	21	18	109	21.8	18	13	23	14	12	80	16.0	90%	76%	70%	67%	67%	73%
山形県	27	22	34	22	30	135	27.0	24	21	28	19	28	120	24.0	89%	95%	82%	86%	93%	89%
福島県	65	70	40	60	91	326	65.2	59	67	38	58	87	309	61.8	91%	96%	95%	97%	96%	95%
茨城県	61	54	60	71	67	313	62.6	50	37	44	44	58	233	46.6	82%	69%	73%	62%	87%	74%
栃木県	25	35	26	37	40	163	32.6	25	34	25	35	37	156	31.2	100%	97%	96%	95%	93%	96%
群馬県	45	54	65	49	47	260	52.0	37	38	49	37	39	200	40.0	82%	70%	75%	76%	83%	77%
埼玉県	201	191	246	269	332	1,239	247.8	182	172	218	224	294	1,090	218.0	91%	90%	89%	83%	89%	88%
千葉県	229	290	288	297	312	1,416	283.2	190	230	231	242	257	1,150	230.0	83%	79%	80%	81%	82%	81%
東京都	317	352	353	355	374	1,751	350.2	261	298	288	286	312	1,445	289.0	82%	85%	82%	81%	83%	83%
神奈川県	206	173	180	222	198	979	195.8	173	158	175	204	170	880	176.0	84%	91%	97%	92%	86%	90%
新潟県	78	100	124	147	157	606	121.2	72	95	118	123	143	551	110.2	92%	95%	95%	84%	91%	91%
富山県	37	36	34	52	40	199	39.8	29	27	22	42	34	154	30.8	78%	75%	65%	81%	85%	77%
石川県	50	43	40	59	102	294	58.8	46	40	38	57	99	280	56.0	92%	93%	95%	97%	97%	95%
福井県	28	26	34	58	38	184	36.8	26	26	34	53	30	169	33.8	93%	100%	100%	91%	79%	92%
山梨県	22	19	22	32	39	134	26.8	20	18	12	24	32	106	21.2	91%	95%	55%	75%	82%	79%
長野県	75	79	90	94	106	444	88.8	64	73	72	88	93	390	78.0	85%	92%	80%	94%	88%	88%
岐阜県	31	31	40	62	45	209	41.8	27	23	36	53	40	179	35.8	87%	74%	90%	85%	89%	86%
静岡県	91	98	108	129	99	525	105.0	83	83	98	120	92	476	95.2	91%	85%	91%	93%	93%	91%
愛知県	303	346	424	455	475	2,003	400.6	276	310	358	391	321	1,656	331.2	91%	90%	84%	86%	68%	83%
三重県	64	55	70	58	65	312	62.4	57	52	63	50	58	280	56.0	89%	95%	90%	86%	89%	90%
滋賀県	125	147	150	153	163	738	147.6	119	138	145	123	130	655	131.0	95%	94%	97%	80%	80%	89%
京都府	56	63	68	84	142	413	82.6	52	57	61	80	127	377	75.4	93%	90%	90%	95%	89%	91%
大阪府	909	1,011	1,221	1,242	1,424	5,807	1,161.4	623	695	1,033	1,102	1,309	4,762	952.4	69%	69%	85%	89%	92%	82%
兵庫県	187	180	234	249	429	1,279	255.8	148	147	210	198	309	1,012	202.4	79%	82%	90%	80%	72%	79%
奈良県	46	34	35	39	41	195	39.0	39	30	31	35	34	169	33.8	85%	88%	89%	90%	83%	87%
和歌山県	28	31	32	31	40	162	32.4	23	25	29	29	38	144	28.8	82%	81%	91%	94%	95%	89%
鳥取県	22	21	34	34	26	137	27.4	20	19	30	29	24	122	24.4	91%	90%	88%	85%	92%	89%
島根県	26	34	36	26	40	162	32.4	21	29	29	24	30	133	26.6	81%	85%	81%	92%	75%	82%
岡山県	58	50	63	99	125	395	79.0	39	45	39	90	112	325	65.0	67%	90%	62%	91%	90%	82%
広島県	94	95	95	123	110	517	103.4	78	75	86	101	79	419	83.8	83%	79%	91%	82%	72%	81%
山口県	64	34	51	27	33	209	41.8	51	33	45	27	26	182	36.4	80%	97%	88%	100%	79%	87%
徳島県	33	9	20	13	23	98	19.6	26	8	17	11	19	81	16.2	79%	89%	85%	85%	83%	83%
香川県	52	68	80	49	35	284	56.8	38	58	66	46	33	241	48.2	73%	85%	83%	94%	94%	85%
愛媛県	64	46	49	35	22	216	43.2	50	40	43	26	20	179	35.8	78%	87%	88%	74%	91%	83%
高知県	30	22	21	26	20	119	23.8	25	21	19	15	19	99	19.8	83%	95%	90%	58%	95%	83%
福岡県	203	131	158	172	153	817	163.4	136	114	144	151	122	667	133.4	67%	87%	91%	88%	80%	82%
佐賀県	45	22	52	22	31	172	34.4	43	21	50	20	25	159	31.8	96%	95%	96%	91%	81%	92%
長崎県	41	30	39	66	57	233	46.6	36	26	29	57	50	198	39.6	88%	87%	74%	86%	88%	85%
熊本県	61	54	35	63	95	308	61.6	43	38	25	42	79	227	45.4	70%	70%	71%	67%	83%	74%
大分県	34	31	45	48	57	215	43.0	14	13	13	19	44	103	20.6	41%	42%	29%	40%	77%	48%
宮崎県	51	41	64	39	58	253	50.6	43	36	56	35	42	212	42.4	84%	88%	88%	90%	72%	84%
鹿児島県	21	32	21	43	71	188	37.6	21	29	20	37	65	172	34.4	100%	91%	95%	86%	92%	91%
沖縄県	78	75	83	124	106	466	93.2	76	69	75	103	96	419	83.8	97%	92%	90%	83%	91%	90%
合計	4,736	4,746	5,443	5,864	6,679	27,468	5,493.6	3,848	3,910	4,667	5,002	5,687	23,114	4,622.8	81%	82%	86%	85%	85%	84%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①:【事実確認の実施状況(表5)】養護者虐待における対象事例の合計(相談・通報件数+昨年度からの繰越件数)
 ②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数+繰越件数							②立入調査以外の方法での事実確認調査件数							②/①					
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値
北海道	333	286	300	350	484	1,753	350.6	279	229	266	309	422	1,505	301.0	84%	80%	89%	88%	87%	86%
青森県	30	45	45	27	42	189	37.8	23	30	36	19	38	146	29.2	77%	67%	80%	70%	90%	77%
岩手県	16	16	10	21	41	104	20.8	12	13	9	12	36	82	16.4	75%	81%	90%	57%	88%	79%
宮城県	54	47	91	110	136	438	87.6	47	40	82	87	112	368	73.6	87%	85%	90%	79%	82%	84%
秋田県	20	17	33	21	18	109	21.8	17	12	22	14	12	77	15.4	85%	71%	67%	67%	67%	71% ☆
山形県	27	22	34	22	30	135	27.0	24	21	28	19	26	118	23.6	89%	95%	82%	86%	87%	87%
福島県	65	70	40	60	91	326	65.2	56	67	30	53	83	289	57.8	86%	96%	75%	88%	91%	89%
茨城県	61	54	60	71	67	313	62.6	49	35	40	41	53	218	43.6	80%	65%	67%	58%	79%	70% ☆
栃木県	25	35	26	37	40	163	32.6	20	26	22	31	37	136	27.2	80%	74%	85%	84%	93%	83%
群馬県	45	54	65	49	47	260	52.0	37	38	49	36	39	199	39.8	82%	70%	75%	73%	83%	77%
埼玉県	201	191	246	269	332	1,239	247.8	161	163	211	219	287	1,041	208.2	80%	85%	86%	81%	86%	84%
千葉県	229	290	288	297	312	1,416	283.2	182	227	229	241	247	1,126	225.2	79%	78%	80%	81%	79%	80%
東京都	317	352	353	355	374	1,751	350.2	256	293	280	276	308	1,413	282.6	81%	83%	79%	78%	82%	81%
神奈川県	206	173	180	222	198	979	195.8	171	155	175	203	169	873	174.6	83%	90%	97%	91%	85%	89% ※
新潟県	78	100	124	147	157	606	121.2	71	93	118	122	142	546	109.2	91%	93%	95%	83%	90%	90% ※
富山県	37	36	34	52	40	199	39.8	29	24	22	42	34	151	30.2	78%	67%	65%	81%	85%	76%
石川県	50	43	40	59	102	294	58.8	46	37	29	50	99	261	52.2	92%	86%	73%	85%	97%	89%
福井県	28	26	34	58	38	184	36.8	26	26	31	50	30	163	32.6	93%	100%	91%	86%	79%	89%
山梨県	22	19	22	32	39	134	26.8	20	18	10	24	28	100	20.0	91%	95%	45%	75%	72%	75% ☆
長野県	75	79	90	94	106	444	88.8	64	72	67	81	92	376	75.2	85%	91%	74%	86%	87%	85%
岐阜県	31	31	40	62	45	209	41.8	24	23	34	46	39	166	33.2	77%	74%	85%	74%	87%	79%
静岡県	91	98	108	129	99	525	105.0	82	83	97	119	92	473	94.6	90%	85%	90%	92%	93%	90% ※
愛知県	303	346	424	455	475	2,003	400.6	269	298	346	389	319	1,621	324.2	89%	86%	82%	85%	67%	81%
三重県	64	55	70	58	65	312	62.4	56	52	53	49	57	267	53.4	88%	95%	76%	84%	88%	86%
滋賀県	125	147	150	153	163	738	147.6	119	138	145	123	130	655	131.0	95%	94%	97%	80%	80%	89%
京都府	56	63	68	84	142	413	82.6	52	57	61	75	125	370	74.0	93%	90%	90%	89%	88%	90% ※
大阪府	909	1,011	1,221	1,242	1,424	5,807	1,161.4	621	693	1,033	1,099	1,307	4,753	950.6	68%	69%	85%	88%	92%	82%
兵庫県	187	180	234	249	429	1,279	255.8	148	142	208	194	309	1,001	200.2	79%	79%	89%	78%	72%	78%
奈良県	46	34	35	39	41	195	39.0	34	22	31	34	32	153	30.6	74%	65%	89%	87%	78%	78%
和歌山県	28	31	32	31	40	162	32.4	22	25	27	27	37	138	27.6	79%	81%	84%	87%	93%	85%
鳥取県	22	21	34	34	26	137	27.4	17	18	28	24	23	110	22.0	77%	86%	82%	71%	88%	80%
島根県	26	34	36	26	40	162	32.4	21	29	27	23	29	129	25.8	81%	85%	75%	88%	73%	80%
岡山県	58	50	63	99	125	395	79.0	39	45	38	89	112	323	64.6	67%	90%	60%	90%	90%	82%
広島県	94	95	95	123	110	517	103.4	76	74	86	101	78	415	83.0	81%	78%	91%	82%	71%	80%
山口県	64	34	51	27	33	209	41.8	51	33	45	27	26	182	36.4	80%	97%	88%	100%	79%	87%
徳島県	33	9	20	13	23	98	19.6	24	8	17	11	17	77	15.4	73%	89%	85%	85%	74%	79%
香川県	52	68	80	49	35	284	56.8	37	57	66	45	31	236	47.2	71%	84%	83%	92%	89%	83%
愛媛県	64	46	49	35	22	216	43.2	50	39	41	26	20	176	35.2	78%	85%	84%	74%	91%	81%
高知県	30	22	21	26	20	119	23.8	25	21	19	14	19	98	19.6	83%	95%	90%	54%	95%	82%
福岡県	203	131	158	172	153	817	163.4	134	114	143	147	120	658	131.6	66%	87%	91%	85%	78%	81%
佐賀県	45	22	52	22	31	172	34.4	43	21	50	20	25	159	31.8	96%	95%	96%	91%	81%	92% ※
長崎県	41	30	39	66	57	233	46.6	34	26	28	56	50	194	38.8	83%	87%	72%	85%	88%	83%
熊本県	61	54	35	63	95	308	61.6	43	37	24	38	74	216	43.2	70%	69%	69%	60%	78%	70% ☆
大分県	34	31	45	48	57	215	43.0	14	13	13	18	43	101	20.2	41%	42%	29%	38%	75%	47% ☆
宮崎県	51	41	64	39	58	253	50.6	43	36	54	35	40	208	41.6	84%	88%	84%	90%	69%	82%
鹿児島県	21	32	21	43	71	188	37.6	21	28	18	36	63	166	33.2	100%	88%	86%	84%	89%	88%
沖縄県	78	75	83	124	106	466	93.2	75	62	70	96	96	399	79.8	96%	83%	84%	77%	91%	86%
合計	4,736	4,746	5,443	5,864	6,679	27,468	5,493.6	3,764	3,813	4,558	4,890	5,607	22,632	4,526.4	79%	80%	84%	83%	84%	82%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

ア-1. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①:【事実確認の実施状況(表5)】養護者虐待における対象事例の合計(相談・通報件数+昨年度からの繰越件数)
 ②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査により事実確認を行った事例

	①相談・通報件数+繰越件数							②訪問調査による事実確認件数							②/①						
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値	
北海道	333	286	300	350	484	1,753	350.6	51	84	67	84	53	339	67.8	15%	29%	22%	24%	11%	19%	☆
青森県	30	45	45	27	42	189	37.8	19	16	31	14	27	107	21.4	63%	36%	69%	52%	64%	57%	
岩手県	16	16	10	21	41	104	20.8	7	8	7	4	13	39	7.8	44%	50%	70%	19%	32%	38%	
宮城県	54	47	91	110	136	438	87.6	29	23	34	26	42	154	30.8	54%	49%	37%	24%	31%	35%	
秋田県	20	17	33	21	18	109	21.8	11	6	6	5	7	35	7.0	55%	35%	18%	24%	39%	32%	
山形県	27	22	34	22	30	135	27.0	9	12	16	12	15	64	12.8	33%	55%	47%	55%	50%	47%	
福島県	65	70	40	60	91	326	65.2	34	38	22	40	50	184	36.8	52%	54%	55%	67%	55%	56%	
茨城県	61	54	60	71	67	313	62.6	24	23	31	21	22	121	24.2	39%	43%	52%	30%	33%	39%	
栃木県	25	35	26	37	40	163	32.6	14	17	13	26	23	93	18.6	56%	49%	50%	70%	58%	57%	
群馬県	45	54	65	49	47	260	52.0	25	23	29	26	22	125	25.0	56%	43%	45%	53%	47%	48%	
埼玉県	201	191	246	269	332	1,239	247.8	100	89	127	96	116	528	105.6	50%	47%	52%	36%	35%	43%	
千葉県	229	290	288	297	312	1,416	283.2	116	118	135	165	166	700	140.0	51%	41%	47%	56%	53%	49%	
東京都	317	352	353	355	374	1,751	350.2	140	147	162	149	176	774	154.8	44%	42%	46%	42%	47%	44%	
神奈川県	206	173	180	222	198	979	195.8	82	78	106	108	62	436	87.2	40%	45%	59%	49%	31%	45%	
新潟県	78	100	124	147	157	606	121.2	46	44	87	65	97	339	67.8	59%	44%	70%	44%	62%	56%	
富山県	37	36	34	52	40	199	39.8	17	14	13	24	24	92	18.4	46%	39%	38%	46%	60%	46%	
石川県	50	43	40	59	102	294	58.8	36	26	13	32	59	166	33.2	72%	60%	33%	54%	58%	56%	
福井県	28	26	34	58	38	184	36.8	18	18	24	39	24	123	24.6	64%	69%	71%	67%	63%	67%	※
山梨県	22	19	22	32	39	134	26.8	15	10	7	17	17	66	13.2	68%	53%	32%	53%	44%	49%	
長野県	75	79	90	94	106	444	88.8	35	49	52	63	66	265	53.0	47%	62%	58%	67%	62%	60%	
岐阜県	31	31	40	62	45	209	41.8	14	8	12	22	20	76	15.2	45%	26%	30%	35%	44%	36%	
静岡県	91	98	108	129	99	525	105.0	51	50	67	66	55	289	57.8	56%	51%	62%	51%	56%	55%	
愛知県	303	346	424	455	475	2,003	400.6	136	144	212	197	161	850	170.0	45%	42%	50%	43%	34%	42%	
三重県	64	55	70	58	65	312	62.4	48	40	41	30	42	201	40.2	75%	73%	59%	52%	65%	64%	※
滋賀県	125	147	150	153	163	738	147.6	101	105	109	99	90	504	100.8	81%	71%	73%	65%	55%	68%	※
京都府	56	63	68	84	142	413	82.6	33	35	33	48	82	231	46.2	59%	56%	49%	57%	58%	56%	
大阪府	909	1,011	1,221	1,242	1,424	5,807	1,161.4	380	278	345	334	278	1,615	323.0	42%	27%	28%	27%	20%	28%	☆
兵庫県	187	180	234	249	429	1,279	255.8	97	90	117	109	157	570	114.0	52%	50%	50%	44%	37%	45%	
奈良県	46	34	35	39	41	195	39.0	15	10	12	15	14	66	13.2	33%	29%	34%	38%	34%	34%	
和歌山県	28	31	32	31	40	162	32.4	15	18	7	12	16	68	13.6	54%	58%	22%	39%	40%	42%	
鳥取県	22	21	34	34	26	137	27.4	9	12	19	14	13	67	13.4	41%	57%	56%	41%	50%	49%	
島根県	26	34	36	26	40	162	32.4	11	19	19	18	10	77	15.4	42%	56%	53%	69%	25%	48%	
岡山県	58	50	63	99	125	395	79.0	17	16	11	42	39	125	25.0	29%	32%	17%	42%	31%	32%	☆
広島県	94	95	95	123	110	517	103.4	41	24	42	52	28	187	37.4	44%	25%	44%	42%	25%	36%	
山口県	64	34	51	27	33	209	41.8	30	23	28	15	14	110	22.0	47%	68%	55%	56%	42%	53%	
徳島県	33	9	20	13	23	98	19.6	13	2	10	4	10	39	7.8	39%	22%	50%	31%	43%	40%	
香川県	52	68	80	49	35	284	56.8	29	39	55	35	22	180	36.0	56%	57%	69%	71%	63%	63%	※
愛媛県	64	46	49	35	22	216	43.2	35	25	20	15	14	109	21.8	55%	54%	41%	43%	64%	50%	
高知県	30	22	21	26	20	119	23.8	17	16	17	10	12	72	14.4	57%	73%	81%	38%	60%	61%	
福岡県	203	131	158	172	153	817	163.4	85	58	75	103	66	387	77.4	42%	44%	47%	60%	43%	47%	
佐賀県	45	22	52	22	31	172	34.4	30	13	30	9	15	97	19.4	67%	59%	58%	41%	48%	56%	
長崎県	41	30	39	66	57	233	46.6	29	17	17	42	34	139	27.8	71%	57%	44%	64%	60%	60%	
熊本県	61	54	35	63	95	308	61.6	30	25	13	20	10	98	19.6	49%	46%	37%	32%	11%	32%	☆
大分県	34	31	45	48	57	215	43.0	7	5	6	4	13	35	7.0	21%	16%	13%	8%	23%	16%	☆
宮崎県	51	41	64	39	58	253	50.6	36	35	42	24	20	157	31.4	71%	85%	66%	62%	34%	62%	※
鹿児島県	21	32	21	43	71	188	37.6	13	14	9	23	18	77	15.4	62%	44%	43%	53%	25%	41%	
沖縄県	78	75	83	124	106	466	93.2	48	41	39	46	55	229	45.8	62%	55%	47%	37%	52%	49%	
合計	4,736	4,746	5,443	5,864	6,679	27,468	5,493.6	2,198	2,005	2,389	2,424	2,389	11,405	2,281.0	46%	42%	44%	41%	36%	42%	

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

ア-2. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで
 事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①:【事実確認の実施状況(表5)】養護者虐待における対象事例の合計(相談・通報件数+昨年度からの繰越件数)
 ②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみ
 で事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数+繰越件数							②情報収集のみでの事実確認件数							②/①						
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 平均値	
北海道	333	286	300	350	484	1,753	350.6	228	145	199	225	369	1,166	233.2	68%	51%	66%	64%	76%	67%	※
青森県	30	45	45	27	42	189	37.8	4	14	5	5	11	39	7.8	13%	31%	11%	19%	26%	21%	☆
岩手県	16	16	10	21	41	104	20.8	5	5	2	8	23	43	8.6	31%	31%	20%	38%	56%	41%	
宮城県	54	47	91	110	136	438	87.6	18	17	48	61	70	214	42.8	33%	36%	53%	55%	51%	49%	※
秋田県	20	17	33	21	18	109	21.8	6	6	16	9	5	42	8.4	30%	35%	48%	43%	28%	39%	
山形県	27	22	34	22	30	135	27.0	15	9	12	7	11	54	10.8	56%	41%	35%	32%	37%	40%	
福島県	65	70	40	60	91	326	65.2	22	29	8	13	33	105	21.0	34%	41%	20%	22%	36%	32%	
茨城県	61	54	60	71	67	313	62.6	25	12	9	20	31	97	19.4	41%	22%	15%	28%	46%	31%	
栃木県	25	35	26	37	40	163	32.6	6	9	9	5	14	43	8.6	24%	26%	35%	14%	35%	26%	
群馬県	45	54	65	49	47	260	52.0	12	15	20	10	17	74	14.8	27%	28%	31%	20%	36%	28%	
埼玉県	201	191	246	269	332	1,239	247.8	61	74	84	123	171	513	102.6	30%	39%	34%	46%	52%	41%	
千葉県	229	290	288	297	312	1,416	283.2	66	109	94	76	81	426	85.2	29%	38%	33%	26%	26%	30%	
東京都	317	352	353	355	374	1,751	350.2	116	146	118	127	132	639	127.8	37%	41%	33%	36%	35%	36%	
神奈川県	206	173	180	222	198	979	195.8	89	77	69	95	107	437	87.4	43%	45%	38%	43%	54%	45%	
新潟県	78	100	124	147	157	606	121.2	25	49	31	57	45	207	41.4	32%	49%	25%	39%	29%	34%	
富山県	37	36	34	52	40	199	39.8	12	10	9	18	10	59	11.8	32%	28%	26%	35%	25%	30%	
石川県	50	43	40	59	102	294	58.8	10	11	16	18	40	95	19.0	20%	26%	40%	31%	39%	32%	
福井県	28	26	34	58	38	184	36.8	8	8	7	11	6	40	8.0	29%	31%	21%	19%	16%	22%	
山梨県	22	19	22	32	39	134	26.8	5	8	3	7	11	34	6.8	23%	42%	14%	22%	28%	25%	
長野県	75	79	90	94	106	444	88.8	29	23	15	18	26	111	22.2	39%	29%	17%	19%	25%	25%	
岐阜県	31	31	40	62	45	209	41.8	10	15	22	24	19	90	18.0	32%	48%	55%	39%	42%	43%	
静岡県	91	98	108	129	99	525	105.0	31	33	30	53	37	184	36.8	34%	34%	28%	41%	37%	35%	
愛知県	303	346	424	455	475	2,003	400.6	133	154	134	192	158	771	154.2	44%	45%	32%	42%	33%	38%	
三重県	64	55	70	58	65	312	62.4	8	12	12	19	15	66	13.2	13%	22%	17%	33%	23%	21%	☆
滋賀県	125	147	150	153	163	738	147.6	18	33	36	24	40	151	30.2	14%	22%	24%	16%	25%	20%	☆
京都府	56	63	68	84	142	413	82.6	19	22	28	27	43	139	27.8	34%	35%	41%	32%	30%	34%	
大阪府	909	1,011	1,221	1,242	1,424	5,807	1,161.4	241	415	688	765	1,029	3,138	627.6	27%	41%	56%	62%	72%	54%	※
兵庫県	187	180	234	249	429	1,279	255.8	51	52	91	85	152	431	86.2	27%	29%	39%	34%	35%	34%	
奈良県	46	34	35	39	41	195	39.0	19	12	19	19	18	87	17.4	41%	35%	54%	49%	44%	45%	
和歌山県	28	31	32	31	40	162	32.4	7	7	20	15	21	70	14.0	25%	23%	63%	48%	53%	43%	
鳥取県	22	21	34	34	26	137	27.4	8	6	9	10	10	43	8.6	36%	29%	26%	29%	38%	31%	
島根県	26	34	36	26	40	162	32.4	10	10	8	5	19	52	10.4	38%	29%	22%	19%	48%	32%	
岡山県	58	50	63	99	125	395	79.0	22	29	27	47	73	198	39.6	38%	58%	43%	47%	58%	50%	※
広島県	94	95	95	123	110	517	103.4	35	50	44	49	50	228	45.6	37%	53%	46%	40%	45%	44%	
山口県	64	34	51	27	33	209	41.8	21	10	17	12	12	72	14.4	33%	29%	33%	44%	36%	34%	
徳島県	33	9	20	13	23	98	19.6	11	6	7	7	7	38	7.6	33%	67%	35%	54%	30%	39%	
香川県	52	68	80	49	35	284	56.8	8	18	11	10	9	56	11.2	15%	26%	14%	20%	26%	20%	☆
愛媛県	64	46	49	35	22	216	43.2	15	14	21	11	6	67	13.4	23%	30%	43%	31%	27%	31%	
高知県	30	22	21	26	20	119	23.8	8	5	2	4	7	26	5.2	27%	23%	10%	15%	35%	22%	
福岡県	203	131	158	172	153	817	163.4	49	56	68	44	54	271	54.2	24%	43%	43%	26%	35%	33%	
佐賀県	45	22	52	22	31	172	34.4	13	8	20	11	10	62	12.4	29%	36%	38%	50%	32%	36%	
長崎県	41	30	39	66	57	233	46.6	5	9	11	14	16	55	11.0	12%	30%	28%	21%	28%	24%	
熊本県	61	54	35	63	95	308	61.6	13	12	11	18	64	118	23.6	21%	22%	31%	29%	67%	38%	
大分県	34	31	45	48	57	215	43.0	7	8	7	14	30	66	13.2	21%	26%	16%	29%	53%	31%	
宮崎県	51	41	64	39	58	253	50.6	7	1	12	11	20	51	10.2	14%	2%	19%	28%	34%	20%	☆
鹿児島県	21	32	21	43	71	188	37.6	8	14	9	13	45	89	17.8	38%	44%	43%	30%	63%	47%	※
沖縄県	78	75	83	124	106	466	93.2	27	21	31	50	41	170	34.0	35%	28%	37%	40%	39%	36%	
合計	4,736	4,746	5,443	5,864	6,679	27,468	5,493.6	1,566	1,808	2,169	2,466	3,218	11,227	2,245.4	33%	38%	40%	42%	48%	41%	

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

(2) 「事実確認調査を行っていない事例の状況（都道府県別）」

データ ①:【事実確認の実施状況(表5)】養護者虐待における対象事例の合計(相談・通報件数+昨年度からの繰越件数)
 ②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例*

	①相談・通報件数+繰越件数							②事実確認調査を行っていない件数*							②/①					
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 平均値
北海道	333	286	300	350	484	1,753	350.6	51	46	28	39	53	217	43.4	15%	16%	9%	11%	11%	12%
青森県	30	45	45	27	42	189	37.8	7	12	8	6	3	36	7.2	23%	27%	18%	22%	7%	19%
岩手県	16	16	10	21	41	104	20.8	4	2	1	6	5	18	3.6	25%	13%	10%	29%	12%	17%
宮城県	54	47	91	110	136	438	87.6	6	5	6	19	23	59	11.8	11%	11%	7%	17%	17%	13%
秋田県	20	17	33	21	18	109	21.8	2	4	10	7	6	29	5.8	10%	24%	30%	33%	33%	27%
山形県	27	22	34	22	30	135	27.0	3	1	6	3	2	15	3.0	11%	5%	18%	14%	7%	11%
福島県	65	70	40	60	91	326	65.2	6	3	2	2	4	17	3.4	9%	4%	5%	3%	4%	5%
茨城県	61	54	60	71	67	313	62.6	11	17	16	27	9	80	16.0	18%	31%	27%	38%	13%	26%
栃木県	25	35	26	37	40	163	32.6	0	1	0	2	3	6	1.2	0%	3%	0%	5%	8%	4%
群馬県	45	54	65	49	47	260	52.0	8	16	16	12	8	60	12.0	18%	30%	25%	24%	17%	23%
埼玉県	201	191	246	269	332	1,239	247.8	19	19	28	45	38	149	29.8	9%	10%	11%	17%	11%	12%
千葉県	229	290	288	297	312	1,416	283.2	39	60	57	55	55	266	53.2	17%	21%	20%	19%	18%	19%
東京都	317	352	353	355	374	1,751	350.2	56	54	65	69	62	306	61.2	18%	15%	18%	19%	17%	17%
神奈川県	206	173	180	222	198	979	195.8	33	15	8	18	28	102	20.4	16%	9%	4%	8%	14%	10%
新潟県	78	100	124	147	157	606	121.2	6	5	6	24	14	55	11.0	8%	5%	5%	16%	9%	9%
富山県	37	36	34	52	40	199	39.8	8	9	12	10	6	45	9.0	22%	25%	35%	19%	15%	23%
石川県	50	43	40	59	102	294	58.8	4	3	2	2	3	14	2.8	8%	7%	5%	3%	3%	5%
福井県	28	26	34	58	38	184	36.8	2	0	0	5	8	15	3.0	7%	0%	0%	9%	21%	8%
山梨県	22	19	22	32	39	134	26.8	2	1	10	8	7	28	5.6	9%	5%	45%	25%	18%	21%
長野県	75	79	90	94	106	444	88.8	11	6	17	6	13	53	10.6	15%	8%	19%	6%	12%	12%
岐阜県	31	31	40	62	45	209	41.8	4	8	4	9	5	30	6.0	13%	26%	10%	15%	11%	14%
静岡県	91	98	108	129	99	525	105.0	8	15	10	9	7	49	9.8	9%	15%	9%	7%	7%	9%
愛知県	303	346	424	455	475	2,003	400.6	27	36	66	64	154	347	69.4	9%	10%	16%	14%	32%	17%
三重県	64	55	70	58	65	312	62.4	7	3	7	8	7	32	6.4	11%	5%	10%	14%	11%	10%
滋賀県	125	147	150	153	163	738	147.6	6	9	5	30	33	83	16.6	5%	6%	3%	20%	20%	11%
京都府	56	63	68	84	142	413	82.6	4	6	7	4	15	36	7.2	7%	10%	10%	5%	11%	9%
大阪府	909	1,011	1,221	1,242	1,424	5,807	1,161.4	286	316	188	140	115	1,045	209.0	31%	31%	15%	11%	8%	18%
兵庫県	187	180	234	249	429	1,279	255.8	39	33	24	51	120	267	53.4	21%	18%	10%	20%	28%	21%
奈良県	46	34	35	39	41	195	39.0	7	4	4	4	7	26	5.2	15%	12%	11%	10%	17%	13%
和歌山県	28	31	32	31	40	162	32.4	5	6	3	2	2	18	3.6	18%	19%	9%	6%	5%	11%
鳥取県	22	21	34	34	26	137	27.4	2	2	4	5	2	15	3.0	9%	10%	12%	15%	8%	11%
島根県	26	34	36	26	40	162	32.4	5	5	7	2	10	29	5.8	19%	15%	19%	8%	25%	18%
岡山県	58	50	63	99	125	395	79.0	19	5	24	9	13	70	14.0	33%	10%	38%	9%	10%	18%
広島県	94	95	95	123	110	517	103.4	16	20	9	22	31	98	19.6	17%	21%	9%	18%	28%	19%
山口県	64	34	51	27	33	209	41.8	13	1	6	0	7	27	5.4	20%	3%	12%	0%	21%	13%
徳島県	33	9	20	13	23	98	19.6	7	1	3	2	4	17	3.4	21%	11%	15%	15%	17%	17%
香川県	52	68	80	49	35	284	56.8	14	10	14	3	2	43	8.6	27%	15%	18%	6%	6%	15%
愛媛県	64	46	49	35	22	216	43.2	14	6	6	9	2	37	7.4	22%	13%	12%	26%	9%	17%
高知県	30	22	21	26	20	119	23.8	5	1	2	11	1	20	4.0	17%	5%	10%	42%	5%	17%
福岡県	203	131	158	172	153	817	163.4	67	17	14	21	31	150	30.0	33%	13%	9%	12%	20%	18%
佐賀県	45	22	52	22	31	172	34.4	2	1	2	2	6	13	2.6	4%	5%	4%	9%	19%	8%
長崎県	41	30	39	66	57	233	46.6	5	4	10	9	7	35	7.0	12%	13%	26%	14%	12%	15%
熊本県	61	54	35	63	95	308	61.6	18	16	10	21	16	81	16.2	30%	30%	29%	33%	17%	26%
大分県	34	31	45	48	57	215	43.0	20	18	32	29	13	112	22.4	59%	58%	71%	60%	23%	52%
宮崎県	51	41	64	39	58	253	50.6	8	5	8	4	16	41	8.2	16%	12%	13%	10%	28%	16%
鹿児島県	21	32	21	43	71	188	37.6	0	3	1	6	6	16	3.2	0%	9%	5%	14%	8%	9%
沖縄県	78	75	83	124	106	466	93.2	2	6	8	21	10	47	9.4	3%	8%	10%	17%	9%	10%
合計	4,736	4,746	5,443	5,864	6,679	27,468	5,493.6	888	836	776	862	992	4,354	870.8	19%	18%	14%	15%	15%	16%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※事実確認調査を行っていない事例件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」(次年度への繰越件数)も含まれる。

ア. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①:【事実確認の実施状況(表5)】養護者虐待における対象事例の合計(相談・通報件数+昨年度からの繰越件数)
 ②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数+繰越件数								②調査不要と判断した件数								②/①				
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値	
北海道	333	286	300	350	484	1,753	350.6	22	25	12	14	48	121	24.2	7%	9%	4%	4%	10%	7%	
青森県	30	45	45	27	42	189	37.8	7	12	8	5	3	35	7.0	23%	27%	18%	19%	7%	19%	※
岩手県	16	16	10	21	41	104	20.8	4	2	0	6	5	17	3.4	25%	13%	0%	29%	12%	16%	
宮城県	54	47	91	110	136	438	87.6	4	3	5	16	5	33	6.6	7%	6%	5%	15%	4%	8%	
秋田県	20	17	33	21	18	109	21.8	0	1	7	1	5	14	2.8	0%	6%	21%	5%	28%	13%	
山形県	27	22	34	22	30	135	27.0	3	1	3	0	2	9	1.8	11%	5%	9%	0%	7%	7%	
福島県	65	70	40	60	91	326	65.2	2	2	1	1	4	10	2.0	3%	3%	3%	2%	4%	3%	☆
茨城県	61	54	60	71	67	313	62.6	4	12	11	17	8	52	10.4	7%	22%	18%	24%	12%	17%	※
栃木県	25	35	26	37	40	163	32.6	0	1	0	2	1	4	0.8	0%	3%	0%	5%	3%	2%	☆
群馬県	45	54	65	49	47	260	52.0	5	9	8	4	5	31	6.2	11%	17%	12%	8%	11%	12%	
埼玉県	201	191	246	269	332	1,239	247.8	9	8	11	21	26	75	15.0	4%	4%	4%	8%	8%	6%	
千葉県	229	290	288	297	312	1,416	283.2	16	37	29	26	27	135	27.0	7%	13%	10%	9%	9%	10%	
東京都	317	352	353	355	374	1,751	350.2	32	23	32	40	36	163	32.6	10%	7%	9%	11%	10%	9%	
神奈川県	206	173	180	222	198	979	195.8	24	11	7	11	24	77	15.4	12%	6%	4%	5%	12%	8%	
新潟県	78	100	124	147	157	606	121.2	1	1	4	20	12	38	7.6	1%	1%	3%	14%	8%	6%	
富山県	37	36	34	52	40	199	39.8	5	3	11	7	4	30	6.0	14%	8%	32%	13%	10%	15%	
石川県	50	43	40	59	102	294	58.8	2	1	2	2	0	7	1.4	4%	2%	5%	3%	0%	2%	☆
福井県	28	26	34	58	38	184	36.8	0	0	0	2	8	10	2.0	0%	0%	0%	3%	21%	5%	
山梨県	22	19	22	32	39	134	26.8	1	1	7	5	7	21	4.2	5%	5%	32%	16%	18%	16%	
長野県	75	79	90	94	106	444	88.8	8	6	13	3	11	41	8.2	11%	8%	14%	3%	10%	9%	
岐阜県	31	31	40	62	45	209	41.8	4	5	3	8	5	25	5.0	13%	16%	8%	13%	11%	12%	
静岡県	91	98	108	129	99	525	105.0	0	13	7	7	7	34	6.8	0%	13%	6%	5%	7%	6%	
愛知県	303	346	424	455	475	2,003	400.6	20	33	59	49	145	306	61.2	7%	10%	14%	11%	31%	15%	
三重県	64	55	70	58	65	312	62.4	2	2	6	7	3	20	4.0	3%	4%	9%	12%	5%	6%	
滋賀県	125	147	150	153	163	738	147.6	3	5	3	20	13	44	8.8	2%	3%	2%	13%	8%	6%	
京都府	56	63	68	84	142	413	82.6	2	2	1	3	11	19	3.8	4%	3%	1%	4%	8%	5%	
大阪府	909	1,011	1,221	1,242	1,424	5,807	1,161.4	235	209	89	80	90	703	140.6	26%	21%	7%	6%	6%	12%	
兵庫県	187	180	234	249	429	1,279	255.8	26	31	17	42	114	230	46.0	14%	17%	7%	17%	27%	18%	※
奈良県	46	34	35	39	41	195	39.0	4	4	3	1	6	18	3.6	9%	12%	9%	3%	15%	9%	
和歌山県	28	31	32	31	40	162	32.4	3	6	1	1	1	12	2.4	11%	19%	3%	3%	3%	7%	
鳥取県	22	21	34	34	26	137	27.4	0	0	1	5	2	8	1.6	0%	0%	3%	15%	8%	6%	
島根県	26	34	36	26	40	162	32.4	4	1	5	1	10	21	4.2	15%	3%	14%	4%	25%	13%	
岡山県	58	50	63	99	125	395	79.0	17	2	13	5	7	44	8.8	29%	4%	21%	5%	6%	11%	
広島県	94	95	95	123	110	517	103.4	9	15	6	14	13	57	11.4	10%	16%	6%	11%	12%	11%	
山口県	64	34	51	27	33	209	41.8	10	0	1	0	5	16	3.2	16%	0%	2%	0%	15%	8%	
徳島県	33	9	20	13	23	98	19.6	4	1	2	1	4	12	2.4	12%	11%	10%	8%	17%	12%	
香川県	52	68	80	49	35	284	56.8	11	2	5	2	2	22	4.4	21%	3%	6%	4%	6%	8%	
愛媛県	64	46	49	35	22	216	43.2	14	5	5	8	2	34	6.8	22%	11%	10%	23%	9%	16%	
高知県	30	22	21	26	20	119	23.8	4	1	1	10	1	17	3.4	13%	5%	5%	38%	5%	14%	
福岡県	203	131	158	172	153	817	163.4	43	13	11	11	25	103	20.6	21%	10%	7%	6%	16%	13%	
佐賀県	45	22	52	22	31	172	34.4	0	1	1	1	5	8	1.6	0%	5%	2%	5%	16%	5%	
長崎県	41	30	39	66	57	233	46.6	2	1	9	7	7	26	5.2	5%	3%	23%	11%	12%	11%	
熊本県	61	54	35	63	95	308	61.6	16	10	4	16	15	61	12.2	26%	19%	11%	25%	16%	20%	※
大分県	34	31	45	48	57	215	43.0	8	12	20	29	9	78	15.6	24%	39%	44%	60%	16%	36%	※
宮崎県	51	41	64	39	58	253	50.6	1	2	2	3	9	17	3.4	2%	5%	3%	8%	16%	7%	
鹿児島県	21	32	21	43	71	188	37.6	0	2	0	2	2	6	1.2	0%	6%	0%	5%	3%	3%	☆
沖縄県	78	75	83	124	106	466	93.2	0	3	6	10	2	21	4.2	0%	4%	7%	8%	2%	5%	☆
合計	4,736	4,746	5,443	5,864	6,679	27,468	5,493.6	591	540	452	546	756	2,885	577.0	12%	11%	8%	9%	11%	11%	

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

イ. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、他部署等への引継ぎの状況（都道府県別）

データ ①:【事実確認の実施状況(表5)】養護者虐待における対象事例の合計(相談・通報件数+昨年度からの繰越件数)
 ②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、他部署等への引継ぎ

	①相談・通報件数+繰越件数							②他部署への引継ぎ件数							②/①						
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値	
北海道	333	286	300	350	484	1,753	350.6	27	18	16	22	3	86	17.2	8%	6%	5%	6%	1%	5%	
青森県	30	45	45	27	42	189	37.8	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	4%	0%	1%	☆
岩手県	16	16	10	21	41	104	20.8	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	☆
宮城県	54	47	91	110	136	438	87.6	1	2	1	3	16	23	4.6	2%	4%	1%	3%	12%	5%	
秋田県	20	17	33	21	18	109	21.8	1	3	3	6	1	14	2.8	5%	18%	9%	29%	6%	13%	※
山形県	27	22	34	22	30	135	27.0	0	0	2	3	0	5	1.0	0%	0%	6%	14%	0%	4%	
福島県	65	70	40	60	91	326	65.2	1	0	1	1	0	3	0.6	2%	0%	3%	2%	0%	1%	
茨城県	61	54	60	71	67	313	62.6	5	5	3	9	0	22	4.4	8%	9%	5%	13%	0%	7%	※
栃木県	25	35	26	37	40	163	32.6	0	0	0	0	2	2	0.4	0%	0%	0%	0%	5%	1%	
群馬県	45	54	65	49	47	260	52.0	2	7	8	8	3	28	5.6	4%	13%	12%	16%	6%	11%	※
埼玉県	201	191	246	269	332	1,239	247.8	0	11	14	21	10	56	11.2	0%	6%	6%	8%	3%	5%	
千葉県	229	290	288	297	312	1,416	283.2	15	9	19	15	16	74	14.8	7%	3%	7%	5%	5%	5%	
東京都	317	352	353	355	374	1,751	350.2	16	24	26	19	17	102	20.4	5%	7%	7%	5%	5%	6%	
神奈川県	206	173	180	222	198	979	195.8	0	2	1	4	3	10	2.0	0%	1%	1%	2%	2%	1%	
新潟県	78	100	124	147	157	606	121.2	2	2	1	3	2	10	2.0	3%	2%	1%	2%	1%	2%	
富山県	37	36	34	52	40	199	39.8	3	4	0	3	2	12	2.4	8%	11%	0%	6%	5%	6%	
石川県	50	43	40	59	102	294	58.8	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	☆
福井県	28	26	34	58	38	184	36.8	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	2%	0%	1%	☆
山梨県	22	19	22	32	39	134	26.8	1	0	2	2	0	5	1.0	5%	0%	9%	6%	0%	4%	
長野県	75	79	90	94	106	444	88.8	1	0	2	3	1	7	1.4	1%	0%	2%	3%	1%	2%	
岐阜県	31	31	40	62	45	209	41.8	0	2	1	1	0	4	0.8	0%	6%	3%	2%	0%	2%	
静岡県	91	98	108	129	99	525	105.0	2	1	3	0	0	6	1.2	2%	1%	3%	0%	0%	1%	
愛知県	303	346	424	455	475	2,003	400.6	6	2	5	8	7	28	5.6	2%	1%	1%	2%	1%	1%	
三重県	64	55	70	58	65	312	62.4	4	0	1	0	3	8	1.6	6%	0%	1%	0%	5%	3%	
滋賀県	125	147	150	153	163	738	147.6	1	1	0	0	4	6	1.2	1%	1%	0%	0%	2%	1%	
京都府	56	63	68	84	142	413	82.6	1	0	4	0	0	5	1.0	2%	0%	6%	0%	0%	1%	
大阪府	909	1,011	1,221	1,242	1,424	5,807	1,161.4	50	94	98	55	21	318	63.6	6%	9%	8%	4%	1%	5%	
兵庫県	187	180	234	249	429	1,279	255.8	7	0	6	5	1	19	3.8	4%	0%	3%	2%	0%	1%	
奈良県	46	34	35	39	41	195	39.0	3	0	1	1	1	6	1.2	7%	0%	3%	3%	2%	3%	
和歌山県	28	31	32	31	40	162	32.4	2	0	2	1	1	6	1.2	7%	0%	6%	3%	3%	4%	
鳥取県	22	21	34	34	26	137	27.4	2	1	3	0	0	6	1.2	9%	5%	9%	0%	0%	4%	
島根県	26	34	36	26	40	162	32.4	1	1	2	1	0	5	1.0	4%	3%	6%	4%	0%	3%	
岡山県	58	50	63	99	125	395	79.0	1	0	10	4	6	21	4.2	2%	0%	16%	4%	5%	5%	
広島県	94	95	95	123	110	517	103.4	7	4	3	7	18	39	7.8	7%	4%	3%	6%	16%	8%	※
山口県	64	34	51	27	33	209	41.8	0	1	2	0	0	3	0.6	0%	3%	4%	0%	0%	1%	
徳島県	33	9	20	13	23	98	19.6	1	0	1	1	0	3	0.6	3%	0%	5%	8%	0%	3%	
香川県	52	68	80	49	35	284	56.8	2	7	7	1	0	17	3.4	4%	10%	9%	2%	0%	6%	
愛媛県	64	46	49	35	22	216	43.2	0	1	1	0	0	2	0.4	0%	2%	2%	0%	0%	1%	
高知県	30	22	21	26	20	119	23.8	1	0	0	1	0	2	0.4	3%	0%	0%	4%	0%	2%	
福岡県	203	131	158	172	153	817	163.4	20	4	1	8	3	36	7.2	10%	3%	1%	5%	2%	4%	
佐賀県	45	22	52	22	31	172	34.4	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	☆
長崎県	41	30	39	66	57	233	46.6	1	3	0	1	0	5	1.0	2%	10%	0%	2%	0%	2%	
熊本県	61	54	35	63	95	308	61.6	1	6	5	5	1	18	3.6	2%	11%	14%	8%	1%	6%	
大分県	34	31	45	48	57	215	43.0	12	6	12	0	4	34	6.8	35%	19%	27%	0%	7%	16%	※
宮崎県	51	41	64	39	58	253	50.6	2	1	5	1	7	16	3.2	4%	2%	8%	3%	12%	6%	
鹿児島県	21	32	21	43	71	188	37.6	0	0	0	3	3	6	1.2	0%	0%	0%	7%	4%	3%	
沖縄県	78	75	83	124	106	466	93.2	0	0	1	7	8	16	3.2	0%	0%	1%	6%	8%	3%	
合計	4,736	4,746	5,443	5,864	6,679	27,468	5,493.6	202	222	273	235	164	1,096	219.2	4%	5%	5%	4%	2%	4%	

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

2-2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況(表36-1)

(1) 事実確認調査を行った事例件数の状況(都道府県別)

データ ①:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計*
 ②:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例

	①施設従事者虐待における対象事例合計*								②事実確認調査件数								②/①					
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値		
北海道	126	131	119	125	111	612	122.4	112	98	105	118	95	528	105.6	89%	75%	88%	94%	86%	86%		
青森県	26	27	30	26	33	142	28.4	20	13	24	25	28	110	22.0	77%	48%	80%	96%	85%	77%		
岩手県	7	9	8	5	6	35	7.0	5	7	8	5	5	30	6.0	71%	78%	100%	100%	83%	86%		
宮城県	21	26	28	69	56	200	40.0	19	21	12	32	45	129	25.8	90%	81%	43%	46%	80%	65%		
秋田県	8	3	6	24	27	68	13.6	7	3	3	24	20	57	11.4	88%	100%	50%	100%	74%	84%		
山形県	7	6	7	14	12	46	9.2	5	5	7	12	11	40	8.0	71%	83%	100%	86%	92%	87%		
福島県	16	14	14	17	17	78	15.6	13	14	14	17	14	72	14.4	81%	100%	100%	100%	82%	92%		
茨城県	15	26	22	26	32	121	24.2	13	16	17	19	30	95	19.0	87%	62%	77%	73%	94%	79%		
栃木県	23	18	20	36	44	141	28.2	22	15	17	33	42	129	25.8	96%	83%	85%	92%	95%	91%		
群馬県	27	41	49	57	53	227	45.4	23	34	45	48	45	195	39.0	85%	83%	92%	84%	85%	86%		
埼玉県	100	124	135	126	128	613	122.6	94	113	124	109	114	554	110.8	94%	91%	92%	87%	89%	90%		
千葉県	133	173	192	154	141	793	158.6	105	125	161	121	121	633	126.6	79%	72%	84%	79%	86%	80%		
東京都	174	241	291	293	327	1,326	265.2	134	190	223	252	265	1,064	212.8	77%	79%	77%	86%	81%	80%		
神奈川県	110	109	121	134	172	646	129.2	90	93	110	124	142	559	111.8	82%	85%	91%	93%	83%	87%		
新潟県	19	16	20	50	28	133	26.6	19	14	16	47	24	120	24.0	100%	88%	80%	94%	86%	90%		
富山県	10	16	19	13	18	76	15.2	9	12	18	11	13	63	12.6	90%	75%	95%	85%	72%	83%		
石川県	24	39	25	41	17	146	29.2	22	35	22	38	16	133	26.6	92%	90%	88%	93%	94%	91%		
福井県	25	21	23	24	29	122	24.4	22	20	22	23	28	115	23.0	88%	95%	96%	96%	97%	94%		
山梨県	16	9	16	17	24	82	16.4	15	9	13	15	21	73	14.6	94%	100%	81%	88%	88%	89%		
長野県	47	69	54	58	49	277	55.4	42	67	49	47	44	249	49.8	89%	97%	91%	81%	90%	90%		
岐阜県	20	20	29	25	22	116	23.2	17	19	26	22	22	106	21.2	85%	95%	90%	88%	100%	91%		
静岡県	46	40	46	55	61	248	49.6	39	38	40	36	58	211	42.2	85%	95%	87%	65%	95%	85%		
愛知県	105	108	157	155	200	725	145.0	100	95	137	151	170	653	130.6	95%	88%	87%	97%	85%	90%		
三重県	39	42	80	73	54	288	57.6	35	37	79	63	51	265	53.0	90%	88%	99%	86%	94%	92%		
滋賀県	49	52	61	83	62	307	61.4	41	49	61	53	46	250	50.0	84%	94%	100%	64%	74%	81%		
京都府	44	58	71	38	59	270	54.0	41	53	68	37	54	253	50.6	93%	91%	96%	97%	92%	94%		
大阪府	254	276	284	341	345	1,500	300.0	233	223	239	314	307	1,316	263.2	92%	81%	84%	92%	89%	88%		
兵庫県	127	118	139	125	126	635	127.0	65	82	111	119	109	486	97.2	51%	69%	80%	95%	87%	77%		
奈良県	23	22	34	37	25	141	28.2	16	21	32	33	18	120	24.0	70%	95%	94%	89%	72%	85%		
和歌山県	14	6	14	10	20	64	12.8	11	3	10	9	16	49	9.8	79%	50%	71%	90%	80%	77%		
鳥取県	21	24	17	32	27	121	24.2	15	21	9	19	23	87	17.4	71%	88%	53%	59%	85%	72%		
島根県	15	17	18	20	27	97	19.4	11	15	15	17	23	81	16.2	73%	88%	83%	85%	85%	84%		
岡山県	28	26	34	29	45	162	32.4	26	23	24	21	40	134	26.8	93%	88%	71%	72%	89%	83%		
広島県	48	34	37	39	30	188	37.6	36	27	29	27	23	142	28.4	75%	79%	78%	69%	77%	76%		
山口県	36	44	39	31	31	181	36.2	31	39	34	29	27	160	32.0	86%	89%	87%	94%	87%	88%		
徳島県	11	21	8	15	17	72	14.4	10	20	6	11	17	64	12.8	91%	95%	75%	73%	100%	89%		
香川県	13	31	38	46	46	174	34.8	13	30	33	43	44	163	32.6	100%	97%	87%	93%	96%	94%		
愛媛県	7	20	16	16	13	72	14.4	5	20	16	16	10	67	13.4	71%	100%	100%	100%	77%	93%		
高知県	33	18	24	10	11	96	19.2	28	17	20	5	8	78	15.6	85%	94%	83%	50%	73%	81%		
福岡県	79	106	89	95	110	479	95.8	54	58	70	66	83	331	66.2	68%	55%	79%	69%	75%	69%		
佐賀県	3	9	9	5	3	29	5.8	2	9	7	5	3	26	5.2	67%	100%	78%	100%	100%	90%		
長崎県	28	32	41	40	38	179	35.8	19	27	35	35	24	140	28.0	68%	84%	85%	88%	63%	78%		
熊本県	20	36	35	31	46	168	33.6	9	32	29	24	36	130	26.0	45%	89%	83%	77%	78%	77%		
大分県	38	24	38	27	42	169	33.8	17	10	26	18	39	110	22.0	45%	42%	68%	67%	93%	65%		
宮崎県	25	27	42	52	23	169	33.8	21	23	31	49	14	138	27.6	84%	85%	74%	94%	61%	82%		
鹿児島県	34	29	30	31	63	187	37.4	32	26	25	25	53	161	32.2	94%	90%	83%	81%	84%	86%		
沖縄県	25	36	27	47	42	177	35.4	24	31	22	38	34	149	29.8	96%	86%	81%	81%	81%	84%		
合計	2,119	2,394	2,656	2,817	2,912	12,898	2,579.6	1,742	1,952	2,244	2,405	2,475	10,818	2,163.6	82%	82%	84%	85%	85%	84%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※「市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計」は、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例件数・繰越件数・監査・実施指導で判明した事例のうち、都道府県が対応した事例は除いているため、参考資料1-2の「相談・通報件数(繰越件数・監査等での判明事例含む)」とは異なる。

ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められた事例の状況（都道府県別）

データ ①:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計*1

②:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められた事例*2

	①施設従事者虐待における対象事例合計*1							②虐待が認められた事例*2							②/①						
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 平均値	
北海道	126	131	119	125	111	612	122.4	24	13	20	26	24	107	21.4	19%	10%	17%	21%	22%	17%	
青森県	26	27	30	26	33	142	28.4	2	3	11	10	12	38	7.6	8%	11%	37%	38%	36%	27%	
岩手県	7	9	8	5	6	35	7.0	0	1	6	0	3	10	2.0	0%	11%	75%	0%	50%	29%	
宮城県	21	26	28	69	56	200	40.0	1	7	5	12	12	37	7.4	5%	27%	18%	17%	21%	19%	
秋田県	8	3	6	24	27	68	13.6	0	1	0	6	6	13	2.6	0%	33%	0%	25%	22%	19%	
山形県	7	6	7	14	12	46	9.2	1	1	3	5	3	13	2.6	14%	17%	43%	36%	25%	28%	
福島県	16	14	14	17	17	78	15.6	2	5	6	8	3	24	4.8	13%	36%	43%	47%	18%	31%	
茨城県	15	26	22	26	32	121	24.2	0	1	0	1	8	10	2.0	0%	4%	0%	4%	25%	8%	
栃木県	23	18	20	36	44	141	28.2	4	1	5	11	8	29	5.8	17%	6%	25%	31%	18%	21%	
群馬県	27	41	49	57	53	227	45.4	7	6	13	13	10	49	9.8	26%	15%	27%	23%	19%	22%	
埼玉県	100	124	135	126	128	613	122.6	25	32	38	27	36	158	31.6	25%	26%	28%	21%	28%	26%	
千葉県	133	173	192	154	141	793	158.6	38	39	50	38	44	209	41.8	29%	23%	26%	25%	31%	26%	
東京都	174	241	291	293	327	1,326	265.2	43	47	68	53	82	293	58.6	25%	20%	23%	18%	25%	22%	
神奈川県	110	109	121	134	172	646	129.2	29	32	27	35	45	168	33.6	26%	29%	22%	26%	26%	26%	
新潟県	19	16	20	50	28	133	26.6	5	1	5	8	3	22	4.4	26%	6%	25%	16%	11%	17%	
富山県	10	16	19	13	18	76	15.2	0	6	4	6	1	17	3.4	0%	38%	21%	46%	6%	22%	
石川県	24	39	25	41	17	146	29.2	4	3	6	10	7	30	6.0	17%	8%	24%	24%	41%	21%	
福井県	25	21	23	24	29	122	24.4	7	5	4	4	12	32	6.4	28%	24%	17%	17%	41%	26%	
山梨県	16	9	16	17	24	82	16.4	3	1	3	2	7	16	3.2	19%	11%	19%	12%	29%	20%	
長野県	47	69	54	58	49	277	55.4	6	20	18	7	13	64	12.8	13%	29%	33%	12%	27%	23%	
岐阜県	20	20	29	25	22	116	23.2	2	3	6	1	5	17	3.4	10%	15%	21%	4%	23%	15%	
静岡県	46	40	46	55	61	248	49.6	11	14	11	6	13	55	11.0	24%	35%	24%	11%	21%	22%	
愛知県	105	108	157	155	200	725	145.0	30	31	48	41	56	206	41.2	29%	29%	31%	26%	28%	28%	
三重県	39	42	80	73	54	288	57.6	3	18	24	18	17	80	16.0	8%	43%	30%	25%	31%	28%	
滋賀県	49	52	61	83	62	307	61.4	5	16	28	17	19	85	17.0	10%	31%	46%	20%	31%	28%	
京都府	44	58	71	38	59	270	54.0	10	6	20	6	11	53	10.6	23%	10%	28%	16%	19%	20%	
大阪府	254	276	284	341	345	1,500	300.0	59	62	67	86	80	354	70.8	23%	22%	24%	25%	23%	24%	
兵庫県	127	118	139	125	126	635	127.0	13	26	39	30	33	141	28.2	10%	22%	28%	24%	26%	22%	
奈良県	23	22	34	37	25	141	28.2	1	8	7	10	12	38	7.6	4%	36%	21%	27%	48%	27%	
和歌山県	14	6	14	10	20	64	12.8	0	1	4	0	4	9	1.8	0%	17%	29%	0%	20%	14%	
鳥取県	21	24	17	32	27	121	24.2	5	5	6	3	5	24	4.8	24%	21%	35%	9%	19%	20%	
島根県	15	17	18	20	27	97	19.4	4	4	8	3	8	27	5.4	27%	24%	44%	15%	30%	28%	
岡山県	28	26	34	29	45	162	32.4	7	6	5	3	3	24	4.8	25%	23%	15%	10%	7%	15%	
広島県	48	34	37	39	30	188	37.6	13	8	5	4	5	35	7.0	27%	24%	14%	10%	17%	19%	
山口県	36	44	39	31	31	181	36.2	8	7	7	4	7	33	6.6	22%	16%	18%	13%	23%	18%	
徳島県	11	21	8	15	17	72	14.4	0	3	1	2	10	16	3.2	0%	14%	13%	13%	59%	22%	
香川県	13	31	38	46	46	174	34.8	4	2	6	1	4	17	3.4	31%	6%	16%	2%	9%	10%	
愛媛県	7	20	16	16	13	72	14.4	1	3	5	3	2	14	2.8	14%	15%	31%	19%	15%	19%	
高知県	33	18	24	10	11	96	19.2	7	6	8	1	1	23	4.6	21%	33%	33%	10%	9%	24%	
福岡県	79	106	89	95	110	479	95.8	7	16	18	18	17	76	15.2	9%	15%	20%	19%	15%	16%	
佐賀県	3	9	9	5	3	29	5.8	1	2	1	1	0	5	1.0	33%	22%	11%	20%	0%	17%	
長崎県	28	32	41	40	38	179	35.8	4	7	18	16	10	55	11.0	14%	22%	44%	40%	26%	31%	
熊本県	20	36	35	31	46	168	33.6	2	8	10	4	13	37	7.4	10%	22%	29%	13%	28%	22%	
大分県	38	24	38	27	42	169	33.8	5	1	5	4	3	18	3.6	13%	4%	13%	15%	7%	11%	
宮崎県	25	27	42	52	23	169	33.8	7	5	6	27	2	47	9.4	28%	19%	14%	52%	9%	28%	
鹿児島県	34	29	30	31	63	187	37.4	5	6	4	7	12	34	6.8	15%	21%	13%	23%	19%	18%	
沖縄県	25	36	27	47	42	177	35.4	6	3	13	15	10	47	9.4	24%	8%	48%	32%	24%	27%	
合計	2,119	2,394	2,656	2,817	2,912	12,898	2,579.6	421	502	672	613	701	2,909	581.8	20%	21%	25%	22%	24%	23%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※1:「市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計」は、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例件数・繰越件数・監査・実施指導で判明した事例のうち、都道府県が対応した事例は除いているため、参考資料1-2「相談・通報件数（繰越件数・監査等での判明事例含む）」とは異なる。

※2:市区町村における事実確認調査は、同一事例に対して複数の市区町村が事実確認調査を実施した事例も含まれている。また、虐待の事実が認められた際に他の都道府県に報告する場合があるため、参考資料1-2「虐待判断事例件数」と異なる場合がある。

イ. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計*
 ②:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められなかった事例

	①施設従事者虐待における対象事例合計*							②虐待が認められなかった事例							②/①					
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値
北海道	126	131	119	125	111	612	122.4	54	34	41	31	41	201	40.2	43%	26%	34%	25%	37%	33%
青森県	26	27	30	26	33	142	28.4	6	6	9	11	6	38	7.6	23%	22%	30%	42%	18%	27%
岩手県	7	9	8	5	6	35	7.0	1	5	2	4	1	13	2.6	14%	56%	25%	80%	17%	37%
宮城県	21	26	28	69	56	200	40.0	17	8	1	15	7	48	9.6	81%	31%	4%	22%	13%	24%
秋田県	8	3	6	24	27	68	13.6	2	0	2	7	8	19	3.8	25%	0%	33%	29%	30%	28%
山形県	7	6	7	14	12	46	9.2	1	3	3	5	7	19	3.8	14%	50%	43%	36%	58%	41%
福島県	16	14	14	17	17	78	15.6	7	8	7	7	7	36	7.2	44%	57%	50%	41%	41%	46%
茨城県	15	26	22	26	32	121	24.2	7	9	6	6	8	36	7.2	47%	35%	27%	23%	25%	30%
栃木県	23	18	20	36	44	141	28.2	14	10	10	14	15	63	12.6	61%	56%	50%	39%	34%	45%
群馬県	27	41	49	57	53	227	45.4	9	21	17	19	12	78	15.6	33%	51%	35%	33%	23%	34%
埼玉県	100	124	135	126	128	613	122.6	52	43	53	45	39	232	46.4	52%	35%	39%	36%	30%	38%
千葉県	133	173	192	154	141	793	158.6	39	46	62	54	38	239	47.8	29%	27%	32%	35%	27%	30%
東京都	174	241	291	293	327	1,326	265.2	50	81	81	125	86	423	84.6	29%	34%	28%	43%	26%	32%
神奈川県	110	109	121	134	172	646	129.2	37	41	62	51	33	224	44.8	34%	38%	51%	38%	19%	35%
新潟県	19	16	20	50	28	133	26.6	8	6	7	34	13	68	13.6	42%	38%	35%	68%	46%	51% ※
富山県	10	16	19	13	18	76	15.2	9	4	14	4	3	34	6.8	90%	25%	74%	31%	17%	45%
石川県	24	39	25	41	17	146	29.2	15	15	5	12	6	53	10.6	63%	38%	20%	29%	35%	36%
福井県	25	21	23	24	29	122	24.4	13	9	14	14	9	59	11.8	52%	43%	61%	58%	31%	48% ※
山梨県	16	9	16	17	24	82	16.4	10	3	7	6	11	37	7.4	63%	33%	44%	35%	46%	45%
長野県	47	69	54	58	49	277	55.4	28	26	17	27	15	113	22.6	60%	38%	31%	47%	31%	41%
岐阜県	20	20	29	25	22	116	23.2	8	12	19	10	13	62	12.4	40%	60%	66%	40%	59%	53% ※
静岡県	46	40	46	55	61	248	49.6	11	12	11	21	28	83	16.6	24%	30%	24%	38%	46%	33%
愛知県	105	108	157	155	200	725	145.0	60	41	60	88	70	319	63.8	57%	38%	38%	57%	35%	44%
三重県	39	42	80	73	54	288	57.6	25	13	40	38	12	128	25.6	64%	31%	50%	52%	22%	44%
滋賀県	49	52	61	83	62	307	61.4	19	29	25	22	22	117	23.4	39%	56%	41%	27%	35%	38%
京都府	44	58	71	38	59	270	54.0	28	32	28	20	12	120	24.0	64%	55%	39%	53%	20%	44%
大阪府	254	276	284	341	345	1,500	300.0	129	138	149	191	163	770	154.0	51%	50%	52%	56%	47%	51% ※
兵庫県	127	118	139	125	126	635	127.0	34	25	50	74	30	213	42.6	27%	21%	36%	59%	24%	34%
奈良県	23	22	34	37	25	141	28.2	8	6	11	11	4	40	8.0	35%	27%	32%	30%	16%	28%
和歌山県	14	6	14	10	20	64	12.8	2	0	2	2	5	11	2.2	14%	0%	14%	20%	25%	17% ☆
鳥取県	21	24	17	32	27	121	24.2	5	11	3	12	10	41	8.2	24%	46%	18%	38%	37%	34%
島根県	15	17	18	20	27	97	19.4	6	6	2	10	7	31	6.2	40%	35%	11%	50%	26%	32%
岡山県	28	26	34	29	45	162	32.4	8	8	3	6	8	33	6.6	29%	31%	9%	21%	18%	20% ☆
広島県	48	34	37	39	30	188	37.6	7	8	13	11	6	45	9.0	15%	24%	35%	28%	20%	24%
山口県	36	44	39	31	31	181	36.2	18	22	21	20	9	90	18.0	50%	50%	54%	65%	29%	50% ※
徳島県	11	21	8	15	17	72	14.4	4	7	2	2	1	16	3.2	36%	33%	25%	13%	6%	22%
香川県	13	31	38	46	46	174	34.8	4	17	14	25	23	83	16.6	31%	55%	37%	54%	50%	48%
愛媛県	7	20	16	16	13	72	14.4	1	7	11	11	2	32	6.4	14%	35%	69%	69%	15%	44%
高知県	33	18	24	10	11	96	19.2	5	6	6	3	1	21	4.2	15%	33%	25%	30%	9%	22% ☆
福岡県	79	106	89	95	110	479	95.8	30	25	33	31	33	152	30.4	38%	24%	37%	33%	30%	32%
佐賀県	3	9	9	5	3	29	5.8	0	1	3	1	0	5	1.0	0%	11%	33%	20%	0%	17% ☆
長崎県	28	32	41	40	38	179	35.8	6	4	8	6	3	27	5.4	21%	13%	20%	15%	8%	15% ☆
熊本県	20	36	35	31	46	168	33.6	4	18	10	8	11	51	10.2	20%	50%	29%	26%	24%	30%
大分県	38	24	38	27	42	169	33.8	5	7	16	12	34	74	14.8	13%	29%	42%	44%	81%	44%
宮崎県	25	27	42	52	23	169	33.8	9	10	21	8	1	49	9.8	36%	37%	50%	15%	4%	29%
鹿児島県	34	29	30	31	63	187	37.4	13	9	7	12	15	56	11.2	38%	31%	23%	39%	24%	30%
沖縄県	25	36	27	47	42	177	35.4	3	10	3	16	11	43	8.6	12%	28%	11%	34%	26%	24%
合計	2,119	2,394	2,656	2,817	2,912	12,898	2,579.6	831	862	991	1,162	899	4,745	949.0	39%	36%	37%	41%	31%	37%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※「市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計」は、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事案件数・繰越件数・監査・実施指導で判明した事例のうち、都道府県が対応した事例は除いているため、参考資料1-2「相談・通報件数（繰越件数・監査等での判明事例含む）」とは異なる。

ウ. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計*
 ②:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例

	①施設従事者虐待における対象事例合計*							②虐待の判断に至らなかった事例							②/①					
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値
北海道	126	131	119	125	111	612	122.4	34	51	44	61	30	220	44.0	27%	39%	37%	49%	27%	36%
青森県	26	27	30	26	33	142	28.4	12	4	4	4	10	34	6.8	46%	15%	13%	15%	30%	24%
岩手県	7	9	8	5	6	35	7.0	4	1	0	1	1	7	1.4	57%	11%	0%	20%	17%	20%
宮城県	21	26	28	69	56	200	40.0	1	6	6	5	26	44	8.8	5%	23%	21%	7%	46%	22%
秋田県	8	3	6	24	27	68	13.6	5	2	1	11	6	25	5.0	63%	67%	17%	46%	22%	37%
山形県	7	6	7	14	12	46	9.2	3	1	1	2	1	8	1.6	43%	17%	14%	14%	8%	17%
福島県	16	14	14	17	17	78	15.6	4	1	1	2	4	12	2.4	25%	7%	7%	12%	24%	15%
茨城県	15	26	22	26	32	121	24.2	6	6	11	12	14	49	9.8	40%	23%	50%	46%	44%	40%
栃木県	23	18	20	36	44	141	28.2	4	4	2	8	19	37	7.4	17%	22%	10%	22%	43%	26%
群馬県	27	41	49	57	53	227	45.4	7	7	15	16	23	68	13.6	26%	17%	31%	28%	43%	30%
埼玉県	100	124	135	126	128	613	122.6	17	38	33	37	39	164	32.8	17%	31%	24%	29%	30%	27%
千葉県	133	173	192	154	141	793	158.6	28	40	49	29	39	185	37.0	21%	23%	26%	19%	28%	23%
東京都	174	241	291	293	327	1,326	265.2	41	62	74	74	97	348	69.6	24%	26%	25%	25%	30%	26%
神奈川県	110	109	121	134	172	646	129.2	24	20	21	38	64	167	33.4	22%	18%	17%	28%	37%	26%
新潟県	19	16	20	50	28	133	26.6	6	7	4	5	8	30	6.0	32%	44%	20%	10%	29%	23%
富山県	10	16	19	13	18	76	15.2	0	2	0	1	9	12	2.4	0%	13%	0%	8%	50%	16%
石川県	24	39	25	41	17	146	29.2	3	17	11	16	3	50	10.0	13%	44%	44%	39%	18%	34%
福井県	25	21	23	24	29	122	24.4	2	6	4	5	7	24	4.8	8%	29%	17%	21%	24%	20%
山梨県	16	9	16	17	24	82	16.4	2	5	3	7	3	20	4.0	13%	56%	19%	41%	13%	24%
長野県	47	69	54	58	49	277	55.4	8	21	14	13	16	72	14.4	17%	30%	26%	22%	33%	26%
岐阜県	20	20	29	25	22	116	23.2	7	4	1	11	4	27	5.4	35%	20%	3%	44%	18%	23%
静岡県	46	40	46	55	61	248	49.6	17	12	18	9	17	73	14.6	37%	30%	39%	16%	28%	29%
愛知県	105	108	157	155	200	725	145.0	10	23	29	22	44	128	25.6	10%	21%	18%	14%	22%	18%
三重県	39	42	80	73	54	288	57.6	7	6	15	7	22	57	11.4	18%	14%	19%	10%	41%	20%
滋賀県	49	52	61	83	62	307	61.4	17	4	8	14	5	48	9.6	35%	8%	13%	17%	8%	16%
京都府	44	58	71	38	59	270	54.0	3	15	20	11	31	80	16.0	7%	26%	28%	29%	53%	30%
大阪府	254	276	284	341	345	1,500	300.0	45	23	23	37	64	192	38.4	18%	8%	8%	11%	19%	13%
兵庫県	127	118	139	125	126	635	127.0	18	31	22	15	46	132	26.4	14%	26%	16%	12%	37%	21%
奈良県	23	22	34	37	25	141	28.2	7	7	14	12	2	42	8.4	30%	32%	41%	32%	8%	30%
和歌山県	14	6	14	10	20	64	12.8	9	2	4	7	7	29	5.8	64%	33%	29%	70%	35%	45%
鳥取県	21	24	17	32	27	121	24.2	5	5	0	4	8	22	4.4	24%	21%	0%	13%	30%	18%
島根県	15	17	18	20	27	97	19.4	1	5	5	4	8	23	4.6	7%	29%	28%	20%	30%	24%
岡山県	28	26	34	29	45	162	32.4	11	9	16	12	29	77	15.4	39%	35%	47%	41%	64%	48%
広島県	48	34	37	39	30	188	37.6	16	11	11	12	12	62	12.4	33%	32%	30%	31%	40%	33%
山口県	36	44	39	31	31	181	36.2	5	10	6	5	11	37	7.4	14%	23%	15%	16%	35%	20%
徳島県	11	21	8	15	17	72	14.4	6	10	3	7	6	32	6.4	55%	48%	38%	47%	35%	44%
香川県	13	31	38	46	46	174	34.8	5	11	13	17	17	63	12.6	38%	35%	34%	37%	37%	36%
愛媛県	7	20	16	16	13	72	14.4	3	10	0	2	6	21	4.2	43%	50%	0%	13%	46%	29%
高知県	33	18	24	10	11	96	19.2	16	5	6	1	6	34	6.8	48%	28%	25%	10%	55%	35%
福岡県	79	106	89	95	110	479	95.8	17	17	19	17	33	103	20.6	22%	16%	21%	18%	30%	22%
佐賀県	3	9	9	5	3	29	5.8	1	6	3	3	3	16	3.2	33%	67%	33%	60%	100%	55%
長崎県	28	32	41	40	38	179	35.8	9	16	9	13	11	58	11.6	32%	50%	22%	33%	29%	32%
熊本県	20	36	35	31	46	168	33.6	3	6	9	12	12	42	8.4	15%	17%	26%	39%	26%	25%
大分県	38	24	38	27	42	169	33.8	7	2	5	2	2	18	3.6	18%	8%	13%	7%	5%	11%
宮崎県	25	27	42	52	23	169	33.8	5	8	4	14	11	42	8.4	20%	30%	10%	27%	48%	25%
鹿児島県	34	29	30	31	63	187	37.4	14	11	14	6	26	71	14.2	41%	38%	47%	19%	41%	38%
沖縄県	25	36	27	47	42	177	35.4	15	18	6	7	13	59	11.8	60%	50%	22%	15%	31%	33%
合計	2,119	2,394	2,656	2,817	2,912	12,898	2,579.6	490	588	581	630	875	3,164	632.8	23%	25%	22%	22%	30%	25%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※「市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計」は、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例件数・繰越件数・監査・実施指導で判明した事例のうち、都道府県が対応した事例は除いているため、参考資料1-2「相談・通報件数(繰越件数・監査等での判明事例含む)」とは異なる。

(2) 事実確認調査を行っていない事例件数の状況（都道府県別）

データ ①：【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計*1

②：【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行っていない事例*2

	①施設従事者虐待における対象事例合計*1							②事実確認調査を行っていない件数*2							②/①					
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年 平均値
北海道	126	131	119	125	111	612	122.4	14	33	14	7	16	84	16.8	11%	25%	12%	6%	14%	14%
青森県	26	27	30	26	33	142	28.4	6	14	6	1	5	32	6.4	23%	52%	20%	4%	15%	23%
岩手県	7	9	8	5	6	35	7.0	2	2	0	0	1	5	1.0	29%	22%	0%	0%	17%	14%
宮城県	21	26	28	69	56	200	40.0	2	5	16	37	11	71	14.2	10%	19%	57%	54%	20%	36%
秋田県	8	3	6	24	27	68	13.6	1	0	3	0	7	11	2.2	13%	0%	50%	0%	26%	16%
山形県	7	6	7	14	12	46	9.2	2	1	0	2	1	6	1.2	29%	17%	0%	14%	8%	13%
福島県	16	14	14	17	17	78	15.6	3	0	0	0	3	6	1.2	19%	0%	0%	0%	18%	8%
茨城県	15	26	22	26	32	121	24.2	2	10	5	7	2	26	5.2	13%	38%	23%	27%	6%	21%
栃木県	23	18	20	36	44	141	28.2	1	3	3	3	2	12	2.4	4%	17%	15%	8%	5%	9%
群馬県	27	41	49	57	53	227	45.4	4	7	4	9	8	32	6.4	15%	17%	8%	16%	15%	14%
埼玉県	100	124	135	126	128	613	122.6	6	11	11	17	14	59	11.8	6%	9%	8%	13%	11%	10%
千葉県	133	173	192	154	141	793	158.6	28	48	31	33	20	160	32.0	21%	28%	16%	21%	14%	20%
東京都	174	241	291	293	327	1,326	265.2	40	51	68	41	62	262	52.4	23%	21%	23%	14%	19%	20%
神奈川県	110	109	121	134	172	646	129.2	20	16	11	10	30	87	17.4	18%	15%	9%	7%	17%	13%
新潟県	19	16	20	50	28	133	26.6	0	2	4	3	4	13	2.6	0%	13%	20%	6%	14%	10%
富山県	10	16	19	13	18	76	15.2	1	4	1	2	5	13	2.6	10%	25%	5%	15%	28%	17%
石川県	24	39	25	41	17	146	29.2	2	4	3	3	1	13	2.6	8%	10%	12%	7%	6%	9%
福井県	25	21	23	24	29	122	24.4	3	1	1	1	1	7	1.4	12%	5%	4%	4%	3%	6%
山梨県	16	9	16	17	24	82	16.4	1	0	3	2	3	9	1.8	6%	0%	19%	12%	13%	11%
長野県	47	69	54	58	49	277	55.4	5	2	5	11	5	28	5.6	11%	3%	9%	19%	10%	10%
岐阜県	20	20	29	25	22	116	23.2	3	1	3	3	0	10	2.0	15%	5%	10%	12%	0%	9%
静岡県	46	40	46	55	61	248	49.6	7	2	6	19	3	37	7.4	15%	5%	13%	35%	5%	15%
愛知県	105	108	157	155	200	725	145.0	5	13	20	4	30	72	14.4	5%	12%	13%	3%	15%	10%
三重県	39	42	80	73	54	288	57.6	4	5	1	10	3	23	4.6	10%	12%	1%	14%	6%	8%
滋賀県	49	52	61	83	62	307	61.4	8	3	0	30	16	57	11.4	16%	6%	0%	36%	26%	19%
京都府	44	58	71	38	59	270	54.0	3	5	3	1	5	17	3.4	7%	9%	4%	3%	8%	6%
大阪府	254	276	284	341	345	1,500	300.0	21	53	45	27	38	184	36.8	8%	19%	16%	8%	11%	12%
兵庫県	127	118	139	125	126	635	127.0	62	36	28	6	17	149	29.8	49%	31%	20%	5%	13%	23%
奈良県	23	22	34	37	25	141	28.2	7	1	2	4	7	21	4.2	30%	5%	6%	11%	28%	15%
和歌山県	14	6	14	10	20	64	12.8	3	3	4	1	4	15	3.0	21%	50%	29%	10%	20%	23%
鳥取県	21	24	17	32	27	121	24.2	6	3	8	13	4	34	6.8	29%	13%	47%	41%	15%	28%
島根県	15	17	18	20	27	97	19.4	4	2	3	3	4	16	3.2	27%	12%	17%	15%	15%	16%
岡山県	28	26	34	29	45	162	32.4	2	3	10	8	5	28	5.6	7%	12%	29%	28%	11%	17%
広島県	48	34	37	39	30	188	37.6	12	7	8	12	7	46	9.2	25%	21%	22%	31%	23%	24%
山口県	36	44	39	31	31	181	36.2	5	5	5	2	4	21	4.2	14%	11%	13%	6%	13%	12%
徳島県	11	21	8	15	17	72	14.4	1	1	2	4	0	8	1.6	9%	5%	25%	27%	0%	11%
香川県	13	31	38	46	46	174	34.8	0	1	5	3	2	11	2.2	0%	3%	13%	7%	4%	6%
愛媛県	7	20	16	16	13	72	14.4	2	0	0	0	3	5	1.0	29%	0%	0%	0%	23%	7%
高知県	33	18	24	10	11	96	19.2	5	1	4	5	3	18	3.6	15%	6%	17%	50%	27%	19%
福岡県	79	106	89	95	110	479	95.8	25	48	19	29	27	148	29.6	32%	45%	21%	31%	25%	31%
佐賀県	3	9	9	5	3	29	5.8	1	0	2	0	0	3	0.6	33%	0%	22%	0%	0%	10%
長崎県	28	32	41	40	38	179	35.8	9	5	6	5	14	39	7.8	32%	16%	15%	13%	37%	22%
熊本県	20	36	35	31	46	168	33.6	11	4	6	7	10	38	7.6	55%	11%	17%	23%	22%	23%
大分県	38	24	38	27	42	169	33.8	21	14	12	9	3	59	11.8	55%	58%	32%	33%	7%	35%
宮崎県	25	27	42	52	23	169	33.8	4	4	11	3	9	31	6.2	16%	15%	26%	6%	39%	18%
鹿児島県	34	29	30	31	63	187	37.4	2	3	5	6	10	26	5.2	6%	10%	17%	19%	16%	14%
沖縄県	25	36	27	47	42	177	35.4	1	5	5	9	8	28	5.6	4%	14%	19%	19%	19%	16%
合計	2,119	2,394	2,656	2,817	2,912	12,898	2,579.6	377	442	412	412	437	2,080	416.0	18%	18%	16%	15%	15%	16%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※1：「市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計」は、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例件数・繰越件数・監査・実施指導で判明した事例のうち、都道府県が対応した事例は除いているため、参考資料1ー2「相談・通報件数（繰越件数・監査等での判明事例含む）」とは異なる。

※2：事実確認調査を行っていない事例件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」（次年度への繰越件数）や「都道府県へ事実確認調査を依頼した件数」も含まれる。

◆「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計*
 ②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①施設従事者虐待における対象事例合計*								②調査不要と判断した件数								②/①					
	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H28	H29	H30	R01	R02	5ヶ年平均値		
北海道	126	131	119	125	111	612	122.4	4	24	4	4	4	40	8.0	3%	18%	3%	3%	4%	7%		
青森県	26	27	30	26	33	142	28.4	4	9	2	0	0	15	3.0	15%	33%	7%	0%	0%	11%		
岩手県	7	9	8	5	6	35	7.0	0	2	0	0	0	2	0.4	0%	22%	0%	0%	0%	6%		
宮城県	21	26	28	69	56	200	40.0	0	0	12	26	4	42	8.4	0%	0%	43%	38%	7%	21% ※		
秋田県	8	3	6	24	27	68	13.6	0	0	1	0	7	8	1.6	0%	0%	17%	0%	26%	12%		
山形県	7	6	7	14	12	46	9.2	1	1	0	1	1	4	0.8	14%	17%	0%	7%	8%	9%		
福島県	16	14	14	17	17	78	15.6	2	0	0	0	1	3	0.6	13%	0%	0%	0%	6%	4%		
茨城県	15	26	22	26	32	121	24.2	0	2	0	2	1	5	1.0	0%	8%	0%	8%	3%	4%		
栃木県	23	18	20	36	44	141	28.2	0	1	2	1	0	4	0.8	0%	6%	10%	3%	0%	3%		
群馬県	27	41	49	57	53	227	45.4	3	7	2	5	7	24	4.8	11%	17%	4%	9%	13%	11%		
埼玉県	100	124	135	126	128	613	122.6	0	4	2	5	3	14	2.8	0%	3%	1%	4%	2%	2% ☆		
千葉県	133	173	192	154	141	793	158.6	7	11	14	7	11	50	10.0	5%	6%	7%	5%	8%	6%		
東京都	174	241	291	293	327	1,326	265.2	15	27	37	13	36	128	25.6	9%	11%	13%	4%	11%	10%		
神奈川県	110	109	121	134	172	646	129.2	17	8	8	5	17	55	11.0	15%	7%	7%	4%	10%	9%		
新潟県	19	16	20	50	28	133	26.6	0	0	3	2	3	8	1.6	0%	0%	15%	4%	11%	6%		
富山県	10	16	19	13	18	76	15.2	1	2	0	2	0	5	1.0	10%	13%	0%	15%	0%	7%		
石川県	24	39	25	41	17	146	29.2	1	1	0	2	1	5	1.0	4%	3%	0%	5%	6%	3%		
福井県	25	21	23	24	29	122	24.4	0	0	1	0	0	1	0.2	0%	0%	4%	0%	0%	1% ☆		
山梨県	16	9	16	17	24	82	16.4	1	0	2	0	3	6	1.2	6%	0%	13%	0%	13%	7%		
長野県	47	69	54	58	49	277	55.4	4	2	4	2	4	16	3.2	9%	3%	7%	3%	8%	6%		
岐阜県	20	20	29	25	22	116	23.2	1	0	2	0	0	3	0.6	5%	0%	7%	0%	0%	3% ☆		
静岡県	46	40	46	55	61	248	49.6	6	1	3	17	1	28	5.6	13%	3%	7%	31%	2%	11%		
愛知県	105	108	157	155	200	725	145.0	4	7	13	2	25	51	10.2	4%	6%	8%	1%	13%	7%		
三重県	39	42	80	73	54	288	57.6	1	2	0	3	2	8	1.6	3%	5%	0%	4%	4%	3%		
滋賀県	49	52	61	83	62	307	61.4	0	0	0	16	3	19	3.8	0%	0%	0%	19%	5%	6%		
京都府	44	58	71	38	59	270	54.0	2	0	2	0	1	5	1.0	5%	0%	3%	0%	2%	2% ☆		
大阪府	254	276	284	341	345	1,500	300.0	9	20	9	6	17	61	12.2	4%	7%	3%	2%	5%	4%		
兵庫県	127	118	139	125	126	635	127.0	7	26	21	4	10	68	13.6	6%	22%	15%	3%	8%	11%		
奈良県	23	22	34	37	25	141	28.2	1	1	1	1	3	7	1.4	4%	5%	3%	3%	12%	5%		
和歌山県	14	6	14	10	20	64	12.8	2	2	0	0	0	4	0.8	14%	33%	0%	0%	0%	6%		
鳥取県	21	24	17	32	27	121	24.2	2	1	1	13	3	20	4.0	10%	4%	6%	41%	11%	17% ※		
島根県	15	17	18	20	27	97	19.4	3	1	1	2	3	10	2.0	20%	6%	6%	10%	11%	10%		
岡山県	28	26	34	29	45	162	32.4	1	2	7	4	1	15	3.0	4%	8%	21%	14%	2%	9%		
広島県	48	34	37	39	30	188	37.6	7	6	5	5	7	30	6.0	15%	18%	14%	13%	23%	16% ※		
山口県	36	44	39	31	31	181	36.2	1	1	1	1	1	5	1.0	3%	2%	3%	3%	3%	3%		
徳島県	11	21	8	15	17	72	14.4	0	0	0	0	0	0	0.0	0%	0%	0%	0%	0%	0% ☆		
香川県	13	31	38	46	46	174	34.8	0	1	5	3	2	11	2.2	0%	3%	13%	7%	4%	6%		
愛媛県	7	20	16	16	13	72	14.4	2	0	0	0	1	3	0.6	29%	0%	0%	0%	8%	4%		
高知県	33	18	24	10	11	96	19.2	4	0	0	0	1	5	1.0	12%	0%	0%	0%	9%	5%		
福岡県	79	106	89	95	110	479	95.8	11	27	14	19	21	92	18.4	14%	25%	16%	20%	19%	19% ※		
佐賀県	3	9	9	5	3	29	5.8	0	0	1	0	0	1	0.2	0%	0%	11%	0%	0%	3%		
長崎県	28	32	41	40	38	179	35.8	7	1	3	2	13	26	5.2	25%	3%	7%	5%	34%	15%		
熊本県	20	36	35	31	46	168	33.6	1	2	2	4	5	14	2.8	5%	6%	6%	13%	11%	8%		
大分県	38	24	38	27	42	169	33.8	19	14	12	8	3	56	11.2	50%	58%	32%	30%	7%	33% ※		
宮崎県	25	27	42	52	23	169	33.8	1	1	4	1	7	14	2.8	4%	4%	10%	2%	30%	8%		
鹿児島県	34	29	30	31	63	187	37.4	0	0	1	0	10	11	2.2	0%	0%	3%	0%	16%	6%		
沖縄県	25	36	27	47	42	177	35.4	0	1	0	4	5	10	2.0	0%	3%	0%	9%	12%	6%		
合計	2,119	2,394	2,656	2,817	2,912	12,898	2,579.6	152	218	202	192	248	1,012	202.4	7%	9%	8%	7%	9%	8%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※「市区町村における施設従事者虐待における対象事例の合計」は、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事案件数・繰越件数・監査・実施指導で判明した事例のうち、都道府県が対応した事例は除いているため、参考資料1-2「相談・通報件数（繰越件数・監査等での判明事例含む）」とは異なる。

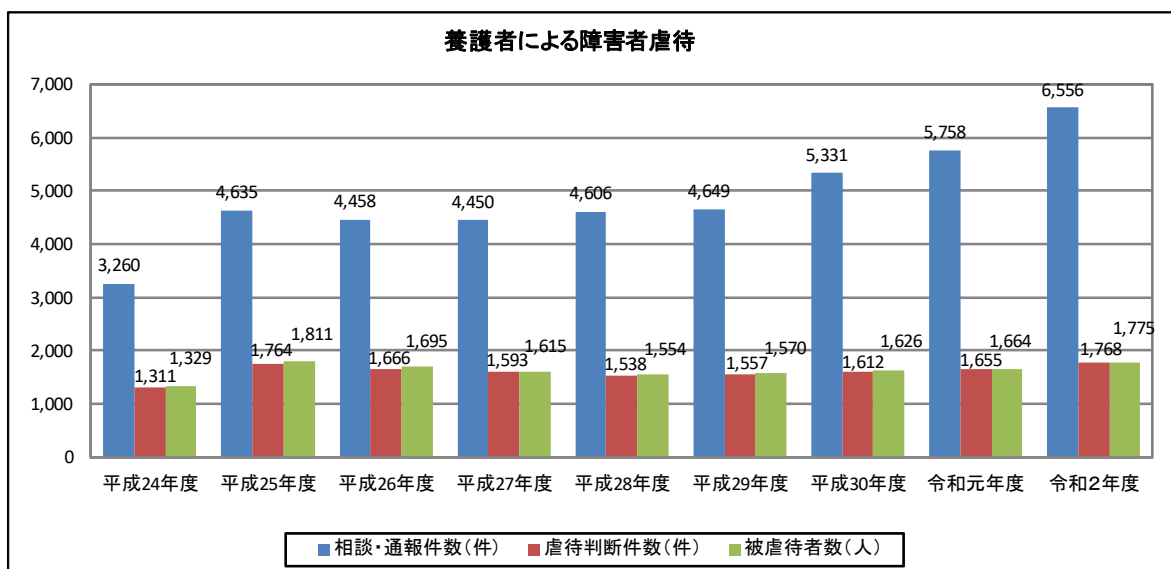
参考資料2 障害者虐待の経年比較

1. 養護者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

養護者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数 (件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556
虐待判断件数 (件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768
被虐待者数 (人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775

相談通報件数 伸び率		42.2%	-3.8%	-0.2%	3.5%	0.9%	14.7%	8.0%	13.9%
判断件数 伸び率		34.6%	-5.6%	-4.4%	-3.5%	1.2%	3.5%	2.7%	6.8%
被虐待者数 伸び率		36.3%	-6.4%	-4.7%	-3.8%	1.0%	3.6%	2.3%	6.7%
判断率	40.2%	38.1%	37.4%	35.8%	33.4%	33.5%	30.2%	28.7%	27.0%



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	養護者虐待・相談・通報対応件数									令和元年度、2年度の比較		養護者虐待・虐待判断件数									令和元年度、2年度の比較			
	平成(年度)								令和(年度)		増減数	増減率	平成(年度)								令和(年度)		増減数	増減率
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	24			25	26	27	28	29	30	元	2				
北海道	110	213	270	356	328	281	296	349	483	134	38%	34	73	69	89	70	78	84	51	47	-4	-8%		
青森県	20	23	27	45	29	45	45	27	42	15	56%	6	6	5	13	9	10	20	7	14	7	100%		
岩手県	14	18	26	23	15	16	10	21	39	18	86%	6	8	11	11	4	6	2	4	10	6	150%		
宮城県	43	80	48	70	54	46	90	110	134	24	22%	19	30	27	32	25	18	28	53	66	13	25%		
秋田県	13	15	23	17	20	17	33	21	18	-3	-14%	8	9	12	14	5	11	9	8	3	-5	-63%		
山形県	23	31	34	26	26	22	34	21	30	9	43%	11	12	14	11	8	9	13	9	10	1	11%		
福島県	37	35	44	36	64	69	38	59	91	32	54%	20	18	25	25	27	29	16	29	42	13	45%		
茨城県	39	63	66	50	60	53	60	68	64	-4	-6%	9	21	31	13	19	16	12	21	22	1	5%		
栃木県	26	19	22	24	25	34	26	36	39	3	8%	10	10	5	13	11	16	11	15	20	5	33%		
群馬県	91	100	81	57	44	54	65	47	47	0	0%	14	24	18	13	9	14	15	12	14	2	17%		
埼玉県	128	152	165	186	187	179	240	265	328	63	24%	55	65	77	83	91	69	76	85	88	3	4%		
千葉県	137	250	184	197	220	282	273	288	300	12	4%	60	82	67	84	92	133	109	110	105	-5	-5%		
東京都	236	300	306	291	308	346	347	349	371	22	6%	93	110	110	102	101	106	84	117	119	2	2%		
神奈川県	236	347	258	182	196	165	175	221	197	-24	-11%	91	114	99	83	99	93	100	97	80	-17	-18%		
新潟県	86	80	59	83	74	100	122	143	153	10	7%	49	43	37	31	28	39	38	28	52	24	86%		
富山県	40	36	28	29	37	36	34	52	40	-12	-23%	15	10	7	9	14	13	8	18	19	1	6%		
石川県	35	44	59	43	50	41	40	59	102	43	73%	18	16	19	13	19	17	13	26	33	7	27%		
福井県	23	31	22	25	28	25	34	54	36	-18	-33%	2	14	7	11	9	7	14	16	7	-9	-56%		
山梨県	39	36	24	34	22	19	22	32	39	7	22%	14	14	7	11	9	6	5	11	12	1	9%		
長野県	61	78	58	56	72	79	90	94	104	10	11%	19	31	35	19	21	36	33	44	35	-9	-20%		
岐阜県	48	34	42	34	27	29	38	60	45	-15	-25%	10	17	13	7	10	6	12	15	10	-5	-33%		
静岡県	84	128	113	79	91	93	107	129	99	-30	-23%	32	55	47	32	29	34	54	55	33	-22	-40%		
愛知県	154	224	216	250	303	339	414	452	475	23	5%	87	129	102	117	113	147	181	119	147	28	24%		
三重県	51	82	72	74	57	53	63	58	65	7	12%	11	24	34	19	22	20	26	23	25	2	9%		
滋賀県	77	124	120	109	124	146	132	153	135	-18	-12%	37	51	56	48	69	72	71	65	67	2	3%		
京都府	65	72	72	43	53	61	67	82	140	58	71%	32	54	39	27	35	40	36	40	72	32	80%		
大阪府	429	722	770	865	908	1,009	1,209	1,241	1,404	163	13%	199	297	272	257	201	188	166	188	194	6	3%		
兵庫県	133	123	179	197	185	175	233	244	427	183	75%	48	34	47	52	48	55	83	72	101	29	40%		
奈良県	29	31	33	29	45	33	35	39	38	-1	-3%	20	12	12	14	16	16	10	13	16	3	23%		
和歌山県	18	33	34	18	28	31	32	31	40	9	29%	5	12	13	10	13	10	10	15	5	50%			
鳥取県	23	33	28	20	22	21	32	30	26	-4	-13%	14	11	16	10	13	6	6	13	8	-5	-38%		
島根県	36	32	38	32	26	34	34	25	40	15	60%	20	20	20	18	14	12	10	8	10	2	25%		
岡山県	59	100	63	64	56	47	61	82	114	32	39%	23	31	28	28	23	19	12	36	47	11	31%		
広島県	93	148	120	104	94	94	95	123	109	-14	-11%	33	37	26	30	21	23	26	28	31	3	11%		
山口県	40	45	39	54	60	31	51	23	33	10	43%	15	16	16	18	11	10	20	8	9	1	13%		
徳島県	24	26	29	36	33	8	20	12	20	8	67%	7	10	8	10	9	3	4	3	7	4	133%		
香川県	22	38	38	35	45	65	79	48	35	-13	-27%	6	12	14	12	18	15	25	13	8	-5	-38%		
愛媛県	31	43	72	56	62	46	49	32	21	-11	-34%	11	12	39	28	28	24	17	6	9	3	50%		
高知県	27	24	30	34	30	22	21	26	20	-6	-23%	8	5	8	7	6	4	8	4	5	1	25%		
福岡県	82	187	170	164	198	130	156	169	153	-16	-9%	36	60	45	46	51	38	42	42	31	-11	-26%		
佐賀県	35	48	32	27	41	21	52	21	30	9	43%	5	13	4	8	17	8	9	9	12	3	33%		
長崎県	46	44	37	33	35	28	35	50	49	-1	-2%	21	22	23	30	27	8	10	25	28	3	12%		
熊本県	33	49	45	53	56	53	35	60	94	34	57%	16	13	18	19	24	16	14	15	12	-3	-20%		
大分県	29	54	36	44	34	31	45	48	56	8	17%	11	12	9	9	5	5	2	4	5	1	25%		
宮崎県	43	60	65	47	43	35	63	38	58	20	53%	8	21	18	18	15	13	20	10	8	-2	-20%		
鹿児島県	47	53	71	37	21	31	18	43	70	27	63%	9	16	19	13	5	10	7	20	22	2	10%		
沖縄県	65	127	90	82	70	74	81	123	103	-20	-16%	34	58	38	26	25	29	41	50	38	-12	-24%		
合計	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	798	14%	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	113	7%		

増加(件数)	
1	兵庫県 183
2	大阪府 163
3	北海道 134
4	埼玉県 63
5	東京都 58

減少(件数)	
1	静岡県 -30
1	神奈川県 -24
3	沖縄県 -20
4	福井県 -18
4	滋賀県 -18

増加(件数)	
1	京都府 32
2	兵庫県 29
3	愛知県 28
4	新潟県 24
5	宮城県 13
5	福島県 13

減少(件数)	
1	静岡県 -22
2	神奈川県 -17
3	沖縄県 -12
4	福岡県 -11
5	福井県 -9
5	長野県 -9

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

養護者虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数										構成割合									
	平成(年度)								令和(年度)	差 R01- R02	平成(年度)								令和(年度)	差 R01- R02
	24	25	26	27	28	29	30	元	2		24	25	26	27	28	29	30	元	2	
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	913	956	43	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	17.1%	15.9%	14.6%	-1.3%
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	259	264	5	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	4.0%	4.5%	4.0%	-0.5%
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	134	133	-1	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	2.3%	2.0%	-0.3%
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	24	13	-11	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	0.2%	-0.2%
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	198	201	3	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	3.6%	3.4%	3.1%	-0.4%
教職員	31	51	40	43	42	38	41	41	38	-3	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	-0.1%
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	843	835	-8	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	15.4%	14.6%	12.7%	-1.9%
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	863	721	-142	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	15.6%	15.0%	11.0%	-4.0%
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	17	23	6	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.1%
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	1,964	2,857	893	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	31.8%	34.1%	43.6%	9.5%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	350	357	7	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	6.5%	6.1%	5.4%	-0.6%
介護保険法に基づく居宅サ ービス事業等従事者等	-	-	121	132	116	134	110	103	87	-16	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	2.1%	1.8%	1.3%	-0.5%
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	16	13	-3	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	-0.1%
その他	212	315	230	178	216	216	186	232	232	0	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.5%	4.0%	3.5%	-0.5%
不明	80	90	51	40	61	34	29	47	42	-5	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	0.5%	0.8%	0.6%	-0.2%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	6,004	6,772	768	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	798	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

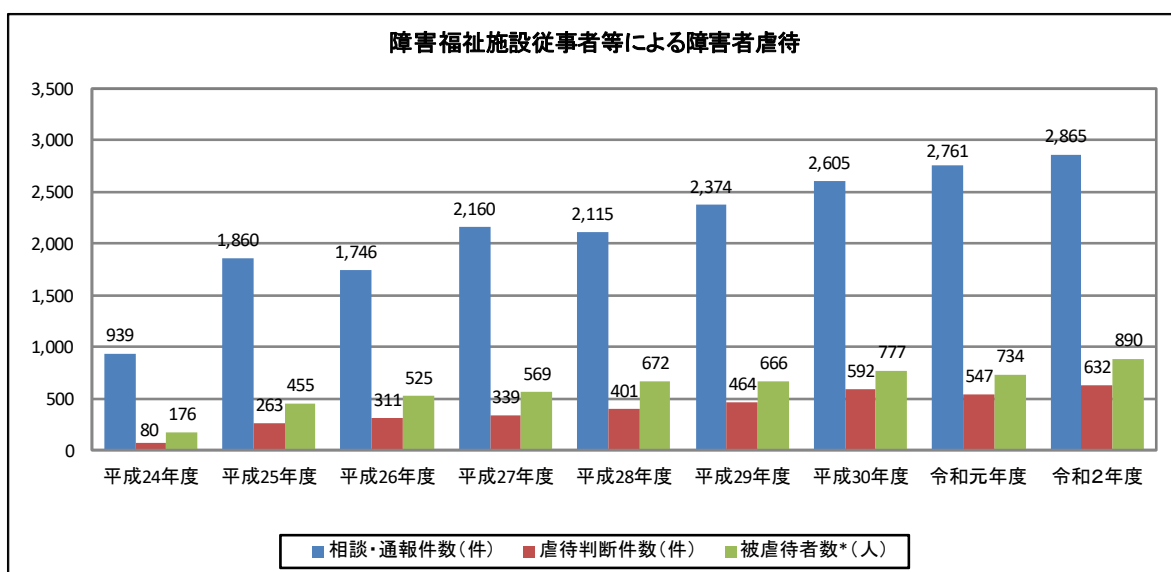
※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者による障害者虐待

(1) 相談通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

障害福祉従事者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数 (件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865
虐待判断件数 (件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632
被虐待者数* (人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890

相談通報件数 伸び率		98.1%	-6.1%	23.7%	-2.1%	12.2%	9.7%	6.0%	3.8%
判断件数 伸び率		228.8%	18.3%	9.0%	18.3%	15.7%	27.6%	-7.6%	15.5%
被虐待者数 伸び率		158.5%	15.4%	8.4%	18.1%	-0.9%	16.7%	-5.5%	21.3%
判断率	8.5%	14.1%	17.8%	15.7%	19.0%	19.5%	22.7%	19.8%	22.1%



(2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	施設従事者虐待:相談・通報対応件数									令和元年度、2年度の比較		施設従事者虐待:認定件数									令和元年度、2年度の比較	
	平成(年度)								令和(年度)		平成(年度)								令和(年度)			
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	増減数	増減率	24	25	26	27	28	29	30	元	2	増減数	増減率
北海道	39	80	71	121	122	128	111	119	108	-11	-9%	2	7	9	12	23	12	20	27	24	-3	-11%
青森県	17	23	23	25	28	24	26	22	33	11	50%	0	3	3	5	2	3	10	10	16	6	60%
岩手県	4	14	4	17	10	8	10	7	6	-1	-14%	1	0	0	1	0	1	6	0	2	2	-
宮城県	12	19	35	33	23	26	27	70	56	-14	-20%	3	4	9	6	3	5	3	6	8	2	33%
秋田県	5	4	11	13	8	4	6	22	27	5	23%	1	1	2	1	1	1	0	10	5	-5	-50%
山形県	7	7	12	12	11	7	7	14	13	-1	-7%	0	1	5	2	1	1	3	5	3	-2	-40%
福島県	3	6	13	17	17	15	14	17	17	0	0%	1	1	2	3	2	6	5	8	2	-6	-75%
茨城県	13	15	22	24	21	34	22	26	34	8	31%	2	1	3	2	2	3	0	1	11	10	1000%
栃木県	9	11	7	21	24	21	20	38	40	2	5%	2	1	0	4	6	2	7	15	7	-8	-53%
群馬県	15	14	33	45	26	42	49	57	53	-4	-7%	2	6	10	9	7	5	14	12	8	-4	-33%
埼玉県	23	34	49	47	100	127	129	118	123	5	4%	3	3	9	14	25	30	30	22	32	10	45%
千葉県	37	104	77	83	132	159	161	152	134	-18	-12%	3	19	20	16	30	36	33	34	40	6	18%
東京都	85	169	197	221	170	227	271	276	307	31	11%	7	17	26	26	21	25	45	37	58	21	57%
神奈川県	103	388	201	158	103	113	121	133	171	38	29%	8	29	15	16	26	32	25	32	44	12	38%
新潟県	7	10	5	15	17	16	22	33	28	-5	-15%	0	0	1	3	4	1	4	7	3	-4	-57%
富山県	2	2	10	5	12	18	24	16	18	2	13%	0	0	1	2	0	5	4	2	1	-1	-50%
石川県	8	16	20	36	21	39	25	31	17	-14	-45%	2	2	2	3	4	3	5	7	7	0	0%
福井県	12	24	8	24	25	21	22	24	28	4	17%	0	8	5	7	8	5	5	5	13	8	160%
山梨県	7	18	11	23	22	12	17	20	31	11	55%	0	3	1	3	2	1	3	2	7	5	250%
長野県	25	32	37	32	54	61	59	65	52	-13	-20%	3	7	6	7	6	17	15	7	12	5	71%
岐阜県	8	10	21	24	28	33	42	35	30	-5	-14%	0	1	0	1	0	3	4	1	5	4	400%
静岡県	19	38	32	27	44	39	46	59	60	1	2%	3	13	7	9	12	13	11	8	13	5	63%
愛知県	31	79	75	99	105	107	157	153	200	47	31%	5	15	16	18	31	32	48	23	51	28	122%
三重県	19	33	27	44	40	41	79	70	52	-18	-26%	1	5	4	4	3	12	21	19	18	-1	-5%
滋賀県	23	17	35	69	49	46	59	83	61	-22	-27%	1	5	9	18	5	11	21	16	14	-2	-13%
京都府	18	26	23	34	41	61	61	34	57	23	68%	4	4	9	6	10	7	18	5	13	8	160%
大阪府	89	152	147	221	240	267	274	309	322	13	4%	5	22	27	45	53	59	61	76	70	-6	-8%
兵庫県	44	63	93	101	104	113	133	121	126	5	4%	3	9	18	11	17	31	40	25	28	3	12%
奈良県	9	12	14	21	26	22	34	39	26	-13	-33%	1	2	2	4	1	6	7	10	9	-1	-10%
和歌山県	11	9	22	19	12	6	15	12	22	10	83%	2	3	5	3	0	1	4	0	4	4	-
鳥取県	10	11	21	26	18	23	18	32	27	-5	-16%	1	4	2	4	3	4	2	2	5	3	150%
島根県	9	20	21	23	8	14	18	18	27	9	50%	1	5	9	6	3	4	8	3	7	4	133%
岡山県	20	39	25	34	28	26	34	30	42	12	40%	3	4	5	5	7	5	5	2	3	1	50%
広島県	29	57	37	51	50	34	36	39	30	-9	-23%	1	10	9	7	13	8	5	4	6	2	50%
山口県	9	23	10	28	33	37	37	27	31	4	15%	0	4	1	3	8	4	6	4	7	3	75%
徳島県	11	17	28	13	12	21	8	15	17	2	13%	0	0	5	0	0	4	2	3	8	5	167%
香川県	7	17	22	9	19	34	37	46	46	0	0%	0	1	1	5	5	6	6	1	4	3	300%
愛媛県	10	21	9	15	9	20	16	16	14	-2	-13%	0	3	1	3	3	5	5	3	2	-1	-33%
高知県	8	9	7	20	33	18	24	10	11	1	10%	0	3	1	13	7	5	7	1	1	0	0%
福岡県	32	60	73	90	78	102	79	98	110	12	12%	1	4	7	6	8	14	17	14	15	1	7%
佐賀県	12	21	15	26	17	17	21	18	14	-4	-22%	1	4	5	1	2	1	6	2	2	0	0%
長崎県	21	21	38	36	29	36	48	45	38	-7	-16%	0	6	14	5	5	8	16	18	11	-7	-39%
熊本県	14	29	24	39	27	41	48	39	44	5	13%	2	7	5	7	6	12	12	7	12	5	71%
大分県	11	16	14	40	39	26	38	27	41	14	52%	1	0	1	2	5	1	5	3	4	1	33%
宮崎県	12	15	15	26	23	25	41	50	22	-28	-56%	2	5	10	5	10	5	6	27	2	-25	-93%
鹿児島県	11	32	28	32	34	26	31	31	58	27	87%	2	7	1	4	5	6	4	7	11	4	57%
沖縄県	9	23	24	21	23	37	28	45	41	-4	-9%	0	4	8	2	6	3	8	14	4	-10	-71%
合計	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	104	4%	80	263	311	339	401	464	592	547	632	85	16%

増加(件数)	
1	愛知県 47
2	神奈川県 38
3	東京都 31
4	鹿児島県 27
5	京都府 23

減少(件数)	
1	宮崎県 -28
2	滋賀県 -22
3	千葉県 -18
3	三重県 -18
5	宮城県 -14
5	石川県 -14

増加(件数)	
1	愛知県 28
2	東京都 21
3	神奈川県 12
4	茨城県 10
4	埼玉県 10

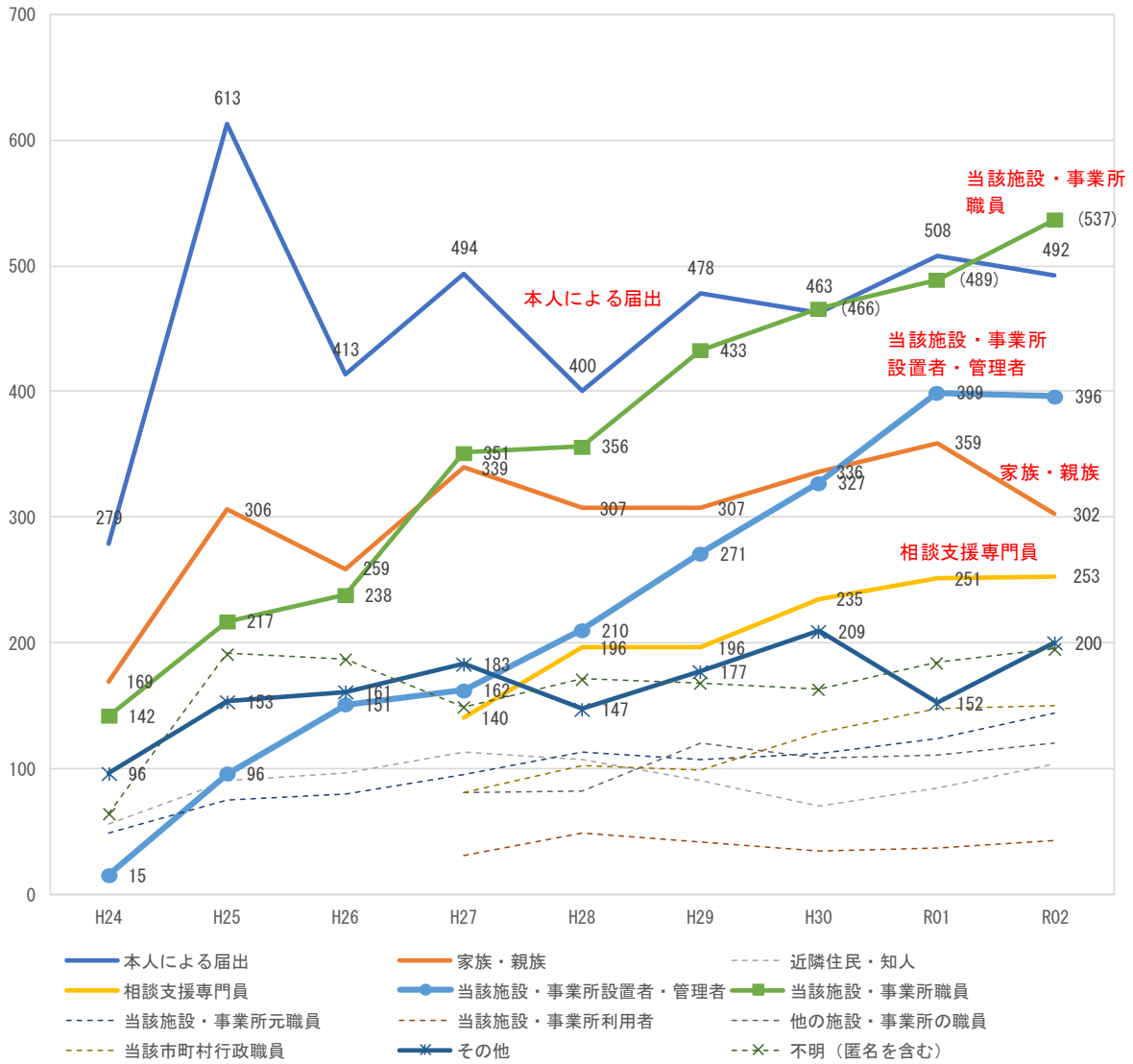
減少(件数)	
1	宮崎県 -25
2	沖縄県 -10
2	栃木県 -8
4	長崎県 -7
5	福島県 -6
5	大阪府 -6

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

施設従事者虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数										構成割合									
	平成(年度)							令和(年度)		差 R02- R01	平成(年度)							令和(年度)		差 R02- R01
	24	25	26	27	28	29	30	元	2		24	25	26	27	28	29	30	元	2	
本人による届出	279	613	413	494	400	478	463	508	492	-16	29.7%	33.0%	23.7%	22.9%	18.9%	20.1%	17.8%	18.4%	17.2%	-1.2%
家族・親族	169	306	259	339	307	307	336	359	302	-57	18.0%	16.5%	14.8%	15.7%	14.5%	12.9%	12.9%	13.0%	10.5%	-2.5%
近隣住民・知人	55	90	96	113	107	90	70	84	103	19	5.9%	4.8%	5.5%	5.2%	5.1%	3.8%	2.7%	3.0%	3.6%	0.6%
民生委員	2	1	2	4	1	0	1	1	1	0	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療機関関係者	8	18	16	25	16	28	33	34	41	7	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	0.2%
教職員	2	4	3	10	6	4	9	9	8	-1	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者等	106	156	203	-	-	-	-	-	-	-	11.3%	8.4%	11.6%	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	140	196	196	235	251	253	2	-	-	-	6.5%	9.3%	8.3%	9.0%	9.1%	8.8%	-0.3%
当該施設・事業所 設置者・管理者	15	96	151	162	210	271	327	399	396	-3	1.6%	5.2%	8.6%	7.5%	9.9%	11.4%	12.6%	14.5%	13.8%	-0.6%
当該施設・事業所職員	142	217	238	351	356	433	(466)	(489)	(537)	(48)	15.1%	11.7%	13.6%	16.3%	16.8%	18.2%	17.9%	17.7%	18.7%	1.0%
当該施設・事業所 サービス管理責任者	-	-	-	-	-	-	86	89	105	16	-	-	-	-	-	-	-	3.2%	3.7%	0.4%
当該施設・事業所 サービス提供責任者	-	-	-	-	-	-	21	7	8	1	-	-	-	-	-	-	-	0.3%	0.3%	0.0%
当該施設・事業所 児童発達支援管理責任者	-	-	-	-	-	-	15	2	10	8	-	-	-	-	-	-	-	0.1%	0.3%	0.3%
その他の当該施設・ 事業所職員	-	-	-	-	-	-	344	391	414	23	-	-	-	-	-	-	-	14.2%	14.5%	0.3%
当該施設・事業所元職員	48	75	79	95	113	107	112	124	144	20	5.1%	4.0%	4.5%	4.4%	5.3%	4.5%	4.3%	4.5%	5.0%	0.5%
当該施設・事業所利用者	-	-	-	30	48	41	34	36	42	6	-	-	-	1.4%	2.3%	1.7%	1.3%	1.3%	1.5%	0.2%
当該施設・事業所で受け入 れをしている実習生	-	-	-	3	9	3	1	3	1	-2	-	-	-	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%
他の施設・事業所の職員	-	-	-	81	82	120	108	110	120	10	-	-	-	3.8%	3.9%	5.1%	4.1%	4.0%	4.2%	0.2%
当該市町村行政職員	-	-	-	81	102	98	128	148	150	2	-	-	-	3.8%	4.8%	4.1%	4.9%	5.4%	5.2%	-0.1%
警察	21	17	19	25	17	46	29	35	32	-3	2.2%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.9%	1.1%	1.3%	1.1%	-0.2%
運営適正化委員会	6	9	12	8	8	6	5	6	6	0	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%
居宅サービス事業等従事者 等	-	-	3	10	4	4	6	4	6	2	-	-	0.2%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%
成年後見人等	-	-	-	8	6	9	9	11	14	3	-	-	-	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.1%
その他	96	153	161	183	147	177	209	152	200	48	0	0	0	8.5%	7.0%	7.5%	8.0%	5.5%	7.0%	1.5%
不明(匿名を含む)	64	191	187	149	171	168	163	184	195	11	0	0	0	6.9%	8.1%	7.1%	6.3%	6.7%	6.8%	0.1%
合計	1,013	1,946	1,842	2,311	2,306	2,586	2,744	2,947	3,043	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	104	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

(人) 施設従事者虐待：相談・通報・届出者（複数回答） ※件数の多い相談者のみ

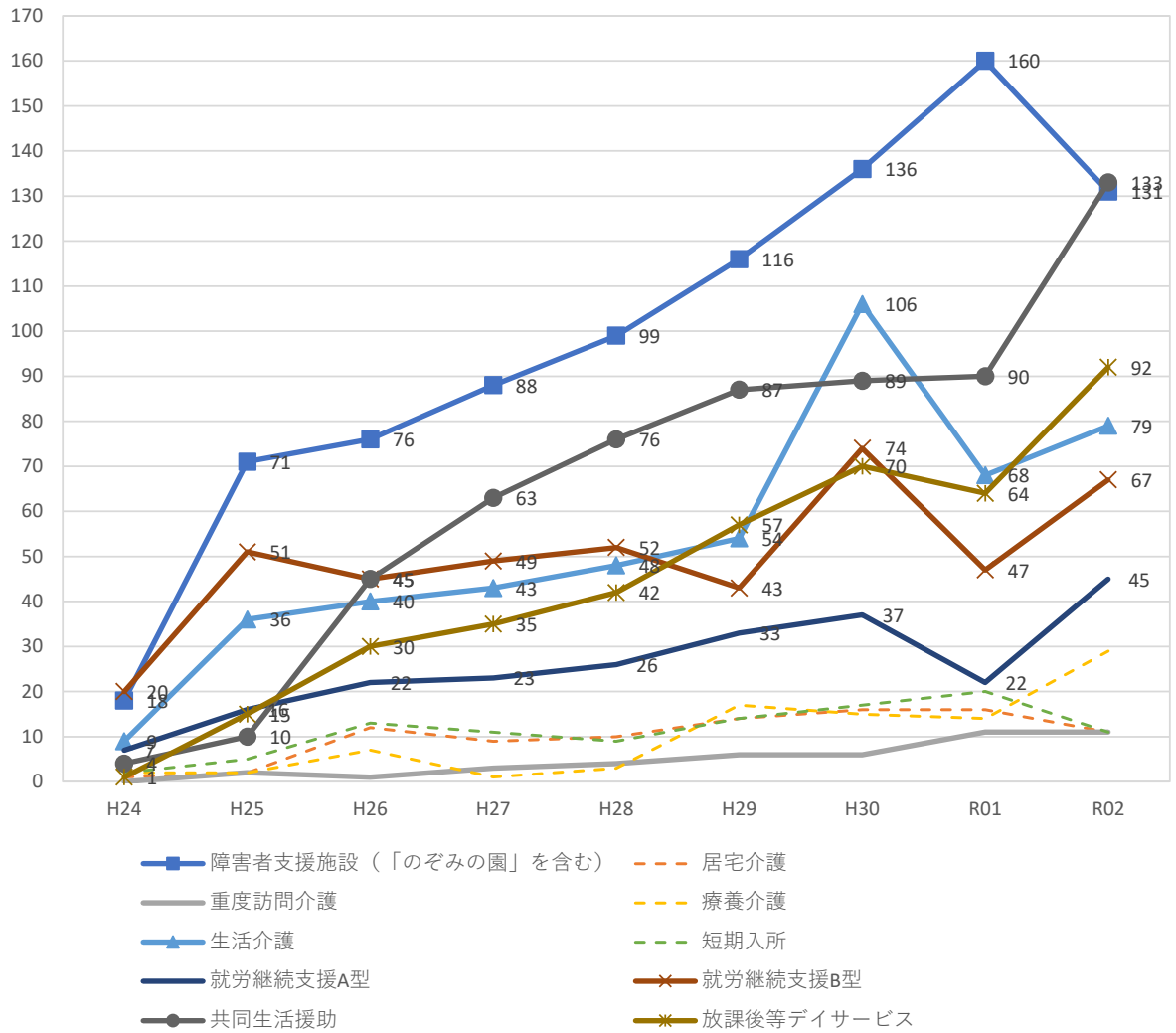


(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待判断件数の推移

施設従事者虐待 事業所種別	件数										差 R02- R01	構成割合										差 R02- R01
	平成(年度)								令和(年度)			平成(年度)								令和(年度)		
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	24		25	26	27	28	29	30	元	2			
障害者支援施設 (「のぞみの園」を含む)	18	71	76	88	99	116	136	160	131	-29	22.5%	27.0%	24.4%	26.0%	24.7%	25.0%	23.0%	29.3%	20.7%	-8.5%		
居宅介護	1	2	12	9	10	14	16	16	11	-5	1.3%	0.8%	3.9%	2.7%	2.5%	3.0%	2.7%	2.9%	1.7%	-1.2%		
重度訪問介護	0	2	1	3	4	6	6	11	11	0	0.0%	0.8%	0.3%	0.9%	1.0%	1.3%	1.0%	2.0%	1.7%	-0.3%		
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	-0.2%		
行動援護	0	1	0	0	1	0	1	2	3	1	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.5%	0.1%		
療養介護	2	2	7	1	3	17	15	14	29	15	2.5%	0.8%	2.3%	0.3%	0.7%	3.7%	2.5%	2.6%	4.6%	2.0%		
生活介護	9	36	40	43	48	54	106	68	79	11	11.3%	13.7%	12.9%	12.7%	12.0%	11.6%	17.9%	12.4%	12.5%	0.1%		
短期入所	2	5	13	11	9	14	17	20	11	-9	2.5%	1.9%	4.2%	3.2%	2.2%	3.0%	2.9%	3.7%	1.7%	-1.9%		
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	-0.2%		
自立訓練	0	1	3	1	2	4	2	1	1	0	0.0%	0.4%	1.0%	0.3%	0.5%	0.9%	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%		
就労移行支援	1	4	4	5	7	7	4	5	3	-2	1.3%	1.5%	1.3%	1.5%	1.7%	1.5%	0.7%	0.9%	0.5%	-0.4%		
就労継続支援A型	7	16	22	23	26	33	37	22	45	23	8.8%	6.1%	7.1%	6.8%	6.5%	7.1%	6.3%	4.0%	7.1%	3.1%		
就労継続支援B型	20	51	45	49	52	43	74	47	67	20	25.0%	19.4%	14.5%	14.5%	13.0%	9.3%	12.5%	8.6%	10.6%	2.0%		
自立生活援助事業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2%	-		
就労定着支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	-		
共同生活介護	10	35	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5%	13.3%	-	-	-	-	-	-	-	-		
共同生活援助	4	10	45	63	76	87	89	90	133	43	5.0%	3.8%	14.5%	18.6%	19.0%	18.8%	15.0%	16.5%	21.0%	4.6%		
一般相談支援事業及び特 定相談支援事業	0	0	1	1	2	0	2	5	2	-3	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.3%	0.9%	0.3%	-0.6%		
移動支援事業	0	3	3	2	8	3	4	8	6	-2	0.0%	1.1%	1.0%	0.6%	2.0%	0.6%	0.7%	1.5%	0.9%	-0.5%		
地域活動支援センターを 経営する事業	3	6	6	2	6	7	7	5	1	-4	3.8%	2.3%	1.9%	0.6%	1.5%	1.5%	1.2%	0.9%	0.2%	-0.8%		
福祉ホームを経営する事業	1	0	1	0	0	0	1	1	0	-1	1.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.2%		
児童発達支援	1	3	2	2	4	2	4	5	6	1	1.3%	1.1%	0.6%	0.6%	1.0%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.0%		
医療型児童発達支援	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
放課後等デイサービス	1	15	30	35	42	57	70	64	92	28	1.3%	5.7%	9.6%	10.3%	10.5%	12.3%	11.8%	11.7%	14.6%	2.9%		
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
児童相談支援事業(障害 児相談支援事業)	0	0	0	0	0	0	1	1	0	-1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.2%		
合計(=虐待判断件数)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、虐待判断件数に対するもの。

施設従事者虐待：施設・事業所種別 ※件数の多い施設・事業所のみ



(5) 職種別にみた虐待者数の推移

施設従事者虐待虐待者の職種	件数										構成割合											
	平成(年度)								令和(年度)		差 R02- R01	平成(年度)								令和(年度)		差 R02- R01
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	24		25	26	27	28	29	30	元	2			
サービス管理責任者	10	19	27	24	27	28	31	48	42	-6	11.5%	5.8%	7.5%	5.8%	5.9%	5.4%	4.9%	7.3%	5.8%	-1.5%		
管理者	11	31	36	45	35	50	60	47	70	23	12.6%	9.5%	10.1%	10.9%	7.7%	9.7%	9.5%	7.2%	9.7%	2.5%		
設置者・経営者	9	20	17	17	13	23	26	27	37	10	10.3%	6.2%	4.7%	4.1%	2.9%	4.4%	4.1%	4.1%	5.1%	1.0%		
医師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
看護職員	6	1	5	6	11	22	20	18	17	-1	6.9%	0.3%	1.4%	1.5%	2.4%	4.2%	3.2%	2.8%	2.4%	-0.4%		
生活支援員	27	142	164	183	183	229	268	275	275	0	31.0%	43.7%	45.8%	44.5%	40.1%	44.2%	42.3%	42.0%	38.2%	-3.9%		
理学療法士	0	1	0	0	0	0	0	2	0	-2	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	-0.3%		
作業療法士	0	0	1	0	0	0	0	1	0	-1	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	-0.2%		
言語聴覚士	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
職業指導員	3	16	17	15	15	20	19	19	26	7	3.4%	4.9%	4.7%	3.6%	3.3%	3.9%	3.0%	2.9%	3.6%	0.7%		
就労支援員	1	2	3	6	4	5	6	2	14	12	1.1%	0.6%	0.8%	1.5%	0.9%	1.0%	0.9%	0.3%	1.9%	1.6%		
地域生活支援員 (自立生活援助)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
就労定着支援員 (就労定着支援)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
サービス提供責任者	0	2	0	2	5	4	5	6	3	-3	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	1.1%	0.8%	0.8%	0.9%	0.4%	-0.5%		
世話人	4	16	19	31	30	23	45	50	68	18	4.6%	4.9%	5.3%	7.5%	6.6%	4.4%	7.1%	7.6%	9.4%	1.8%		
機能訓練指導員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
相談支援専門員	0	0	0	3	2	0	2	8	1	-7	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.4%	0.0%	0.3%	1.2%	0.1%	-1.1%		
介護福祉士	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地域移行支援員	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
指導員	4	7	10	28	34	22	28	20	16	-4	4.6%	2.2%	2.8%	6.8%	7.5%	4.2%	4.4%	3.1%	2.2%	-0.8%		
保育士	0	1	4	2	5	1	8	5	12	7	0.0%	0.3%	1.1%	0.5%	1.1%	0.2%	1.3%	0.8%	1.7%	0.9%		
児童発達支援管理責任者	0	3	1	8	6	9	9	15	17	2	0.0%	0.9%	0.3%	1.9%	1.3%	1.7%	1.4%	2.3%	2.4%	0.1%		
機能訓練担当職員	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
児童指導員	0	3	2	1	3	18	22	24	32	8	0.0%	0.9%	0.6%	0.2%	0.7%	3.5%	3.5%	3.7%	4.4%	0.8%		
栄養士	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%		
調理員	0	1	0	0	0	1	1	2	1	-1	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	-0.2%		
訪問支援員	0	3	0	4	1	1	1	4	2	-2	-	-	-	1.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.6%	0.3%	-0.3%		
居宅介護従業者 (居宅介護従事者)	1	0	5	4	7	11	10	9	3	-6	1.1%	0.0%	1.4%	1.0%	1.5%	2.1%	1.6%	1.4%	0.4%	-1.0%		
重度訪問介護従業者 (重度訪問介護従事者)	0	2	0	2	3	4	3	6	9	3	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	0.7%	0.8%	0.5%	0.9%	1.3%	0.3%		
行動援護従業者 (行動援護従事者)	0	1	0	1	7	0	0	2	4	2	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	1.5%	0.0%	0.0%	0.3%	0.6%	0.2%		
同行援護従業者	-	-	-	0	2	0	0	0	0	0	-	-	-	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
その他従事者	11	53	46	25	52	37	65	59	61	2	12.6%	16.3%	12.8%	6.1%	11.4%	7.1%	10.3%	9.0%	8.5%	-0.5%		
不明	-	-	-	3	11	10	5	5	9	4	-	-	-	0.7%	2.4%	1.9%	0.8%	0.8%	1.3%	0.5%		
合計	87	325	358	411	456	518	634	654	720	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、虐待者が特定された人数(合計)に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

①市区町村による指導等の実施状況（経年比較）

(件数)

		平成(年度)							令和(年度)		差 R02-R01
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	38	142	187	231	283	292	389	324	397	73
	改善計画の提出依頼	21	100	127	156	179	228	309	271	362	91
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	28	65	67	126	134	116	175	161	195	34

②障害者総合支援等の規定による権限行使等（経年比較）

(件数)

		平成(年度)							令和(年度)		差 R02-R01
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	
障害者総合支援法又は 児童福祉法による権限 の行使	報告徴収、出頭要請、質問、 立入検査	56	151	188	180	184	186	191	182	125	-57
	改善勧告	10	25	33	60	45	37	38	31	38	7
	公表	0	0	0	2	1	2	1	1	5	4
	改善命令	0	0	6	0	1	0	1	2	4	2
	指定の効力の全部・一部停止	0	4	8	4	3	5	8	11	8	-3
	指定取消	0	0	0	3	7	1	3	3	5	2
	合計	66	180	235	249	241	231	242	230	185	-45
都道府県・指定・中核市 等による指導	一般指導	52	162	163	211	190	189	266	253	200	-53

③当該施設等における改善措置の取組状況（経年比較、複数回答）

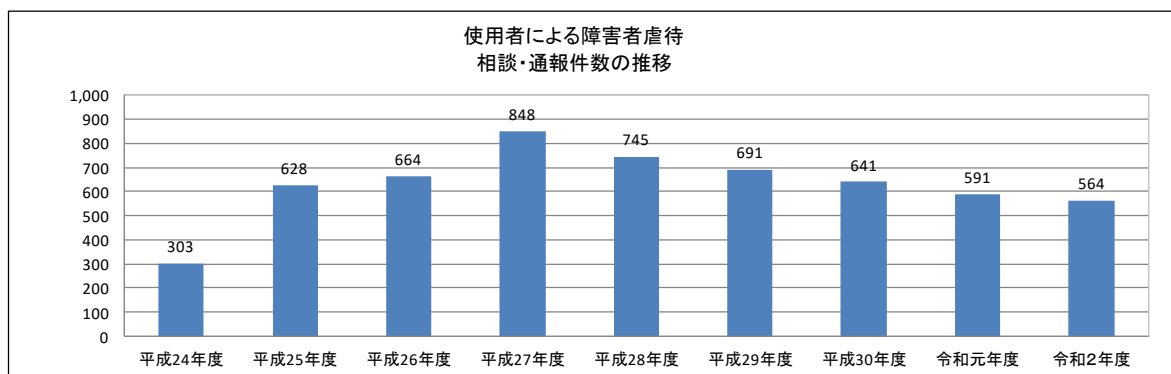
(件数)

		平成(年度)							令和(年度)		差 R02-R01
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	
当該施設等における改 善措置	施設・事業所等からの改善計 画の提出	54	216	250	319	286	359	469	433	482	49
	勧告・命令等への対応	7	31	46	48	46	21	29	36	28	-8

3. 使用者による障害者虐待

(1) 相談・通報件数の推移

使用者虐待	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数 (件)	303	628	664	848	745	691	641	591	564



(2) 相談・通報・届出者の経年比較 (複数回答)

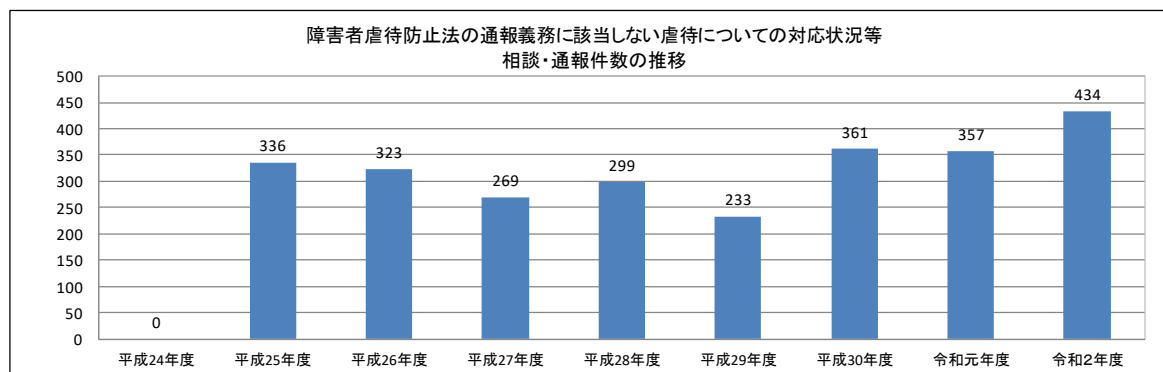
	件数										構成割合											
	平成(年度)								令和(年度)		差 R02- R01	平成(年度)								令和(年度)		差 R02- R01
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	24		25	26	27	28	29	30	元	2			
本人による届出	145	302	232	305	263	273	260	263	258	-5	47.9%	48.1%	34.9%	36.0%	35.4%	39.5%	40.6%	44.5%	45.7%	1.2%		
家族・親族	48	83	89	89	75	77	63	53	50	-3	15.8%	13.2%	13.4%	10.5%	10.1%	11.1%	9.8%	9.0%	8.9%	-0.1%		
近隣住民・知人	31	22	22	20	18	23	18	17	18	1	10.2%	3.5%	3.3%	2.4%	2.4%	3.3%	2.8%	2.9%	3.2%	0.3%		
民生委員	2	1	1	1	0	0	0	1	0	-1	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	-0.2%		
医療機関関係者	3	2	4	3	3	5	5	6	4	-2	1.0%	0.3%	0.6%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%	1.0%	0.7%	-0.3%		
教職員	1	6	3	1	2	1	0	2	0	-2	0.3%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	-0.3%		
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	36	63	77	77	59	92	68	61	92	31	11.9%	10.0%	11.6%	9.1%	7.9%	13.3%	10.6%	10.3%	16.3%	6.0%		
就業・生活支援センター	-	-	-	-	16	15	10	18	12	-6	-	-	-	-	2.2%	2.2%	1.6%	3.0%	2.1%	-0.9%		
職場の同僚	20	24	18	32	35	25	19	19	26	7	6.6%	3.8%	2.7%	3.8%	4.7%	3.6%	3.0%	3.2%	4.6%	1.4%		
当該事業所管理者	2	2	7	6	7	4	5	5	5	0	0.7%	0.3%	1.1%	0.7%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	0.0%		
警察	4	5	3	11	3	10	4	2	5	3	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	0.4%	1.4%	0.6%	0.3%	0.9%	0.5%		
当該市区町村行政職員	7	14	14	28	18	19	24	39	29	-10	2.3%	2.2%	4.5%	3.3%	2.4%	2.7%	3.7%	6.6%	5.1%	-1.5%		
居宅サービス事業等従事者等	-	-	1	2	0	0	1	0	0	0	-	-	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%		
その他	39	129	199	290	253	149	174	141	88	-53	12.9%	20.5%	64.0%	34.2%	34.1%	21.6%	27.1%	23.9%	15.6%	-8.3%		
不明	23	24	22	24	36	20	9	20	43	23	7.6%	3.8%	7.1%	2.8%	4.8%	2.9%	1.4%	3.4%	7.6%	4.2%		
合計	361	677	692	889	788	713	660	647	630	-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
相談・通報件数	303	628	664	848	745	691	641	591	564	-27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数の推移

障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数 (件)	-	336	323	269	299	233	361	357	434



(2) 該当機関別に見た相談・通報件数の推移

	件数										構成割合									
	平成(年度)								令和(年度)		差 R02- R01	平成(年度)						令和(年度)		差 R02- R01
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	24		25	26	27	28	29	30	元	2	
学校	-	40	30	19	26	24	32	28	31	3	-	11.9%	9.3%	7.1%	8.7%	10.3%	8.9%	7.8%	7.1%	-0.7%
保育所等	-	8	2	1	6	1	4	3	2	-1	-	2.4%	0.6%	0.4%	2.0%	0.4%	1.1%	0.8%	0.5%	-0.4%
医療機関	-	88	80	80	65	68	68	65	97	32	-	26.2%	24.8%	29.7%	21.7%	29.2%	18.8%	18.2%	22.4%	4.1%
官公署	-	37	40	36	20	32	81	67	68	1	-	11.0%	12.4%	13.4%	6.7%	13.7%	22.4%	18.8%	15.7%	-3.1%
その他	-	145	152	114	145	99	162	169	205	36	-	43.2%	47.1%	42.4%	48.5%	42.5%	44.9%	47.3%	47.2%	-0.1%
不明	-	18	19	19	37	9	14	25	31	6	-	5.4%	5.9%	7.1%	12.4%	3.9%	3.9%	7.0%	7.1%	0.1%
合計	-	336	323	269	299	233	361	357	434	77	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

5. 体制整備状況

(1) 市区町村

【障害者虐待防止センターの設置状況】

			平成(年度)							令和(年度)		差 R02- R01
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	
障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,443	1,375	1,370	1,362	1,360	1,356	1,348	1,344	1,345	1
		構成割合	83.0%	79.1%	78.9%	78.4%	78.3%	78.1%	77.6%	77.4%	77.4%	0.0%
	委託のみ	市町村数	113	146	154	163	170	169	178	181	196	15
		構成割合	6.5%	8.4%	8.9%	9.4%	9.8%	9.7%	10.2%	10.4%	11.3%	0.9%
	直営と委託の両方	市町村数	182	217	213	212	207	211	211	212	196	-16
		構成割合	10.5%	12.5%	12.2%	12.2%	11.9%	12.1%	12.1%	12.2%	11.3%	-0.9%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。

【市区町村における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			平成(年度)							令和(年度)		差 R02- R01
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,509	1,326	1,441	1,434	1,422	1,397	1,399	1,404	1,387	-17	
	構成割合	86.8%	76.3%	83.0%	82.6%	81.9%	80.4%	80.5%	80.8%	79.9%	-1.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	493	552	592	576	595	1,214	1,262	1,309	1,319	10	
	構成割合	28.4%	31.8%	34.1%	33.2%	34.3%	69.9%	72.7%	75.4%	75.9%	0.6%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,250	1,235	1,256	1,253	1,260	1,238	1,258	1,226	1,153	-73	
	構成割合	71.9%	71.1%	72.3%	72.1%	72.5%	71.3%	72.4%	70.6%	66.4%	-4.2%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	1,118	986	898	895	875	814	781	769	744	-25	
	構成割合	64.3%	56.7%	51.7%	51.5%	50.4%	46.9%	45.0%	44.3%	42.8%	-1.4%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	980	952	937	948	952	879	883	886	861	-25	
	構成割合	56.4%	54.8%	53.9%	54.6%	54.8%	50.6%	50.8%	51.0%	49.6%	-1.4%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	—	524	568	629	657	639	626	639	661	22	
	構成割合	—	30.1%	32.7%	36.2%	37.8%	36.8%	36.0%	36.8%	38.1%	1.3%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町村数	770	833	879	918	962	981	981	994	1,018	24	
	構成割合	44.3%	47.9%	50.6%	52.8%	55.4%	56.5%	56.5%	57.2%	58.6%	1.4%	
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	751	830	879	905	922	923	947	991	1,032	41	
	構成割合	43.2%	47.8%	50.6%	52.1%	53.1%	53.1%	54.5%	57.1%	59.4%	2.4%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	—	548	645	667	733	751	763	778	823	45
		構成割合	—	31.5%	37.1%	38.4%	42.2%	43.2%	43.9%	44.8%	47.4%	2.6%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	—	365	423	474	513	536	549	557	582	25
		構成割合	—	21.0%	24.4%	27.3%	29.5%	30.9%	31.6%	32.1%	33.5%	1.4%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

		平成(年度)							令和(年度)		差 R02- R01	
		24	25	26	27	28	29	30	元	2		
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	549	550	550	535	547	521	505	491	476	-15	
	構成割合	31.6%	31.6%	31.7%	30.8%	31.5%	30.0%	29.1%	28.3%	27.4%	-0.9%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	800	799	789	776	742	704	704	691	683	-8	
	構成割合	46.0%	46.0%	45.4%	44.7%	42.7%	40.5%	40.5%	39.8%	39.3%	-0.5%	
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	656	779	848	917	-	-	-	-	-	-	
	構成割合	37.7%	44.8%	48.8%	52.8%	-	-	-	-	-	-	
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町村数	-	-	-	-	692	715	728	747	795	48	
	構成割合	-	-	-	-	39.8%	41.2%	41.9%	43.0%	45.8%	2.8%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	708	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	構成割合	40.7%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
マニュアルの作成	市町村数	-	549	586	621	657	667	663	677	680	3	
	構成割合	-	31.6%	33.7%	35.8%	37.8%	38.4%	38.2%	39.0%	39.1%	0.2%	
業務指針の作成	市町村数	-	366	370	389	404	406	409	420	419	-1	
	構成割合	-	21.1%	21.3%	22.4%	23.3%	23.4%	23.5%	24.2%	24.1%	-0.1%	
対応フロー図の作成	市町村数	-	639	662	717	738	738	737	752	745	-7	
	構成割合	-	36.8%	38.1%	41.3%	42.5%	42.5%	42.4%	43.3%	42.9%	-0.4%	
事例集の作成	市町村数	-	68	85	110	104	107	103	105	105	0	
	構成割合	-	3.9%	4.9%	6.3%	6.0%	6.2%	5.9%	6.0%	6.0%	0.0%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	548	591	651	704	746	769	824	845	850	5	
	構成割合	31.5%	34.0%	37.5%	40.5%	42.9%	44.3%	47.4%	48.6%	48.9%	0.3%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	-	397	432	465	500	501	517	538	531	-7
		構成割合	-	22.8%	24.9%	26.8%	28.8%	28.8%	29.8%	31.0%	30.6%	-0.4%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	-	365	406	447	484	487	512	524	530	6
		構成割合	-	21.0%	23.4%	25.7%	27.9%	28.0%	29.5%	30.2%	30.5%	0.3%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	-	267	312	344	368	362	384	395	407	12
		構成割合	-	15.4%	18.0%	19.8%	21.2%	20.8%	22.1%	22.7%	23.4%	0.7%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	-	271	309	361	385	387	402	407	401	-6	
	構成割合	-	15.6%	17.8%	20.8%	22.2%	22.3%	23.1%	23.4%	23.1%	-0.3%	
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	577	607	715	752	775	502	415	444	474	30	
	構成割合	33.2%	34.9%	41.2%	43.3%	44.6%	28.9%	23.9%	25.6%	27.3%	1.7%	

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

(2) 都道府県

【障害者権利擁護センターの設置状況】

			平成						令和(年度)		差 R02- R01	
			24	25	26	27	28	29	30	元		2
障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	都道府県数	29	31	30	30	29	30	30	30	30	0
		構成割合	61.7%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	63.8%	63.8%	63.8%	63.8%	0.0%
	委託のみ	都道府県数	9	8	11	10	10	10	11	12	11	-1
		構成割合	19.1%	17.0%	23.4%	21.3%	21.3%	21.3%	23.4%	25.5%	23.4%	-2.1%
	直営と委託の両方	都道府県数	9	8	6	7	8	7	6	5	6	1
		構成割合	19.1%	17.0%	12.8%	14.9%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	12.8%	2.1%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

【都道府県における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			平成(年度)						令和(年度)		差 R02- R01
			24	25	26	27	28	29	30	元	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	47	47	47	47	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	29	31	32	33	35	2
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	66.0%	68.1%	70.2%	74.5%	4.3%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	47	46	46	45	-1
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	97.9%	95.7%	-2.1%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	36	33	34	32	33	1
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	70.2%	72.3%	68.1%	70.2%	2.1%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	47	45	45	45	46	1
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	95.7%	95.7%	95.7%	97.9%	2.1%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	—	3	0	5	6	6	6	7	7	0
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	12.8%	12.8%	14.9%	14.9%	0.0%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	36	33	33	35	34	31	30	30	29	-1
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	-2.1%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	30	28	30	31	30	30	28	28	0
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	63.8%	63.8%	59.6%	59.6%	0.0%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	45	46	44	41	39	38	37	38	1
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	83.0%	80.9%	78.7%	80.9%	2.1%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	19	19	20	18	16	16	14	15	1
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	34.0%	34.0%	29.8%	31.9%	2.1%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

		平成(年度)								令和(年度)		差 R02- R01
		24	25	26	27	28	29	30	元	2		
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備	都道府県数	38	40	42	42	44	43	43	42	44	2	
	構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	91.5%	91.5%	89.4%	93.6%	4.3%	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備	都道府県数	41	40	43	44	44	45	46	46	47	1	
	構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	95.7%	97.9%	97.9%	100.0%	2.1%	
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	33	30	33	34	33	34	36	36	39	3	
	構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	72.3%	76.6%	76.6%	83.0%	6.4%	
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	—	—	—	—	—	—	2	1	2	1	
	構成割合	—	—	—	—	—	—	4.3%	2.1%	4.3%	2.1%	
虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	—	24	27	29	31	28	26	23	22	-1	
	構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	66.0%	59.6%	55.3%	48.9%	46.8%	-2.1%	
	都道府県数	—	23	23	24	25	23	20	18	17	-1	
	構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	53.2%	48.9%	42.6%	38.3%	36.2%	-2.1%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	都道府県数	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	構成割合	63.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
マニュアルの作成	都道府県数	—	22	25	25	25	25	28	26	25	-1	
	構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	53.2%	59.6%	55.3%	53.2%	-2.1%	
業務指針の作成	都道府県数	—	17	16	17	16	15	17	17	16	-1	
	構成割合	—	36.2%	34.0%	36.2%	34.0%	31.9%	36.2%	36.2%	34.0%	-2.1%	
対応フロー図の作成	都道府県数	—	31	29	28	33	34	31	30	28	-2	
	構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	70.2%	72.3%	66.0%	63.8%	59.6%	-4.3%	
事例集の作成	都道府県数	—	7	9	13	16	16	15	15	16	1	
	構成割合	—	14.9%	19.1%	27.7%	34.0%	34.0%	31.9%	31.9%	34.0%	2.1%	
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	25	22	24	27	26	29	28	29	30	1	
	構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	61.7%	59.6%	61.7%	63.8%	2.1%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	11	12	13	12	12	11	13	15	2
		構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	25.5%	25.5%	23.4%	27.7%	31.9%	4.3%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	15	14	15	14	16	14	16	15	-1
		構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	29.8%	34.0%	29.8%	34.0%	31.9%	-2.1%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	13	12	14	13	15	13	15	15	0
		構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	27.7%	31.9%	27.7%	31.9%	31.9%	0.0%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	—	10	10	12	12	14	12	14	15	1
		構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	25.5%	29.8%	25.5%	29.8%	31.9%	2.1%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

参考資料3 平成28年度～令和2年度の5ヶ年の調査結果を用いた集計

ここでは、養護者虐待に関する平成28年度から令和2年度の5ヵ年分のデータを用いて養護者虐待に関する「被虐待者の基本属性別有意差分析」のクロス集計を行った。

集計結果表を以下に示す。

被虐待者の基本属性別有意差分析（その1 性別・年齢別）※5カ年データ

	全体	性別			年齢								有意差	
		男性	女性	有意差	中学生以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上			
全体	8,189 100%	2,967 100%	5,222 100%		87 100%	599 100%	1,734 100%	1,357 100%	1,765 100%	1,654 100%	984 100%			
虐待の類型	身体的虐待	5,186 63.3%	1,724 58.1%	3,462 66.3%	***	56 64.4%	346 57.8%	996 57.4%	866 63.8%	1,150 65.2%	1,098 66.4%	670 68.1%	***	
	性的虐待	304 3.7%	12 0.4%	292 5.6%	***	3 3.4%	68 11.4%	105 6.1%	57 4.2%	46 2.6%	16 1.0%	9 0.9%	(***)	
	心理的虐待	2,518 30.7%	869 29.3%	1,649 31.6%	*	25 28.7%	203 33.9%	551 31.8%	420 31.0%	539 30.5%	483 29.2%	294 29.9%		
	放棄、放置(ネグレクト)	1,209 14.8%	554 18.7%	655 12.5%	***	23 26.4%	121 20.2%	248 14.3%	168 12.4%	269 15.2%	227 13.7%	152 15.4%	***	
	経済的虐待	1,704 20.8%	736 24.8%	968 18.5%	***	0 0.0%	59 9.8%	446 25.7%	273 20.1%	327 18.5%	383 23.2%	215 21.8%	***	
虐待者の続柄	父	2,191 26.8%	1,034 34.9%	1,157 22.2%	***	34 39.1%	272 45.4%	666 38.4%	489 36.0%	481 27.3%	216 13.1%	33 3.4%	***	
	母	2,078 25.4%	831 28.0%	1,247 23.9%	***	54 62.1%	297 49.6%	759 43.8%	410 30.2%	342 19.4%	180 10.9%	34 3.5%	***	
	夫	1,170 14.3%	34 1.1%	1,136 21.8%		0 0.0%	1 0.2%	85 4.9%	178 13.1%	345 19.5%	341 20.6%	219 22.3%	***	
	妻	187 2.3%	177 6.0%	10 0.2%		0 0.0%	1 0.2%	7 0.4%	11 0.8%	47 2.7%	67 4.1%	54 5.5%	(***)	
	息子	364 4.4%	69 2.3%	291 5.6%	***	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	2 0.1%	42 2.4%	153 9.3%	160 16.3%	(***)	
	娘	156 1.9%	22 0.7%	134 2.6%	***	0 0.0%	0 0.0%	5 0.3%	3 0.2%	14 0.8%	68 4.1%	66 6.7%	(***)	
	息子の配偶者(嫁)	13 0.2%	3 0.1%	10 0.2%		0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	9 0.9%	(***)	
	娘の配偶者(婿)	10 0.1%	3 0.1%	7 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	8 0.8%	(***)	
	兄弟	1,185 14.5%	529 17.8%	642 12.3%	***	1 1.1%	31 5.2%	126 7.3%	144 10.6%	279 15.8%	354 21.4%	236 24.0%	***	
	姉妹	499 6.1%	184 6.2%	306 5.9%		0 0.0%	6 1.0%	52 3.0%	59 4.3%	141 8.0%	155 9.4%	76 7.7%	***	
	祖父	30 0.4%	10 0.3%	20 0.4%		3 3.4%	6 1.0%	18 1.0%	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	(***)
	祖母	43 0.5%	16 0.5%	27 0.5%		1 1.1%	9 1.5%	26 1.5%	4 0.3%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	(***)
	その他	1,060 12.9%	350 11.8%	649 12.4%		4 4.6%	42 7.0%	190 11.0%	193 14.2%	209 11.8%	213 12.9%	144 14.6%	***	
	不明	13 0.16%	4 0.13%	9 0.17%		0 0.00%	1 0.17%	4 0.23%	2 0.15%	3 0.17%	2 0.12%	1 0.10%		
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1,683 20.6%	614 20.7%	1,057 20.2%		14 16.1%	85 14.2%	305 17.6%	289 21.3%	357 20.2%	386 23.3%	234 23.8%	***	
	虐待者の知識や情報の不足	2,058 25.1%	756 25.5%	1,266 24.2%		20 23.0%	152 25.4%	426 24.6%	351 25.9%	445 25.2%	381 23.0%	245 24.9%		
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	675 8.2%	216 7.3%	452 8.7%	*	5 5.7%	39 6.5%	156 9.0%	111 8.2%	141 8.0%	127 7.7%	89 9.0%		
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1,413 17.3%	556 18.7%	837 16.0%	**	17 19.5%	89 14.9%	277 16.0%	239 17.6%	289 16.4%	275 16.6%	207 21.0%	*	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	696 8.5%	233 7.9%	460 8.8%		3 3.4%	81 13.5%	154 8.9%	111 8.2%	124 7.0%	140 8.5%	80 8.1%	***	
	虐待者が虐待と認識していない	3,769 46.0%	1,400 47.2%	2,287 43.8%	**	30 34.5%	285 47.6%	832 48.0%	657 48.4%	786 44.5%	690 41.7%	404 41.1%	***	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1,325 16.2%	411 13.9%	907 17.4%	***	22 25.3%	119 19.9%	271 15.6%	182 13.4%	288 16.3%	263 15.9%	173 17.6%	**	
	虐待者側のその他の要因	898 11.0%	332 11.2%	558 10.7%		4 4.6%	58 9.7%	159 9.2%	126 9.3%	218 12.4%	218 13.2%	105 10.7%	***	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2,166 26.5%	798 26.9%	1,365 26.1%		28 32.2%	123 20.5%	420 24.2%	347 25.6%	479 27.1%	462 27.9%	300 30.5%	***	
	被虐待者の行動障害	1,297 15.8%	585 19.7%	711 13.6%	***	20 23.0%	119 19.9%	322 18.6%	249 18.3%	277 15.7%	189 11.4%	119 12.1%	***	
	被虐待者側のその他の要因	1,191 14.5%	375 12.6%	814 15.6%	***	9 10.3%	74 12.4%	226 13.0%	197 14.5%	273 15.5%	276 16.7%	133 13.5%	*	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	3,618 44.2%	1,226 41.3%	2,370 45.4%	***	19 21.8%	266 44.4%	751 43.3%	605 44.6%	784 44.4%	750 45.3%	417 42.4%	**	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1,590 19.4%	628 21.2%	946 18.1%	***	8 9.2%	100 16.7%	395 22.8%	260 19.2%	301 17.1%	315 19.0%	192 19.5%	***	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1,230 15.0%	454 15.3%	771 14.8%		19 21.8%	109 18.2%	251 14.5%	203 15.0%	250 14.2%	259 15.7%	134 13.6%		
	家庭におけるその他の要因	496 6.1%	183 6.2%	310 5.9%		12 13.8%	49 8.2%	104 6.0%	66 4.9%	118 6.7%	92 5.6%	51 5.2%	**	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）※5カ年データ

	全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
		該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体	8,189 100%	1,593 100%	6,596 100%		4,296 100%	3,893 100%		2,986 100%	5,203 100%		253 100%	7,936 100%		97 100%	8,092 100%	
虐待の種類	身体的虐待	5,186 63.3%	1,046 65.7%	4,140 62.8%	*	2,536 59.0%	2,650 68.1%	***	2,034 68.1%	3,152 60.6%	***	149 58.9%	5,037 63.5%		54 55.7%	5,132 63.4%
	性的虐待	304 3.7%	25 1.6%	279 4.2%	***	229 5.3%	75 1.9%	***	74 2.5%	230 4.4%	***	7 2.8%	297 3.7%		1 1.0%	303 3.7%
	心理的虐待	2,518 30.7%	466 29.3%	2,052 31.1%		1,173 27.3%	1,345 34.5%	***	1,045 35.0%	1,473 28.3%	***	128 50.6%	2,390 30.1%	***	39 40.2%	2,479 30.6%
	放棄、放置(ネグレクト)	1,209 14.8%	323 20.3%	886 13.4%	***	725 16.9%	484 12.4%	***	314 10.5%	895 17.2%	***	28 11.1%	1,181 14.9%		30 30.9%	1,179 14.6%
	経済的虐待	1,704 20.8%	298 18.7%	1,406 21.3%	*	1,079 25.1%	625 16.1%	***	503 16.8%	1,201 23.1%	***	25 9.9%	1,679 21.2%	***	12 12.4%	1,692 20.9%
虐待者の続柄	父	2,191 26.8%	327 20.5%	1,864 28.3%	***	1,412 32.9%	779 20.0%	***	648 21.7%	1,543 29.7%	***	104 41.1%	2,087 26.3%	***	13 13.4%	2,178 26.9%
	母	2,078 25.4%	401 25.2%	1,677 25.4%		1,459 34.0%	619 15.9%	***	493 16.5%	1,585 30.5%	***	78 30.8%	2,000 25.2%	*	22 22.7%	2,056 25.4%
	夫	1,170 14.3%	271 17.0%	899 13.6%	***	213 5.0%	957 24.6%	***	711 23.8%	459 8.8%	***	24 9.5%	1,146 14.4%	*	30 30.9%	1,140 14.1%
	妻	187 2.3%	82 5.1%	105 1.6%	***	13 0.3%	174 4.5%	***	94 3.1%	93 1.8%	***	3 1.2%	184 2.3%		9 9.3%	178 2.2%
	息子	364 4.4%	123 7.7%	241 3.7%	***	39 0.9%	325 8.3%	***	202 6.8%	162 3.1%	***	3 1.2%	361 4.5%	*	9 9.3%	355 4.4%
	娘	156 1.9%	57 3.6%	99 1.5%	***	24 0.6%	132 3.4%	***	85 2.8%	71 1.4%	***	2 0.8%	154 1.9%		3 3.1%	153 1.9%
	息子の配偶者(嫁)	13 0.2%	6 0.4%	7 0.1%	(*)	3 0.1%	10 0.3%	*	3 0.1%	10 0.2%		0 0.0%	13 0.2%		1 1.0%	12 0.1%
	娘の配偶者(婿)	10 0.1%	6 0.4%	4 0.1%	(**)	0 0.0%	10 0.3%	(***)	4 0.1%	6 0.1%		0 0.0%	10 0.1%		0 0.0%	10 0.1%
	兄弟	1,185 14.5%	199 12.5%	986 14.9%	*	649 15.1%	536 13.8%		449 15.0%	736 14.1%		19 7.5%	1,166 14.2%	**	3 3.1%	1,182 14.6%
	姉妹	499 6.1%	110 6.9%	389 5.9%		303 7.1%	196 5.0%	***	140 4.7%	359 6.9%	***	7 2.8%	492 6.2%	*	7 7.2%	492 6.1%
	祖父	30 0.4%	2 0.1%	28 0.4%		19 0.4%	11 0.3%		10 0.3%	20 0.4%		3 1.2%	27 0.3%	(*)	1 1.0%	29 0.4%
	祖母	43 0.5%	5 0.3%	38 0.6%		34 0.8%	9 0.2%	***	7 0.2%	36 0.7%	**	3 1.2%	40 0.5%		0 0.0%	43 0.5%
	その他	1,060 12.9%	144 9.0%	916 13.9%	***	562 13.1%	498 12.8%		355 11.9%	705 13.5%	*	28 11.1%	1,032 13.0%		9 9.3%	1,051 13.0%
	不明	13 0.16%	2 0.13%	11 0.17%		8 0.19%	5 0.13%		2 0.07%	11 0.21%		0 0.00%	13 0.16%		0 0.00%	13 0.16%
	虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1,683 20.6%	446 28.0%	1,237 18.8%	***	884 20.6%	799 20.5%		572 19.2%	1,111 21.4%	*	41 16.2%	1,642 20.7%		35 36.1%
虐待者の知識や情報の不足		2,058 25.1%	345 21.7%	1,713 26.0%	***	1,121 26.1%	937 24.1%	*	735 24.6%	1,323 25.4%		78 30.8%	1,980 24.9%	*	21 21.6%	2,037 25.2%
虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響		675 8.2%	131 8.2%	544 8.2%		345 8.0%	330 8.5%		252 8.4%	423 8.1%		10 4.0%	665 8.4%	*	5 5.2%	670 8.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス		1,413 17.3%	324 20.3%	1,089 16.5%	***	763 17.8%	650 16.7%		484 16.2%	929 17.9%		52 20.6%	1,361 17.1%		37 38.1%	1,376 17.0%
虐待者が過去に虐待を行ったことがある		696 8.5%	142 8.9%	554 8.4%		387 9.0%	309 7.9%		242 8.1%	454 8.7%		18 7.1%	678 8.5%		6 6.2%	690 8.5%
虐待者が虐待と認識していない		3,769 46.0%	678 42.6%	3,091 46.9%	**	2,105 49.0%	1,664 42.7%	***	1,248 41.8%	2,521 48.5%	***	114 45.1%	3,655 46.1%		44 45.4%	3,725 46.0%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態		1,325 16.2%	231 14.5%	1,094 16.6%	*	675 15.7%	650 16.7%		548 18.4%	777 14.9%	***	46 18.2%	1,279 16.1%		18 18.6%	1,307 16.2%
虐待者側のその他の要因		898 11.0%	201 12.6%	697 10.6%	*	471 11.0%	427 11.0%		323 10.8%	575 11.1%		25 9.9%	873 11.0%		15 15.5%	883 10.9%
被虐待者側の要因		2,166 26.5%	587 36.8%	1,579 23.9%	***	1,169 27.2%	997 25.6%		712 23.8%	1,454 27.9%	***	60 23.7%	2,106 26.5%		44 45.4%	2,122 26.2%
被虐待者の行動障害	1,297 15.8%	172 10.8%	1,125 17.1%	***	855 19.9%	442 11.4%	***	408 13.7%	889 17.1%	***	54 21.3%	1,243 15.7%	*	6 6.2%	1,291 16.0%	
被虐待者側のその他の要因	1,191 14.5%	203 12.7%	988 15.0%	*	503 11.7%	688 17.7%	***	537 18.0%	654 12.6%	***	49 19.4%	1,142 14.4%	*	15 15.5%	1,176 14.5%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	3,618 44.2%	687 43.1%	2,931 44.4%		1,680 39.1%	1,938 49.8%	***	1,481 49.6%	2,137 41.1%	***	140 55.3%	3,478 43.8%	***	37 38.1%	3,581 44.3%
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1,590 19.4%	297 18.6%	1,293 19.6%		934 21.7%	656 16.9%	***	514 17.2%	1,076 20.7%	***	33 13.0%	1,557 19.6%	**	23 23.7%	1,567 19.4%
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1,230 15.0%	207 13.0%	1,023 15.5%	*	742 17.3%	488 12.5%	***	408 13.7%	822 15.8%	**	44 17.4%	1,186 14.9%		20 20.6%	1,210 15.0%
	家庭におけるその他の要因	496 6.1%	101 6.3%	395 6.0%		281 6.5%	215 5.5%		172 5.8%	324 6.2%		24 9.5%	472 5.9%	*	9 9.3%	487 6.0%

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）※5カ年データ

	全体	行動障害						
		強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けてはいるが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明	有意差	
全体	8,189 100%	946 100%	148 100%	1,224 100%	5,543 100%	328 100%		
虐待の種類	身体的虐待	5,186 63.3%	639 67.5%	91 61.5%	844 69.0%	3,392 61.2%	220 67.1%	***
	性的虐待	304 3.7%	24 2.5%	1 0.7%	50 4.1%	215 3.9%	14 4.3%	
	心理的虐待	2,518 30.7%	200 21.1%	29 19.6%	373 30.5%	1,835 33.1%	81 24.7%	***
	放棄、放置(ネグレクト)	1,209 14.8%	192 20.3%	42 28.4%	180 14.7%	762 13.7%	33 10.1%	***
	経済的虐待	1,704 20.8%	140 14.8%	27 18.2%	207 16.9%	1,276 23.0%	54 16.5%	***
虐待者の続柄	父	2,191 26.8%	345 36.5%	46 31.1%	378 30.9%	1,359 24.5%	63 19.2%	***
	母	2,078 25.4%	354 37.4%	48 32.4%	353 28.8%	1,268 22.9%	55 16.8%	***
	夫	1,170 14.3%	34 3.6%	12 8.1%	143 11.7%	894 16.1%	87 26.5%	***
	妻	187 2.3%	7 0.7%	1 0.7%	14 1.1%	157 2.8%	8 2.4%	(***)
	息子	364 4.4%	10 1.1%	5 3.4%	45 3.7%	286 5.2%	14 4.3%	***
	娘	156 1.9%	3 0.3%	2 1.4%	17 1.4%	122 2.2%	12 3.7%	(***)
	息子の配偶者(嫁)	13 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.2%	10 0.2%	0 0.0%	
	娘の配偶者(婿)	10 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	9 0.2%	0 0.0%	
	兄弟	1,185 14.5%	140 14.8%	21 14.2%	173 14.1%	797 14.4%	40 12.2%	
	姉妹	499 6.1%	57 6.0%	12 8.1%	77 6.3%	327 5.9%	17 5.2%	
	祖父	30 0.4%	5 0.5%	1 0.7%	6 0.5%	18 0.3%	0 0.0%	
	祖母	43 0.5%	10 1.1%	1 0.7%	7 0.6%	23 0.4%	2 0.6%	
	その他	1,060 12.9%	68 7.2%	21 14.2%	132 10.8%	735 13.3%	43 13.1%	***
	不明	13 0.16%	2 0.21%	0 0.00%	2 0.16%	9 0.16%	0 0.00%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1,683 20.6%	329 34.8%	48 32.4%	335 27.4%	922 16.6%	37 11.3%	***
	虐待者の知識や情報の不足	2,058 25.1%	264 27.9%	52 35.1%	379 31.0%	1,260 22.7%	67 20.4%	***
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	675 8.2%	57 6.0%	7 4.7%	72 5.9%	511 9.2%	21 6.4%	***
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1,413 17.3%	259 27.4%	32 21.6%	299 24.4%	769 13.9%	34 10.4%	***
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	696 8.5%	97 10.3%	12 8.1%	119 9.7%	446 8.0%	19 5.8%	*
	虐待者が虐待と認識していない	3,769 46.0%	399 42.2%	66 44.6%	548 44.8%	2,558 46.1%	116 35.4%	**
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1,325 16.2%	137 14.5%	22 14.9%	201 16.4%	921 16.6%	37 11.3%	
	虐待者側のその他の要因	898 11.0%	84 8.9%	12 8.1%	112 9.2%	597 10.8%	85 25.9%	***
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2,166 26.5%	379 40.1%	52 35.1%	320 26.1%	1,359 24.5%	53 16.2%	***
	被虐待者の行動障害	1,297 15.8%	518 54.8%	85 57.4%	512 41.8%	172 3.1%	9 2.7%	***
	被虐待者側のその他の要因	1,191 14.5%	45 4.8%	5 3.4%	113 9.2%	936 16.9%	90 27.4%	***
	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	3,618 44.2%	362 38.3%	66 44.6%	553 45.2%	2,497 45.0%	118 36.0%	***
家庭環境	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1,590 19.4%	155 16.4%	29 19.6%	230 18.8%	1,119 20.2%	41 12.5%	**
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1,230 15.0%	162 17.1%	26 17.6%	219 17.9%	789 14.2%	29 8.8%	***
	家庭におけるその他の要因	496 6.1%	71 7.5%	10 6.8%	59 4.8%	294 5.3%	59 18.0%	***

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

令和3年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

令和3年度
「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業
報告書

令和4（2022）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所